第３章　災害応急対策

第１節　災害対策本部の組織・運営計画

【災害対策本部担当部】　小千谷市災害対策本部

１　計画の方針

災害発生時における円滑な初動体制の確立、災害の拡大防止及び被害の軽減を図り、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するための組織、任務及び職員の配備について定める。

災害対策基本法に基づく、「災害対策本部」は、体系的かつ効果的な対策を図るよう努める。

また、風水害等発生後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な事業を時系列的に示し、自主防災組織等の地域防災力と連携した活動を実施する。

２　出動体制

風水害等の発生が予測され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、職員の出動体制を次のとおり定める。

(1) 風水害時

出動体制		参集職員	主な出動基準
警戒体制		・防災安全課、建設課、農林課の課長があらかじめ指定した職員	1　気象庁から各種警報が発表されたとき 2　軽微な災害の発生が見込まれるとき
必要に応じ災害警戒本部を設置	第１次出動体制	・警戒体制職員 ・防災安全課職員 ・建設課、農林課、上下水道局等の各課長等があらかじめ指定した職員	1　新潟県から土砂災害前ぶれ注意情報が発表されたとき 2　各河川が異常な水位に達したとき 3　信濃川の上流域等で水防警報が発表されたとき 4　軽微な災害が発生したとき
	第２次出動体制	・第１次配備体制職員 ・各課長等 ・各課長補佐等 ・各課の係長 ・その他の職員は待機	1気象庁・新潟県から土砂災害警戒情報が発表されたとき 2　今後、各河川の水位の上昇が更に見込まれるとき 3　重大な災害の発生が見込まれるとき、または発生したとき

第３次 出動体制 (災害対策本部を設置)	・全職員 ※状況に応じて招集する	1　甚大な災害の発生が見込まれるとき、または発生したとき 2　その他市長が特に必要と認めたとき

(2) 雪害時

出動体制	参集職員	主な出動基準
警戒体制	・防災安全課職員 ・建設課、農林課等の各課長があらかじめ指定した職員	1　大雪警報等が発表され、雪崩等の発生が見込まれるとき 2　連続的な降雪で市民に影響を及ぼす場合 3　軽微な災害の発生が見込まれるとき、または発生したとき
雪害警戒本部体制	・警戒体制職員 ・各課長等 ・各課長補佐等 ・各課の係長 ・その他の職員は待機	重大な災害の発生が見込まれるとき、または発生したとき
災害対策本部体制	・全職員 ※状況に応じて招集する	1　甚大な災害の発生が見込まれるとき、または発生したとき 2　小千谷市災害救助条例あるいは新潟県災害救助条例、災害救助法が適用されたとき 3　その他市長が特に必要と認めたとき

３　職員の配備

(1) 勤務時間内の配備

勤務時間内に災害が予測され又は発生した場合、災害対策本部の指令の下、各部は直ちに応急対策の実施に入る。

この場合、学校、保育園及び出先機関等においては、児童、生徒、市民等の安全確保及び施設の管理等を要するため、これら出先機関等の職員の出動体制については別に定める。

(2) 勤務時間外の出動・配備

勤務時間外に災害が予測され又は発生した場合、災害対策本部は災害情報の連絡（夜間・休日）に基づき、関係課と連絡するとともに、電話連絡、携帯メール等により職員に出動指令をかけ応急対策を実施する。なお、各課は連絡体制の整備を行い、連絡名簿を総務課に提出する。

ア　出動手段

出動時の交通手段は原則自転車、バイク又は徒歩とする。

イ　出動途上の措置

職員は、出動途上において可能な限り被害状況を調査し、所属する長に報告する。また、要救助者を発見したときは救護措置にあたった後、速やかに出動する。

(3) 勤務時間外の出動・配備

災害対策本部部長は、職員の配備状況及び活動状況を把握し、所属職員のみでは災害対応が困難な場合は、災害対策本部総務部長に応援を求める。

災害対策本部総務部長は、災害の状況及び職員の動員状況等を掌握し、職員の適正配備を行う。

４　災害警戒本部の設置

(1) 設置

梅雨前線の活性化や台風の接近などにより、風水害等が発生し、又は発生する恐れがあり、災害への対応が必要になると予想される場合、必要に応じ災害警戒本部を設置して気象や被害情報などの収集を行う。

警戒本部を設置又は廃止した場合は、直ちに関係方面に周知する。

(2) 設置基準

ア　災害対策本部あるいは現地災害対策本部の設置を検討するとき

イ　小規模な被害が発生しているが、災害対策本部の設置には至らないとき

ウ　現在は少雨で河川水位が低くても、今後、大雨が予想され、河川水位の急激な上昇、被害発生の恐れがあるとき

５　雪害警戒本部の設置

(1) 設置

寒冷前線の活発化や積雪期の降雨などにより、雪害、雪崩、融雪災害等が発生し、又は発生する恐れがあり、災害への対応が必要になると予想される場合、必要に応じ雪害警戒本部を設置する。

警戒本部を設置又は廃止した場合は、直ちに関係方面に周知する。

(2) 設置基準

ア　災害対策本部あるいは現地災害対策本部の設置を検討するとき

イ　小規模な被害が発生しているが、災害対策本部の設置には至らないとき

ウ　今後、豪雪による被害、雪崩、融雪災害等の発生の恐れがあるとき

６　災害（雪害）対策本部及び現地災害（雪害）対策本部の設置・廃止基準

(1) 設置基準

市長は、次に掲げる場合は直ちに災害対策基本法第２３条の２に基づく災害（又は雪害）対策本部を設置する。災害現場に必要な場合は、現地災害（又は雪害）対策本部も併せて設置する。

ア　市域において風水害の発生する恐れがある場合で、高齢者等避難、避難指示等を発表・発令すると見込まれる場合

イ　市域において雪害等により大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、必要があると認めた場合

ウ　災害応急対策を実施するため、特に災害（又は雪害）対策本部の設置を必要とするとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、原則として市役所大会議室に設置し、各部の対策は、各部長の所属課等で実施する。ただし、市役所庁舎に甚大な被害が生じ対策本部としての機能が果たせない場合は、消防本部とする。

(3) 廃止基準

市長は、災害復旧対策が概ね完了したと認められた場合は、災害（又は雪害）対策本部、現地災害対策本部を解散する。

(4) 設置及び廃止の通知

市長は、災害（又は雪害）対策本部、現地災害対策本部を設置し又は廃止したときは、県知事、防災会議構成機関及びその他関係機関にその旨を通知する。

７　避難情報の基準

市は、水害・土砂災害への早めの備えとして高齢者等避難を発表する。高齢者等避難、避難指示等の発表・発令基準は別に定める。

８　避難所の開設

市長は、高齢者等避難を発表する際、あるいは災害の発生状況に応じて、施設管理者、住民等と協働で避難所の開設を行う。避難所に配備する職員は、本部長があらかじめ指示する職員とし、避難者の受入れ、負傷者の救護、避難所の開設、運営及び地区の被害状況の調査を行う。

９　災害対策本部及び現地災害対策本部の体制

災害対策本部及び現地災害対策本部の体制は、小千谷市災害対策本部条例及び小千谷市災害対策本部規程に定める「本部の組織及び事務分掌」とする。

(1) 災害対策本部（本庁に設置）

市長は、市域において災害対策本部及び現地災害対策本部の設置基準に達した場合、本庁に災害対策本部を設置する。市長を災害対策本部長とし、本部長は全市の統括及び全職員を指揮監督する。

本部長は、本部会議、本部事務局及び各部を設置する。

ア　本部事務局

災害対策本部の運営、本部長の命令・指示伝達を行う本部事務局を設置する。

イ　各部

構成及び事務分掌は、小千谷市災害対策本部規程に定める「本部の組織及び事務分掌」のとおりとする。

(2) 現地災害対策本部

市長は、災害現場の情報収集伝達等に必要がある場合は、災害現場に災害対策本部

事務を行う現地災害対策本部を設置する。現地本部長は、本部の副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する。現地本部員は、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する。

10　指揮命令の順位

(1) 災害対策本部

災害対策を実施する上で、指揮命令権者（本部長：市長）が不在の場合は、次の順位により指揮命令を確立する。

第１順位：副市長
第２順位：教育長
第３順位：総務課長
第４順位：総務課長以外の課（局）長（注）

(注) 小千谷市長の職務代理に関する規則に定める順序とする。

(2) 緊急時の措置

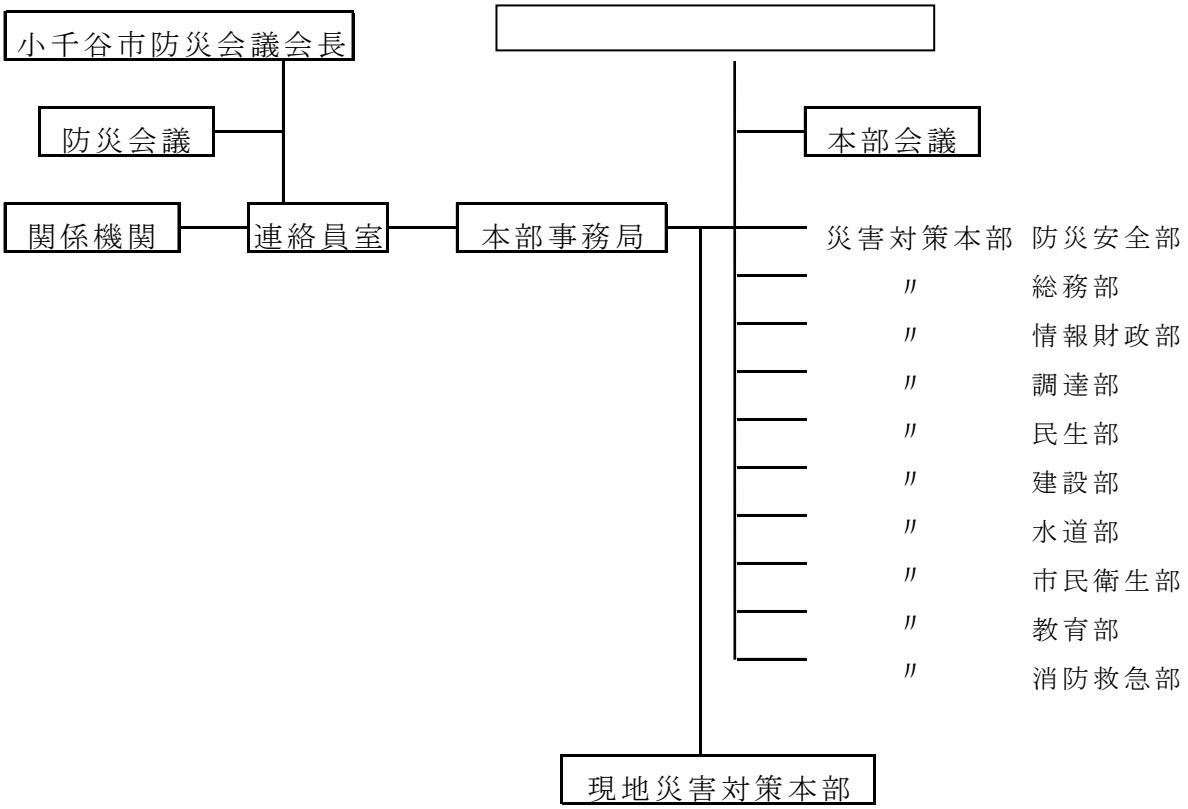
緊急に災害対策を実施しなければならない場合において、指揮命令権者の指示を受けることができないとき、又はそのいとまがないときは、当該現場における最上席の職員の判断により実施し、事後、指揮命令権者に報告するものとする。

11　小千谷市防災会議連絡員室の設置

市が災害対策本部を設置したときは、小千谷市防災会議は市役所本庁に連絡員室を設置し、関係機関相互の情報伝達を行う。

小千谷市防災会議連絡員室が設置されたときは、関係委員は、その所属機関から職員を派遣し、必要に応じて連絡員室に常駐させる。

（災害対策本部組織系統図）



12　風水害発生前後の対応スケジュール

(1) 豪雨・暴風等により災害発生が予測される段階

○気象警報の伝達

○水防警報の伝達、河川等の警戒監視強化、土砂災害パトロール

○関係職員の緊急参集

○災害警戒本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立

○住民避難情報の収集

ア　高齢者等避難の発表

・避難所の開設準備（施設の安全確認、管理・運営職員の派遣）

・要配慮者の所在確認、避難所等への移動

・一般住民への避難情報

・児童・生徒の安全確保

イ　避難の指示

・一般住民の移動避難

・避難所備蓄物資による対応

・避難者の状況把握

・残留住民の移動避難、建物上層階等での籠城避難

(2) 豪雨・暴風等による災害の発生中（破堤氾濫、浸水等）

○災害対策本部の設置

○被害情報の収集
○市長・知事の緊急アピール
○水防活動等被害拡大防止活動の実施
○自衛隊等の派遣要請、広域応援の要請
○公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
○交通規制の実施
○県ボランティア本部・市ボランティアセンターの設置
○避難所への避難者の概数及び食料等必要量の把握
○避難所等への食料・生活必需品の輸送
○避難所等への仮設トイレの設置
○医療救護本部の開設
○救護所の設置
○避難所での要配慮者支援対策の実施

(3) 避難指示の解除から２４時間以内
○災害救助法の適用
○通信途絶地域への仮設通信設備設置
○市の被害状況の把握
○被災地外からの医療救護班の受入れ
○避難所外避難者の状況の把握
○ボランティアの受付開始
○義援金の受付

(4) 避難指示等の解除から３日以内
○ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置
○健康相談の実施
○浸水地域の消毒・感染症予防対策の実施
○断水地域への給水車による給水
○ボランティアの作業開始

13　災害時の市役所庁舎における庁舎管理上の対応

(1) 電力の確保

停電発生時に円滑な災害対策を行うことができるように、発電機等の出力の増強及び設置を行い、予備発電の確保を行う。

(2) 燃料の確保

予備電源装置の燃料確保に努める。

(3) 宿直者の対応

休日・夜間に大規模な地震が発生した場合は、身の安全を確保した上で、庁舎の被害状況を確認するとともに、出入口及び通路の確保を行い、迅速な災害対策が行えるようにする。

14　積雪期の対応

積雪期にあっては、雪崩による交通途絶、二次災害の危険性が予想される。職員は本部に参集する場合、雪崩危険箇所等にあっては、特に注意するものとする。

雪崩等により道路等が寸断された場合は、復旧するまでの間、地域の自主防災組織等の活動に参加し、地域の被害状況を収集するとともに、本部への情報伝達にあたる。また、道路等が寸断され、かつ、通信手段が確保できない場合は、地域の被害状況の収集等に当たり、二次災害の危険性が低くなったときに、各自の勤務する施設に参集する。

災害対策本部各部の分掌事務

部の名称	担当事務
防災安全部	・災害対策本部に関すること。 ・災害救助法適用に関すること。 ・防災会議及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・避難の指示又は解除に関すること。 ・情報伝達手段に関すること。 ・自衛隊出動要請に関すること。 ・緊急消防援助隊の出動要請に関すること。 ・被害調査に関すること。 ・水防に関すること。 ・原子力災害に関すること。 ・他班に属さないこと。
総務部	・り災者の避難に関すること。 ・避難所運営の調整に関すること。 ・緊急輸送の総合調整及び車両等の確保に関すること。 ・職員の動員に関すること。 ・健康管理に関すること。 ・派遣職員の受け入れに関すること。 ・市有財産の災害予防及び被害調査及び復旧に関すること。 ・義援金の出納に関すること。 ・防災安全班の応援 ・被害認定調査及びり災証明に関すること。 ・市税の臨時措置に関すること。 ・食料及び生活必需品等の運搬に関すること。 ・義援物資の運搬に関すること。 ・議員との連絡調整に関すること。
情報財政部	・災害時の情報収集、整理及び報告に関すること。

	・予算措置に関すること。 ・災害情報の広報活動に関すること。 ・被害写真に関すること。 ・防災安全班の応援
調達部	・食料及び生活必需品等の調達及び運搬に関すること。 ・雇用対策及び融資に関すること。 ・商工業者の被害調査に関すること。 ・義援物資の受け入れ、保管及び運搬に関すること。 ・文化財の被害調査に関すること。 ・農林水産施設の災害予防、被害調査及び復旧に関すること。 ・農業者への融資に関すること。 ・避難所施設の管理運営に関すること。
民生部	・り災者の救出及び避難に関すること。 ・ボランティアに関すること。 ・避難所の管理運営に関すること。 ・義援金の受け入れ、配分管理に関すること。 ・要配慮者の救出及び避難に関すること。 ・社会福祉施設の災害予防、被害調査及び復旧に関すること。 ・救護本部及び救護所の設置に関すること。 ・感染症(伝染病)の予防に関すること。 ・避難所の健康管理に関すること。
建設部	・土木建築関係施設の災害予防、被害調査及び復旧に関すること。 ・交通規制等に関すること。 ・緊急輸送路に関すること。 ・障害物の除去に関すること。 ・都市計画施設の災害予防、被害調査及び復旧に関すること。 ・仮設住宅の設置及び住宅応急修理に関すること。 ・被災者生活再建支援金に関すること。 ・ヘリポートの設置に関すること。
水道部	・水道、下水道及び工業用水道施設の災害予防、被害調査及び復旧に関すること。 ・応急給水に関すること。
市民衛生部	・炊き出しに関すること。 ・埋葬及び火葬に関すること。 ・し尿及びごみ処理に関すること。 ・防疫に関すること。

	・仮設トイレに関すること。 ・愛玩動物に関すること。 ・避難所の管理運営に関すること。
教育部	・児童福祉施設及び教育施設の災害予防、被害調査及び復旧に関すること。 ・児童、生徒の救出及び避難に関すること。 ・被災学校の運営に関すること。 ・給食センターでの炊き出しに関すること。 ・避難所の管理運営に関すること。 ・社会教育、社会体育施設の災害予防、被害調査及び復旧に関すること。
消防救急部	・消防に関すること。 ・救急に関すること。 ・新潟県消防相互応援協定等による応援要請に関すること。

第２節　防災関係機関の相互協力体制

【災害対策本部担当部】　小千谷市災害対策本部

１　計画の方針

○　基本方針

大規模な災害が発生し、本市単独では応急対策が困難なときは、県、他市町村、民間、自衛隊及び防災関係機関等の協力を得て応急対策を行い、災害の拡大を抑止する。

なお、市は事前に県内市町村、県外自治体等と相互応援協定を締結し、災害時の応援協力体制を構築する。

(1) 各主体の責務

ア　市

(ｱ) 市は、被災したときは、被害状況等を迅速に把握し、災害応急対策を行うため必要があると認めた場合は速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入体制を確立する。

(ｲ) 被災市町村から応援を求められたときは、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

(ｳ) 他市町村が被災したときは、市は、被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整備する。

(ｴ) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。また、市町村間等の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて体制整備に努める。なお、その際、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

(ｵ) 被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

(ｶ) 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機

関で共有する等、必要な準備を整える。

(ｷ) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有するなど連携に努める。

イ　県

(ｱ) 県は、国、公共機関、被災市町村と連絡を密にし、災害事態に対する認識を一致させて必要な災害応急対策を迅速に実施する。

(ｲ) 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、県内市町村に対して被災市町村を応援することを求めるとともに、県と県内市町村のみでは十分な災害応急対策が実施できない場合には、協定や応急対策職員派遣制度等に基づき、速やかに他の都道府県や関係機関等に応援又は職員派遣の要請等を行う。また、必要に応じて、専門家に助言・支援の要請を行う。

(ｳ) 県は、災害の規模等に照らし、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう、要求する。

(ｴ) 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、道路の啓開や応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(ｵ) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、近隣県をはじめ、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努め、相互応援体制の強化を図る。

(ｶ) 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。

(ｷ) 市町村が災害対応能力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努め　るものとする。また、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

(ｸ) 県は、市と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、他の都道府県の相互応援に関する情報収集にあたるとともに、平常時から連絡体制等の構築、応援職員の活用方法の習熟及び発災時における円滑な活用促進に努める。

(ｹ) 連絡不通時の市への県職員の派遣、大規模災害時における県による自主的応援を含めた支援を行う。

(ｺ) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有し、災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築しておくよう努める。

(ｻ) 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。

(ｼ) 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

(ｽ) 県は、国が情報共有を目的に行う連絡会議等において、県の対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を国等と共有し、必要な調整を行うよう努める。

ウ　その他の防災関係機関の責務

(ｱ) その他の各防災機関は、その所掌する災害応急措置を速やかに実施するとともに、必要があると認める場合は、他の防災関係機関に対し必要な応援等の要請を行う。

(ｲ) 国は、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

(ｳ) ライフライン事業者は、必要に応じ、災害応急対策に関し広域的応援体制をとるように努める。

(ｴ) 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画に応援計画や受援計画を位置付けるよう努めるとともに、応援又は受援に必要な準備を整える。

(ｵ) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者間で情報共有するなど連携に努める。

(2) 達成目標

災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、次の事項を実施し、災害時の応援又は応援の受入れのための体制を確立する。

ア　災害時相互応援に関する協定の締結

イ　災害時の情報収集及び連絡体制の確立

ウ　受援計画の整備など応援受入体制の確立

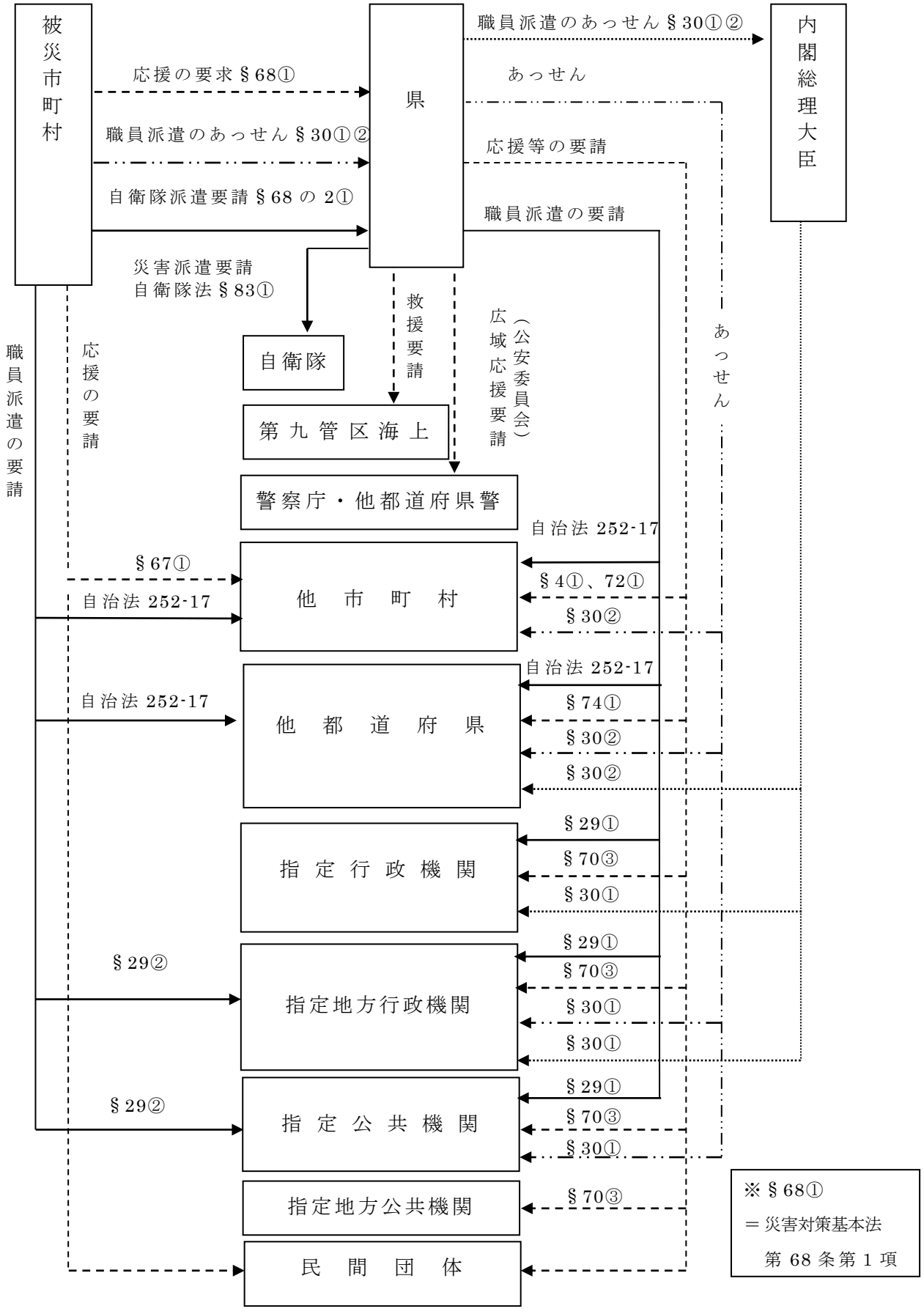
エ　応援計画の整備など応援体制の確立

(3) 積雪期の対策

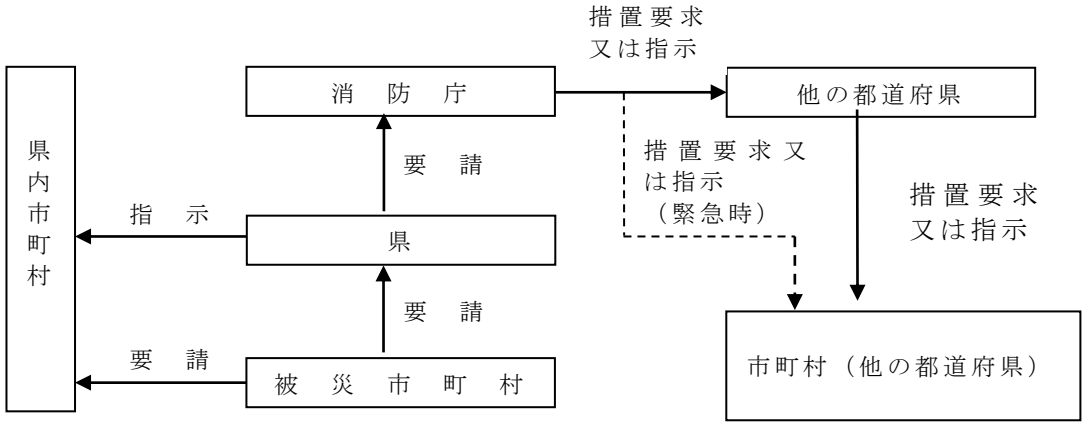
市は、積雪期において災害が発生し応援の要請を行う場合、応援隊の受入れ、活動が円滑に実施されるよう、速やかに除雪等を行い関係する施設及び用地の確保に努める。

２　情報の流れ

【災害対策基本法等に基づく応援要請等】



【消防組織法に基づく応援要請等】



３　業務の内容

(1) 時系列区分による応援要請

第１段階	・人命の救護に必要な応援要請 ・災害の拡大防止に必要な応援要請	ア．救出・搬送用人員、資機材 イ．医療に関する応援 ウ．火災の鎮圧及び救助・救急に間する応援 エ．その他状況に応じた応援
第２段階	・災害対策に必要な応援要請	ア．必要物資の供給 イ．給水等ライフライン応急対策に対する応援 ウ．遺体保護・防疫などに関する応援 エ．ごみ、し尿処理に関する応援 オ．その他状況に応じた応援
第３段階	・復旧対策に必要な応援要請	ア．復旧対策に関する応援 イ．その他状況に応じた応援

(2) 市が実施する行政機関に対する主な応援要請の種別

指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関職員の派遣要請	災害対策基本法第２９条
県知事	１．指定地方行政機関職員の派遣 ２．他の地方公共団体職員の派遣あっせん要請 ３．応援の要求及び応急措置の実施要請 ４．職員の派遣要請 ５．自衛隊への派遣要請 ６．消防庁への派遣要請	災害対策基本法３０条第１項 災害対策基本法３０条第２項 災害対策基本法６８条 地方自治法第２５２条の１７ 消防組織法第２４条の３
他の市町村長等	１．応援の要求 ２．職員の派遣要請	ア．復旧対策に関する応援 イ．その他状況に応じた応援

	３．災害応援に関する協定に基づく要請	

(3) 市の行う応援要請

ア　指定地方行政機関に対する要請

(ｱ) 市長は、応急対策に関する応援等を要請し、応急対策又は災害復旧のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

(ｲ) 指定地方行政機関の長は、職員の派遣要請を受けたときは、その所掌事務に支障のない限り適任と認められる職員を派遣する。

(ｳ) 北陸地方整備局

市長は、応急対策又は災害復旧のため、災害対策用機械等が必要と認めるときは、北陸地方整備局に対し、災害対策用機械等の支援を要請する。県を通じてのあっせん要請のほか、直接出先機関に要請することもできる。

〈使用要請事項〉

・使用を要請する理由	・その他必要事項
・使用を必要とする期間	

イ　知事への要請

市長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、知事に対し次により応援（あっせんを含む。）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。

(ｱ) 連絡先及び方法

県危機対策課へ防災行政無線、電話、ＦＡＸ等で行う。なお、防災行政無線、電話で要請した場合は、後にＦＡＸ等で処理する。

(ｲ) 知事は、市長から応援要請を受けたときは、県の応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力を行う。

ウ　他の市町村に対する要請

(ｱ) 市長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、知事に対し次により応援（あっせんを含む。）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。

(ｲ) 市長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法等の規定に基づき他の市町村長に対し応援を要請する。

（○防災協定締結一覧表・・・・・資料編参照）

エ　「中越大震災ネットワークおぢや」の活用

新潟県中越大震災における災害対応を契機として平成 17 年に設立した「中越大震災ネットワークおぢや」(事務局：小千谷市・常葉大学)により、災害発生時における被災市町村の災害対応業務支援のための情報提供と、経験職員等派遣の調整を行う。

（○ネットワークおぢや会員名簿・・・・・資料編参照）

(4) 県の行う応援要請

県は、市からの応援要請があったとき、又は必要と認めたときは、県地域防災計画の定めに基づき必要な措置を行う。

ア　他の市町村への応援の指示又は調整

イ　他の都道府県への応援の要請
ウ　全国知事会を通じた応援の要請
エ　指定行政機関等への応急対策実施要領
オ　第九管区海上保安本部への支援要請
カ　民間団体への応援要請
キ　自衛隊に対する災害派遣要請
ク　警察本部の応援要請（公安委員会）
ケ　消防の広域応援

(5) 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示

ア　指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、所掌する応急対策の実施に関し必要があると認めるときは、知事、市長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急対策の実施を要請し、又は指示することができる。

イ　知事、市長及び指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、要請があったとき、所掌する応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について応急対策を実施する。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

ア　指定公共機関又は指定地方公共機関は、所掌する応急対策の実施に関し必要があると認めるときは、指定行政機関の長に対し、応援を求めることができる。

イ　指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事若しくは市長は、指定公共機関又は指定地方公共機関から応援を求められたときは、所掌する応急対策との調整を図り、可能な限りこれに応じる。

(7) 消防機関に対する応援要請

市の消防力で対処することが困難と予測される救助・救急事故及び火災が発生したとき、消防組織法第２１条及び第２４条の３に基づく応援要請を行い、人命の救護及び火災の鎮圧に万全を期する。応援要請の手順は次のとおりとする。

ア　救助・救急及び火災等の応援要請

要請順位	応援協定名称等	要請種別	要請先	応援出動消防機関
第一順位	新潟県広域消防相互応援協定等	第一要請	○長岡市消防本部 TEL0258-36-0119 FAX0258-36-8320	中越地域の消防本部
		第二要請	○長岡市消防本部 ○新潟市消防局 TEL025-223-3191 FAX025-223-3174 ○上越地域消防局 TEL025-525-1199 FAX025-523-8225	中越地域の消防本部、下越又は上越地域の消防本部

		第三要請	○長岡市消防本部 ○新潟市消防局 ○上越地域消防局 ○佐渡市消防本部 TEL0259-52-3941 FAX0259-52-5651	県下全域の消防本部
第二順位	緊急消防援助隊要綱	消防庁長官 （県危機対策課） TEL025-285-5511 TEL(夜)025-280-5511（警備室） FAX025-281-2979		消防庁に登録、又は報告してある全国の救助、救急及び消火部隊等

イ　消防防災ヘリコプターの応援要請

応援協定名称等	要請種別	要請先	応援出動消防機関
新潟県消防防災ヘリコプター応援協定	(1)調査 情報収集等 (2)火災（消火） (3)救助 (4)救急 (5)救援物資、人員等の搬送	県消防防災航空隊 TEL025-270-0263、0395 FAX025-270-0265	
広域航空消防応援実施要綱		消防庁長官（県危機対策課） TEL025-280-5511 TEL(夜)025-280-5511（警備室） FAX025-281-2979	消防防災航空隊を有する県及び政令指定都市の消防機関等

(8) 受入体制

市は、応援要請により災害派遣される人員、車両、物資等の受入れ及びそれらの部隊が滞在し災害活動を実施するに必要な物資の供給体制等について事前に定めておくとともに、応援要請を行うと同時に関連施設等の確保を行う。

ア　情報の収集・伝達・交換

応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県、市に通報するほか、必要な情報交換を行う。

イ　受入体制の確立

国、関係都道府県、市との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など受入体制を確立する。

ウ　応援隊事務室の設置

市は、応援隊との指揮命令系統の確保及び連絡調整等を円滑に行い災害対策を迅速に実施するため、次により事務室を設置する。

応援部隊		事務室設置場所
市		災害対策本部
消防機関		消防本部
自衛隊	統括本部	災害対策本部

	前線本部	災害対策本部

エ　宿泊場所の確保

(ｱ) 避難所として指定されていない公共施設

(ｲ) 自衛隊については宿営を原則とし、宿営地は白山運動公園及び市役所周辺の市管理用地とする。また、必要に応じ宿泊施設を確保する。

(ｳ) 被災状況、応援隊の規模等により市で確保することができない場合は、近隣市町に依頼し確保する。

オ　車両集結場所

(ｱ) 宿泊場所に隣接したグラウンド、空地及び駐車場とする。

(ｲ) 不足の場合は状況に応じ、直近の公共用地、民間の駐車場の借り上げにより確保する。

カ　燃料確保及び供給

(ｱ) 災害応援車両への燃料の供給は、原則として新潟県石油商業協同組合の協力を得て給油場所を指定し供給する。

(ｲ) 被災状況等により、確保、供給することができない場合は、タンクローリー、ドラム缶等による供給を県に要請し確保する。

キ　食料の供給及び炊事施設の確保

(ｱ) 自衛隊及び緊急消防援助隊は、災害派遣期間中の食料の確保及び炊事については、原則として自己において完結する。

(ｲ) 他市町村、消防機関等（緊急消防援助隊を除く。）の災害応援隊に対する食料の供給及び炊事施設の確保は、原則として市で行うが、災害の規模及び被災の状況等により応援隊への食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、相当日数の食料及び炊事用具の携行を要請する。

第３節　気象情報等伝達計画

【災害対策本部担当部】　○情報財政部、防災安全部、消防救急部

１　計画の方針

風水害等は気象・水象情報の分析により、災害発生の危険性をある程度予測し、事前対策を講じることが可能なことから、関係機関及び住民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てるものとする。

○　基本方針

ア　各主体の責務

(ｱ) 市民・企業等

市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元町内会や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

(ｲ) 市

市は、気象等の特別警報・警報・注意報について、県、消防庁、ＮＴＴから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、必要に応じて自主防災組織等の関係団体へ通報するとともに住民へ周知する。特に、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは､直ちに緊急告知ラジオ等により市民へ周知する。

また、気象等の特別警報の通知を受けた場合は、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に、直ちに通知された事項を周知させる措置をとらなければならない。

(ｳ) 県

県は、新潟地方気象台から災害に関する予報又は警報の通報を受けたとき、直ちに市に通知するよう努める。

特に、気象等の警報・特別警報の通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに通知された事項を市に通知しなければならない。

(ｴ) 国

新潟地方気象台は、気象等の警報等を発表したときは、直ちにその警報事項を関係機関に通知しなければならない。

イ　達成目標

気象等の警報や災害関係予報、災害関係情報を関係機関及び住民に対し迅速かつ的確に伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てる。

２　業務の体系

気象業務法に定める特別警報・警報・注意報等	特別警報・警報・注意報の種類と概要
	特別警報・警報・注意報の概要
消防法に定める火災気象通報及び火	火災気象通報

災警報	火災警報

３　業務の内容

【気象業務法に定める特別警報・警報・注意報等】

新潟地方気象台は、気象業務法等法令の定めるところにより新潟県内における特別警報・警報・注意報及び気象情報等の発表を行い、関係機関に通知し住民に周知させる。

その際、地方公共団体等の防災機関や住民が風水害による危険度を具体的に把握できるよう、危険度が高まる時間帯や場所を色分けして示した表や地図（危険度分布(通称:キキクル)）など、より適切な形態での伝達を図り、気象等に関する警報等の利用の高度化に努めるものとする。

(1) 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

種　　類	概　　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

ア　一般の利用及び水防活動の利用に適合する予報及び警報

本県においては、新潟地方気象台が小千谷市を対象に、次表の基準により気象警報・注意報等を発表する。（令和４年１１月２４日運用開始）

なお、大雨・洪水の発表基準については、過去災害の発生履歴等に関連性が高い指数値を用いて設定されている（令和元年５月２９日運用開始)。本指数値は、新潟地方気象台が災害事例等の蓄積により毎年見直しを行っている。

(ｱ) 特別警報

種　　類	発　　表　　基　　準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量になる大雨が予想され、もしくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

(ｲ) 警報

種　　類	発　　表　　基　　準

大雨警報 （浸水害）又は （土砂災害）	（浸水害）：表面雨量指数基準 10 （土砂災害）：土壌雨量指数基準 122 を超える降雨が予想される場合
洪水警報	流域雨量指数基準 須川流域：7.4、朝日川流域：8.4、野辺川流域：8.3、茶郷川流域：9.8、表沢川流域：3.2 複合基準 茶郷川流域：表面雨量指数基準 5、流域雨量指数基準 8.8 表沢川流域：表面雨量指数基準 10、流域雨量指数基準 3.1 を超えると予想される場合
暴風警報	平均風速が 20m/s を超えると予想される場合
暴風雪警報	平均風速が 20m/s を超え、かつ雪を伴うと予想される場合
大雪警報	平地 6 時間降雪の深さ 35 ㎝ 山沿い 12 時間降雪の深さ 55cm いずれかを超えると予想される場合

(ｳ)注意報

種　　類	発　　表　　基　　準
大雨注意報	表面雨量指数基準 5 土壌雨量指数基準 79 を超える降雨が予想される場合
洪水注意報	流域雨量指数基準 須川流域：5.9、朝日川流域：6.5、野辺川流域：6.6、茶郷川流域：7.8、表沢川流域：1.7 複合基準 信濃川流域：表面雨量指数基準 5、流域雨量指数基準 72.4 須川流域：表面雨量指数基準 5、流域雨量指数基準 4.7 野辺川流域：表面雨量指数基準 5、流域雨量指数基準 6.6 茶郷川流域：表面雨量指数基準 5、流域雨量指数基準 7.8 表沢川流域：表面雨量指数基準 5、流域雨量指数基準 1.7 を超えると予想される場合
強風注意報	平均風速が４月～９月：12m/s、10 月～３月：15m/s と予想される場合
風雪注意報	平均風速が４月～９月：12m/s、10 月～３月：15m/s、かつ雪を伴うと予想される場合
大雪注意報	平地 6 時間降雪の深さ 15 ㎝ 山沿い 12 時間降雪の深さ 30cm いずれかを超えると予想される場合

雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
融雪注意報	1　積雪地域の日平均気温が 10℃以上と予想される場合 2　積雪地域の日平均気温が７℃以上と予想され、かつ日平均風速５m/s 以上か日降水量 20 ㎜ 以上が予想される場合
濃霧注意報	視程が 100m 以下になると予想される場合
乾燥注意報	実効湿度が 65％以下､最小湿度が 40％以下になると予想される場合
なだれ注意報	1　24 時間降雪の深さが 50 ㎝以上で気温の変化が大きいと予想される場合 2　積雪が 50 ㎝以上で最高気温が８℃以上になるか、日降水量 20 ㎜以上の降雨が予想される場合
低温注意報	５月～９月：日平均気温が平年より３℃以上低い日が３日以上継続すると予想される場合 11 月～４月：平野部で最低気温が－７℃以下、山沿いで－10℃以下となることが予想される場合
霜注意報	早霜・晩霜期に最低気温３℃以下
着氷・着雪注意報	1　著しい着氷が予想される場合 2　気温０℃付近で､並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合

(ｴ)その他の情報

記録的短時間大雨情報	１時間雨量で 100mm 以上の降雨が予想される場合

(ｵ)水防活動の利用に適合するもの

種類			発表基準
注意報	水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ
	水防活動用はん濫注意情報	はん濫注意情報	〃　はん濫注意情報と同じ
	指定河川のはん濫注意情報	信濃川中流はん濫注意情報	洪水予報基準地点の水位がはん濫注意水位を超えるおそれがある場合
警報	水防活動用気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ
	水防活動用はん濫警戒情報	はん濫警戒情報	〃　はん濫警戒情報と同じ
	指定河川のはん濫警戒情報	信濃川中流はん濫警戒情報	洪水予報基準地点の水位がはん濫危険水位もしくははん濫危険水位を超える洪水となることが予想される場合

（注）１　表基準欄に記載した数値は、新潟県における過去の災害発生頻度と気象条

件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。

２　水防活動の利用に適合する注意報・警報は、一般の注意報・警報のうち水防に関するものを用いて行い、「水防活動用」の用語は用いない。又、指定河川を対象とする洪水予報（信濃川中流はん濫注意情報及びはん濫警戒情報）は北陸地方整備局（信濃川河川事務所）と新潟地方気象台が共同で発表する。

３　同時に２つ以上の注意報又は警報を行う場合は、標題にそれらの注意報又は警報の種類を併記した１つの注意報文又は警報文を作成する。

４　１つ又は２つ以上の注意報又は警報が発表された後において、１つ又は２つ以上の注意報又は警報を発表した場合は、前に発表された注意報又は警報は後で発表された注意報又は警報に切り換えられたものとし、注意報又は警報の必要がなくなった場合はこれを解除する。

イ　気象情報等

(ｱ) 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する新潟県気象情報」、「記録的な大雨に関する北陸地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する新潟県気象情報」、「顕著な大雨に関する北陸地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」、という表題の気象情報が発表される。大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する新潟県気象情報」という表題の気象情報が発表される。また、降雪が大雪警報の基準を大幅に上回り、一層の警戒が必要となる場合には「除雪が困難となる積雪になっており」等の表現を用いた新潟県気象情報が発表される。

(ｲ) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

(ｳ) 記録的短時間大雨情報

新潟県内で大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）

が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(ｴ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（上越、中越、下越、佐渡）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

(ｵ) 信濃川中流洪水予報、魚野川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。洪水予報の標題（種類）は気象庁ホームページを参照のこと。

(ｶ) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

・「災害切迫」(黒)：災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル５に相当

・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。

・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河

川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

・「災害切迫」（黒）災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル５に相当

・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。

・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

・流域雨量指数の予測値

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時１０分ごとに更新している。

(ｷ) 早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（下越、中越、上越、佐渡）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（新潟県）で発表される。大雨に関して、［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

ウ　その他の予報及び警報

(ｱ) 船舶の利用に適合する予報及び警報（新潟地方気象台発表）

(ｲ) 航空機の利用に適合する警報（東京航空地方気象台発表）

(ｳ) 鉄道・電気事業の利用に適合する予報及び警報（新潟地方気象台発表）

(2)　特別警報・警報・注意報の伝達

ア　一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報等の伝達

(ｱ) 新潟地方気象台は、気象警報等（航空機、鉄道、電気事業等に適合するための警報を除く）を発表、切替え、解除したときは、気象警報等の伝達系統図により、関係機関へ速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により伝達する。通知を受けた関係機関は、更に傘下の関係機関及び一般住民等に速やかに伝達・周知する。

(ｲ) 市は、警報・特別警報を受領した場合は、状況に応じて市民に対して広報車の巡回、電話及び消防団員による町内巡回等により周知する。

(ｳ) 知事は、(1)ア又はイの通報を受けたときは、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれを関係地方機関及び市長に伝達する。また、気象情報等の通報についても、必要と認める事項は関係市町村等に通報するものとし、この場

合は、一斉メールによるほか、新潟県防災行政無線、一般電話、県警察本部所管の通信網及び日本放送協会新潟放送局の放送等により周知を図るものとする。

(ｴ) 東日本電信電話㈱は、新潟地方気象台から警報・特別警報の伝達を受けたときは、一般通信に優先し所管の通信網（ＦＡＸ）により、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれを市へ伝達する。

(ｵ) 日本放送協会新潟放送局は、ラジオにあっては番組間を利用し、又は緊急の場合は番組を中断し、テレビにあっては字幕により放送し、速やかに関係地域一般にこれを放送しなければならない。なお、災害対策基本法第５７条に基づいて、市長から災害による避難指示等の放送要請があったときは、緊急警報放送を実施する。

イ　水防活動の利用に適合する注意報及び警報の伝達

信濃川の水防警報については、国土交通省（信濃川河川事務所）が行うが、国土交通省、県が水防警報を発しない中小河川の水防予知については市長が行うものとし、必要ある場合は警報に準じて措置する。

ウ　その他の予報及び警報の伝達等

船舶の利用に適合する予報及び警報、航空機の利用に適合する警報、鉄道電気事業の利用に適合する予報及び警報については、新潟地方気象台又は東京航空地方気象台が関係機関に伝達又は通報する。

エ　異常現象発見時における措置

(ｱ) 異常現象の種別

a 竜巻　農産物、建造物に被害を与える程度以上のもの

b 強い降ひょう　農作物等に被害を与える程度以上のもの

c なだれ　建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの

d その他異常なもの

(ｲ) 通報手続

a 異常現象を発見した者は、速やかに市長、警察官等に通報する。

b 通報を受けた警察官は、その旨市長に通報する。

c (ｲ)のａ又はｂにより通報を受けた市長は、直ちに下記機関に通報する。

(a) 新潟地方気象台

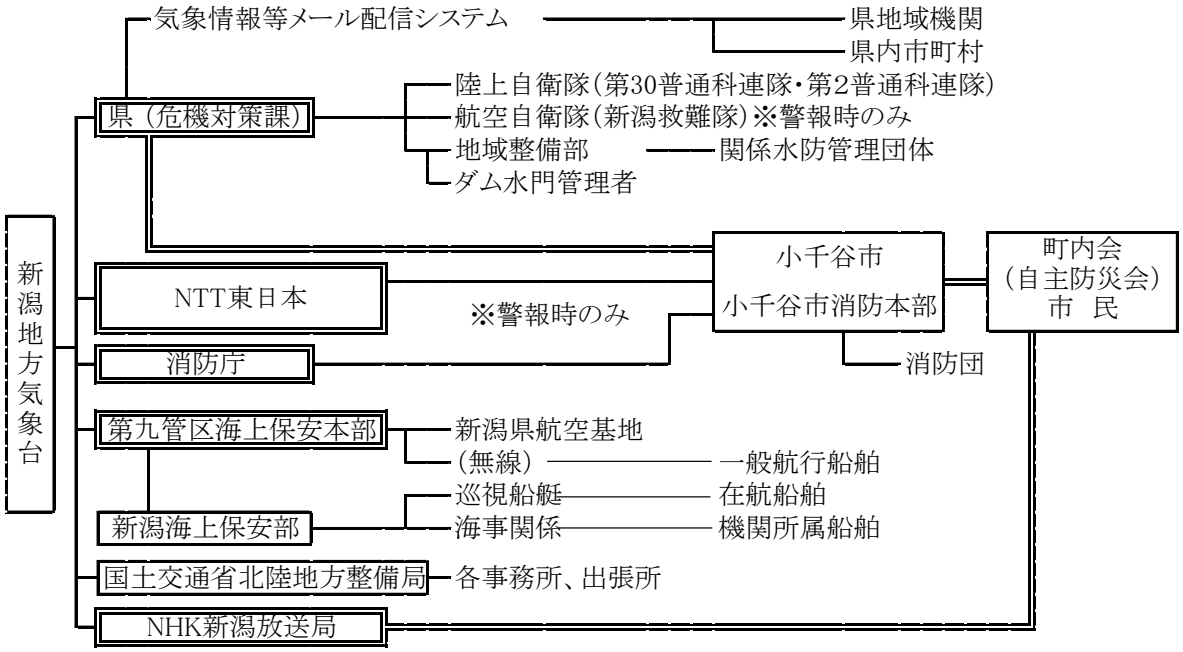
(b) 長岡地域振興局及びその他関係機関

(c) 当該災害に関係する近隣市町村

d 長岡地域振興局長は、その旨を直ちに県危機対策課長及び関係部課長に通報する。

e 県危機対策課長は、新潟地方気象台にその旨を直ちに通報する。

（令和8年4月1日現在）



二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先

二重線の経路は、気象業務法第１５条の２によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路

【消防法に定める火災気象通報及び火災警報】

(1)　火災気象通報

ア　新潟地方気象台の業務

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときは、新潟地方気象台が新潟県知事に対して通報し、県を通じて本市や消防本部に伝達される。伝達については、気象警報等の伝達系統図に準ずる。

イ　県の業務

知事は、新潟地方気象台長から火災気象通報を受けたときは、一般の気象注意報・警報の伝達に準じて、本市に伝達する。

ウ　火災気象通報の通報基準

新潟地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

(2)　火災警報

ア　市の業務

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、「火災警報」の発令等火災予防上適切な措置を講じるものとする。

市長から「火災警報」が発せられたときは、市の区域にある者は、小千谷市火

災予防条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

イ　火災警報の伝達

市は、火災警報を発し、又は解除したときは、広報車・消防車等による呼びかけ等、小千谷市地域防災計画の定めるところにより公衆及び所在の官公署・事業所等に周知するとともに、県消防課に通報する。

県は、市から「火災警報」の通報を受けたときは、放送機関に放送を依頼する。

第４節　洪水予報・水防警報伝達計画

【災害対策本部担当部】　○情報財政部、防災安全部、消防救急部

１　計画の方針

水害は気象・防災情報の分析により、災害発生の危険性をある程度予測し、事前対策を講じることが可能なことから、水防関係機関及び住民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てるものとする。

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　市民

「自らの命は自らが守る」という意識のもと市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元町内会や近隣住民とも連携を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努める。

イ　市

信濃川の状況については、住民が主体的かつ適切な避難行動がとれるように国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報や現地の状況を総合的に判断し、住民への避難指示等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、市内の中小河川については、水位状況等の監視体制を強化し、洪水のおそれがあるときは、直ちに上記と同様な措置を講じる。

市長は、水防上必要があるときは消防機関(消防本部、消防団)を出動させ、又は出動の準備をさせる。

ウ　国、県

(ｱ) 洪水予報河川

流域面積の大きい河川で洪水により相当な損害が予想されるものについては国、県が洪水予報河川に指定し、気象庁と共同して、洪水のおそれがあるときは河川の水位又は流量を市町村に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(ｲ) 水位周知河川

上記洪水予報河川以外で、洪水により相当な損害が予想されるものについては国、県が水位周知河川に指定し、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは水位又は流量を市町村に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(ｳ) 水防警報河川

洪水により相当な損害が予想されるものについては国、県が水防警報河川に指定し、これにより水防警報をしたとき又はその通知を得たときは、直ちにその警報事項を市町村、その他水防関係機関に通知する。

(ｴ) 水位の通知及び公表

量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

また、量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。

(2) 達成目標

洪水予報、水防警報及び水位周知を行う河川を拡充し、水防活動及び住民の避難行動を支援する防災情報を迅速かつ的確に伝達する。

(3) 要配慮者に対する配慮策

市は、国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、高齢者等避難に時間を要する方への高齢者等避難情報（警戒レベル３）等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

(4) 積雪期の対応

積雪期と出水期が重ならないため、特段の対応は不要であるが、積雪期・融雪期に発生する河道閉塞等への対応は、本計画に準じて行う。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市	関係行政機関	河川の水位の状況
県（地域機関）	関係行政機関	〃
国（河川事務所）	関係行政機関	〃

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市	住民、水防従事者	避難情報
県（地域機関）	市、住民、 報道機関	河川の水位または流量
国（河川事務所）	〃	〃

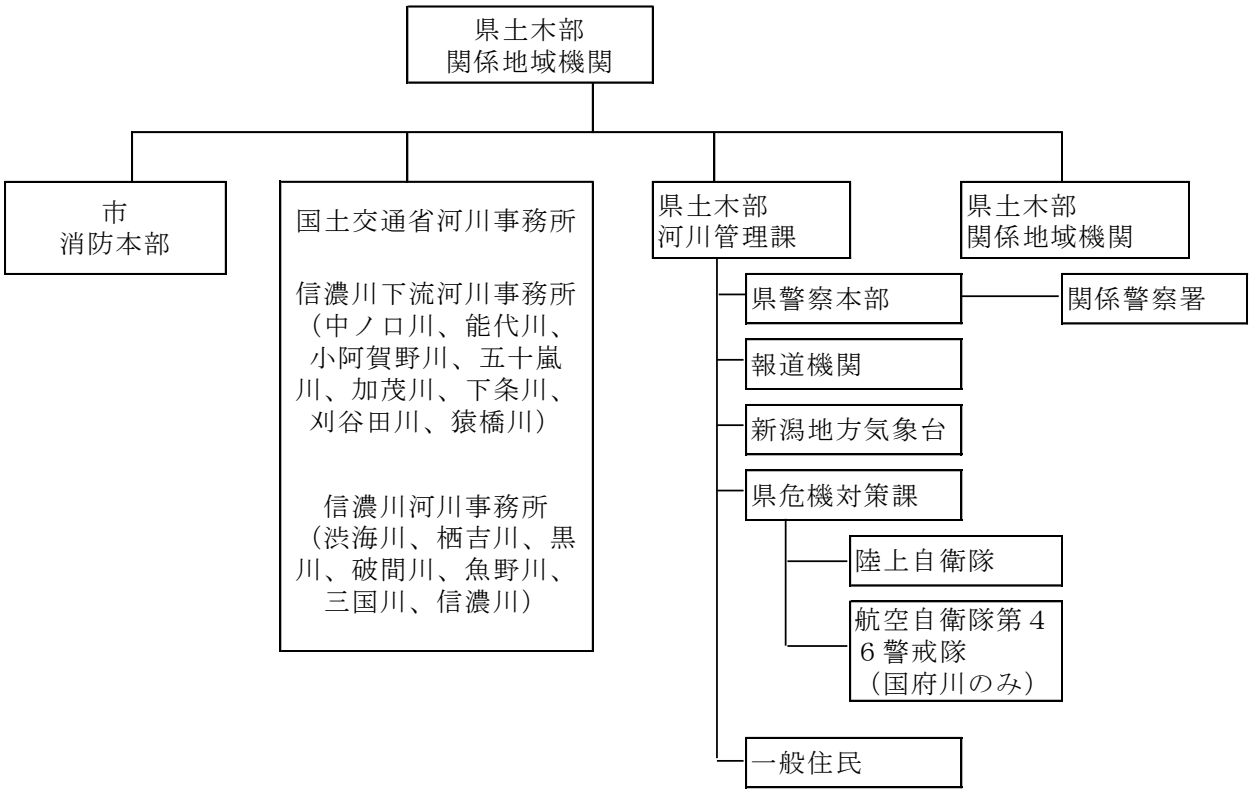
３　設定水位の種類

・　水防団待機水位：通常の水位から上昇し、水防団の出動準備の目安となる水位
　　↓
・　氾濫注意水位：水防団の出動の目安となる水位
　（警戒水位）
　　↓
・　避難判断水位：市長の高齢者等避難発表の判断目安
　　避難に時間を要する人は避難開始する参考となる水位
　　↓
・　氾濫危険水位：市長の避難指示発令の判断目安
　(洪水特別警戒水位) 通常の避難行動が出来る方が避難を開始する参考となる水位

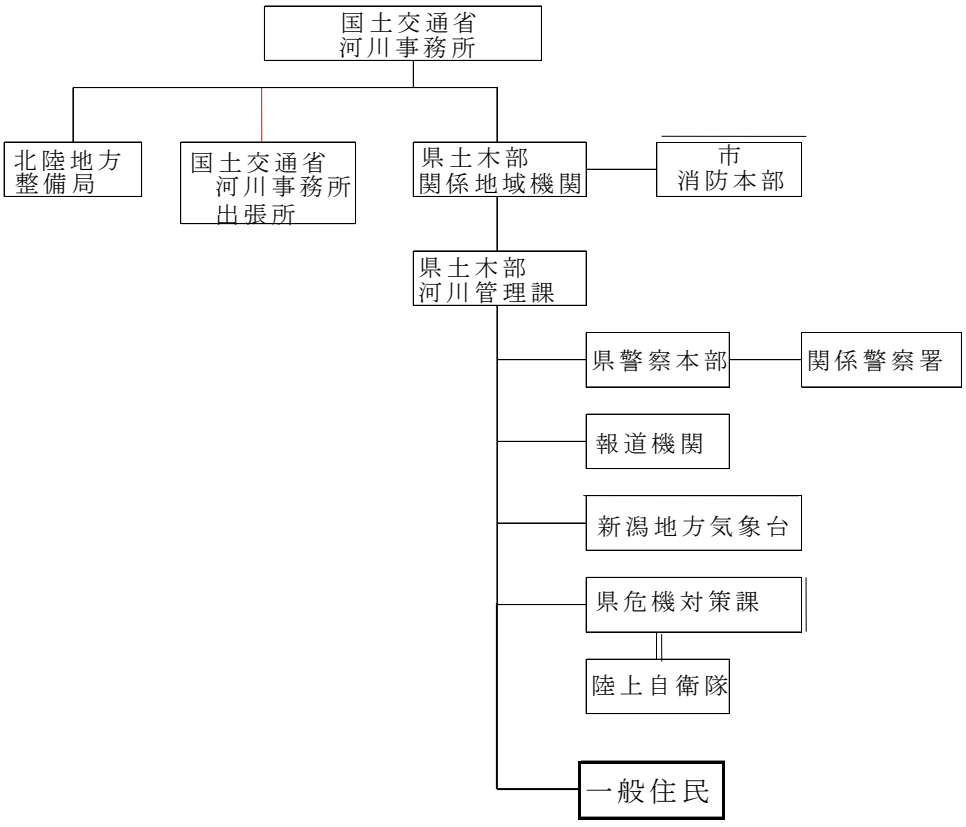
４　業務の体系

量水標管理者からの伝達フロー図

(1) 量水標管理者→「県の地域機関」からの場合



(2) 量水標管理者→「国の河川事務所」からの場合



５　業務の内容

実施主体	対　　策	協力依頼先
国又は県	洪水予報河川の指定	新潟地方気象台
国又は県	水位又は流量の通知及び公表	市、報道機関
国又は県	水防警報河川及び水位周知河川の指定	
国又は県	河川防災情報の一般への提供	県民一般
市	消防機関の準備・出動	消防本部、消防団
市	避難情報の発令	住民、報道機関

(1) 国の業務

ア　洪水予報河川

(ｱ) 流域面積の大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川に指定する。

(ｲ) 洪水のおそれがあるときは、気象庁と共同して、河川の水位又は流量を、氾濫した後においてはそれらに加え浸水の区域及びその水深を示して県に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

イ　水防警報河川

(ｱ) 洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を水防警報河川に指定する。

(ｲ) これにより水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を県に通知する。

ウ　水位の通報及び公表

(ｱ) 量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を示して水防計画で定める関係者に通報する。

(ｲ) また、量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を示して水防計画で定めるところにより公表する。

エ　国所管の洪水予報･水防警報河川の一覧

(ｱ) 洪水予報河川（令和７年６月１日現在）

河川名	指定水位局	所管事務所	関係市町村
信濃川中流	十日町(姿) 小千谷 長　岡 大河津	信濃川河川事務所	長岡市、小千谷市、十日町市、燕市、弥彦村
魚　野　川	六日町 小　出 堀之内		長岡市、小千谷市、魚沼市、南魚沼市

(ｲ) 水防警報河川（令和７年６月１日現在）

河川名	指定水位局	所管事務所	関係市町村
信　濃　川	十日町(姿) 小千谷 長　岡 大河津	信濃川河川事務所	長岡市、小千谷市、十日町市、燕市、弥彦村
魚　野　川	六日町 小　出 堀之内		長岡市、小千谷市、魚沼市、南魚沼市

(2) 県の業務

ア　洪水予報河川

(ｱ) 国の洪水予報河川について水位又は流量、氾濫後においては加えて浸水の区域及びその水深について通知を受けたときは､直ちにこれを水防管理者に通知する。

(ｲ) 国が洪水予報河川に指定した以外の流域面積が大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川に指定する。

(ｳ) 洪水のおそれがあるときは、気象庁と共同して、河川の水位又は流量を示して水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

イ　水位周知河川

(ｱ) 国の水位周知河川について水位情報の通知を受けたときは、直ちにこれを水防管理者に通知する。

(ｲ) 洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位周知河川に指定する。

(ｳ) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、水位がこれに達したときは河川の水位又は流量を示して水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

ウ　水防警報河川

(ｱ) 国の水防警報河川について警報事項の通知を受けたときは、直ちにこれを市町村に通知する。

(ｲ) 洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水防警報河川に指定する。

(ｳ) これにより水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を市町村その他水防関係機関に通知する。

エ　水位の通報及び公表

(ｱ) 量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

(ｲ) また、量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。

オ　河川防災情報システムによる情報提供

(ｱ) 河川に関する雨量・水位・ダム放流量・画像等をリアルタイムで情報処理する

河川防災情報システムを更新・整備する。

(ｲ) 上記について広く一般に情報提供するため、インターネットにより配信する。

(ｳ) 雨量の度合いや水位の状態（水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位）を各段階に応じて色分け表示し、これを地図上に示すなどして、わかりやすい防災情報の提供を行う。

カ　県所管の洪水予報･水位周知・水防警報･水防情報提供河川の一覧

(ｱ) 水位情報周知河川（令和７年６月１日現在）　＊中越地域の河川のみ掲載

河川名	指定水位局	所管地域機関	関係市町村
五十嵐川	荒　沢 滝　谷	三条地域振興局	三条市
刈谷田川	栃　尾 本　明 大　堰	長岡地域振興局	長岡市、見附市、三条市
渋海川	飯　塚	長岡地域振興局	長岡市
信濃川(県)	割　野	十日町地域振興局	長岡市、十日町市、津南町、小千谷市
魚野川(県)	中之島	南魚沼地域振興局	長岡市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町
鯖石川	加　納	柏崎地域振興局	柏崎市

（県）：直轄管理区間に対する県管理区間のこと

(ｲ) 水防警報河川（令和７年６月１日現在）　＊中越地域の河川のみ掲載

河川名	指定水位局	所管地域機関	関係市町村
五十嵐川	荒　沢 滝　谷	三条地域振興局	三条市
刈谷田川	栃　尾 本　明 大　堰	長岡地域振興局	長岡市、見附市、三条市
渋海川	飯　塚	長岡地域振興局	長岡市
信濃川(県)	割　野	十日町地域振興局	十日町、津南町、小千谷市、長岡市
魚野川(県)	中之島	南魚沼地域振興局	長岡市、南魚沼市、湯沢町、魚沼市
鯖石川	加　納	柏崎地域振興局	柏崎市

（県）：直轄管理区間に対する県管理区間のこと

キ　市長の避難指示等発令の判断の支援

(ｱ) 洪水時に、河川管理者から市長へ、避難指示等の発令の判断に資する情報を直接伝えるホットラインを行う。

(3) 市の業務

ア　市の水防責任

水防管理団体として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

イ　避難情報の発令

信濃川の状況については、国、県が伝達する氾濫危険水位（警戒水位）等の水位情報やダム放流量等の防災情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等や現地の状況を総合的に判断し、住民に対する避難指示発令の時機を捉え、迅速かつ的確に発令し伝達する。

市内の中小河川については、水位状況等の監視体制を強化し、洪水のおそれがあるときは、直ちに上記と同様な措置を講じる。

ウ　水位の通報及び公表

洪水のおそれがあって国又は県から河川の水位が通報水位を超える旨の通知を受けたときは、その水位の状況を、市の水防計画に定めるところにより、関係者に通報する。

エ　消防機関の出動

水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めるときは、市の水防計画に定めるところにより、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。

(4) 新潟地方気象台の業務

気象等の状況により洪水のおそれがあるときは、その状況を国及び県に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて一般に周知する。

第４節の２　土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画

【災害対策本部担当部】　○情報財政部、防災安全部、消防救急部

１　計画の方針

土砂災害については、気象・防災情報等により、災害発生の危険性をある程度予測し、事前対策を講じることが可能なことから、関係機関及び住民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てるものとする。

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　市民

市民は、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、市が伝達する避難情報や他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、自主防災組織等や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

イ　市

市は、国、県、新潟地方気象台からの土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報等に基づき、住民への避難指示等を迅速かつ的確に発令するとともに、災害が発生した場合、災害発生情報を可能な範囲で発令する。また、これらの情報に対応する警戒レベルを明確にするなど、対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するとともに、適切な避難誘導を実施する。

避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

ウ　国、県

県は、土砂災害に関する情報を確実に伝達し、住民の確実な避難行動につなげるよう、人間の特性や住民の属性などを踏まえた上ですべての人がイメージし易いようにするなど、住民目線に立った情報伝達を行う。

(ｱ) 土砂災害緊急情報

重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難のための立ち退きの指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を市に通知する。

(ｲ) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（聖籠町を除く）を特定して警戒を呼びかける情報で、県と新潟地方気象台から共同で発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知する。

なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情　報　発　信	情　報　受　信　者	主な情報内容
市	関係行政機関	被害情報、危険個所の情報
県	関係行政機関	被害情報、危険個所の情報

(2) 被災地へ

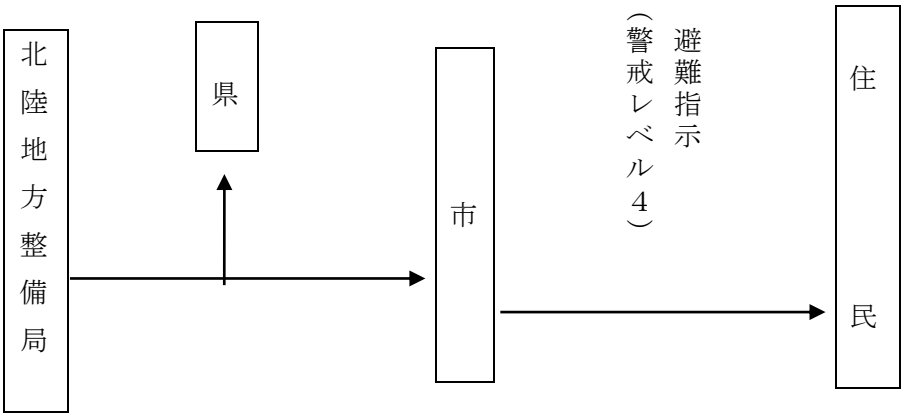
情　報　発　信	情　報　受　信　者	主な情報内容
市	市民	避難情報
県（地域機関）	市	土砂災害緊急情報
国	市、県	土砂災害緊急情報
新潟地方気象台 （県と共同発表）	関係行政機関、県、報道機関	土砂災害緊急情報

３　業務の体系

(1) 土砂災害緊急措置の伝達フロー図

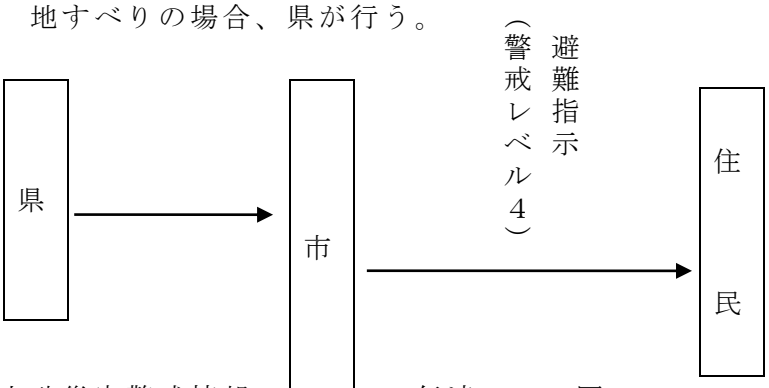
ア　国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。



イ　県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。



(2) 土砂災害警戒情報　　の伝達フロー図

土砂災害警戒情報を発表した際には、新潟地方気象台は、県及び関係機関へ伝達し、

県は市へ伝達する。伝達経路は、第３章第４節の気象警報等の伝達経路図に準ずる。

４　業務の内容

実施主体	対　　策	協力依頼先
国又は県	土砂災害緊急情報の通知等	市
県･新潟地方気象台	土砂災害警戒情報の発表	
市	避難情報の発令	住民

(1) 国の業務

ア　河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を県、市に通知する。

イ　土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県、市に通知する。

(2) 県の業務

ア　地すべりによって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を市に通知する。

イ　土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を市に通知する。

ウ　大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨によって土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、新潟地方気象台と共同で、土砂災害警戒情報を発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知する。

なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

第５節　災害時の通信確保

【災害対策本部担当部】　○情報財政部、防災安全部、総務部、消防救急部

１　計画の方針

○　基本方針

災害発生時における被害状況の把握や被災者救助活動などの応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。防災関係各機関は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）など各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

(1) 各主体の責務

ア　市民・企業等

風水害発生直後において、情報が錯綜することから自分の置かれた状況を冷静に判断するために、避難に当たっては、緊急告知ラジオ、緊急情報メール等の情報を確認するとともに、非常用持出袋などを準備する。

イ　市

(ｱ) 防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めるとともに、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。

(ｲ) 自力で通信手段を確保できない場合は、県及び防災関係機関、通信事業者等に支援を要請する。

ウ　県

(ｱ) 防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めるとともに、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。

(ｲ) 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、市で利用する通信手段の確保を支援する。

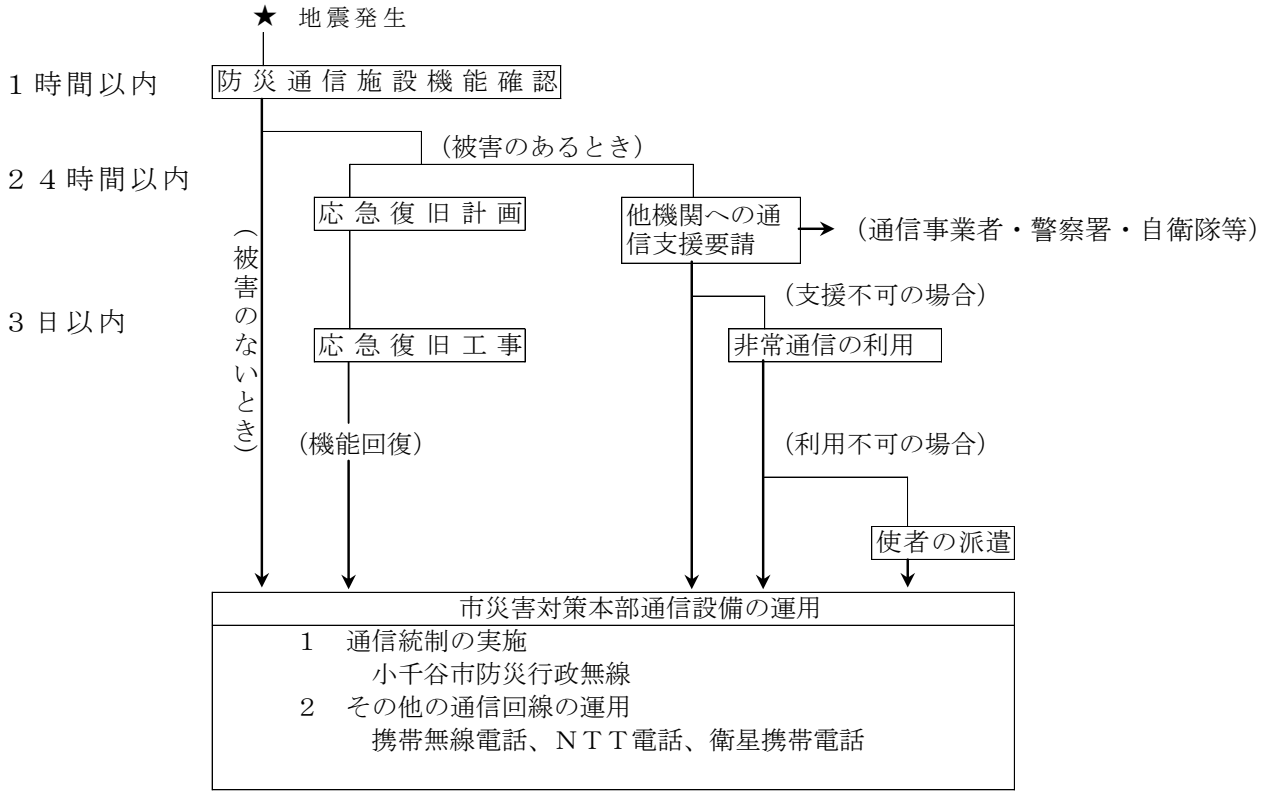
(ｳ) 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段を確保する。

エ　防災関係機関、通信事業者等の責務

県、市から要請があった場合は、通信の確保に協力する。

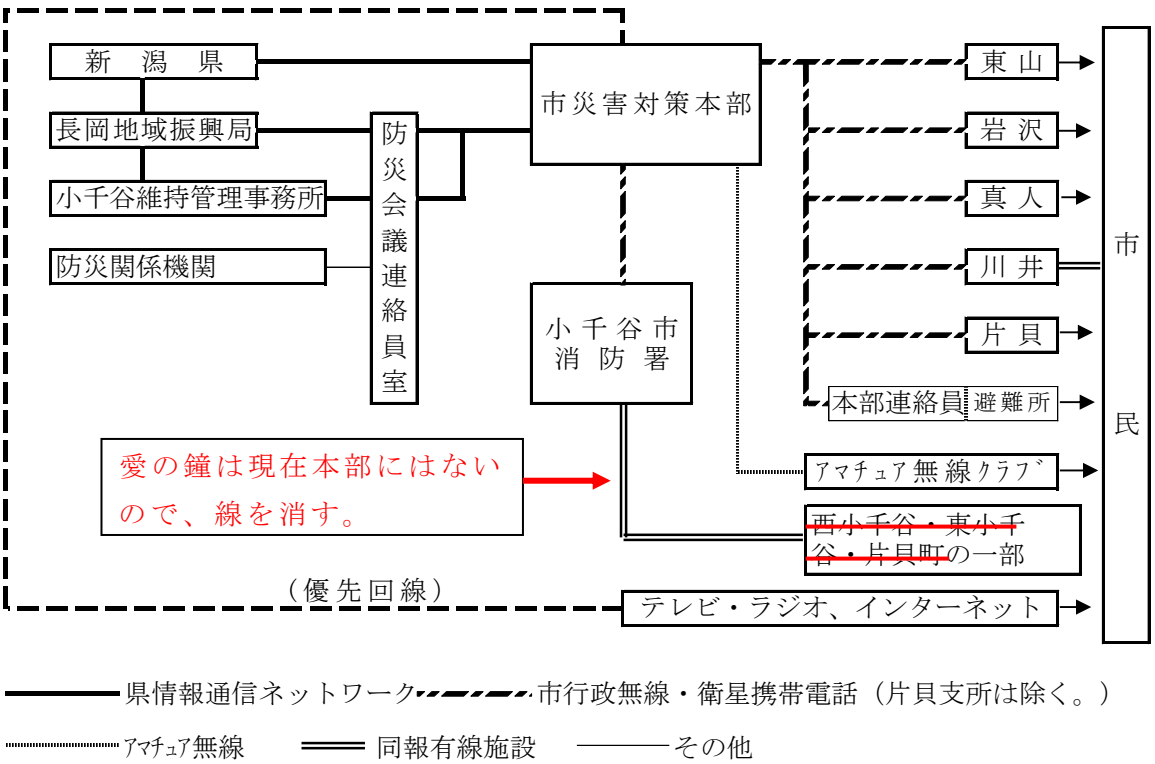
通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

２　防災通信施設応急対策フロー図



３　通信体系

有線電話施設が、使用不能及び著しく使用が困難な場合における、通信施設の運用については次のとおりとする。



４　災害時の通信連絡

県、市及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として小千谷市防災行政無線、県防災行政無線又は公衆回線（加入電話）で行うものとする。加入電話は、局地的あるいは全面的に途絶する場合が想定されるため、あらかじめＮＴＴ東日本へ申し入れ、承諾を得ている災害時優先電話を利用する。

（○災害時優先電話一覧表・・・・・・・・・資料編参照）
（○新潟県防災行政無線・・・・・・・・・・資料編参照）

５　小千谷市防災行政無線

(1) 通信統制

災害時等において情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、小千谷市防災行政無線の通信回線を確保する必要があるときは、防災安全課長（通信管理者）は、次により通信統制を実施する。

ア　回線統制

全回線又は任意の回線について発着信を統制し、一斉通報を行う。

イ　通話統制

任意の通話中回線に緊急割込み分割通話を行うほか、その回線の強制切断を行う。なお、運用上の細部については、「小千谷市防災行政無線運用管理規程」の定めるところによる。

（○小千谷市防災行政無線運用管理規程・・・・・・資料編参照）

(2) 移動系無線の利用

小千谷市防災行政無線の陸上移動局（携帯型・車載型）及び消防車載無線機は、災害現場の情報収集を行うとともに、基地局（固定系）に機能障害が生じた場合は、応急対策用無線機として利用する。

６　他機関の通信設備の優先利用等

災害に関する通知、要請、伝達及び災害が発生した場合の応急措置に必要な通信のため、緊急を要する場合において特別の必要があると認めたときは、関係各法令の規定により市は、有線電気通信法に掲げるものが設置する有線電気通信設備又は無線設備を使用することができるものとする。

使用することができる主な通信設備

・警察通信設備　・電力通信設備　・消防通信設備

７　非常通信の利用

県、市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が使用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに災害応急対策等のため必要と認めるときは、非常通信を利用する。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関

するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上行う。

（○非常通信を依頼できる無線局一覧表・・・・・資料編参照）

８　その他の通信の利用

(1) 防災相互通信用無線の利用

災害が発生した場合に防災活動にあたる防災関係機関が、防災活動を円滑に進めるため全国共通の１５０ＭＨＺ帯及び４００ＭＨＺ帯の専用波を用いて被害や活動の状況を相互に通信するために、防災関係機関、地方公共団体、地域防災関係機関に設置されている。なお、運用上の細部については、「新潟県内防災相互通信用無線局運営要領」の定めるところによる。

（○防災相互通信用無線・・・・・資料編参照）

(2) 移動式通信設備の使用

災害時において、携帯電話、衛星携帯電話、業務用無線(ＭＣＡ)、ＰＨＳ等の移動式通信設備を使用し､緊急時や災害復旧活動における通信手段として有効に活用する。

(3) アマチュア無線の活用

災害時においては、ボランティアのアマチュア無線により、安否情報、救援物資の輸送情報、生活情報等の収集・伝達など、被災地及び避難所等における身近な連絡手段として有効に活用する。

（○小千谷アマチュア無線クラブ　　・・・・・・・・・・資料編参照）

（○アマチュア無線による災害情報の提供に関する協定・・・・資料編参照）

(4) 消防団無線の活用

市内の消防団車両に配備されている無線を、非常用の連絡手段として活用する。

９　放送施設の活用

有線電話の有効活用が図られない場合、市は速やかに県を通じ、テレビ、ラジオの放送機関に、災害に関する情報、応急対策上必要な伝達事項等の放送を依頼する。

10　すべての通信が途絶した場合

すべての有線及び無線電話が途絶した場合は、使者を派遣して行う。

11　小千谷市防災行政無線の応急復旧体制

通信施設が被災した場合は、被災状況を直ちに把握し、障害の早期復旧に努め、的確な臨機の措置を行い、防災関係機関・施設相互の通信回路の確保にあたる。

(1) 通信設備の機能確認

通信設備の疎通状況及び機能確認を行う。

(2) 災害時の組織体制

応急復旧業務を行うため、夜間休日等の非常通信体制をあらかじめ定めておく。

(3) 設備復旧体制の確立

応急復旧措置について、保守点検業者とあらかじめ定めておく。

第６節　被災状況等収集伝達計画

【災害対策本部担当部】　○情報財政部、防災安全部、総務部、消防救急部

１　計画の方針

○　基本方針

災害情報の収集・伝達・共有は災害対応の要であることから、市及び関係機関は、災害発生後速やかに被災情報の収集活動を開始する。市は、関係機関と密接な連携のもと、収集した情報を集約し、的確な応急対策活動を開始するとともに、防災関係機関及び被災地住民等に、情報を伝達する。

市及び防災関係機関は、相互に伝達する情報や地理情報システム（ＧＩＳ）などを活用して被災情報を的確に把握し、避難又は応急対策活動の実施に努める。

(1) 各主体の役割

ア　市民・企業等

災害発生前後において、情報が錯綜することから自らの置かれた状況を冷静に判断するために、避難に当たっては、緊急告知ラジオ、緊急情報メール等の情報を確認するとともに、非常用持出袋などを準備する。

イ　市、消防機関

災害発生前後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集に当たっては、消防団、自主防災組織、地区振興会、町内会等、防災関係機関等から情報収集できる体制をあらかじめ確立する。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

なお、その災害により被害が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等速報基準」により、消防庁及び県防災局へ報告する。

ウ　県

(ｱ) 県は、市、小千谷市消防本部、県地域機関及び警察本部等を通じ被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。また、必要に応じて職員を市に派遣する。

(ｲ) 被害が発生した場合、天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像伝送を含む。）等により被災地情報を収集する。

また、必要に応じて自衛隊、国土交通省北陸地方整備局、ＪＡＸＡ等に対してヘリコプター、人工衛星等による情報収集を依頼する。

(ｳ) 県は、北陸信越運輸局、鉄道事業者、東日本高速道路株式会社等を通じ、避難道路等に係る被災状況の情報を収集し、市に提供する。

(ｴ) 危機管理センターを上記の情報収集・提供を行う拠点とし、情報収集伝達体制を確立する。

(ｵ) 県は、収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こ

すとともに、国、各防災機関及び被災地内外の住民に地理情報システム（ＧＩＳ）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

(ｶ) 被災市町村から県への被害状況の報告ができない場合、県は、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、積極的に情報収集を行う。また、あらかじめ情報収集要領の整備に努める。

(ｷ) 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行う。県は市町村、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。

また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

(ｸ) 発災後に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

エ　警察本部

(ｱ) 風水害発生時には、通信指令課を中心に駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプター等により直ちに情報収集に当たり、通信指令課による一元的な情報収集体制を確立する。

(ｲ) ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ交通機動隊のトライアル班を編成し、被災地の情報を収集する。

オ　関係機関の役割

被害が発生した場合、自衛隊、国土交通省北陸地方整備局は、それぞれの組織において被災他の情報を収集するとともに、必要に応じヘリコプター、パトカー等を出動させ、被災地情報を収集する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の被災状況等の収集・情報伝達は、民生委員・児童委員、自主防災組織、地区連絡協議会、町内会及び消防団等の避難誘導協力体制の整備を進めるとともに避難所における手話通訳、文字情報等に配慮する。

(3) 積雪期の対応

市は、災害の発生時期において､それぞれ被害の程度が異なることから特に　積雪地域においては､避難時の携帯ラジオの携行について住民に啓発するとともに､孤立が予想される集落においては､非常用の通信手段を確保する。

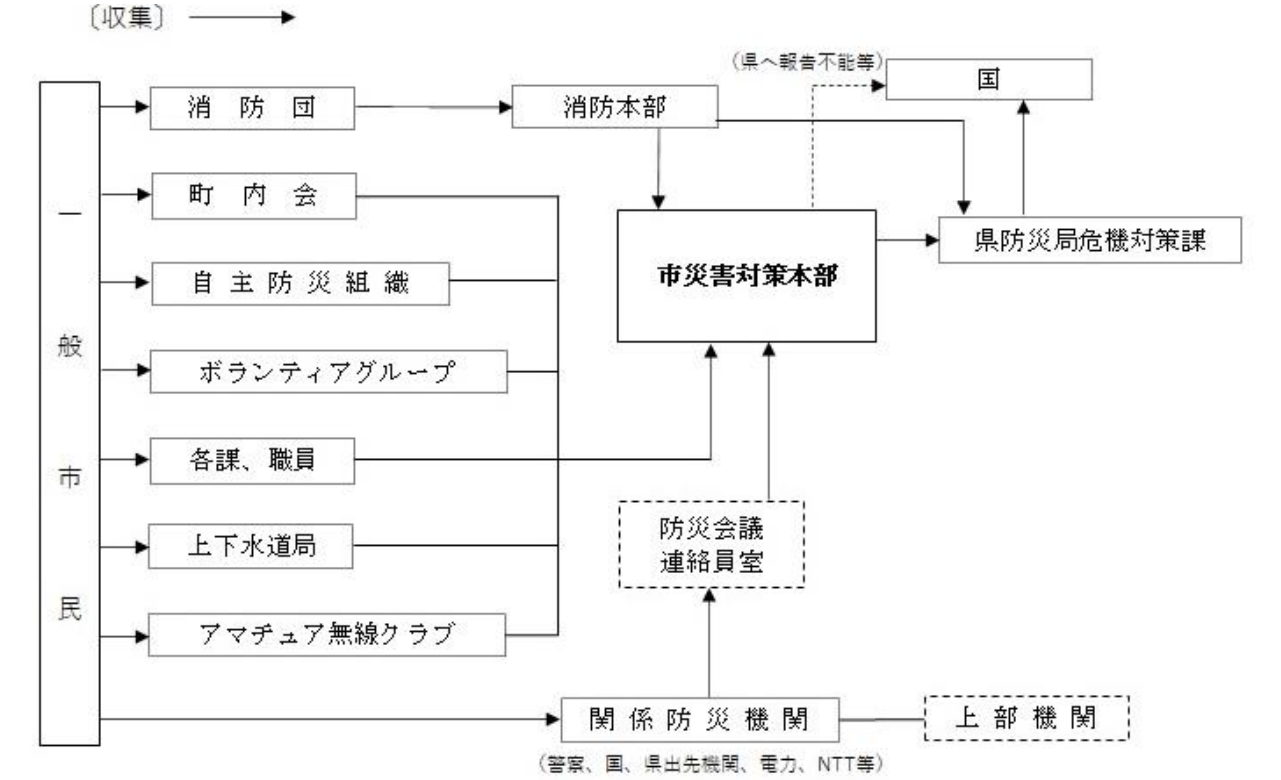
県は、関係機関等の協力のもと、市の取組を支援する。

(4) 孤立状況の把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、県、市、指定公共機関は、それぞれ所管する道路、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、復旧状況と合わせ、市へ報告する。

また、市は、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。

２　応急対策フロー図



３　災害情報の時系列収集区分

市は、初動体制の迅速な確立とその後の応急対策を実施するため、被災情報の収集を風水害発生後の時間の経過に応じて行い、関係機関は所管業務に係る被災情報を市に提供する。

区　　分	収　集　事　項	収　集　要　領
災害速報 （第１段階）	・人的被害 ・火災状況 ・住家等被災状況 ・住民避難状況 ・医療機関被害状況 ・道路、橋梁等被災状況 ・ライフライン施設被害状況	災害発生直後に実施 ・迅速性を第一として、市内の被災状況を把握する。 ・警察、消防を主体とした関係機関からの状況を収集する。 ・職員の参集途上においての情報収集 ・市民、自主防災組織等からの通報、聴取
中間報告 （第２段階）	・第１段階調査事項 ・公共施設被害状況 ・農林商工業被害状況	・常に被害状況の把握に努め、逐次本部へ報告する。 ・現地調査を行う。 ・被害の数量の把握に努める。 ・第１段階調査事項をより詳細に把握する。
概算集計報告 （第３段階）	・被害状況を概算集約	・被災状況を数量的に概算集約
復旧進捗報告 （第４段階）	・応急復旧工事の進捗状況	・応急復旧工事の進捗状況を把握する。

４　情報収集・伝達

災害対策本部の総務部員は、動員配備計画に基づき直ちに本部を設置し、関係機関、団体、町内会等の組織と密接な連絡をとる。

情報財政部は、被災状況等の情報収集に努めるものとし、収集した情報は整理の上、災害対策本部及び関係機関に伝達する。

なお、被害の状況により収集困難な事態が生じたときは、専門的な技術を有する県及びその他の機関に要請し、収集活動を実施する。

[通信手段の確保が困難な場合]

電気通信設備が使用不能又は著しく使用が困難な場合は、市所有の無線通信機器及び消防用車両無線の有効活用を図るとともに、関係機関に協力を求める。

基幹避難所に配置された職員は、町内会等の協力を得て、被災地の被害状況の収集、対策本部の情報の伝達に当たる。

(1) 職員からの情報収集

災害発生が勤務時間外の場合は、非常招集で登庁してくる職員から被災状況を聞き取り調査する。

(2) 地域からの情報収集

被災現地での情報の収集及び伝達は、消防団、町内会及び自主防災組織等の活動組織を通じて行うものとし、情報の正確性を保持するため、災害対策本部との窓口の一本化を図るように要員を配置する。

(3) 現地調査

被害が甚大な地域、通信手段が途絶した地域にあっては、被害状況の調査のため調査隊を組織し、派遣する。

(4) ヘリコプター等による情報収集

通信施設の断絶等により、被災状況の収集に支障がある場合には、県等のヘリコプターを所有する機関に出動を要請し、次の事項に重点をおき、速やかに収集活動を実施する。

ア　災害発生場所
イ　道路被害状況（道路機能確保状況）
ウ　建築物の被害状況
エ　住民の避難状況（避難場所の確認）
オ　公共機関及び施設の被災状況

(5) 被害情報報告

地震により被害の発生が確認された場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等速報基準」により、消防庁及び県防災局（消防課・県危機対策課）へ報告する。

５　収集すべき情報

(1) 災害の発生場所又は地域

(2) 被害の程度

・人的被害
・一般家屋
・公共施設
・道路、河川

(3) 災害対策の概要

・現地災害対策本部の概要
・避難指示の状況
・消防機関等の活動状況
・応急措置の概要

(4) その他応急対策上必要事項

・食料、医薬品、その他緊急に補給を必要とする物資の種類及び数量等

(5) 「被害の程度」については、第３章第５０節「災害救助法による救助」による。また、災害救助法が適用される場合は、家屋の被害が重要となるので判定に当たっては、正確かつ速やかに被害の把握に努める。

６　関係機関の実施体制

(1) 災害情報の収集は、各機関の必要な事項に基づいて、各々の機関において行い、県、市及び他の防災機関から情報収集に関し、応援の要請があった場合は、極力応援するよう努める。

(2) 関係機関は、所掌する事務又は業務に係る被害状況等について、市及び必要と認める機関に伝達する。

また、小千谷市防災会議連絡員室が設置された場合は、職員を派遣、駐在させ、市

対策本部との情報伝達に当たる。

(3) 関係機関は、各々の災害応急対策の実施状況について、市及び必要と認める機関に伝達する。

第７節　広報計画

【災害対策本部担当部】　○情報財政部、防災安全部

１　計画の方針

○　基本方針

風水害発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、流言飛語等による無用な混乱を防止し、適切な判断による行動が取れるようにすることが必要である。

市及び防災関係機関は、住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急復旧対策を実施するために、広報活動を行う。

市長及び知事は、各々適切な時期に報道機関等の協力を得ながら被害状況や対応状況及び今後の見通し等について説明する。

(1)　各主体の責務

ア　市・県

災害に関する全県的な情報を積極的に収集し、災害発生が予想されるときは、避難情報をはじめとする防災に関する情報を広報し､住民等の安全を確保する｡また、災害発生後は避難・救助活動、応急対策等の情報を広報し、さらなる被害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、住民等の安全を確保し民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

また、要配慮者にも、的確に情報が伝達されるよう、多様な広報手段を積極的に活用するとともに、消防団、自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員及びボランティア等の協力を得て行う。

イ　警察

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するために広報活動を行う。

ウ　新潟地方気象台

災害発生が予想される時は、的確な防災対策が講じられるよう、気象情報等を伝達する。

災害発生後は、災害応急対策活動等を支援するため、防災関係機関の要望を踏まえ、被災地向け気象情報等の提供を行う。

エ　北陸地方整備局

災害発生が予想されるときは、的確な防災対策が講じられるよう、河川水位情報等の観測情報を広報する。

災害発生後は、民生の安定を図るとともに救援・復旧活動を促進するため、国道や河川等の所管施設の被害状況や応急対策等の情報を提供する。

オ　ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災情報等を広報し、迅速に救援活動・復旧活動等が講じられるよう、防災情報等を広報する。

カ　公共交通機関（鉄道、バス）

避難、救援活動が迅速に行われるよう、被害状況、運行時間・経路変更、代替手段、復旧状況及び復旧予定等を広報する。

キ　報道機関

災害に関する情報を入手した時は、被害の拡大と社会的混乱を防ぐため、それぞれの計画に基づき報道する。

ク　市民、企業等

災害に関する情報には留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

(2) 要配慮者等に対する配慮

ア　災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。

イ　視覚・聴覚障がい者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。

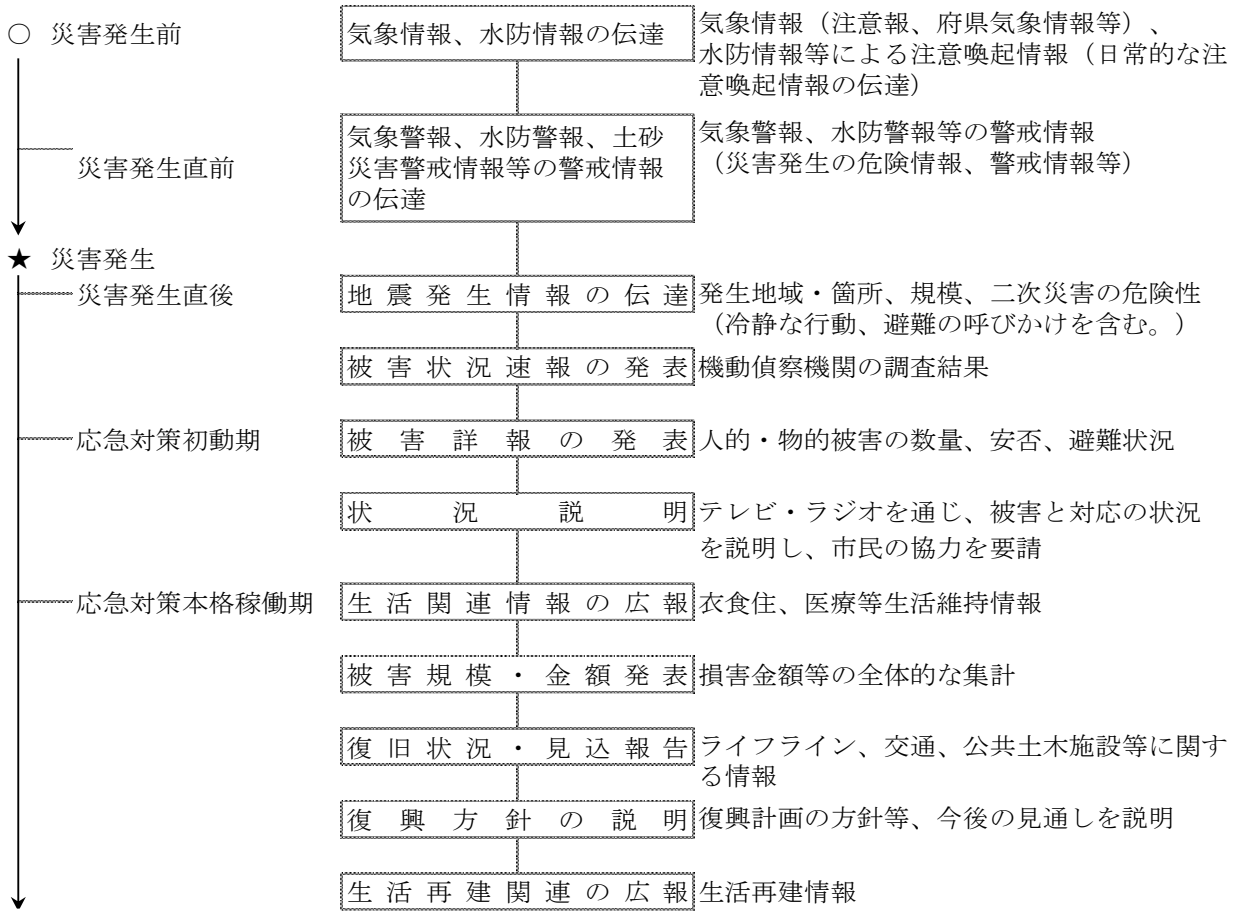
ウ　外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイトの構築等により情報を提供するよう配慮する。

エ　一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。

オ　高齢者、障がい者等地域の要配慮者に対して、自主防災組織、地域住民等を通じて、災害に関する情報が伝達されるよう配慮する。

カ　地域情報に不案内な観光客、遠距離通勤・通学者等に対し、企業・事業所、学校等を通じて、適切な対応がとれるための情報が伝達されるよう配慮する。

２　業務の体系（フロー図又は業務体系図）



３　市民・企業等の役割

災害に関する情報には留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

(1) 国際交流協会等ボランティアによる外国人への広報活動

(2) アマチュア無線局による情報の提供

(3) 自主防災組織、地域住民等は、高齢者、障がい者等地域の要配慮者に災害に関する情報を伝達する。

(4) 企業・事業所、学校等は、観光客、遠距離通勤・通学者等に対し適切な対応がとれるよう災害に関する情報を伝達する。

４　市の役割

県・市・防災関係機関等は、被害の拡大を防ぎ県民等の安全を確保するため、相互に協力して多様な広報手段を活用し、迅速かつ的確に必要な情報を広報する。

(1) 広報・広聴すべき内容

ア　避難、医療、救護、衛生、健康（心のケアを含む）に関する情報

イ　人的被害（行方不明者の数を含む。）建築物等の被害等の情報

ウ　給水、炊き出し、生活必需品の配給の実施に関する情報

エ　生活再建、仮設住宅、医療、教育、復旧計画に関する情報

オ　自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等
カ　被災者の相談・要望・意見
キ　その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

(2) 広報活動

ア　広報手段

(ｱ) 電話・防災メール・防災情報受信用端末・個別訪問・広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
(ｲ) 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）
(ｳ) 緊急速報メール
(ｴ) コミュニティ放送等コミュニティメディアへの情報発信
(ｵ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト）
(ｶ) 国際交流協会等ボランティアによる外国人への広報活動
(ｷ) アマチュア無線局による情報の提供
(ｸ) 衛星携帯電話による情報の提供
(ｹ) 県総合防災情報システム及びＬアラート（災害情報共有システム）による情報提供

(3) 広聴活動

災害発生時には、市は相談所の設置、町内会、自主防災組織等を通じて被災者の要望等を聴取し、事実を確認し、速やかに関係機関等に伝える。

また、被災者からの相談、要望、苦情等を受付け、適切な措置をとるとともに災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く被災地内外に求め、県や市町村等の災害対応の参考とする。

要望への対応は、緊急度の高いものを優先させ、軽微なものや長期的なものは復旧の進捗状況に合わせて対応することになるので、対応の遅れるものは住民等への説明を行い、協力を求める必要がある。

ア　自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等の受付
イ　被災者のための相談窓口の設置

(4) 広報・広聴活動に当たっての留意点

市は、要配慮者に配慮した広報を実施するため、県、放送機関等と連携して、次の措置を講じる。

ア　災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう、多様な広報手段を活用する
イ　視覚・聴覚障がい者にも情報が十分に伝わるよう、掲示と音声の組み合わせ、文字放送テレビの設置、手話通訳者や誘導員の配置等多様な情報伝達手段を確保する。
ウ　外国人被災者にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイトの構築などにより情報を提供するよう配慮するとともに、関係機関にも外国語による放送等を依頼する。
エ　被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう情報伝達経路の確保に努める。

(5) その他の活動

市は、今後の資料とするための取材を行い、映像・写真・録音などにより記録を残す(記録を目的とする取材活動)。この場合、被災した住民のプライバシーに配慮する。

第８節　住民等避難計画

【災害対策本部担当部】　○防災安全部、総務部、情報財政部、民生部、消防救急部

１　計画の方針

○　基本方針

豪雨、暴風等、災害発生が予想される気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、避難指示等の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を極力回避する。

(1) 各主体の責務

ア　市民

(ｱ) 自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保する。

(ｲ) 火災の発生を防止し、出火した場合は直ちに初期消火に当たる。

(ｳ) 家族及び近隣者の安否を確認し、協力して救出活動を行う。

(ｴ) 避難する場合は、隣近所で声をかけ合って集団で行動する。

(ｵ) 避難時の周囲の状況などから、指定緊急避難場所へ移動することが危険を伴う場合等やむを得ないと判断したときは、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行う。

(ｶ) 市町村が発表する避難情報を正しく理解し、的確に行動する。

・高齢者等避難　→いつでも避難できるよう準備を整える。要配慮者は、避難所等の安全な場所へ移動する。

・避難指示　→その場に留まることが危険であり、直ちに避難する。

・警戒区域設定　→当該区域へ立ち入らない、又は当該区域から退去する。

(ｷ) 異状を発見した場合は、直ちに市町村、消防等に通報する。

(ｸ) 浸水等で移動避難が危険な場合は、建物の上層階等で危険を避け、必要に応じて救助を要請する。

イ　企業・事業所等

(ｱ) 不特定多数の者が利用する施設においては、利用者を適切に避難・誘導する。

(ｲ) 必要に応じて、施設を緊急避難場所として提供する。

(ｳ) 近隣での住民の救助活動に協力する。

ウ　市

(ｱ) 気象情報、河川水位に関する情報等を的確に入手・把握し、早い段階から住民に注意喚起の広報を行う。

(ｲ) 市長は、防災気象情報等の様々な予測情報やあらかじめ設定した基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく避難指示等を発令する。特に避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。避難指示等の実施基準は別に定める。また、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う

(ｳ) 避難指示等の伝達は避難情報伝達マニュアルに従い、Ｌアラート（防災害情報共有システム）の活用や関係事業者等の協力を得つつ、緊急告知ラジオ、緊急情報メールなど多様な手段を併用して、一斉・迅速・確実に行う。

危険が急迫した状況で、通常の手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。また、市が全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

(ｴ) 住民等の避難は別に定めるマニュアルに従い行う。避難住民の誘導は、消防、警察の協力を得て行い、必要に応じて県に応援を依頼する。

(ｵ) 避難指示等を発出した場合は、直ちに避難所を開設する。避難指示等発出前に住民が自主的に避難した場合は、直ちに職員を派遣し、必要な支援を行う。

(ｶ) 避難指示等を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに新潟県総合防災情報システム等を利用して県に報告する。

エ　県

(ｱ) 気象情報、河川水位情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報等、避難の判断材料となる情報を、市に随時提供し、状況判断について技術的な支援を行う。また、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するとともに、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。

(ｲ) 前記の情報収集・提供を行う拠点を県庁西回廊危機管理センターとし、市への情報支援体制を確立する。

(ｳ) 市の避難指示等の発令状況を被害状況とともに集約し、消防庁応急対策室に報告するとともに、報道機関や県ホームページを通じて公表する。

(ｴ) 知事は、避難住民の輸送や救出のため、市からの要請又は職権に基づき、消防の広域応援、緊急消防援助隊の派遣、自衛隊の災害派遣、第九管区海上保安本部の協力等を要請する。

(ｵ) 市の避難所開設運営に関し、施設の提供、物資の提供など必要な支援を行う。

(ｶ) 北陸信越運輸局、鉄道事業者等と調整の上、市長の応援要請に応じて避難住民及び緊急物資の運送車両等の確保に係る支援を行う。

(ｷ) 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送の要請を行う。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

(ｸ) 県教育委員会は、所管する県立学校の避難所としての使用に協力する。

(ｹ) 県警察は、住民の避難途上の安全確保に協力するとともに、必要に応じて、警察災害派遣隊の出動を要請し、避難住民の輸送や救出に当たる。

(2) 達成目標

浸水、土砂崩れ等の被害事象発生前に、住民の避難を完了する。

(3) 要配慮者に対する配慮

ア　情報伝達、避難行動に制約がある要配慮者は、高齢者等避難が発令された場合は、一般の住民よりも早く、近隣住民や自主防災組織等が直接避難を呼びかけ、住民等の介助の下、安全な場所に避難させる。

イ　市は、あらかじめ策定した「個別避難計画」に基づき、消防、警察、自主防災組織、民生委員・児童委員及び介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている要配慮者がいないか点検する。

ウ　市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。

エ　県は、避難後の要配慮者のケアについて、受入れ施設の提供、人員の派遣等により市を支援する。

(4) 積雪期の対応

ア　屋外では音声情報が伝わり難くなるため、市は、無雪期よりも確実に避難指示等を伝達するよう留意する。

イ　足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、市は、特に要配慮者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

ウ　寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

(5) 広域避難への対応

ア　市による協議等

市は、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等により、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合においては、県内の他の市町村への受入れについて当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該地の都道府県との協議を求める。

イ　県による協議等

県は、市からの協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域避難のための要求を市に代わって行う。

ウ　県による助言

県は、市から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。

エ　避難元自治体と避難先自治体間の情報共有

避難元と避難先の市町村及び都道府県は、居住地以外の市町村に避難する被災者の所在地等の情報の共有に努める。

２　情報の流れ

(1) 避難行動

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県、防災機関等	市	河川情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報、気象情報等
市	町内会（自主防災組織）、住民等	避難指示等
町内会、住民		避難行動

(2) 救助活動（被災地から）

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
被災者、地域等	消防、警察、市	安否情報、被害情報、被災地ニーズ
市	県	集約された被害情報、集約された被災者ニーズ
県	県内広域消防相互応援部隊、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、自衛隊等	活動範囲、業務内容

(3) 救助活動（被災地へ）

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	活動範囲、部隊規模、受け入れ態勢
市	町内会（自主防災組織）、住民等	避難所の開設、運営協力要請、支援体制等の情報
町内会、住民	その他の被災地域	支援体制

３　業務の体系

地域の状況（気象警報、河川情報等）　→　危険地域からの自主避難

↓

高齢者等避難（警戒レベル３）の発令

→　住民及び県､報道機関への情報伝達
　　避難行動要支援者の把握及び避難誘導支援

↓　　避難所の準備及び開設（それ以外の住民については、避難の準備又は避難行動）

避難指示等（警戒レベル４）の発令

→　住民の安否確認、孤立者等への救助活動

↓　　（必要に応じて警戒区域の設定）

避難　　→　避難者ニーズの取りまとめ

４　業務の内容

(1) 高齢者等避難等

実施主体	対　　策	協力依頼先
町内会（自主防災組織）、市民	・地域の情報連絡 ・自主避難及び自主防災組織等による要配慮者の把握及び避難誘導、救助要請	市、消防団、消防、警察
市	・避難所の開設と避難状況の収集 ・県、報道機関への情報の提供と発信 ・要配慮者への対応	指定避難所管理者、消防、警察、報道機関等
県	・避難状況の全体把握及び関係機関への情報伝達 ・自衛隊、消防庁、警察本部等への連絡 ・管理施設の避難所開放	報道機関、自衛隊、消防庁、警察本部等
防災関係機関	・避難状況の把握及び緊急通報への対応 ・広域応援の必要性の判断及び市との情報交換	警察本部、消防本部

(2) 避難指示等

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・住民等への伝達と避難の指示 ・避難の広報、避難誘導 ・避難路の安全確保及び避難所の開設 ・報道機関、消防、警察等関係機関への連絡	報道機関 消防本部、警察
県	・避難指示等の取りまとめ及び関係機関への情報伝達 ・関係機関に災害派遣等を要請 ・応急対策の実施	報道機関、自衛隊、消防庁、国土交通省、警察本部等
防災関係機関	・避難指示等の地域からの避難誘導 ・交通規制の実施 ・犯罪予防	県警本部、消防本部

(3) 避難誘導及び救助

実施主体	対　　策	協力依頼先
被災者、自主防災組織	・自主避難及び自主防災組織等による要配慮者の把握及び避難誘導、救助要請	消防団
市	・被害状況の収集と避難所の開設及び避難者の概数把握 ・情報の提供と発信 ・自衛隊、緊急消防援助隊の派遣要求	指定避難所設置者、消防、警察等
県	・被害状況の全体把握及び関係機関への情報伝達 ・自衛隊、緊急消防援助隊等への派遣要請	報道機関、自衛隊、消防庁、警察本部等

	・管理施設の避難所開放	
防災関係機関	・避難状況の収集及び緊急通報への対応 ・広域応援の必要性の判断及び市との情報交換	県警察、消防本部

５　避難指示

(1) 避難指示する者

避難指示の発令権者は次のとおりであるが、避難指示が発令されたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡する。

区分	実　施　者	根　拠　法　令
指示	市長	災害対策基本法第 60 条第 1 項
	警察官	災害対策基本法第 61 条第 1 項 （警察官→警察官職務執行法第 4 条）
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 (その場に警察官がいない場合に限る。)	自衛隊法第 94 条
	知事	災害対策基本法第 60 条第 5 項 （当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）
	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第 25 条
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	水防法第 29 条

第９節　避難所運営計画

【災害対策本部担当部】　○民生部、総務部、調達部、教育部、防災安全部

１　計画の方針

風水害の場合の指定避難所は、当該地域への避難指示等発出後速やかに開設し、住民が帰宅、又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難指示等の発出がなくても、住民等が避難予定施設に自主的に避難してきた場合は速やかにこれを受け入れ、必要な支援を行う。避難所の開設・運営は市が施設管理者、町内会、自主防災組織、消防団、応援自治体職員、ボランティア等の協力を得て行う。運営に当たっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア、男女の視点の違い及び女性や子ども等の安全に十分に配慮する。

なお、開設に当たってはライフラインの確保など避難所としての妥当性に十分配慮する。

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。

イ　市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、地域住民、応援自治体職員、ボランティア、NPO 等の外部支援者等の協力を得て避難所を運営する。なお、指定避難所を開設する場合には、予め施設の安全性を確認するものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、予め指定した施設以外の施設についても、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するとともに、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

ウ　県は、市の避難所の開設・運営を支援する。

エ　県警察は、避難所の保安等に当たる。

オ　避難所予定施設の管理者は、避難所の迅速な開設・運営について市に協力する。

(2) 達成目標

ア　避難に関する最初の情報の発信後速やかに開設する。(施設の安全確認、職員配置)

イ　開設６時間後には、避難者、生活必需品の必要量等の概数を把握し、要配慮者の把握と初期的な対応を行う。

ウ　開設１２時間後には、必要に応じて仮設トイレを設置する。

エ　開設３～７日後までには、避難者の入浴の機会を確保する。

オ　避難所での生活を概ね開設から２か月程度で終了できるよう、住宅の修理、仮設住宅の設置、公営住宅の斡旋等を行う。

(3) 避難所運営の留意点

避難所の秩序維持を図るため、避難所運営マニュアルを定め運営にあたる。

ア　一般的事項

(ｱ) 避難所の開設・運営については、運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。

(ｲ) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に留意する。

(ｳ) 運営体制の構築を行い、各配置人員の役割分担を明確にする。

(ｴ) 避難者に食料、生活必需品を提供する。性別、年齢、障がい等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。また避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。

(ｵ) 避難者１人当たり３～４㎡のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、パーティションや段ボールベッド等の設置に努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ２ｍ（最低１ｍ）空けることを意識するよう努める。

(ｶ) 風水害の場合、避難所の建物外での避難は困難であり、全避難者の屋内への受入れを原則とする。

(ｷ) トイレは仮設トイレも含めて男女別とし、女性用トイレを多く設置するとともに、高齢者や障害者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。なお、災害発生当初は避難者約 50 人当たり１基、避難が長期化する場合には約 20 人当たり１基、トイレの平均的な使用回数は１日５回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。

(ｸ) テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、スマートフォンの充電サービス等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。

(ｹ) 避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。

(ｺ) 入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。

(ｻ) 非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など、停電対策に努める。

(ｼ) 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。

(ｽ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(ｾ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(ｿ) 気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度を調整するとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。

(ﾀ) 住民票の有無に関わらず、避難者を適切に受け入れるものとする。

(ﾁ) 家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

イ　男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営

避難生活において人権を尊重することは、性別にかかわらず必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。

(ｱ) 男女及び性的少数者それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮する。

(ｲ) 避難所への職員配置は、女性と男性の両方を配置するよう努める。

(ｳ) 避難住民による避難所管理組織に対しては、女性が参画し、意見が反映できるよう配慮を求める。

(ｴ) 男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

(ｵ) 男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布を行う。

(ｶ) 夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(ｷ) 避難所における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(ｸ) 身体障がい者はもとより、性的少数者が安心して利用できるよう、多目的トイレの設置や、入浴できる環境が確保できるよう配慮する。

(4) 要配慮者への配慮

ア　避難所での配慮

(ｱ) 市は、避難所施設内の段差解消などバリアフリー化に努める。

(ｲ) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮する。

(ｳ) 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障がい者、高齢者等には、医療機関への転送、社会福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。

(ｴ) 避難住民は、要配慮者に配慮した秩序ある行動で避難所運営に協力する。

(ｵ) 身体障害者補助犬法（平成１４年法律第４９号）で公共的施設への同伴が認められている身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）については、同伴・使用について周囲の避難者の理解を得られるように努める。なお、居室部分へ同伴することで他の避難者がアレルギーによる発作を起こす可能性があるなどの場合は、その要配慮者と補助犬のために別室を準備するなど配慮する。

イ　福祉避難所の開設

(ｱ) 市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために

福祉避難所を開設し、指定避難所からの誘導を図る。

(ｲ) 県は、(ｱ)による対応で福祉避難所が不足する等の場合には、新潟県生活衛生同業組合連合会との協定に基づき、旅館及びホテルにおいて、福祉避難所を開設する。

(ｳ) 福祉避難所には、高齢者・障がい者等の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。

(5) 積雪期での対応

ア　全避難者を屋内に受入れする。避難所の受入能力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。

イ　暖房器具、採暖用具の配置、温かい食事の早期提供に配慮する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所配置職員	市災害対策本部	避難者数、ニーズ
市災害対策本部	県災害対策本部	避難所・避難者数、ニーズ、救援要請
	市災害ボランティアセンター	
	市医療救護本部	
県災害対策本部	国、関係機関等	避難状況、支援・供給要請

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
国・関係機関等	県災害対策本部	支援・供給情報
県災害対策本部	市災害対策本部	
市災害対策本部	避難所	

３　業務の体系（フロー図又は業務体系図）

☆風水害発生のおそれ（避難指示等の発令）

０～３ｈ　指定避難所開設
～６ｈ　避難者の状況把握
～12ｈ　外部からの応援受入開始
～24ｈ　要配慮者の移動
～３日　避難所の拡張・充実
３日～　避難者サービスの充実
７日～　避難所の集約化
～２ヶ月　避難所の解消

４　業務の内容

(1) 避難所開設後２４時間以内の業務

実施主体	業　　務	協力依頼先
市	○指定避難所開設（～３ｈ）	
	・福祉避難所の開設、避難行動要支援者受入れ	介護事業者等
	・職員配置、避難所開設報告	県災害対策本部
	・施設の安全確認	施設管理者
	○避難者の状況把握（～６ｈ）	
	・避難者数・ニーズの把握及び報告	避難者
	・避難所備蓄物資の提供	〃
	○外部からの応援受入れ開始（～12ｈ）	
	・避難所運営応援職員の受入れ	県災害対策本部
	・ボランティアの配置	市災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ
	・食料、生活必需品提供の開始	県災害対策本部
	・仮設トイレ設置	〃
	・冷暖房器具、燃料の手配	〃
	・市町村医療救護班及び市町村歯科医療救護班の派遣	郡市医師会、郡市歯科医師会
	・避難行動要支援者支援要員の配置	保健所
	○避難行動要支援者の移動（～24ｈ）	消防本部
	・傷病者等の医療機関への搬送	社会福祉施設
	・福祉施設等への緊急入所	介護事業者等
	・福祉避難所の開設、要援護者受入れ	
県	○指定避難所開設時の支援（～３ｈ）	
	・県施設避難所の開設への協力	
	・施設の応急危険度判定要員派遣	
	○避難所運営の応援（～12ｈ）	
	・避難所運営応援職員の派遣	県内市町村 協定締結道県
	・食料、生活必需品の調達、配送	協定企業等
	・県備蓄物資の提供	県トラック協会
	・仮設トイレの手配	
	・県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣	災害拠点病院等
	・看護師、保健師の派遣	県看護協会
	○避難行動要支援者の移動（～24ｈ）	
	・受入れ医療機関の確保	県医師会等
	・福祉関係者への協力依頼	社会福祉施設 介護事業者等

避難所予定施設の管理者	○施設の安全確認（開設～３h） ○避難所開設作業への協力	
自衛隊	・県の要請により食料、物資を輸送 ・　　〃　　傷病者等を搬送	

(2)避難所開設後３日目以内の業務

実施主体	業　　務	協力依頼先
市	○避難所の拡張・充実 ・屋外避難者へのテント等提供 ・避難所環境の改善 （パーティション、段ボールベッド等設置） ・避難者による自治組織編成	 県災害対策本部 避難者
県	・自衛隊に避難者用テント設営を要請	自衛隊
県警察	・避難所における保安対策の実施 ・住民が避難した地域の保安・警備	市 自主防災組織等
東北電力	・避難所施設の電力供給再開	

(3) 避難所開設後３日目以降の業務

実施主体	業　　務	協力依頼先
市	○避難者サービスの充実（３日～） ・入浴機会の確保 ・避難所での炊飯開始 ・避難者の随伴ペットの保護及び飼育用資機材・飼料の手配 ・臨時公衆電話等の設置を要請	 県災害対策本部 市旅館業組合 市災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ 〃 電気通信事業者
県	○避難者サービス充実への協力（３日～） ・自衛隊に現地炊飯、入浴支援を要請 ・入浴施設への協力依頼 ○避難所・避難者の集約(７日～)	 自衛隊 県内市町村 新潟県生活衛生同業組合連合会 ＬＰガス協会
自衛隊	○避難者サービス充実への協力（３日～） ・県及び市の要請により避難所での炊飯、入浴支援を実施	
電気通信事業者	○避難者サービス充実への協力（３日～） ・市の要請により、臨時公衆電話、携帯電話充電器を避難所に設置	

第９節の２　避難所外避難者の支援計画

【災害対策本部担当部】　○総務部、、民生部、調達部、教育部、防災安全部

１　計画の方針

○　基本方針

避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、指定避難所への移送など必要な支援を行う。

なお、「避難所外避難者」とは、市があらかじめ指定した避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。

(1) 各主体の責務

ア　避難所外避難者は、市、消防、県警察又は最寄りの指定避難所に、現況を連絡する。

イ　市は、避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

ウ　県は、市が行う避難所外避難者の状況調査に協力する。また、市からの要請に基づき、関係機関に支援を要請する。

エ　自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難所外の要配慮者の所在や安否の確認に努め、把握した情報について市へ提供する。

(2) 達成目標

避難所外避難者の状況は、発災後３日以内に把握し、必要な支援を開始する。

(3) 要配慮者に対する配慮

避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

(4) 積雪期の対応

積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く避難所等の施設内に避難するよう誘導する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所外避難者	市災害対策本部	避難所外避難者の状況
市災害対策本部	県災害対策本部	避難所外避難者の支援ニーズ
県災害対策本部	国・関係機関等	避難状況、支援・供給要請

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部	市災害対策本部	避難所外避難者の支援に関する情報
市災害対策本部	避難所外避難者	避難所外避難者の支援に関する情報

３　業務の体系

避難所外避難者の状況調査（避難者及び必要な支援の把握）

↓

必要な支援の実施

４　業務の内容

(1) 避難所外避難者の状況調査実施（発災後３日以内）

実施主体	業　　務	協力依頼先
市	避難所外での住民の避難状況の調査（場所、人数、支援の要否・内容等）	町内会 自主防災組織
県	市に対する支援（人員、助言等）	応援県等
避難者	避難状況の市災害対策本部への連絡	避難所管理者

(2)必要な支援の実施（発災後３日以内に開始）

実施主体	業　　務	協力依頼先
市	○避難所の充実 ・新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウスなど） ・食料、物資の供給 ・避難者の健康管理、健康指導	町内会 市災害ボランティアセンター ＮＰＯ
県	○市に対する支援（物資提供等）	協定県等

(3)連絡体制及び食料物資の供給方法等

避難所外避難者との連絡体制、食料物資供給方法等については、別に定める。

第１０節　自衛隊の災害派遣計画

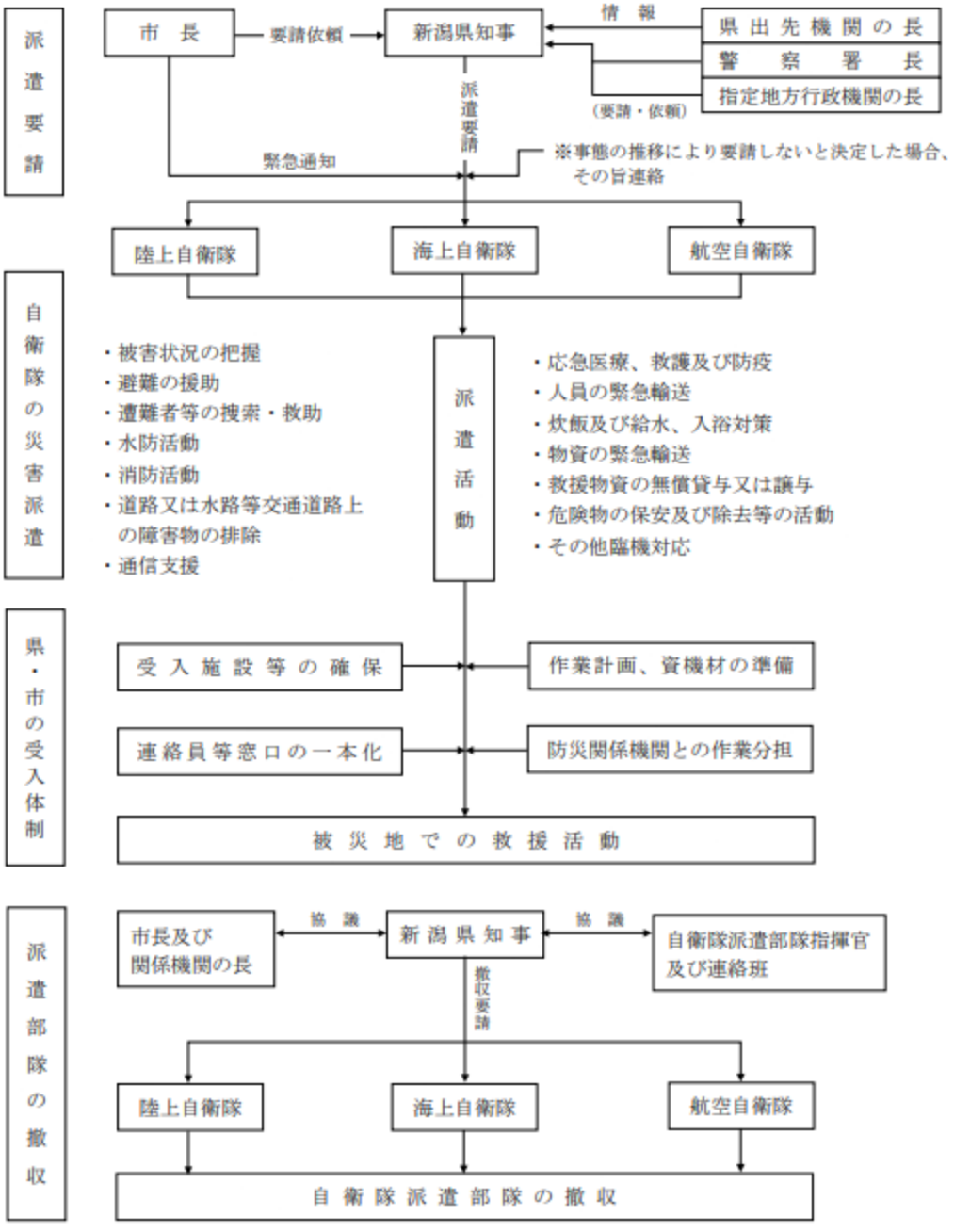
【災害対策本部担当部】　○防災安全部、総務部、情報財政部

１　計画の方針

○　基本方針

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き、受入れ体制等について定める。

２　自衛隊の災害派遣フロー図



３　自衛隊の災害派遣基準

自衛隊の災害派遣は、次の３つの原則が満たされることが基本となっている。

(1) 公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。(公共性の原則)

(2) 差し迫った必要性があること。(緊急性の原則)

(3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。(非代替性の原則)

４　自衛隊の災害派遣による救援活動の区分及び活動内容

(1) 救助活動の区分・活動内容

救援活動区分	活　動　内　容
①　被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
②　避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
③　遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
④　水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土嚢の作製、運搬、積込み等の水防活動を行う。
⑤　消防活動	火災に対して、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し、消火に当たる。 （消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑥　道路又は水路等の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物等により障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。 （放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）
⑦　応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 （薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑧　人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。(航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合)
⑨　炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水の支援を行う。 (緊急を要し、他に適当な手段がない場合)
⑩　救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」(昭和３３年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は譲与する。
⑪　危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
⑫　その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において、その被害を未然に防止するための措置を実施する。

(2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活　　動　　内　　容
陸上自衛隊	車両、舟艇、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇または航空機による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

５　自衛隊の災害派遣要請の手続き

(1) 市が実施する手続

市長は、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、次の事項を明らかにし、災害派遣要請依頼書を県防災局危機対策課経由で知事に提出する。ただし、事態が急を要する場合は電話等で通報し、事後に文書を提出することができる。

ア　災害の状況及び派遣を要請する事由
イ　派遣を要請する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　その他参考となるべき事項

(2) 知事の派遣要請

知事に派遣要請を求めることができない場合は、市長はその旨市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後に速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

（○自衛隊災害派遣要請依頼書・・・・・・・・・資料編参照）

６　自衛隊の災害初動準備及び自主派遣

各自衛隊は、部隊を自主派遣する場合出来る限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもと効率的な救助活動の実施に努める。

７　県への連絡幹部の派遣

知事が、各自衛隊に対して連絡幹部の派遣を要請した場合はまたは各自衛隊が被災地に部隊を派遣した場合には、連絡幹部を県に派遣し、連絡、調整を実施する。

また「特別警報」発表時は、速やかに派遣する。なお、県は受け入れに当たっては、部隊の作業が効率的に実施できるように執務室等の受入施設を提供する。

８　自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定

市、県は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合・重複しないように配慮し、より効率的な作業分担を定める。これを実現するため、市は派遣部隊との連絡窓

口を市災害対策本部防災安全部に一元化する。

(2) 作業計画の協議、調整及び資機材の準備

市及び県は、自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、次により可能な限り調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど支援活動に支障のないよう十分な措置を講じる。

ア　作業箇所及び作業内容

イ　作業の優先順位

ウ　作業実施に必要な図面

エ　作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

オ　派遣部隊との連絡責任、連絡方法及び連絡場所

(3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備

市は、派遣部隊に対し次の施設を確保する。

ア　自衛隊事務室

イ　ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート

ウ　駐車場（車１台の基準は３×８ｍ）

エ　宿営地または宿泊施設（学校、公民館等）

(4) 派遣部隊の現地誘導及び住民等への協力要請

市は、派遣部隊の円滑な救護活動に資するため、必要な情報（作業実施に必要な図面、資材の保管・調達場所等）の提供に努めるとともに、必要に応じて現地誘導及び住民等への協力要請を行う。

９　業務の内容

(1) 救助、応急復旧、偵察業務

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	事前の情報連絡　→　災害派遣要請 連絡幹部の受入れ	各自衛隊 市
市	連絡要員等の受入れ、自衛隊通常装備以外の資機材の準備及び受入体制整備	防災機関
防災関係機関	救助における調整及び情報共有	町内会、地域住民

(2) 給食、医療等民生支援業務

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	事前の情報連絡　→　災害派遣要請 連絡幹部の受入れ	各自衛隊 市
市	連絡要員等の受入れ、自衛隊通常装備以外の資機材の準備及び受入体制整備	各町内会等
町内会等	民生支援に対する協力及び各避難所等での協力体制の構築	地域住民

10　災害派遣部隊の撤収

知事は、災害派遣部隊の撤収要請に当たっては、民心の安定等に支障がないよう市長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、原則市長の撤収要請により決定する。

11　救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費（自衛隊装備に係るものを除く。）は、原則として派遣を受けた市が負担する。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が市に代わり負担する。

(1) 災害派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕料
(2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料等
(3) 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費、電話料
(4) 災害派遣部隊輸送のための民間輸送機関に係わる運搬費
(5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と協議する。

12　県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等

(1) 県の連絡窓口

災害派遣担当窓口	住　　所　　等
防災局 危機対策課 危機対策第１	住　　所　〒950-8570　新潟市中央区新光町４番地１ 電　　話　０２５－２８５－５５１１（代表） 内　　線　６４３４、６４３５、６４３６ ０２５－２８２－１６３８（直通） 防災無線　（発信番号）－401－20－6434、6435、6436 NTT　FAX　０２５－２８２－１６４０ 衛星 FAX　（発信番号）－401－881

(2) 派遣要請先及び連絡窓口等

災害派遣の要請先	住　　所　　等
陸上自衛隊 第１２旅団長 （上越市を除く新潟県南部市町村の災害派遣）	住　　所　〒370-3594　群馬県北群馬郡榛東村大字新井 1017-2 第１２旅団第３部防衛班 電　　話　０２７９－５４－２０１１　内線２２８５、２２８６ NTT　FAX　０２７９－５４－２０１１　FAX 切替　内線２２３９
	連絡窓口　陸上自衛隊第２普通科連隊第３科 住　　所　〒943-8501　上越市南城町３丁目７番１号 電　　話　０２５－５２３－５１１７　内線２３５、２３７避難所 防災無線　発信番号－６７３－２０ NTT　FAX　０２５－５２３－５１１７　FAX 切替　内線２３９
海上自衛隊 舞鶴地方総監	住　　所　〒625-0087　京都府舞鶴市余部下１１９０ 舞鶴地方総監部防衛部オペレーション 電　　話　０７７３－６２－２２５０　内線２２２２、２２２３ NTT　FAX　０７７３－６２－２２５０　FAX 切替

災害派遣の要請先	住　　所　　等
	連絡窓口　海上自衛隊新潟基地分遣隊当直室 住　　所　〒950-0047　新潟市東区臨海町１番１号 電　　話　０２５－２７３－７７７１　内線４３１ 防災無線　発信番号－７５１－３０ NTT　FAX　０２５－２７３－７７７１　FAX 切替
航空自衛隊 航空総隊司令官 航空支援集団司令官	《写真偵察機による調査活動の要請先》 住　　所　〒197-8503　東京都福生市大字福生２５５２ 航空総隊司令部防衛部運用課作戦室 初動対処クルー 電　　話　０４２－５５３－６６１１内線２２８３、２９４１ NTT　FAX　０４２－５５３－６６１１　FAX 切替 《輸送機の派遣の要請先》 住　　所　〒183-8521　東京都府中市浅間町１丁目５－５ 航空支援集団司令部防衛部運用課 電　　話　０４２－３６２－２９７１　内線２３２２ NTT　FAX　０４２－３６２－２９７１　FAX 切替２６３１ 《救援機の派遣の要請先》 住　　所　〒350-1324　埼玉県狭山市稲荷山２丁目３番地 航空救難団司令部防衛部救難運用班 電　　話　０４－２９５３－６１３１ 内線３８３２、３８３６（夜間３８９５） NTT　FAX　０４－２９５３－６１３１　FAX 切替
航空救難団司令	連絡窓口　航空自衛隊新潟救難隊飛行班 住　　所　〒950-0031　新潟市東区船江町３丁目１３５ 電　　話　０２５－２７３－９２１１　内線２１８、２２１ 防災無線　発信番号－５０３－３０ NTT　FAX　０２５－２７３－９２１１　FAX 切替　内線２２７

第１１節　輸送計画

【災害対策本部担当部】　○調達部、建設部、総務部

１　計画の方針

(1)　基本方針

災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（国、県、市、警察署、消防署等の庁舎)、輸送施設（道路、鉄道駅、臨時ヘリポート)、物資輸送拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点)、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）などの輸送体制を確保し、陸、空の交通手段の機能強化を図りつつ、緊急輸送を実施する。そのためには、陸、空の交通手段の連携、被災地の交通情報の収集・伝達及び緊急輸送路確保のための交通規制と早期応急復旧などが組織的に行われる必要がある。

(2) 各主体の責務

ア 市

(ｱ) 災害の発生が予測され、住民等の避難が必要となった場合で、徒歩による迅速な避難が困難な場合は、車両、ヘリコプター等により、住民等を安全な地域へ輸送する。

(ｲ) 車両、ヘリコプター等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にするとともに地域内輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を開設し、県等他機関と連携して輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。

(ｳ) 車両等の輸送手段が調達不能となった場合等、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、防災協定自治体、他の自治体又は県に応援要請を行う。

イ 県

(ｱ) 道路等の被災情報に基づき、緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。

(ｲ) 市へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送等の拠点となる広域物資輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を確保する。

(ｳ) 市からの輸送体制確保に係る応援要請に基づき、関係機関に協力を要請する。

(ｴ) 災害発生の初期からヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、輸送を行う。

(ｵ) 災害の規模により、市が自ら輸送体制の確保等を行うことが困難な場合は、県が輸送体制の整備を行う等必要な措置を講じる。

ウ 警察

(ｱ) 緊急輸送道路のうち、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。

(ｲ) 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を緊急通行車両として確認を行う。

エ 輸送関係機関

自動車運送事業者等の輸送関係機関は、北陸信越運輸局、新潟運輸支局の指導の下、市及び県災害対策本部と連携し、輸送体制の確保に協力する。

オ 輸送施設管理者

道路、鉄道駅、臨時ヘリポート等の輸送施設の管理者は、市、県、警察、消防及び他の輸送施設管理者等の協力を得ながら、他の復旧作業に優先して被災地に至る緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う（おおむね 24 時間以内）。

（○緊急時輸送施設及び輸送拠点・・・・・資料編参照）

2　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
輸送施設管理者	市	・輸送施設の被災状況 ・交通規制等の状況
市	県	・輸送施設の被災状況 ・臨時ヘリポートの確保状況 ・応援要員及び物資等の輸送需要

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	・輸送体制確保についての応援の内容 ・輸送施設の被災状況（収集した広域的情報）
小千谷警察署 道路管理者	関係機関 市民	・交通の確保、交通規制の実施状況 ・渋滞の状況

3　業務の内容

(1)事前避難の実施

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・事前避難の実施	自主防災会 県(災対本部統括調整部)

(2) 緊急輸送ネットワークの確保

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・発災初期のヘリによる緊急空輸のための臨時ヘリポートを確保する。	
輸送施設管理者	・各輸送施設管理者の間で相互に協力し、ほかの復旧作業に優先して道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの復旧、確保を行う。	
警察、道路管理者	・緊急輸送道路のうち、緊急交通路	

	に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。	

(3) 輸送手段の確保

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・平常時から車両等の調達先及び予定数を明確にしておき、応急対策に必要な車両を確保する。 ・災害時に必要とする車両等が調達不能または不足する場合、他の市町村または県に調達のあっせんを要請する。	他市町村 県(災対本部統括調整部)

(3) 物資輸送拠点の確保

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・避難所へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物流の集積 ・配送等の拠点となる地域内輸送拠点を確保する。	県 施設管理者
県	・被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる物資輸送拠点を確保する。	市 施設管理者

＜物資輸送拠点の機能＞

ア 他地域からの救援物資の一時集積・分類

イ 緊急物資の一時集積・分類

ウ 配送先別の仕分け

エ 小型車両、ヘリコプター等への積み替え、発送

(注)大型車両による輸送は原則として輸送中継基地までとする。

＜物資輸送拠点における県及び市の業務＞

ア 物資輸送拠点への職員等の派遣

輸送業務指揮者及び連絡調整、搬入、管理、仕分け、搬出作業要員等（必要に応じ、物流業者等の専門家に応援を要請する。）

イ 避難所等の物資需要情報の輸送中継基地への伝達

インターネット利用環境の整備、操作要員の配置

ウ 物資輸送拠点から被災地内への物資配送用のトラックの調達

エ 県災害救援ボランティア本部等との協働

物資輸送拠点における物資の搬入、管理、搬送等の作業は、多くの人員が必要とされることから、県災害救援ボランティア本部や、見附市災害ボランティアセンター等との協働を図り、交代要員の確保に留意する。

４　緊急交通路の確保

小千谷警察署及び道路管理者は、第３章第１２節「警備・保安及び交通規制計画」及び第３章第３９節「道路・橋梁・トンネル応急対策」により、他の復旧作業に優先して緊急交通路を啓開し、被災地内の拠点を有機的に結びつける。

５　市の実施体制

(1) 輸送の対象

ア　被災者

イ　飲料水及び食料

ウ　救助用物資

エ　災害対策用資機材並びに要員

オ　その他必要な要員、物資等

(2) 輸送車両等の確保

道路の被害情報等に基づき物資等の緊急輸送手段及び輸送経路を決定する。必要に応じ、小千谷警察署及び道路管理者に輸送経路の交通規制等を依頼する。

緊急輸送に必要な車両等の確保は、概ね次の順序による。

ア　防災関係機関の車両、雪上車及びヘリコプター等

イ　公共的団体の車両、雪上車及びヘリコプター等

ウ　営業用の車両、雪上車及びヘリコプター等

エ　その他の自家用車両

(3) 緊急輸送の優先順位

ア　総括的に優先されるもの

(ｱ) 人命の救助及び安全の確保

(ｲ) 被害の拡大防止

(ｳ) 災害応急対策の円滑な実施

イ　災害発生後の各段階において優先されるもの

(ｱ) 第１段階（災害発生直後の初動期）

ａ　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

ｂ　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

ｃ　被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者

ｄ　自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資

ｅ　緊急輸送に必要な輸送施設、物資輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

(ｲ) 第２段階

a　第１段階の続行
b　食料、水、燃料等生命・生活の維持に必要な物資
c　傷病者及び被災地外へ退去する被災者
d　輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

(ｳ) 第３段階
a　第２段階の続行
b　災害復旧に必要な人員、物資
c　生活用品
d　郵便物
e　廃棄物の搬出

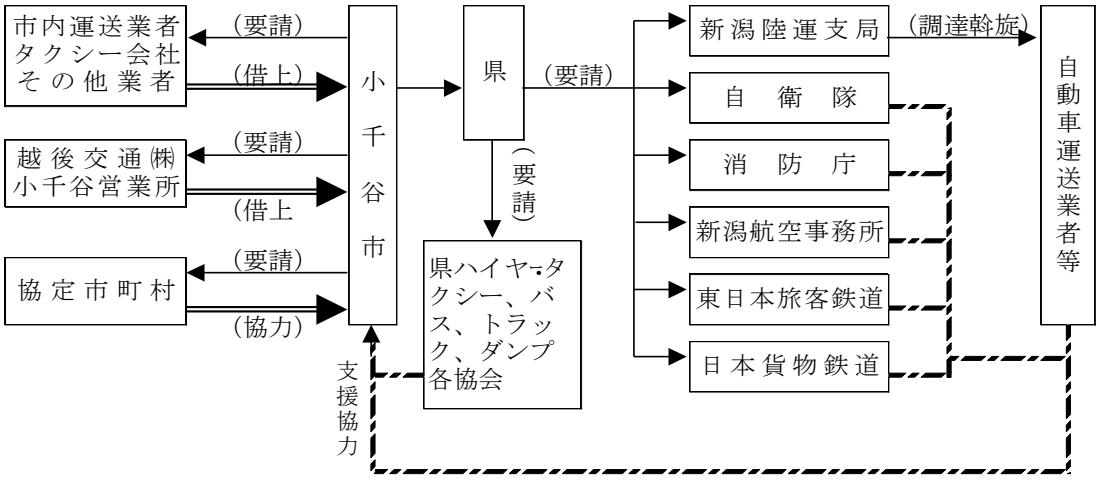
(4) 応援要請

市は、調達不能あるいは借上をもってしてもなお不足を来す場合が生じたときは、受入責任者を定め、次の事項を明示して協定市町村及び県等に調達のあっせんを要請する。

なお、自衛隊に応援を要請する場合は、第３章第９節「自衛隊の災害派遣計画」による。

ア　輸送区間及び借上げ期間
イ　輸送人員又は輸送量
ウ　車両等の種類及び台数
エ　集結場所及び日時
オ　その他必要事項

６　関係機関の実施体制



７　自動車による緊急輸送に必要な手続き

緊急輸送に利用する車両については、第３章第１２節「警備・保安及び交通規制計画」により確認を受け、所定の標章を掲示し証明書を携帯する。

（○緊急通行車両等事前届出関係様式・・・・・資料編参照）

８　積雪期における輸送計画

ア　各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施する。

イ　各施設の管理者は、降積雪による被害の防御や軽減及び交通の混乱防止のため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

第１２節　警備・保安及び交通規制計画

【災害対策本部担当部】　○情報財政部、防災安全部、建設部

１　計画の方針

○　基本方針

大規模災害発生時においては、災害時の非常事態に対処するため、小千谷警察署は、関係機関と緊密な連絡の下に、早期に警備体制を確立し被害状況の収集等に努め、住民の生命及び身体の保護に努めるため、「緊急事態における小千谷警察署の組織に関する要綱」に基づき的確な災害警備活動を行う。

(1) 要配慮者に対する配慮

住民の避難誘導に当たっては、要配慮者を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行うものとする。

(2) 積雪期の対応

積雪期の災害発生に備え、降積雪量、道路確保状況その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておく。

２　大規模災害に備えての措置

県警察本部は、大規模災害の発生に備えて次の措置を行うように努める。

(1) 警察施設の耐久性の点検、補強など
(2) 装備資機材の部隊別必要品目・数量の検討と計画的な設備充実
(3) 通信施設の防護措置並びに通信資機材の部隊別必要品目･数量の検討及び計画的な整備充実
(4) 通信指令機能・情報処理機能の防護措置及びバックアップシステムの確保
(5) 県警備本部の代替措置施設の確保
(6) 部隊員用非常用食料及び非常消耗品の備蓄
(7) 装備資機材保有業者及びリース業者の把握
(8) 部隊の宿泊・補給等に必要な施設、敷地及び業者の把握
(9) 非常時の警察関係車両用燃料及び航空燃料の確保
(10) 関係機関との連絡体制の整備
(11) 交通信号機への電源付加装置の設置等電源の確保

３　県警察における警備活動

大規模な災害が発生した場合に次の警備活動を行う。

(1) 警備体制の確立

ア 指揮体制の確立

大規模災害が発生した場合には､小千谷警察署に署警備本部を設置して警備体制を確立する。

イ 警備要員の確保

(ｱ) 大規模災害が発生し、必要があると認めた場合は、警備要員の非常招集を行う。
(ｲ) 警察職員は、県内に震度６弱以上の地震が発生した場合又は次の事項が発生したことを知ったときは、命令を待つことなく速やかに自主参集する。
・警察法第 71 条第 1 項に規定されている「緊急事態」の布告があったとき
(ｳ) 参集場所は、原則として各勤務所属とする。なお、交通の不通等で勤務所属に参集できないときは、最寄りの警察署に参集し、一時的にその署長の指揮下に入る。
(ｴ) 県警備本部は、被災の状況等警備活動の必要性を考慮し一般部隊、交通、刑事等の特科部隊などを編成し、被災地域管轄警察署に対し部隊を派遣する。また、署警備本部は、必要に応じ県警備本部に部隊の派遣を要請する。

(2) 警備活動の重点
ア 情報の収集、伝達及び被害実態の把握
イ 被災者の捜索及び救助
ウ 行方不明者等の捜索
エ 警戒区域の設定及び被災地域住民の避難誘導
オ 通信の確保
カ 犯罪の予防検挙
キ 地域安全活動の推進
ク 住民に対する広報活動
ケ 相談活動
コ 遺体の検視
サ 他都道府県警察本部等に対する援助要求

(3) 災害警備活動に対する関係機関の協力
県警備本部長又は署警備本部長は、県、市、消防、その他関係機関の協力を得て、それぞれの活動状況を把握するとともに、救助活動等を効果的に行うため、必要な措置を要請する。
ア 県・市
(ｱ) 一連の警察活動が迅速・的確に展開できるよう、連絡を密にし、協力を図る。
(ｲ) 警察で把握した被害状況、避難の必要性、被災者の動向等の災害情報を積極的に県・市災害対策本部に提供し、情報の共有化を図る。
イ 消防機関
(ｱ) 消火活動及び救急活動に対しては、必要な部隊を派遣して、消防・救急自動車の通行、消火活動のための警戒線設定等に積極的に協力する。
(ｲ) 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の調整を行い、迅速かつ効率的に実施する。
ウ その他関係機関
(ｱ) 被災現場における救助・救援活動には関係機関の活動が不可欠であることから、その活動が迅速に行われるよう積極的に協力する。
(ｲ) 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の分担及び調整を行い、迅速かつ効率的な活動を実施する。この場合において、

警察の活動に関係機関の有する輸送力等が必要な場合には、支援を要請する。

４　道路交通対策

大規模災害が発生した場合は速やかに道路の被害状況及び交通状況を把握し、避難及び人命救助等の必要な交通規制を実施する。あわせて交通情報、車両使用の抑制、その他運転者の執るべき措置等についての広報を実施し、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(1) 情報の収集

下記の道路を確保するため、被災地を中心とした幹線道路の被災情報を収集する。

ア 緊急交通路

イ 避難路

ウ 交通規制実施時の迂回路

(2) 交通規制の実施

大規模災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、避難路及び緊急交通路を確保するため、順次、次の交通規制を実施する。

ア 被災地周辺の交通規制

イ 高速道路の交通規制

ウ 広域交通規制

エ 緊急交通路の指定等

(3) 交通規制実施上の措置

ア 交通規制の結果を生ずる滞留車両への措置

イ 主要交差点対策

(4) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認

県が行う緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続等は、次のとおりである。

ア 緊急通行車両の確認範囲

イ 規制除外車両の確認範囲

ウ 確認事務の実施区分等

エ 緊急通行車両の事前確認届出

オ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認標章等の交付

(5) 運転者のとるべき措置

県警察は、平常時から関係機関と連携して、自動車運転手に対し、災害時に執るべき措置について、次に定める事項の周知徹底を図る。

ア できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。

イ 停車後はカーラジオ等により災害に関する情報、交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。

エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車

するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

5 関係機関との協力

交通規制を実施した場合は、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に則し適切な交通規制を実施するとともに、必要に応じ派遣された警備業者等に交通誘導等の協力依頼を行う。

6 広報

交通規制の実施に際しては、避難者、運転者、住民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図る。

7 積雪期の対応

積雪期の災害に備え、降積雪量、道路確保状況その他の冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておくものとする。

第１３節　消火活動計画

【災害対策本部担当部】　消防救急部

１　計画の方針

異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、住民の初期火災による延焼防止及び消防本部等の迅速、効果的な消火活動、応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、火災発生の場合は、速やかに消防本部に通報しなければならない。

イ　消防団は消防長又は消防団長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動にあたる。

ウ　消防本部は火災が発生した場合、消防団等と連携し適切な消火活動を行うとともに自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び小千谷市消防本部緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。

エ　緊急消防援助隊新潟県代表消防機関（新潟市消防局、代行：長岡市消防本部及び上越地域消防局。以下、本節中「新潟市消防局等」という。）は消防の広域応援の必要がある場合、消防本部及び県と協力してその対応にあたる。

オ　県は大規模な火災が発生した場合、被害状況と消火活動状況の把握及び関係機関へ応援の要請を行い消火活動の迅速な実施を図る。

(2) 達成目標

異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、住民の初期消火による延焼防止及び消防機関の迅速、効果的な消火活動の実施により被害の拡大を防ぐ。

(3) 要配慮者に対する配慮

近隣住民、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は要配慮者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は身の安全を確保し初期消火に努める。

(4) 積雪期の対応

ア　市民の対応

(ｱ) 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに保管、備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

(ｲ) 近所の消火栓、防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。

イ　消防本部の対応

(ｱ) 火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

(ｲ) 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消

防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

(5) 惨事ストレス対策

ア　消火活動を行う各機関は、職員の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ　消防本部においては、必要に応じて消防庁等に緊急時メンタルサポートチーム等の専門家の派遣を要請する。

２　情報の流れ

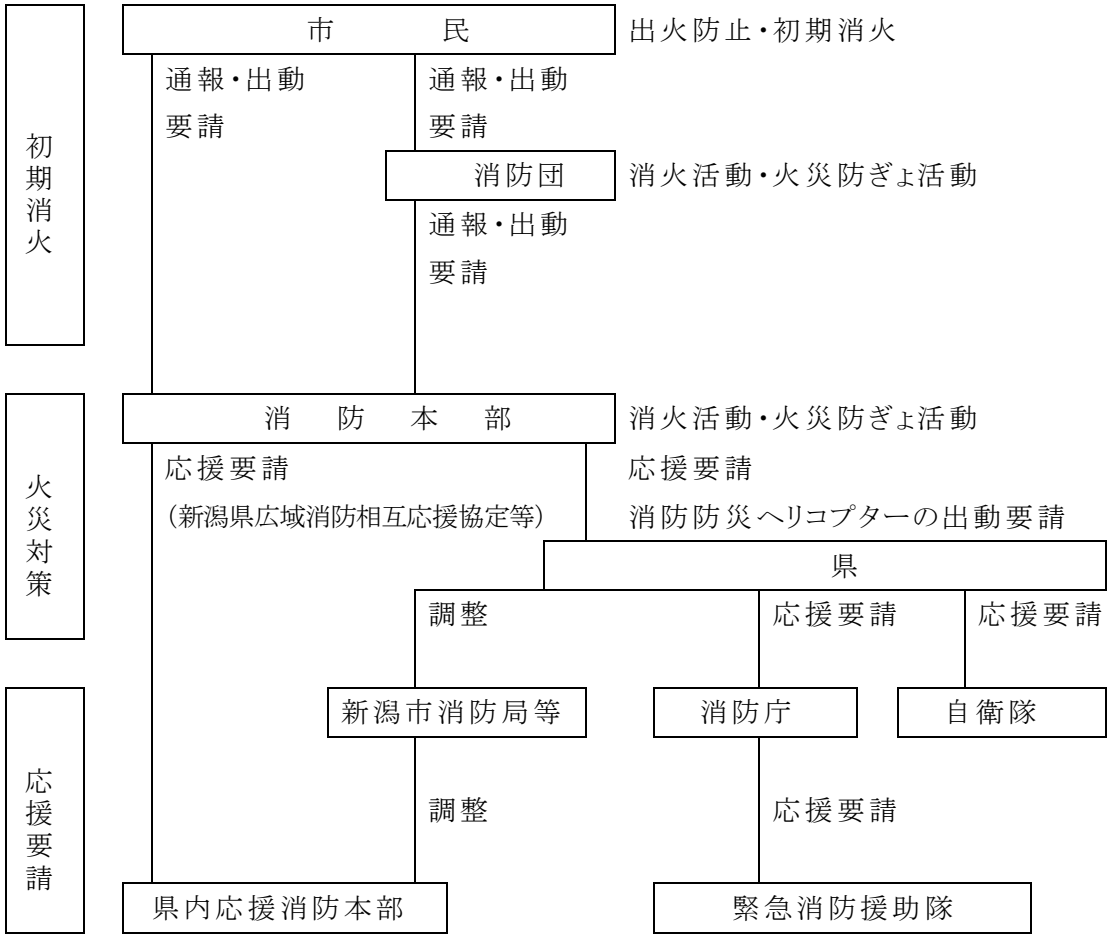
(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市民	消防団・消防本部	出火・延焼の通報
消防団・消防本部	市	出火・延焼等被害状況・消火活動・応援請
市・消防本部	近隣消防本部 (大規模火災の場合) 県	出火・延焼等被害状況・消火活動 応援要請（県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊）
県	消防庁・自衛隊	出火・延焼等被害状況・消火活動・緊急消防援助隊要請・自衛隊要請

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
消防団・消防本部 市	市民	出火・延焼等被害状況・避難・消火活動情報
近隣消防本部 （大規模火災の場合）	市 消防本部 県	県内広域消防応援部隊出動
県	市 消防本部	緊急消防援助隊応援出動 自衛隊出動
消防庁・自衛隊	県	緊急消防援助隊応援出動 自衛隊出動

３　業務の体系



４　業務の内容

（1）初期消火

実施主体	対　策	協力依頼先
市民	市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防本部に通報しなければならない。 ア　コンロ、暖房器具等の火を消す。 イ　電気のブレーカーを切るとともにガスの元栓を閉めるなど、二次火災の防止に努める。 ウ　出火した場合は近隣住民にも協力を求め、身の安全を確保した上で初期消火に努める。 エ　消防本部等へ迅速に火災発生を通報する。	
自主防災組織等	地域、職場等の自主防災組織等は自らの身の安全が確保できる範囲内で消防機関の到着までの間、極力自力消火、救助活動を行う。	

(2) 火災対策

実施主体	対　　策	協力依頼先
消防団	消防団は消防長又は消防団長の総括的な統制の下に、小千谷市消防計画に基づき、火災防ぎょ活動に当たる。	
消防本部	消防本部は小千谷市消防計画に基づき、消防団とともに適切な消火活動を行う。	
県	県は大規模な火災が発生した場合、県警ヘリ及び消防防災ヘリコプターのテレビ電送システム等により被害状況、消火活動状況を把握し関係機関に情報提供するとともに総合調整を行う。消防防災ヘリコプターは、市町村長等の要請に応じて消防活動等を行う。	

(3) 広域応援の要請

実施主体	対　　策	協力依頼先
消防本部	ア　消防本部は管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援を要請する。 イ　消防本部は上記アによっても対応できないと判断した場合は、小千谷市消防本部緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。 ウ　消防本部は上記ア、イの応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。	
市	ア　市は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請依頼を行い必要な消火体制を確保する。	

新潟市消防局等	ア　新潟市消防局等は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡（消防本部からの事前情報を含む）が行われたときは、直ちに消防応援の実施に必要な調整、対応を行う。 イ　上記アによる要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は緊急消防援助隊の応援要請についても県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課）と協議を開始するとともに必要に応じて職員を県に派遣する。 ウ　緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派遣し、消防応援活動調整本部の設置の支援等を行う。	
県	ア　県は被災地状況や市、消防本部、新潟市消防局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び総務省消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請及び応援部隊の受援に備える。 イ　県は、市から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。 ウ　新潟県消防防災航空隊は上記アにおいて、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項を所管する。 エ　県は市、消防本部からの要請があった場合又は自らの判断により、緊急消防援助隊を要請する。 オ　県は市、消防本部の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い必要な消火体制を確保する。 　自衛隊が消火活動を実施するために必要な空中消火用資機材等の準備、関係者への協力依頼等を行う。	空中消火用バケット依頼先 長野県、群馬県 栃木県、茨城県 静岡県

(4) 消防防災ヘリコプターの運航

ア 県は、災害発生時において必要と認められる場合は、消防防災ヘリコプターの緊急運航を行うものとする。

イ 運航要請手続き

(ｱ) 災害が発生し、消防防災ヘリコプターの緊急運航要請をしようとする消防本部等は、消防防災航空隊へ電話で緊急運航の要請を速報連絡する。

新潟県消防防災航空隊	電 話（025）270-0263 ＦＡＸ（025）270-0265

※夜間の場合は、航空隊長へ転送される。

(ｲ) 速報後、消防防災航空隊に対して「消防防災航空隊出動要請書」によりファクシミリで要請する。

(ｳ) 運航管理責任者は、緊急運航の要請を受けた場合には、出動の可否を決定し、その旨を隊長に指示する。

(ｴ) 運航管理責任者は、出動の可否等を要請消防本部等に対して回答する。

ウ 緊急運航基準（「新潟県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」による。）

(ｱ) 災害応急対策活動

広範囲にわたる状況把握、緊急物資の搬送、情報及び避難命令の伝達等

(ｲ) 火災防ぎょ活動

林野火災等の消火活動

(ｳ) 救急活動

山間地等からの救急患者の搬送等

(ｴ) 救助活動

水難事故における捜索・救助等、その他緊急に必要と認められる場合

(ｵ) 広域航空消防防災応援活動

近県等との航空消防防災応援協定による相互応援

第１４節　水防活動計画

【災害対策本部担当部】　○消防救急部、防災安全部

１　計画の方針

洪水等による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、市等がこれを警戒し、防ぎょし、及びこれによる被害を軽減するための水防活動を行う。

また、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるよう配慮されたものでなければならない。

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　市民

・市長又は消防機関の長が要請したときは、水防に従事する。

・堤防その他の施設が決壊したときは、国、県、市、消防機関に直ちに連絡する。

イ　市

・洪水等により、水災の発生が想定される区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。(別に水防計画を定める)

ウ　国、県

国、県は、洪水等により、水災の発生が想定される区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報、避難判断水位到達情報の通知、並びに水防資器材の提供を行う。

また、国は、洪水によって著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、侵入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施することができる。

(2) 達成目標

国、県、市が協力し、水防訓練及び重要水防箇所の合同点検等を実施し、洪水等に際し、水災を警戒し、防ぎょし、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持する。

(3) 危険地域の住民の避難・誘導

市、県及び国は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者、滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に受入れする。

(4) 積雪期の対応

雪崩、融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても適切に水防活動を実施する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市民	消防機関 市	河川の水位状況、溢水箇所、被災箇所
消防機関 市	国・県	河川の水位状況、溢水箇所、被災箇所、水防活動状況

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
国・県	消防機関 市	防災情報、洪水予報、水防警報、避難判断水位到達情報、その他円滑な水防活動に資する情報
消防機関 市	市民	防災情報、水防活動の状況、避難等に係る情報
	要配慮者関連施設や地下街等の管理者	洪水予報等、円滑かつ迅速な避難を確保するための情報

３　業務フロー

☆風水害等発生が予測される状況

水防態勢の確立　・気象の予警報及び風水害被害の状況に応じて

↓

水防活動

- 消防機関
  - ・河川等の巡視
  - ・浸水区域の警戒
  - ・警戒区域の設定
  - ・被害拡大防止活動
- 市
  - ・河川等の巡視
  - ・浸水区域の警戒配備の指令
  - ・住民の安全確保
  - ・被害拡大防止活動
- 国・県
  - ・河川等の巡視
  - ・水防管理団体が円滑に水防活動ができる支援
  - ・被害拡大防止活動
  - ・住民の安全確保

４　業務の内容

(1) 水防態勢の確立

実施主体	対　　策	協力依頼先
消防機関	気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、市から発する待機、準備、出動の配備指令により態勢を整える。	
市	気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、水防計画に定めている配備内容、配備時期に態勢を整える。	
県	気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、県水防計画に定めている配備内容及び配備時期に体制を整える。	

(2) 河川等の巡視

実施主体	対　　策	協力依頼先
消防機関	消防機関の長は、随時区域内の河川堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。	河川管理者
市	随時区域内の河川堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。	河川管理者
県	県は必要に応じ河川巡視するとともに、水防上危険であると認められる箇所の措置を早急に図る。	

(3) 浸水区域の警戒

実施主体	対　　策	協力依頼先
消防機関	次の危険箇所等に対して警戒配備を行う。 ア　河川水位が氾濫注意水位に近づいている箇所 イ　過去に洪水被害を生じた箇所 ウ　地形地質上の弱堤箇所 エ　土地災害防止の観点から弱堤箇所 オ　二次被害防止の観点からの低標高箇所 カ　主要河川構造物の設置箇所	
市	適時に消防機関が浸水被害の警戒に当たれるよう配備指令を発する。	

(4) 警戒区域の設定

実施主体	対　　策	協力依頼先
消防機関	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認められるとき、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。	警察機関

(5) 住民の安全確保

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	ア　必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示する。 イ　災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある居住者、滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に受入れする。 ウ　住民に対する避難指示（警戒レベル４）は、関係法令に基づき、それぞれの実施責任者が時期を失わないようにするものとする。 　特に市長は、避難措置実施の第１次責任者として必要に応じ、県、警察機関、自衛隊等に協力を求め、適切な措置を講ずるものとする。 エ　避難を指示する場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	警察機関 自衛隊
県	ア　必要と認める区域の居住者に対し。避難のため立ち退くことを指示する。	

(6) 被害拡大防止活動

実施主体	対　　策	協力依頼先
消防機関	ア　水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにその状況を関係者（所管の国土交通省各河川事務所長、土木部関係地域機関の長、保線区長、警察署長及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体その他必要な団体）に通報しなければならない。	
市	ア　決壊後も可能な限り氾濫による被害の拡大防止に努める。 イ　当該被災区域を管理する建設課等関係部局の長は、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、必要と認める関係機関に通報する。	
県		

(7) 水防管理団体が円滑に水防活動ができる支援

実施主体	対　　策	協力依頼先
国・県	水防本部及び水防支部は、市が円滑に水防活動できるように努める。 ア　水防計画の策定 イ　雨量、河川の水位、ダム放流情報等の防災情報の提供 ウ　洪水予報、水防警報、避難判断水位到達情報の通知と住民への周知	

	エ　浸水想定区域図の作成と指定 オ　水防資材の提供	

○　資料

県の水防態勢

配備体制	配備内容	配備時期
第１ 配備態勢	土木部河川管理課及び各土木部関係地域機関に水防当番員を配置し、情報連絡その他に従事させる。 状況により、第２配備態勢に必要な要員を即時招集できる態勢をとる。	洪水又は高潮に関係ある気象等の警報発表時又は洪水の危険が予想されるとき。
第２ 配備態勢	水防本部及び支部を設置し、水防事務の処理が円滑に遂行できる態勢を整える。 事態の推移によっては、第３配備態勢に移行できる態勢をとる。	洪水等のおそれがあると認められ、水防本部長又は支部長が必要と認めて指令したとき。
第３ 配備態勢	水防本部並びに支部に係る機関の職員全員で水防対策に当たる。	気象等の特別警報が発表されるなど、すでに相当の被害が発生し、重大な災害のおそれがある場合、または災害対策本部が設置されたとき。

※ 新潟県水防本部

土木部河川管理課に新潟県水防本部（水防本部）を、各土木部関係地域機関に水防支部を設置し、水防事務を処理する。（道路・港湾・砂防の各班については、必要に応じて設置する）水防本部は、新潟県災害対策本部が設置された場合に、同本部に統合される。

水防団の非常配備

市長が水防団に発する配備指令は、概ね次表の基準で行う。

配備指令	配備内容	配備時期
待機	市長はその後の情勢を把握することに努め、団員を待機させ、直ちに次の段階に入り得る態勢	水防に関係ある気象の予報又は注意報が発表され、かつ警報が発表されるような状況の場合
準備	水防団の長は、所定の詰所に集合し、また資材及び器具の整備点検、作業員の配備計画にあたり、ダム、水門、閘門、樋門、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員に出動させる。	水防団待機水位を超え、かつ氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。

出動	水防団の全員が所定に集合し、警戒配備につく。	河川水位が氾濫注意水位以上に上昇のおそれがあり、出動の必要を認めたとき。

※ 配備指令は、市長が自らの判断で行うもののほか、次の場合にも発する。

① 水防警報河川にあっては、水防警報が発せられた場合

② 水防情報提供河川にあっては、水防情報が発せられた場合

③ 緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合

第１５節　救急・救助活動計画

【災害対策本部担当部】　○消防救急部、民生部

１　計画の方針

災害により被災した住民等に対し、市、県、県警察、消防本部、消防団、自主防災組織、地域住民及び医療機関等は、協力して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。また、自衛隊、第九管区海上保安本部、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、県内広域消防応援部隊等は、関係機関と協力して救急・救助活動を行う。

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　被災地の地域住民及び通行人等で災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときには、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、かけつけた消防団等と協力して救出活動にあたる。

イ　市は、直ちに医師会等と協力して救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護にあたる。

ウ　消防職員及び消防団員は、小千谷市消防計画に定めるところにより、直ちに自主的に担当部署に参集するとともに、救助隊及び救急隊を編成し、指揮者の下で救急・救助活動を行う。

エ　救助隊及び救急隊は、多数の要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での住民の協力を得る等、効率的な救助活動を行う。

オ　市及び消防本部は、管内の消防力等で対応できない場合は、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び小千谷市消防本部緊急消防援助隊受援計画並びに県・市地域防災計画等に基づき、県内広域消防応援部隊及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

カ　新潟県代表消防機関である新潟市消防局（(代表代行：長岡市消防本部及び上越地域消防局）以下「新潟市消防局等」という。）は、広域消防応援の必要がある場合は、被災地消防本部及び県と協力してその対応に当たる。

キ　警察本部は、市からの応援要請又は自ら必要と判断した場合は速やかに救助部隊を編成し救出・救助活動を実施するとともに、必要に応じて警察災害派遣隊を要請する等、必要な救出・救助体制を迅速に確立する。

ク　県は、被災市町村の被害状況及び救急・救助活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。また、関係機関への応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。

ケ　県、警察本部は、市からの要請又は自らの判断により、関係機関と協力してヘリコプターによる救急・救助活動を実施する。また、県は、必要に応じ、ヘリコプター保有機関（他都道府県、消防機関、警察、海上保安庁、自衛隊等）に応援を要請し、安全かつ効率的な救急・救助活動の支援・調整を行う。

コ　県内の災害派遣医療チーム（新潟ＤＭＡＴ）は、県等からの要請又は自らの判断

により、災害現場等に迅速に駆けつけ、救命処置等の活動を行う。

また、ドクターヘリ基地病院は、必要に応じてドクターヘリを病院所属のＤＭＡＴの移動、患者の搬送等に活用することができる。

(2) 達成目標

ア　住民又は自主防災組織等により迅速な初動対応ができる。

イ　消防職員及び消防団員による救助隊等が迅速に活動を実施できる。

ウ　新潟ＤＭＡＴ、救護所及び最寄りの医療機関等、現地で迅速に負傷者等の手当が実施できる。

エ　市及び消防本部が他機関等への応援要請を行い、迅速に必要な救急・救助体制を確立する。

オ　ヘリコプター保有機関の相互の協力により、重傷者の搬送や交通途絶地等の救出活動を安全かつ迅速に実施できる。

(3) 要配慮者に対する配慮

地域住民、自主防災組織、市及び消防本部等は、要配慮者の安否確認を行い、救急・救助活動を速やかに実施する。

(4) 積雪期の対応

積雪期における救急・救助活動については、消防団、自主防災組織等による速やかな初動対応が重要であり、市、消防本部は地域の実情に応じた適切な措置をとる。

(5) 惨事ストレス対策

ア　救急・救助活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ　消防本部においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市民、消防団など	市 消防本部、警察署	被災状況、救急・救助要請
市 消防本部、警察署	県、警察本部	救急・救助、応援、ヘリの要請
県、警察本部	消防庁、警察庁など	広域応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
消防庁、警察庁など	県、警察本部	広域応援出動
県、警察本部	市 消防本部、警察署	救急・救助、応援、ヘリの出動
市	市民、消防団など	救急・救助活動

消防本部、警察署		

３　業務の体系

関係機関は、次の活動を必要が生じたとき又は必要とされる間、実施する。

市民、消防団、市、消防本部、警察等における初動対応
↓
消防本部、警察等の救急・救助隊等による救急・救助
↓
新潟ＤＭＡＴ、救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護
↓
県警察ヘリ、県消防防災ヘリ等による救急・救助活動
↓
広域応援等の要請
↓
広域応援部隊及び関係機関の総合調整
↓
航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

４　業務の内容

(1) 市民、消防団、市、消防本部、県、県警察等における初動活動

実施主体	対　　策	要請等連絡先
市民 自主防災 組織	ア　救助すべき者を発見した者は、直ちに消防本部等関係機関に通報する。 イ　電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線登載車両に協力を依頼し、当該車両の運行者はこれに協力する。 ウ　災害の現場で消防等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、できる限りこれに応じる。	消防本部 消防団 県警察 警察署 市
消防団	消防団員は、直ちに自発的に参集し、指揮者は救助隊を編成し、住民の協力を得て初動時の救急・救助を実施する。	消防本部 市 県警察
市	市民、消防団等から現地被害状況を迅速かつ確実に収集し、関係機関に伝達するとともに、必要な救急・救助体制を確立する。	消防本部 消防団 県警察
消防本部	「小千谷市消防計画」に基づき実施する。	消防団 市 県警察

県 県警察	県（防災局、福祉保健部及び県警察）は、市、消防本部等から情報を収集し、関係機関と情報を共有して必要な総合調整を行う。	市 消防本部 県警察 防災関係機関

(2) 消防本部、県警察等の救急救助隊による救急・救助

実施主体	対　　策	要請等連絡先
消防本部	ア　「小千谷市消防計画」に基づき実施する。 イ　必要に応じ、県警察に救急・救助活動の応援を要請する。	消防団 県 県警察
県警察	県警察本部は、市等から救急・救助活動の応援要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助部隊を編成して救出・救助活動を実施する。	

(3) 救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護

実施主体	対　　策	要請等連絡先
市	ア　医師会と協力して救護所を直ちに開設し負傷者等の救護にあたる。また、必要に応じて、県に医療救護班及び歯科医療救護班の派遣を要請する。 イ　負傷者等の手当は、できるだけ最寄りの医療機関の開設した救護所等で行う。 ウ　重傷者の病院への搬送が必要な場合は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求める。	地元医師会 医療機関 医療資器材業者 県警察
消防本部	広域災害救急医療情報システム及び各種連絡手段により、行政機関・医療機関・消防機関で情報を共有するとともに、「小千谷市消防計画」に基づき実施する。	県地域医療政策課 医療機関 医師会等
新潟ＤＭＡＴ	ア　被災地内のＤＭＡＴに関する指揮及び関係機関との調整等（本部活動）を行う。 イ　消防本部等と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等（現場活動）を行う ウ　被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療（域内搬送）を行う。 エ　被災地内で支援が必要な病院の長（主として災害拠点病院長）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等（病院支援）を行う。 オ　必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的とした被災地外への広域搬送（広域医療搬送）を行う。	県 消防本部

(4) 県警察ヘリ、県消防防災ヘリ等による救急・救助活動

実施主体	対　　策	要請等連絡先
市 消防本部 医療機関 その他	市、消防本部、医療機関等は、救急車での搬送が困難と判断される場合等、必要があるときは県消防防災ヘリコプターや県警察ヘリコプター等による搬送を要請する。 ただし、医療機関等その他関係機関は、やむを得ない場合を除き、原則として、消防本部、警察署等を通じて要請する。	県 県警察 要請方法及び連絡先等は資料編を参照。
県 県警察	ア　県及び県警察は、市、消防本部からの要請があった場合又は自らの判断により保有するヘリコプターで重症患者等の搬送を行う。 イ　ヘリコプターの要請が同時多発的に行われた場合、県（災害対策本部統括調整部航空運用調整班又は防災局危機対策課）及び県警察がそれぞれ、又は相互に調整の上、その効率的な運航を図る。	県 県警察

(5) ドクターヘリによる救命救急活動

実施主体	対　　策	要請等連絡先
市 消防本部 医療機関 その他	市、消防本部、医療機関等は、必要があるときはドクターヘリの派遣を要請する。	県
県	県は、市等からドクターヘリの派遣要請があった場合、内容を検討のうえ、派遣を決定した場合には、直ちにドクターヘリ基地病院に出動を指示する。	ドクターヘリ基地病院
ドクターヘリ基地病院	ドクターヘリ基地病院は、県からの出動指示又は市等からの派遣要請があった場合又は出動指示等がない場合においても、情報収集の結果ドクターヘリの出動が効果的であると判断した場合は、被災地の消防本部と十分な調整を取ったうえで、ドクターヘリを出動させることができる。	

(6) 広域応援の要請

実施主体	対　　策	要請等連絡先
市	市は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても救急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。	県 自衛隊

消防本部	ア　消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援要請を行う。 イ　消防本部は、上記アによっても対応できないと判断した場合は、小千谷市消防本部緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊を要請し、応援部隊を受け入れる。 ウ　消防本部は、上記ア・イの応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無にかかわらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課又は危機対策課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。	隣接消防本部 地区代表消防本部 新潟市消防局等 県
新潟市消防局等	ア　新潟市消防局等は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡（被災地消防本部からの事前情報を含む）が行われたときは、直ちに県内消防応援の実施に必要な調整・対応を行う。 イ　上記アによる要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は、緊急消防援助隊の応援要請についても県（災害対策本部統括調整部救援救護班又は防災局消防課又は危機対策課）と協議を開始するとともに、必要に応じて職員を県に派遣する。 ウ　緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派遣し、消防応援活動調整本部の設置の支援を行う。	県 総務省消防庁 県内消防本部
県	ア　県は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請が行われ、新潟市消防局内に応援調整本部が設置された場合は、職員を派遣する。 イ　県は、被災地状況や被災地消防本部、新潟市消防局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び総務省消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請及び応援部隊の受援に備える。 ウ　県は、市から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。 エ　新潟県消防防災航空隊は上記イにおいて、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項を所管する。 オ　県は、市からの要請があった場合又は自らの判断に	新潟市消防局等 県内消防本部 総務省消防庁 第九管区海上保安本部 自衛隊

	より、消防庁長官に緊急消防援助隊を要請する。 カ　県は、市の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても救急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請及び第九管区海上保安本部に救援要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。	
警察本部	県警察本部は、災害の規模が大きく、県内部隊では対処できず、警察庁、関東管区警察局又は他の都道府県警察に対して援助の要求を行う必要があると認められる場合は、公安委員会の承認を受け、援助の要求に係る手続きを行い必要な体制を確保する。	警察庁 関東管区警察局 他都道府県警察

(7) 広域応援部隊及び関係機関の総合調整

実施主体	対　　策	要請等連絡先
市 消防本部	市及び消防本部は、県内広域消防応援部隊、緊急消防援助隊の円滑な受援及び適切な活動指揮を行うとともに、自衛隊等の応援機関と情報を共有し、相互に協力して救急・救助活動に当たる。	
県	ア　救急・救助活動に係る総合調整は県災害対策本部統括調整部で行うものとし、総務省消防庁、県防災局、県福祉保健部、消防応援活動調整本部、県警察、自衛隊、第九管区海上保安本部及びその他関係機関を構成員とし、各機関が相互に情報を共有し、協力して活動を実施する。 イ　消防応援活動調整本部は、緊急消防援助隊の調整を行い、必要に応じ、消防機関とＤＭＡＴの連携体制を確立する。 ウ　県は、広域災害救急医療情報システム等により、救急医療機関の情報を収集して情報を提供するとともに、医療従事者及び医療資器材等の確保を行い、円滑な救急活動の実施を図る。	新潟市消防局等 県警察 総務省消防庁 第九管区海上保安部 自衛隊
県警察	県警察本部は、県、消防本部等と連絡調整を行い、警察災害派遣隊の円滑な救出・救助活動の実施を図る。	
市 消防本部 緊急消防援助隊 県警察 自衛隊 第九管区 海上保安	災害現場で活動する関係機関の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。	

本部 ドクターヘリ 基地病院 他　県　の ドクターヘリ 新潟DMAT		

(8) 航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

実施主体	対　　策	要請等連絡先
市 消防本部	市及び消防本部は、ヘリコプターを必要とする事案を的確に把握し、迅速に県又は県警察等に要請を行う。	県 県警察
県	ア　緊急消防援助隊の応援消防防災ヘリコプターの活動は、新潟県消防防災航空隊が消防応援活動調整本部及び被災地指揮者と協議してその調整を行う。 イ　県災害対策本部統括調整部は航空機保有機関の活動及び動態情報の共有を図り、効率的かつ安全な運航に努める。 ウ　県災害対策本部統括調整部は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用無空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。 エ　県災害対策本部保健医療教育部は、ドクターヘリの活動及び動態情報を把握し、統括調整部と連携して効率的かつ安全な運航に努める。 オ ヘリコプターを必要とする救急・救助事案が同時多発的に発生した場合は、必要に応じ、県災害対策本部統括調整部が各機関と協力して、総合的に調整を行う。	
緊急消防援助隊 県警察 自衛隊 第九管区 海上保安本部 ドクターヘリ 基地病院 他県の ドクターヘリ	ヘリコプターの動態情報及び活動情報等を相互に提供・保有し、安全かつ効率的な航空機の運用に協力する。	

第１６節　医療救護活動計画

【災害対策本部担当部】　○民生部、消防救急部

１　計画の方針

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の下に、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから、市は、発災後速やかに医療救護本部を設置し、医療機関等から必要な情報収集を行う。

イ　被災地を所轄する保健所は、被災の状況により必要と認められる場合は、特に、医療機関等の協力を得て、地域における医療活動の拠点として速やかな医療救護対策に取り組むため、県災害保健対策現地本部を設置する。

ウ　市及び県は、互いに情報を共有し、住民の生命、健康を守るため医療救護を行う。

エ　医療機関は、各機関が策定しているマニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

オ　災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）は、後方病院として主に被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れを行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

カ　新潟ＤＭＡＴ指定医療機関は、県からの要請又は自らの判断により、新潟ＤＭＡＴを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

キ　ドクターヘリ基地病院は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、ドクターヘリを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

ク　県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、県から救護班の派遣要請があった場合、また、災害拠点病院は、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を派遣する。

ケ　県は、新潟大学医歯学総合病院と協力して透析医療機関に被害状況を確認し、新潟大学医歯学総合病院が透析医療機関に患者受入を調整する。

コ　県は、被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、国及び他の都道府県等に対して支援を要請する。

サ　市及び県は、県災害救援ボランティア本部と情報共有し、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

シ　拠点となる医療関係機関において災害に強い通信手段（衛星携帯電話など）の確保に配慮する。

ス　県は、県内での相互支援だけでは医療救護活動の指揮調整が困難となることが予想される場合は、厚生労働省に対して、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡ

Ｔ)の応援派遣に関する調整を依頼する。

(2) 活動の調整

ア　県災害対策本部

県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、医療関係団体（新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会等)、新潟ＤＭＡＴ、新潟ＤＰＡＴ、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院)、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有した上で、救護班の派遣要請等の医療救護活動の調整を行う。

イ　ＤＭＡＴ

災害時に、参集したＤＭＡＴに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、ＤＭＡＴ新潟県調整本部のほか、必要に応じてＤＭＡＴ活動拠点本部等を設置する。

本部名	設置場所	主な役割
DMAT新潟県調整本部	県災害対策本部	ア　県内で活動する全ＤＭＡＴの指揮調整､ＤＭＡＴ新潟県調整本部以外の各ＤＭＡＴ本部の設置・指揮調整 イ　県災害対策本部及び消防等の関連機関との連携・連絡及び調整
ＤＭＡＴ活動拠点本部	参集拠点となる災害拠点病院	ア　参集したＤＭＡＴの指揮調整 ＤＭＡＴに病院支援、現場活動、域内搬送等の役割付与 イ　消防等の関連機関との連携及び調整
DMAT病院支援指揮所 DMAT現場活動指揮所	ＤＭＡＴが複数活動する病院、現場	ア　病院支援活動､現場活動するＤＭＡＴの指揮調整 イ　トリアージ、搬送、緊急治療の役割付与
DMAT・ＳCU指揮所	被災地内のＳＣＵ	ア　ＳＣＵ､航空機内で活動するＤＭＡＴの指揮調整 イ　搬入担当､診療担当などの役割を付与

ウ　ＤＰＡＴ

災害時に、参集したＤＰＡＴに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、ＤＰＡＴ調整本部のほか、必要に応じてＤＰＡＴ活動拠点本部を設置する。

本部名	設置場所	主な役割
ＤＰＡＴ調整本部	県災害対策本部	ア　全ＤＰＡＴの指揮調整､拠点本部を指揮 イ　県災害対策本部及びＤＰＡＴ事務局等の関連機関との連携・連絡及び調整
ＤＰＡＴ活動拠点本部	活動フェーズに応じ、適切	ア　ＤＰＡＴ調整本部、保健所等との連携及び調整

	な場所に設置	イ　参集したＤＰＡＴの指揮調整

エ　災害医療コーディネーター

被災地における医療需給（医療資器材を含む）の調整等の業務を行うため、被災地を所管する保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、市、保健所及び県医務薬事課等からあらかじめ決められている担当者が、コーディネーターを支援する。

オ　ＤＨＥＡＴ構成員

医療救護活動に係る指揮調整業務が円滑に実施されるよう、保健医療教育部(保健医療調整班)及び保健所を補助する。

(3) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体と協力し、要配慮者への医療救護活動を円滑に行う。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市 代表消防本部 （※） 災害拠点病院	県地域医療政策課	新潟ＤＭＡＴ派遣要請
市 消防本部 医療機関	県地域医療政策課	ドクターヘリ派遣要請
市	保健所	市医療救護本部開設 県救護センター設置要請 県医療救護班等派遣要請
病院	県地域医療政策課	被災状況、診療可否、患者転送要請、受入患者数、医療スタッフ要請・提供
診療所	保健所	被災状況、診療可否、患者転送要請、受入患者数、医療スタッフ要請・提供
保健所	県地域医療政策課	診療所の被災状況等、県救護センター開設、県医療救護班等派遣要請
災害医療コーディネーター	県地域医療政策課	県医療救護班等の派遣要請
県地域医療政策課	他の都道府県	県外ＤＭＡＴの派遣要請 医療救護に関する応援要請
県地域医療政策課	厚生労働省	県外ＤＭＡＴの派遣要請 医療救護に関する応援要請

県障害福祉課	厚生労働省 他の都道府県	県外ＤＰＡＴの派遣要請
県福祉保健総務課	厚生労働省 ＤＨＥＡＴの派遣が可能な県等	ＤＨＥＡＴ応援派遣の調整依頼 ＤＨＥＡＴ応援要請

※ 新潟県広域消防相互応援協定に定める地域の代表消防本部

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県地域医療政策課	市 代表消防本部 災害拠点病院	新潟ＤＭＡＴの派遣
県地域医療政策課	市 消防本部 医療機関	ドクターヘリ派遣
保健所	市	県救護センター設置 県医療救護班等派遣
県地域医療政策課	保健所	病院の被災状況等 救護センター開設指示 新潟ＤＭＡＴ、県医療救護班等派遣
県障害福祉課	医療機関 保健所 市町村	新潟ＤＰＡＴの派遣
他の都道府県	県地域医療政策課 県障害福祉課	県外ＤＭＡＴの派遣 県外ＤＰＡＴの派遣 医療救護に関する応援
厚生労働省	県地域医療政策課 県障害福祉課	県外ＤＭＡＴの派遣 県外ＤＰＡＴの派遣 医療救護に関する応援
厚生労働省 ＤＨＥＡＴの派遣が可能な県等	県福祉保健総務課	ＤＨＥＡＴ応援派遣の調整結果 ＤＨＥＡＴ応援派遣

３　業務の体系

(1)　ＤＭＡＴ関係

災害発生

↓

新潟ＤＭＡＴの派遣

↓

ＤＭＡＴ本部の設置

↓

災害現場におけるＤＭＡＴの救命活動

↓

国等へのＤＭＡＴ支援要請

国への支援要請

他県への支援要請

(2) 医療救護活動（ＤＭＡＴを除く）

災害発生

↓

被災状況の把握

↓

医療救護本部等の設置

市医療救護本部の設置

県災害保健対策現地本部の設置

↓

医療救護施設の設置

市救護所及び県救護センターの設置

↓

災害対策本部における関係機関・団体との情報共有・連絡調整

↓

救護所等における医療救護活動

市救護所の医療救護活動

県救護センターの医療救護活動

後方病院における医療救護活動

患者等の搬送

医療資器材等の供給

医療救護体制の支援

↓

国等への支援要請

国への支援要請

他県への支援要請

医療関係団体への支援要請

↓

医療関係ボランティアの活用
↓
医療関係の災害時の対応

(3) ＤＰＡＴ関係

災害発生
↓
新潟ＤＰＡＴの派遣
↓
ＤＰＡＴ本部の設置
↓
被災地域における精神保健活動等
↓
国等へのＤＰＡＴ支援要請
　　国への支援要請
　　他県への支援要請

(4) ＤＨＥＡＴ関係

災害発生
↓
国へＤＨＥＡＴ応援派遣に関する調整依頼
↓
国よりＤＨＥＡＴ応援派遣の調整結果
↓
ＤＨＥＡＴの派遣が可能な県等への応援要請
↓
ＤＨＥＡＴ構成員が医療救護活動の指揮調整業務を補助

4　業務の内容

(1) ＤＭＡＴ関係

ア　新潟ＤＭＡＴの派遣

実施主体	対　　策	協力依頼先
県地域医療政策課	被災地の市、代表消防本部又は災害拠点病院からの要請を受け、新潟ＤＭＡＴ指定医療機関に対し新潟ＤＭＡＴの派遣を要請する。	新潟ＤＭＡＴ指定医療機関
新潟ＤＭＡＴ指定医療機関	県からの要請又は自らの判断により、新潟ＤＭＡＴを派遣する。	

イ　ＤＭＡＴ本部の設置

実施主体	対　　策	協力依頼先
県地域医療政策課	県内で活動するすべてのＤＭＡＴを指揮するＤ	新潟ＤＭＡＴ

	ＭＡＴ新潟県調整本部を設置する。	指定医療機関
ＤＭＡＴ新潟県調整本部	必要に応じてＤＭＡＴ活動拠点本部、ＤＭＡＴ病院支援指揮所、ＤＭＡＴ現場活動指揮所を設置する。	災害拠点病院

ウ　災害現場等におけるＤＭＡＴの救命活動

実施主体	対　　策	協力依頼先
新潟ＤＭＡＴ	・ 消防本部と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等（現場活動） ・ 被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療の実施（域内搬送） ・ 被災地内で支援が必要な病院の長（主として災害拠点病院の長）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等の実施（病院支援） ・ 被災地内外を問わず、ヘリコプター、救急車等による患者搬送及び搬送中における診療等の実施（地域医療搬送） ・ 自衛隊機等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する間における診療等の実施（広域医療搬送）	県 厚生労働省 消防本部

エ　国等へのＤＭＡＴ支援要請

実施主体	対　　策	協力依頼先
被災地内の災害拠点病院 新潟ＤＭＡＴ	被災地内の災害拠点病院又は新潟ＤＭＡＴは、被災地の状況等により、県に対し県外のＤＭＡＴの派遣を要請する。	県地域医療政策課
県地域医療政策課	県は、他の都道府県又は厚生労働省に対し県外のＤＭＡＴの派遣を要請する。	厚生労働省

(2) 医療救護活動関係（ＤＭＡＴ関係を除く）

ア　被災状況把握

実施主体	業　　務	協力依頼先
県地域医療政策課 新潟大学医歯学総合病院等関係機関	病院について次の情報を収集する。 ア　施設・設備の被害状況 イ　負傷者等の状況 ウ　診療（施設）機能の稼働状況 （人工透析実施機関については、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み） エ　医療従事者の確保状況 オ　医療資器材等の需給状況	病院
保健所	診療所について次の情報を収集する。	診療所

	ア　施設・設備の被害状況 イ　負傷者等の状況 ウ　診療（施設）機能の稼働状況 エ　医療従事者の確保状況 オ　医療資器材等の需給状況	
県地域医療政策課	ア　市救護所の設置状況 イ　市救護所及び医療機関への交通	市

イ　市医療救護本部の設置

市は、風水害発生時における医療救護に関する対策を迅速かつ的確に遂行するため、医療救護本部を健康・こどもプラザに設置する。

ウ　県災害保健対策現地本部の設置

実施主体	業　　務	協力依頼先
保健所	ア　県災害保健対策現地本部の体制 (ｱ) 県災害保健対策現地本部の体制等は保健所長等が定める。 (ｲ) 県災害保健対策現地本部には、医療救護に係る連絡・調整を円滑に行うために、情報の収集、伝達の窓口となる医療救護情報責任者を置く。 イ　県災害保健対策現地本部の活動 (ｱ) 保健所の行う災害対策に係る情報の収集・発信、連絡、調整、指導及び支援 (ｲ) 市との連絡を確保するための市災害対策本部への保健所の職員派遣 (ｳ) 災害応急業務従事者の健康管理のための健康相談等	市

エ　医療救護施設の設置

実施主体	業　　務	協力依頼先
市	被災状況に応じて救護所予定施設に市救護所を設置する。	地元医師会 地元歯科医師会 地元薬剤師会
保健所	医療救護活動が長期間に及ぶと見込まれる場合などに、保健所に県救護センターを設置する。	地元医師会 地元歯科医師会 地元薬剤師会

オ　医療救護活動

実施主体	業　　務	協力依頼先
市	ア　市救護所の医療救護活動 設置した救護所において次の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。 (ｱ) 初期救急医療（トリアージを伴う医療救護活	地元医師会 地元歯科医師会 地元薬剤師会

	動） (ｲ) 災害拠点病院等への移送手配 (ｳ) 医療救護活動の記録 (ｴ) 死亡の確認 (ｵ) 市救護所の患者受入状況等の活動状況報告 イ　患者等の搬送 搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。 ウ　医療資器材等の供給 医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。	
保健所	設置した県救護センターにおいて、一般医療、歯科医療の他に次の精神科救護活動を行う。 ア　精神科患者の治療 イ　避難所への巡回診療及び相談 ウ　精神科医療機関への移送手配	地元医師会 地元歯科医師会 地元薬剤師会
県地域医療政策課	ア　ドクターヘリの派遣等 災害現場にドクターヘリを派遣するとともに、消防等関係機関との緊密な協力体制により広域的な搬送体制を確保する。 イ　医療資器材等の供給 (ｱ) 災害時における市救護所及び被災医療機関等への医薬品等への円滑な供給を行うため、災害医療拠点病院等に薬剤師を派遣し、医薬品等の管理（分等）を行う。 (ｲ) 市、被災医療機関等から医療資器材等の供給要請を受けた場合、新潟県薬剤師会、新潟県医薬品卸組合、新潟県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合新潟県支部へ供給を要請し確保する。 (ｳ) 県は、医療機関から輸血用血液等血液製剤の供給の要請を受けた場合、日本赤十字社新潟県支部へ供給を要請し確保する。 ウ　県医療救護班等の派遣 県医療救護班及び県歯科医療救護班の編成計画により、新潟大学医歯学総合病院、県立病院、自治体病院、公的病院等からなる救護班を編成し派遣する。	

災害拠点病院	災害拠点病院は、後方病院として主に次の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。 ア　被災現場、市救護所、被災地医療機関等からの患者の受入 イ　県医療救護班の派遣等	県地域医療政策課
県医療救護班等	医療救護活動に必要な医療資器材を携行するものとし、その補充は県に要請する。	県地域医療政策課

カ　国等への支援要請

実施主体	業　　務	協力依頼先
県地域医療政策課	被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、次の関係団体に対して支援を要請する。 ア　厚生労働省への支援要請 厚生労働省に対して、独立行政法人国立病院機構病院等の協力を要請する。 イ　他都道府県への支援要請 災害協定を締結している隣接県等に対して、医療救護活動の支援を要請する。 ウ　医療関係団体への支援要請 (ｱ) 新潟県医師会への支援要請 協定に基づき新潟県医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。 (ｲ) 新潟県歯科医師会への支援要請 協定に基づき新潟県歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。 (ｳ) 日本赤十字社新潟県支部への支援要請 契約に基づき、日本赤十字社新潟県支部に対して、医療救護班の派遣を要請する。	厚生労働省 他都道府県 新潟県医師会 新潟県歯科医師会 日本赤十字社新潟県支部
県	被災状況に応じ、自衛隊に医療救護班の派遣を要請する。	自衛隊
保健所	地元医師会又は地元歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	地元医師会 地元歯科医師会
市	地元医師会又は地元歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	地元医師会 地元歯科医師会
新潟県医師会	ア　県から支援の要請があったときは、県医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に受入れして救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。	保健所

	イ　地元医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	
新潟県歯科医師会	ア　県から支援の要請があったときは、県歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に受入れして救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。 イ　地元医師会又は地元歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	
地元医師会 地元歯科医師会	支援の要請があったときは、市医療救護班又は市歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に受入れして救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。	

キ　医療関係ボランティアの活用

実施主体	業　　務	協力依頼先
市	県の設置する災害ボランティア活動組織及び社会福祉協議会と情報共有し医療関係ボランティアの正確な把握を行い、市救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。	県災害救援ボランティア本部 社会福祉協議会
県地域医療政策課	県災害救援ボランティア本部及び市災害ボランティアセンターと情報を共有し医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、市救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。	県災害救援ボランティア本部 社会福祉協議会

ク　医療機関の災害時の対応

実施主体	業　　務	協力依頼先
医療機関	災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、策定しているマニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。	

(3) ＤＰＡＴ関係

ア　新潟ＤＰＡＴの派遣

実施主体	対　　策	協力依頼先
県障害福祉課	被災地域において精神医療や精神保健活動への需要が増大する等、県が必要を判断した場合、又は被災都道府県知事又は厚生労働省（ＤＰＡＴ事務局）からの要請を受け、新潟ＤＰＡＴの派遣を要請する。	新潟ＤＰＡＴ

イ　ＤＰＡＴ本部の設置

実施主体	対　　策	協力依頼先
県障害福祉課	県内で活動するすべてのＤＰＡＴを指揮するＤＰＡＴ新潟県調整本部を設置する。	新潟ＤＭＡＴ統括者

ウ　災害現場等におけるＤＰＡＴの救命活動

実施主体	対　　策	協力依頼先
新潟ＤＰＡＴ	・　被災地内のＤＰＡＴに関する指揮及び関係機関との調整等の実施（本部活動） ・　被災地域における精神医療の提供、精神保健活動の支援、被災した医療機関や支援者への支援を行う。	県 厚生労働省

エ　国等へのＤＰＡＴ支援要請

実施主体	対　　策	協力依頼先
県障害福祉課	県は、他の都道府県又は厚生労働省に対し県外のＤＰＡＴの派遣を要請する。	厚生労働省

(4)　ＤＨＥＡＴ関係

ア　ＤＨＥＡＴの派遣調整

実施主体	対　　策	協力依頼先
県福祉保健総務課	ア　県内での相互支援だけでは医療救護活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、ＤＨＥＡＴの応援派遣に関する調整依頼を行う。 イ　ＤＨＥＡＴの派遣が可能な県等に対して応援要請を行う。	厚生労働省 ＤＨＥＡＴの派遣が可能な県等

イ　ＤＨＥＡＴの活動

実施主体	対　　策	協力依頼先
ＤＨＥＡＴ構成員	医療救護活動の指揮調整業務が円滑に実施されるよう、保健医療教育部（保健医療調整班）及び保健所を補助する。	

第１７節　防疫及び保健衛生計画

【災害対策本部担当部】　○市民衛生部、民生部

１　計画の方針

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来したり、感染症が発生しやすくなることから、関係機関は防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図る。

イ　市民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、相互に助合い、居住地域の衛生確保に努める。

ウ　市は、災害等の発生時の被災地区における被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫及び保健衛生上必要な対策をとる。

エ　県は、市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地区における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施するとともに、必要に応じて、これらの対策を円滑に実施するための調整を行う。

オ　県は、県内での相互支援だけでは防疫及び保健衛生活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、ＤＨＥＡＴの応援派遣に関する調整を依頼する。

(2) 要配慮者に対する配慮

市及び県は、要配慮者及び人工透析患者等の健康状態を把握し、情報を共有した上で、医療・保健情報を提供するとともに保健指導を実施する。

(3) 積雪期の対応

冬期間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、市は、避難所等の採暖に配慮する。

雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障を来す場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期する。

２　被害状況等の把握

被災地市町村を通じる等の県の情報把握

(1) ライフラインの被害状況

(2) 避難所の設置及び受入状況

(3) 仮設トイレの設置及び損壊家屋の状況

(4) 防疫保健衛生資器材取扱店及び格納倉庫の被害状況

(5) 食品及び食品関連施設の被害状況

(6) 特定給食施設等の被害状況

３　業務体系図

(1) 防疫及び保健衛生活動（ＤＨＥＡＴを除く）

被害状況等の把握

- 保健衛生対策
  - 巡回保健班による健康相談等の実施
  - 巡回健康相談・保健指導
  - 避難場所等の生活環境の整備
- 防疫対策
  - 防疫活動実施体制
  - 感染症発生予防対策
  - 健康調査・健康診断の実施
  - 感染症発生時の対策
  - 臨時予防接種の実施
- 食品衛生確保対策
  - 緊急食品の配給に対する食品衛生確保
  - 炊き出し施設の把握・食品衛生指導
  - 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導
  - 食品関連被災施設に対する監視指導
  - 食品衛生協会への要請
- 栄養指導対策
  - 炊き出しの栄養管理指導
  - 巡回栄養相談の実施
  - 食生活相談者への相談・指導の実施
  - 集団給食施設への指導
- 広域応援の要請
  - 災害協定隣接県及び国への応援要請
- 資器材の緊急調達

※　各業務は必要に応じて共同で実施する。

(2) ＤＨＥＡＴ関係

災害発生

↓

国へＤＨＥＡＴ応援派遣に関する調整依頼

↓

国よりＤＨＥＡＴ応援派遣の調整結果

↓

ＤＨＥＡＴの派遣が可能な県等への応援要請

↓

ＤＨＥＡＴ構成員が防疫及び保健衛生活動の指揮調整業務を補助

４　業務の内容

(1) 保健衛生対策

実施主体	業　　務
市	ア　被災者の避難状況把握、県への報告 イ　避難所等の整備、健康相談等の実施 ウ　避難場所等の生活環境整備 (ｱ) 食生活の状況（食中毒の予防等への対応） (ｲ) 衣類、寝具の清潔の保持 (ｳ) 身体の清潔の保持 (ｴ) 室温、換気等の環境 (ｵ) 睡眠、休養の確保 (ｶ) 居室、便所等（仮設トイレを含む。）の清潔の保持 (ｷ) プライバシーの保護
県	ア　巡回保健班による健康相談等の実施 (ｱ) 地域振興局健康福祉（環境）部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員等追加） 被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回 (ｲ) 市保健師の協力を得て、巡回計画作成 (ｳ) 福祉保健総務課：必要に応じて、他の健康福祉（環境）部からの応援態勢を確立 イ　要配慮者の健康状態確認、保健指導実施 (ｱ) 地域振興局健康福祉（環境）部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員、歯科衛生士等追加） 被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回 (ｲ) ケースへの適切な処遇のため、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護及び福祉対策関係者等と連絡調整 a　要配慮者及び人工透析患者等の健康状態の把握及び保健指導 b　難病患者、精神障がい者等に対する保健指導 c　インフルエンザ等の感染症予防の保健指導 d　有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導 e　不安の除去等メンタルヘルスへの対応 f　誤嚥性肺炎予防等のための口腔保健指導 ウ　避難場所等の生活環境の整備 (ｱ) 避難所、仮設住宅等における状況把握、被災者への指導・助言 (ｲ) 市が実施する生活環境の整備への助言・協力

(2) 防疫対策

実施主体	業　　務

市	ア　防疫活動実施体制 迅速な防疫活動に備え、被災の規模に応じ、適切に対応できるように防疫活動組織を明確にしておく。 イ　感染症発生予防対策の実施 (ｱ) 感染症発生の未然防止のため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に実施 (ｲ) 飲料水、食物の注意、手洗い、うがいの勧奨を指導 台所、便所、家の周囲の清潔、消毒方法を指導 (ｳ) 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔対策を実施 ごみの処理、し尿の処理を重点に実施 (ｴ) 便所、台所等を中心に消毒を実施 (ｵ) ねずみ族、昆虫等の駆除 ウ　感染症発生時の対策実施 (ｱ) 台所、便所、排水口等の消毒実施 (ｲ) 汚物、し尿は消毒後に処理
県	ア　防疫活動実施体制 (ｱ) 災害規模に応じ、市の防疫活動を指導・支援 (ｲ) 地域振興局健康福祉（環境）部：必要に応じて、地域振興局健康福祉（環境）部に災害防疫対策本部設置 (ｳ) 被災状況に応じ、自衛隊に防疫活動の支援要請 イ　感染症発生予防対策の実施 市と協力し、感染症発生動向の把握、予防教育及び啓発活動を実施 ウ　健康調査及び健康診断の実施 (ｱ) 地域振興局健康福祉（環境）部：緊急度に応じ、計画的に実施 （浸水地域住民、集団避難場所の避難者、応急仮設住宅入居者を重点に実施） (ｲ) 地域振興局健康福祉（環境）部：健康調査の結果、必要な場合は検便等の健康診断実施 エ　感染症発生時の対策実施 (ｱ) 地域振興局健康福祉（環境）部：入院が必要な感染症患者等（感染症患者又は無症状病原体保有者）に対し、速やかに入院措置。交通途絶等のため、感染症指定医療機関に受入れすることが困難な場合、災害をまぬがれた地域内の適当な医療機関へ受入れを依頼 (ｲ) 地域振興局健康福祉（環境）部：濃厚接触者（感染症患者等と飲食を共にした者、頻繁に接触した者）に対し、病気に対する正しい知識、消毒方法等の保健指導を実施 オ　臨時予防接種の実施又は実施指示（感染症対策・薬務課） (ｱ) 疾病のまん延予防上必要のあるとき、対象者又は期日を指定して、地域振興局健康福祉（環境）部へ臨時予防接種の実施を指示

	(ｲ) 市が実施することを特に適当と認めるときは市長に指示

(3) 食品衛生確保対策

実施主体	業　　務
県 （地域機関）	ア　緊急食品の配給に対する食品衛生確保 市及び食品調製施設に対し監視指導を実施 （市の被災地区への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づくもの） イ　炊き出し施設の把握と食品衛生指導 市の協力を得て実施。特に仮設の炊き出し施設に対しては、食品衛生監視員が原料の調達、保管、調理についての指導を実施 ウ　井戸水等の水質の安全確認と滅菌の指導 普段使用していない井戸水等を飲料水等に使用する場合、その水質の安全確認と滅菌を被災者に指導 エ　食品関連被災施設に対する監視指導 食品衛生監視員が営業施設の被災状況を確認し、食品の安全確保及び施設・設備の監視指導を実施 (ｱ) 冠水食品の廃棄の指導 (ｲ) 機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の廃棄の指導 (ｳ) 施設・設備等の洗浄消毒の指導 オ　食品衛生協会への要請 (ｱ) 地区食品衛生協会へ被災状況の把握を要請 (ｲ) 食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導実施
県（生活衛生課）	必要に応じて、地域機関の応援体制を確立

(4) 栄養指導対策

実施主体	業　　務
県 （地域機関）	ア　炊き出しの栄養管理指導 地域振興局健康福祉（環境）部は市設置の実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を実施、併せて給食業者への食事内容の指導実施 イ　巡回栄養相談 避難所、仮設住宅、被災家屋を巡回 高血圧、糖尿病等の在宅食事療法の必要な方やアレルギー食、粉ミルク又は離乳食の必要な乳幼児などの要配慮者に対して、食生活指導、栄養面からの健康維持指導を実施 ウ　要配慮者への栄養指導 乳幼児、妊産婦、高齢者、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等で食事療法が必要な被災者に対する栄養相談や特別用途食品の手配等に関する支援を実施 エ　特定給食施設等への指導

	給食設備や給食材料の確保、調理方法等について指導 ※　ア～エについては、市栄養士等と連絡を図りながら実施する。
県（健康対策課）	ア　災害の状況により、栄養指導班編成の上、栄養指導を実施 イ　被災地区の規模、状況に応じて県栄養士会へ支援要請

(5) 広域応援の要請

実施主体	業　　務
県	県内だけでは体制の確保ができない場合、災害協定を締結している隣接県等及び国に対して応援の要請

(6) 防疫及び保健衛生資器材の備蓄及び調達

実施主体	業　　務
市	ア　防疫資器材等の備蓄及び調達について計画作成、実施 イ　防疫資器材等の整備状況を県健康福祉（環境）部に報告 ウ　緊急時、防疫資器材等の不足による確保要請（県健康福祉（環境）部へ）
県	ア　県内の防疫資器材等の備蓄状況を市へ情報提供 イ　災害時の防疫資器材等の必要量確保のため、防疫薬品業界と協定締結 ウ　緊急時の防疫資器材等の調整 (ｱ) 健康福祉（環境）部：管内調整を実施、調整がつかない場合は、感染症対策・薬務課へ確保要請 (ｲ) 感染症対策・薬務課：防疫薬品業界団体へ協定に基づく供給要請

(7)　ＤＨＥＡＴ関係

ア　ＤＨＥＡＴの派遣調整

実施主体	対　　策	協力依頼先
県福祉保健総務課	ア　県内での相互支援だけでは医療救護活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、ＤＨＥＡＴの応援派遣に関する調整依頼を行う。 イ　ＤＨＥＡＴの派遣が可能な県等に対して応援要請を行う。	厚生労働省 ＤＨＥＡＴの派遣が可能な県等

イ　ＤＨＥＡＴの活動

実施主体	対　　策	協力依頼先
ＤＨＥＡＴの構成員	医療救護活動の指揮調整業務が円滑に実施されるよう、保健医療教育部(保健医療調整班)及び保健所を補助する。	

第１８節　こころのケア対策計画

【災害対策本部担当部】　民生部

１　計画の方針

○　基本方針

県、専門医、関係団体と協力し、被災によるこころの健康障害の予防と早期発見を図るとともに、被災者自らが精神的健康を回復・維持増進し、健康な生活が送れるように支援する。

(1) 各主体の責務

ア　市民

被災住民、災害復旧事業者等は急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識し、自身はもとより要配慮者である乳幼児・高齢者・障がい者等に十分配慮しながら、こころの健康の保持・増進に努める。

イ　報道機関

(ｱ) 不用意な取材活動によるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）誘発の危険性や精神症状の悪化等を十分認識し、被災住民の精神的健康に配慮した取材活動に努める。

(ｲ) こころのケアに関する正しい知識の普及や援助等の情報提供に協力する。

ウ　精神科医療機関

(ｱ) 被災した精神科病院の患者や被災住民の急性ストレス障害等に対して必要な医療を提供する。

(ｲ) 災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）活動等の県が実施するこころのケア対策を支援する。

エ　精神保健福祉医療関係機関・団体

県が実施するこころのケア対策の取組みを支援する。

オ　市

(ｱ) 避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

(ｲ) 避難所の開設が長期化すると予想される場合は、こころのケア対策の支援を県に要請する。

カ　県

(ｱ) 国の「災害派遣精神医療チーム(ＤＰＡＴ)活動要領」に基づき、県は、被災者のこころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム(以下「ＤＰＡＴ」という。)等の体制整備に努める。

(ｲ) 必要に応じて、国及び他都道府県に対して、ＤＰＡＴの派遣を要請する。

(ｳ) ＤＰＡＴを編成したときは、その旨を厚生労働省に報告する。

(ｴ) 被災住民に対するこころのケア対策を実施し、市町村を支援する。

(2) ＤＰＡＴ活動

県内に大規模災害等が発生し、ＤＰＡＴの派遣を要することが想定される場合は、県はＤＰＡＴの活動を統括するために、ＤＰＡＴ調整本部を県に設置する。ＤＰＡＴ調整本部はＤＰＡＴ統括者（精神科医師）が統括する。

必要に応じてＤＰＡＴ活動拠点本部を設置する。

本部名	設置場所	
ＤＰＡＴ調整本部	県災害対策本部	・災害対策本部、災害医療本部、災害医療コーディネーター、ＤＭＡＴ調整本部、国等との連絡及び調整 ・ＤＰＡＴ派遣の開始及び終結の決定、ＤＰＡＴの派遣要請・派遣先調整 ・被災地域で活動するＤＰＡＴの指揮、調整、ロジスティクス ・ＤＰＡＴ活動拠点本部の設置
ＤＰＡＴ活動拠点本部	活動のフェーズに応じ、適切な場所に設置	・ＤＰＡＴ調整本部、ＤＭＡＴ活動拠点本部、保健所等との連絡及び調整 ・ＤＰＡＴ調整本部の指揮下で、参集したＤＰＡＴの統括

(3) 要配慮者に対する配慮

災害によるダメージを受けやすい要配慮者に対しては、特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

(4) 市職員のこころのケア対策

災害復興業務に従事する職員は、災害直後から過酷な状況の中で様々な支援活動に従事しなければならない。このような特殊な環境の下での支援活動は、身体的にも精神的にも疲弊を来しやすい。そのため、体だけでなく心の健康のためにも、職員の健康管理担当部署と連携を図り、休養が確保できる勤務体制を早期に確立する。

また、被災時のこころの健康についての情報も、早期に職員に対し伝達する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

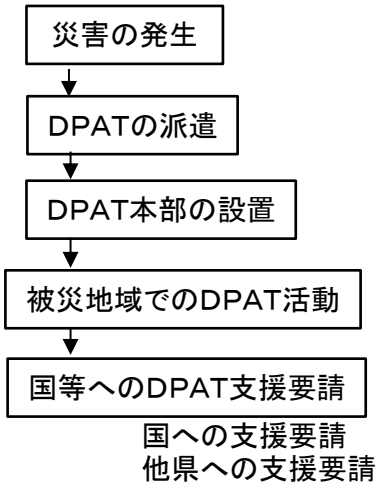
情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
被災者 避難所等	市	・被災後の生活状況、ニーズ ・精神障がい者の医療状況等について
市	長岡地域振興局健康福祉部（保健所） 児童相談所	・ＤＰＡＴの派遣要請 ・こころのケアに係る情報及びニーズ ・精神障がい者の医療状況等について ・医療チームの活動内容

県障害福祉課	厚生労働省	県外ＤＰＡＴの派遣要請
県障害福祉課	他の都道府県	県外ＤＰＡＴの派遣要請

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
厚生労働省	県障害福祉課	県外ＤＰＡＴの派遣
他の都道府県	県障害福祉課	県外ＤＰＡＴの派遣
長岡地域振興局健康福祉部（保健所） 児童相談所	市	・こころのケアチーム派遣 ・こころのケアホットライン設置 ・災害時精神科医療体制 ・啓発普及
市	被災者、避難所等	・こころのケアチーム派遣 ・こころのケアホットライン設置 ・災害時精神科医療体制 ・啓発普及

３　業務の体系



４　業務の内容

実施主体	業　　務	協力依頼先
市	・指定避難所等において、こころの相談窓口を設置し、精神科医療機関との連絡調整を早急に必要とする被災住民及び自らこころのケアを希望する被災住民を把握する。 ・健康・こどもプラザ「あすえーる」においても、こころの相談窓口を設置する。	精神科医療機関 ＤＰＡＴ活動拠点本部 保健所 応援県・市町村職員

県障害福祉課	・ＤＰＡＴ調整本部の設置 ・ＤＰＡＴの派遣要請・受入れ調整	厚生労働省、ＤＰＡＴ事務局、新潟ＤＰＡＴ、精神科医療機関
ＤＰＡＴ	・ＤＰＡＴ調整本部、ＤＰＡＴ活動拠点本部において、ＤＰＡＴの指揮調整、情報収集、関係機関等との連絡調整等の本部活動を行う。 ・ＥＭＩＳやＪ―ＳＰＥＥＤ、関係機関からの情報等を基に、被災地域の精神科医療機関、避難所、医療救護所等の精神保健医療ニーズを把握する。 ・活動内容の情報発信を行う。 ・被災地での精神科医療の提供を行う。 ・被災地での精神保健活動への専門的支援を行う。 ・被災した医療機関への専門的支援（患者避難への支援を含む）を行う。 ・被災者への専門的支援を行う。	県、被災地域内の災害拠点病院、災害拠点精神科病院、保健所等

第１９節　園児、児童生徒等に対するこころのケア対策計画

【災害対策本部担当部】　教育部

１　計画の方針

○基本方針

(1) 各主体の責務

ア 県

(ｱ) 災害発生直後からこころのケアにかかる緊急支援について「新潟県臨床心理士会」と連絡をとり、両者協議のもと派遣計画を作成し、学校開始直後からカウンセラーを派遣する。

(ｲ) 被災した学校に対して、カウンセリング開始前の「該当学校教員への説明会」を、県臨床心理士を派遣し実施する。

(ｳ) 災害の規模に応じて、県外へカウンセラー派遣を要請する。

イ　小千谷市教育委員会

カウンセラー派遣計画、該当学校教員への説明会等について迅速かつ、確実に各学校へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にした上で通知を行う。また、「該当学校教員への説明会」にかかる会場の手配を行う。

ウ　学校

(ｱ) 「該当学校教員への説明会」を受け、こころのケアにかかる職員研修、児童・生徒等への説明、保護者への説明会を実施する。

(ｲ) カウンセリング実施にかかる「こころの健康調査」等のストレスチェック及びスクリーニングを実施する。　※スクリーニング…対象者の抽出

(ｳ) 教員による児童・生徒等への早期カウンセリングを実施する。

(2) 要配慮者に対する配慮

園児、児童生徒等が災害時に受けるこころや体の不調は大人とは違った形で現れる傾向があるため、こころのケアに関する保護者の理解を深め、家庭でのこころのケアのあり方等について、ガイドとなるパンフレット等を配付する。

(3) 職員等のこころのケア対策

学校及び保育園職員は災害直後から、過酷な状況の中で学校教育、保育活動を再開するための様々な業務に従事するため、体だけでなくこころの健康のためにも、職員の休養が確保できる勤務体制を早期に確立する。また、被災時のこころの健康についての情報も、早期に職員に対して伝達する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
小・中・特別支援学校 保護者	市教育委員会	カウンセラーによるこころのケアが必要な児童生徒 実施児童生徒数 個別相談票の報告
保育園 保護者	市	こころのケアが必要な園児数、 個別相談票の報告
市	県	こころのケアに係る必要な情報
県	県臨床心理士会	こころのケアに係る必要な情報

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県教育委員会	市教育委員会	カウンセリング実施日 説明会実施日
市教育委員会	小・中・特別支援学校 保護者	カウンセリング実施日 説明会実施日 正しい情報の啓発普及 支援情報の提供
市	保育園、保護者	正しい情報の啓発普及 支援情報の提供

３　業務の体系

派遣計画の作成と説明会資料作成
↓
説明会への参加
↓
心の健康調査とスクリーニング、保護者に対する普及啓発
↓
カウンセリング、相談窓口の設置、職員等のこころのケア対策

４　業務内容

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	・こころのケア説明会及びカウンセラー派遣の計画 ・被災時のこころの健康についての正しい知識やこころのケアホットライン等の支援情報等の提供	県臨床心理士会
市	・こころのケア説明会、カウンセラー派遣の計画	県臨床心理士会

	送付及び実態把握 ・各学校、保育園は、関係課と連携して普段の観察、見取り、保護者との情報交換を密に行い、こころのケアを早急に必要とする園児、児童、生徒の把握 ・保育園、健康・こどもプラザ「あすえーる」において、こころの相談窓口を設置し、保護者等の相談に応じ適切なアドバイスの実施 ・被災時のこころの健康についての正しい知識や心のケアホットライン等の支援情報等を、パンフレットやホームページ等を使い、保護者に情報を提供	保健所 精神科医療機関 学校 保育園 保護者

第２０節　廃棄物の処理計画

【災害対策本部担当部】　市民衛生部

１　計画の方針

○基本方針

(1) 各主体の責務

ア　市民

(ｱ) ごみ処理

a　避難所での生活ごみについて､市の指示する分別等のごみの排出に協力する。

b　家庭からの生活ごみ及び粗大ごみについて、市の指示する分別、指定場所へのごみの排出等に協力する。

c　ごみの野焼き、災害ごみ排出指定場所等への便乗ごみ（災害により発生したごみ以外のごみ）の排出、不法投棄等は行わない。

(ｲ) し尿処理

a　避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、使用方法や維持管理等の公衆衛生面での対応やし尿の収集に協力する。

イ　市

(ｱ) ごみ処理

a　ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ仮置場を設置する等、復旧までの処理体制を整備する。

b　避難者の衛生面での支障が生じないよう、避難所の生活ごみの収集体制を整備する。

c　あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（ごみ処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。

d　ごみの発生量を予測し、必要に応じ、仮置場及び最終処分地を確保する。

e　ごみの収集方法を決定し、速やかに住民に周知する。この際、排出時の分別について十分周知を行う。

f　ごみの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。

g　仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。

また、有害廃棄物の適切な分別・保管により安全の確保及び環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。

h　腐敗が早くかつ重量がある泥水を被った水害ごみが路上に一時に大量に排出されることが予想される場合は、自衛隊の協力を得て、まず幹線道路の確保を行い、次に、路地等に排出された災害ごみの早期収集に努める。

i　大量のごみが一時に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図

るため、警察の協力（交通規制）も得て、仮置場までの運搬ルートの確保を行う。

j　ごみの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。

(ｲ) し尿処理

a　し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、復旧までの処理体制を整備する。

b　避難所等の避難者の概数及び仮設トイレの設置状況の把握を行い、収集体制を整備する。

c　あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（し尿処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。

d　し尿の収集、処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。

(ｳ) 災害がれき処理

a　隣家への倒壊、道路への支障など、緊急を要する危険家屋については、必要に応じ、自衛隊の協力も得て優先的に解体処理を実施する。

b　あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（がれき処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。

c　災害がれきの発生量を予測し、必要に応じ、仮置場及び最終処分場を確保する。

d　災害がれきの収集方法を決定し、速やかに住民に周知する。

e　災害がれきの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。

f　仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。

また、有害廃棄物の適切な分別・保管により安全の確保及び環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化により飛散防止の措置を講ずる。

g　損壊家屋が多数に上る場合は、住民の混乱を避けるため、必要に応じ解体から処分まで指定業者の斡旋、受付窓口の設置など、計画的な処理体制を構築する。

h　災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町、県に広域支援を要請する。

ウ　県

(ｱ) 必要に応じ災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(ｲ) 市の要請に応じ、災害ごみ、し尿処理等の広域支援体制を整備する。

(ｳ) 県及び他市町村の職員の応援派遣等により市を支援する。

(ｴ) 市が行う災害廃棄物処理対策に対する技術的な援助を行う。

(ｵ) 市から災害廃棄物処理に関する事務の一部を委託された場合には、その事務を実施する。

(2) 達成目標

（ごみ収集）

ア　生活ごみ等の収集は、おおむね２日～３日以内に開始する。災害ごみの収集は、おおむね２日～３日以内に開始し、５日～７日以内での収集完了に努める。

（し尿収集）

イ　し尿の収集は、おおむね２４時間以内に開始する。

（災害がれきの収集）

ウ　災害がれきの収集は、おおむね１か月以内に開始する。

(3) 要配慮者に対する配慮策

市は、要配慮者の家庭からのごみ収集等へのボランティアの派遣について、市災害ボランティアセンターとの調整を図る。

２　情報の流れ

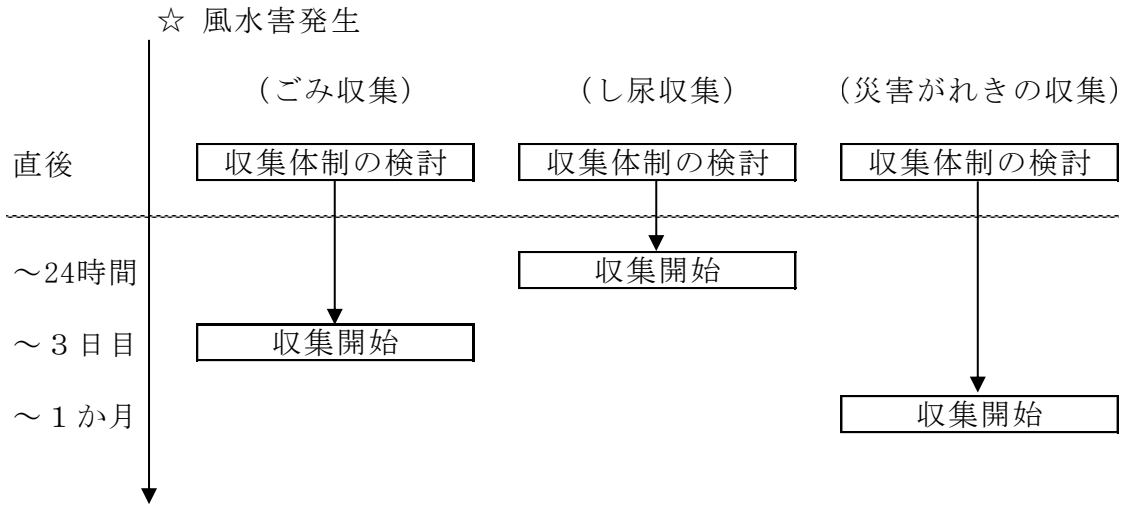
(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	ごみ、し尿収集のニーズ
市	県	広域支援の必要性
県	協定先・団体	広域支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	広域支援の情報
市	避難所、避難者	ごみ、し尿の収集情報

３　業務の体系



４　業務の内容

(1) ごみ処理の対応

実施主体	対策	協力依頼先
被災者	・市が行う避難所等のごみの分別及び排出に協力する ・各家庭においては、市の指示に従い、ごみの分別及び排出を行う。	市
市	・生活ごみ及び粗大ごみ処理の実行計画を策定する。 ・避難所のごみ収集体制を整備する。 ・家庭からのごみの分別、排出方法等について住民に周知する。 ・災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町及び県に要請する。 ・必要に応じ、仮置場の設置を行うとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確保する。 ・必要に応じ、ごみ収集のためボランティア派遣の調整を図る。	県災害対策本部 近隣市関係団体 県災害ボランティアセンター 市災害ボランティアセンター
県	・市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 ・必要に応じ、職員を派遣し、ごみ処理対策を支援する。	協定団体等 環境省関東地方環境事務所 他都道府県 県内市町村
環境省関東地方環境事務所	・必要に応じ、職員を派遣し、市の初動対応を支援する。 ・ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	
新潟県環境整備事業協同組合	・市及び県からの要請に基づき、現地での災害ごみの収集に協力する。	
（一社）新潟県産業資源循環協会	・市及び県からの要請に基づき、災害ごみの収集・処分に協力する。	
（公財）新潟県環境保全事業団	・県からの要請に基づき、災害ごみの処理に協力する。	

(2) し尿処理の対応

実施主体	対策	協力依頼先
被災者	・仮設トイレの維持管理に協力し、市のし尿収集に協力する。	市

市	・し尿処理の実行計画を策定する。 ・市民に仮設トイレの使用方法、し尿収集の情報等を周知する。 ・し尿の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町村、県に要請する。	協定団体等 県
県	・市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 ・必要に応じ、職員を派遣し、し尿処理対策を支援する。	協定団体等 環境省関東地方環境事務所 他都道府県 県内市町村
環境省関東地方環境事務所	・必要に応じ、職員を派遣し、市の初動対応を支援する。 ・ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	
新潟県環境整備事業協同組合	・市及び県からの要請に基づき、現地でのし尿収集に協力する。	
（一社）新潟県浄化槽整備協会	・市及び県からの要請に基づき、浄化槽の被害調査、応急復旧に協力する。	

(3) 災害がれき処理の対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
被災者	・市の指示に従い、損壊家屋の解体後の災害がれきの処理に協力する。	市
市	・災害がれきの処理、緊急を要する危険家屋の解体について必要に応じ県を通じて自衛隊に要請する。 ・災害がれき発生量を推計し、処理の実行計画を策定する。 ・住民に災害がれき処理の方法を周知する。 ・災害がれきの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町、県に要請する。 ・必要に応じ、災害がれきの仮置場を設置し管理する。	県 協定団体等 自衛隊
県	・市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 ・必要に応じ、職員を派遣し、災害がれき処理対策を支援する。	協定団体等 環境省関東地方環境事務所 他都道府県 県内市町村
環境省関東地方環境事務所	・必要に応じ、職員を派遣し、市の初動対応を支援する。 ・ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	
自衛隊	・県からの要請に基づき、災害がれきの処理、緊急を要する危険家屋の解体を支援する。	

（一社）新潟県産業資源循環協会	・市及び県からの要請に基づき、災害がれきの収集、処理に協力する。	
（一社）新潟県解体工事業協会	・市及び県からの要請に基づき、損壊家屋の解体に協力する。	
（公財）新潟県環境保全事業団	・県からの要請に基づき、災害がれきの処理に協力する。	

第２１節　トイレ対策計画

【災害対策本部担当部】　市民衛生部

１　計画の方針

○　基本方針

市は、現有資機材等の利用及び仮設トイレ等を最大限確保することにより、避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保し、衛生的に使用するための管理を行う。

(1) 各主体の責務

ア　市民・企業等

風水害発生から「最低３日間、推奨１週間」分の必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

イ　市

(ｱ) 避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。（被災者への供給を行う。）

(ｲ) 職員の配置･巡回により､避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。

(ｳ) 自力で必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請する。

(ｴ) し尿処理場及びし尿運搬業者の状況等について調査し､自力で必要な運搬､処理を確保できない場合は、県に支援を要請する。

(ｵ) 避難所トイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行う。

ウ　県

県は､市が把握したニーズや被災の状況に応じて､仮設トイレ等の資機材の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供、トイレの継続的な機能確保等について市を支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用ができない場合は、要配慮者用の災害用トイレを配備（概ね２４時間以内）する。

イ　避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

ウ　要配慮者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

(3) 快適な利用の確保

ア　避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行いトイレの円滑な利用を図る。

イ　トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持

する。

ウ　避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿の汲み取りを実施する。

エ　トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

２　情報の流れ

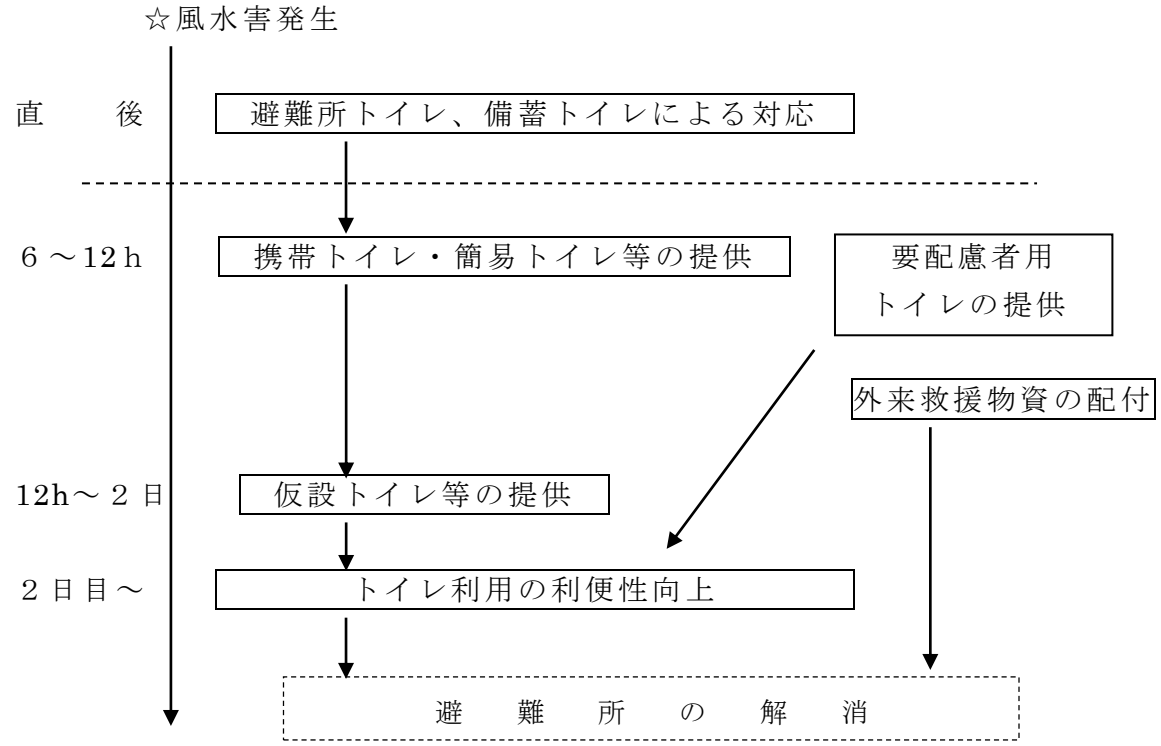
(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	被災地ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ
県	企業・団体	調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	供給予定情報
市	避難所、避難者	供給予定情報

３　業務の体系



４　トイレの調達

(1) 備蓄の携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレによる対応

実施主体	業　　務	協力依頼先
市	・避難所等に職員を派遣し避難者の概数を把握する。 ・避難者に対して、携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレの適切な利用方法を周知する。 ・避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送、災害時相互応援協定締結市町村及び県からの緊急供給で補う。 ・社会福祉協議会を通じて避難所運営等の補助に当たるボランティア派遣を要請する。	災害時相互応援協定締結市町村 県災害対策本部 社会福祉協議会 市災害ボランティアセンター 県災害ボランティア支援センター
県	・市からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄りの県及び県内市町村からの広域応援により備蓄拠点から避難所等に配送する。	(公社)新潟県トラック協会
災害時相互応援協定締結市町村	・市から調達要請があったトイレ等を、指定された場所（原則として各避難所）へ配送する。	
(公社)新潟県トラック協会	・県からの要請に基づき、県内の備蓄トイレを避難所等へ配送する。	

(2) 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

実施主体	業　　務	協力依頼先
市	・避難所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類ごとの概数を把握する。 ・企業・団体等にトイレ等の供給を依頼する。 ・義援物資提供の申し出への対応（いずれかの避難所へ直接振り向ける。） ・調達が困難な場合は災害時相互応援協定締結市町村及び県に調達の代行を依頼する。	町内会長等 企業・団体等 災害時相互応援協定締結市町村 県
県	・市からの要請に基づきトイレ等の調達を代行する。 ・企業・団体等に対してトイレ輸送経路等の情報を適宜提供する。	企業・団体等 他都道府県
災害時相互応援協定締結市町村	・市から調達要請があったトイレ等を、指定された場所（原則として各避難所）へ配送する。	
企業・団体等	・県から調達要請があったトイレ等を、指定された場所（原則として各避難所）へ配送する。	

第２２節　入浴対策計画

【災害対策本部担当部】　市民衛生部

１　計画の方針

○　基本方針

市は、自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、身体の清潔の保持のため、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

(1) 各主体の責務

ア　市民・企業等

被災を免れた入浴施設を被災者に開放するよう努める。

イ　市

(ｱ) 被災を免れた入浴施設管理者への施設開放要請

(ｲ) 入浴施設を有する他市町村への協力要請

(ｳ) 県への支援要請

ウ　県

(ｱ) 自衛隊に対する入浴支援要請

(ｲ) 県内市町村及び隣接県への協力要請

(ｳ) 新潟県生活衛生同業組合連合会への協力要請

(2) 達成目標

入浴機会の確保は、風水害の発生から３日を目安とする。

(3) 要配慮者に対する配慮

ア　入浴施設までの交通手段の確保

イ　要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保

ウ　要配慮者への入浴施設情報の広報の徹底

エ　乳幼児に対する配慮

(ｱ) 沐浴に必要な物品の確保

(ｲ) 乳幼児の沐浴や皮膚のケアを行うため助産師、助産師会への協力要請

(ｳ) 乳幼児の沐浴サービスに関する広報の徹底

(4) 積雪期の対応

冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮し、新潟県生活衛生同業組合連合会への協力要請の強化を図る。

２　情報の流れ

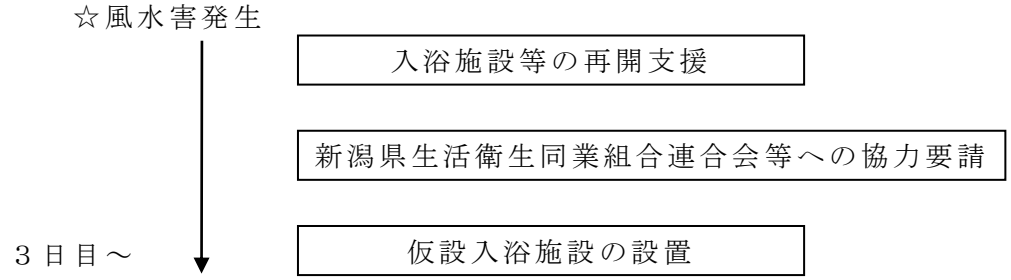
(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市	県	仮設入浴施設設置要請 入浴施設確保要請
県	自衛隊、他自治体、新潟県生活衛生同業組合連合会	入浴支援要請、施設利用協力要請

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	入浴施設確保情報
市	避難所、避難者	入浴施設開設予定情報 入浴サービス提供情報

３　業務の体系



４　業務の内容

(1) 入浴施設等の再開支援

実施主体	業　　務	協力依頼先
市	・業務再開可能な入浴施設等に対し、給水等の支援を行い、入浴環境を確保する。 ・要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。 ・避難者に対する入浴施設情報の広報を行う。	入浴施設管理者等

(2) 新潟県生活衛生同業組合連合会等への協力要請

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合等への協力要請を行う。 ・市のみの能力では入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。	新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合等
県	・市の要請又は被害が数市町村に及ぶ場合は新潟県生活衛生同業組合連合会又は近隣県を通じて他県の旅館ホテル生活衛生同業組合等へ支援の要請を行う。	新潟県生活衛生同業組合連合会等

(3) 仮設入浴施設の設置

実施主体	業　　務	協力依頼先
市	・近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、	県災害対策本部

	避難所等への仮設入浴施設設置を県に要請する。	
県	・市の要請により自衛隊へ入浴支援要請を行う。	自衛隊
自衛隊	・県の要請により避難所等へ野営用入浴施設により支援を行う。	

第２３節　食料・生活必需品等供給計画

【災害対策本部担当部】　○調達部、市民衛生部

１　計画の方針

○　基本方針

風水害発生時は、被災者が、食料、生活必需品の多くを浸水により失っていることなどを想定して、食料・飲料水・生活必需品等（以下「物資等」という。）の供給時期、範囲、優先順位等を決定する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

(1) 各主体の責務

ア　市民

住民は、避難に当たり、最低限１食分の物資等を携行するよう心掛ける。

イ　市

(ｱ) 被災者への供給を行う。

(ｲ) 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。

(ｳ) 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、県・協定業者等に支援を要請する。

(ｴ) 避難が長期化した場合は、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へ移行し、避難者の自立を促す。

(ｵ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

ウ　県

(ｱ) 必要に応じて、物資輸送拠点を開設する。

(ｲ) 物資等の調達、輸送の代行、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。

(ｳ) 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。

(ｴ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、市と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

エ　指定地方行政機関

(ｱ) 物資輸送拠点が開設された場合、その運用に協力する。

(ｲ) 食料等の調達、輸送について、県を支援する。

(2) 達成目標

ア　食料・飲料水

食料の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則

として１日３回提供する。

避難 12 時間以内：住民による自己確保又は避難所等の保存食料

避難 12 時間後～：おにぎり、パン等の簡単な調達食

避難 24 時間後～：自衛隊等による配送食（温かいもの）

避難 72 時間後～：自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、住民等による現地炊飯（炊き出し等）

（避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう調理器具等を提供する。）

イ　生活必需品

医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの)、乳児用粉ミルク、おむつ（小人・成人用)、毛布、仮設トイレなどの供給は需要の把握からおおむね 12 時間以内に、その他一般的な物資の供給はおおむね 24 時間以内に行うことを目標とする。

(3) 要配慮者に対する配慮

ア　高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事提供（避難 24 時間後～）

イ　要配慮者用の生活必需品供給への配慮（避難 24 時間後～）

(4) 積雪期の対応

ア　現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る。

イ　市は、防寒具、採暖用具（ストーブ、使い捨てカイロ等)、寝具、燃料等防寒対策に必要な物資を他に優先して供給する。

２　情報の流れ

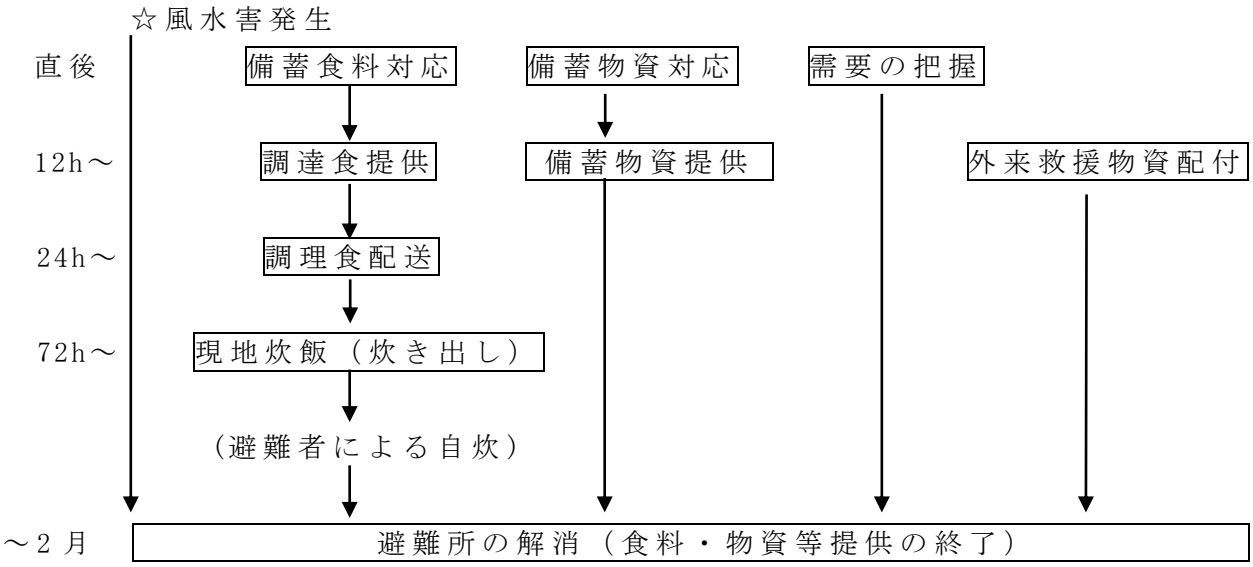
(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	被災地ニーズ
市	県、協定先業者	集約された被災地ニーズ
県	協定先業者 他都道府県	調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
協定先業者 他都道府県	市、県	調達品提供
県	市	供給予定情報
市	避難所、避難者	供給予定情報

３　業務の体系



４　物資等調達・供給フロー図

（別途フロー）

５　市の実施体制

市は、収集した被害情報により、物資供給対象者数を確認し、品目、数量、供給場所等決定し、物資等供給計画書を作成し、被災者等に対する物資等の調達・供給を実施する。

(1) 提供物資の種別等

ア　炊き出しによる米飯、米穀、食パン、麺類（即席麺、そば、乾うどん)、飯缶、乾パン

イ　乳児用ミルク、牛乳

ウ　副食品（缶詰、漬物、佃煮、野菜）調味料（味噌、醤油、塩、砂糖）

エ　生活必需品（被服、日用品、保育用品、紙おむつ、冷暖房器具等）

(2) 物資等供給の対象者

ア　避難所に受入れされた者及び避難所に避難した者で、物資等の持ち合わせのない者

イ　住家の被害が全壊（全焼)、流出、半壊（半焼）又は床上浸水等であって炊事のできない者

ウ　床下浸水であっても、炊事道具が流出、又は炊事施設が壊れあるいは土砂に埋まった場合等で炊事ができない者

エ　旅行者、一般家庭の来訪者、鉄道の旅客等であって、物資等の持参又は調達できない者

オ　被害を受け、一時縁故先等に避難する者で、避難先に到達するまでの間、物資等の持ち合わせがない者

カ　被災現場において、防災業務及び防災活動に従事している者で、食料等の提供を必要とする者

(3) 物資等の備蓄

ア　多数の被災者に物資等供給の必要が生じた場合を想定し、県が示した「市・県の備蓄分担割合」で示された量を最低限備蓄する。

イ　備蓄場所

西小千谷地区、東小千谷地区、南部地区、片貝地区の指定避難所及び備蓄倉庫とする。

ウ　備蓄の啓発

町内会、自主防災組織を通じて、住民の食料備蓄（家族３日分（推奨７日分））を推進するとともに、市は防災教育を積極的に行い、食料等の備蓄の重要性を啓発する。

(4) 炊き出しの実施

市は、炊き出しの必要がある場合は、避難所及びその付近において避難市民、自主防災組織、町内会、日赤奉仕団等ボランティアの協力を得て、炊き出し班を組織し実施する。

ア　炊き出し等用具の確保

避難施設の給食設備が使用できない間は、炊き出し等器具の提供を受けて炊き出しを実施する。

イ　炊き出し用具及び食（材）料の確保

炊き出し用具及び食（材）料の提供は市が行う。

(5) 物資等の配分方法

ア　市が作成する食料提供計画書により、避難所等ごとに定める責任者を通じて配分する。

イ　避難所以外に避難している者の把握に努め、避難所に加え配分する。

ウ　公平な配分とするため、被災住民に事前に周知し、責任者の指示のもと、町内会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。

エ　輸送については、本章第１０節「輸送計画」による。

(6) 供給食料の数量

応急用米穀の供給数量は、次に掲げる１人当りの供給数量に受給者の数及び期間の日数を乗じて得た数量とする。

ア　炊き出しによる給食の場合

１食当たり精米換算　　２００ｇ以内

イ　供給機関が通常の供給を行えず、その機関を通じないで応急供給を行う場合

１日当たり　精米　　４００ｇ以内

ウ　応急対策業務従事者に対する給食の場合

１食当たり　精米換算　３００ｇ以内

６　関係機関への応援要請

(1) 県、協定市町村、協定事業者

市は、必要な物資等の調達・供給ができない場合は、協定先事業者及び協定市町村、県に対し、次の事項を明示して応援を要請する。

ア　物資等の応援要請

品目、数量、引渡し期日、引渡し場所、その他参考事項

イ　炊き出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考事項

ウ　集積場所

応援物資等の集積場所は、原則として市車両センターとする。また、必要に応じ指定避難所及びその近隣に臨時集積場所を設け、責任者を定めて引受管理を行う。

(2) 自衛隊

市は必要と認めた場合、県に自衛隊の応援要請を依頼する。

この場合の手続きは、本章第１０節「自衛隊の災害派遣計画」による。

7　業務の内容

(1) 備蓄食料・物資等による対応（住民避難～12H 程度）

実施主体	対　　策	協力依頼先
被災者 自主防災組織	・市の職員とともに避難所等の保存食料、物資等を避難者に配分	市
市	・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 ・避難所で不足する物資等をほかの保管場所からの回送又は県若しくは日赤からの緊急提供で補う。	県 日本赤十字社新潟県支部 市社協 ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ 町内会長等
県 日本赤十字社新潟県支部	・必要に応じて、物資輸送拠点を開設する。 ・市からの要請に基づき、不足する物資等を市、避難所等へ配送（以下「プル型支援」という。）する。 ・市町村の行政機能が低下している場合は、要請を待たずに物資支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始する。 ※プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。	(公社)新潟県トラック協会 自衛隊 新潟県倉庫協会

(2) 調達食・物資等の提供（住民避難 12H～24H 程度）

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・避難者のニーズ把握 ・避難所内外の避難者で物資等の供給を要する者に物資等を提供する。 ・協定業者等の協力等を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送する等、迅速かつ効率的に物資等を提供する。 ・調達が困難な場合は、県に調達及び配送の代行を依頼する。	町内会長等 協定先事業者等 県
県	・市の要請によりプル型支援を行う。 ・市の行政機能が低下している場合はプッシュ型支援を開始する。	協定先事業者 他の都道府県

	※プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。	
協定先事業者・団体等	・県から調達要請があった物資等を指定された市又は避難所へ配送する。	

（3）調達食配送による提供（住民避難 24H～72H 程度）

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・避難者のニーズを把握し、必要食数を県災対本部に報告する。 ・日赤、ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。 ・避難所内外の被災者への給食方法を調整する。	県 ボランティアセンター
県	・市町村からのニーズ把握 ・自衛隊に給食支援を要請する。 ・炊飯部隊駐留場所を確保する。	自衛隊
自衛隊	・給食支援（調理及び配送）を行う。	

（4）現地炊飯による提供（住民避難 72H 以降）

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・自衛隊の現地炊飯を希望する避難所及び内容を県に報告する。 ・自衛隊の炊飯部隊駐留場所を確保し、食材を供給する。 ・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。	県 ボランティアセンター
県	・市町村の希望を取りまとめ、自衛隊に現地炊飯を要請する。	自衛隊
自衛隊	・県からの要請に基づき現地での給食支援（調理）を行う。	

（5）被災者による自炊（発災２週間以降）

実施主体	対　　策	協力依頼先
避難者	・市の滞在・自炊希望調査に対して、避難所管理職員に今後の避難所での滞在見込みと自炊の意思を伝える。	市
市	・被災者の自炊の希望を取りまとめ、県に報告する。 ・調理器具の貸付け及び食材、燃料等の提供を行う。	県

（6）物資等の供給及び運送の要請等

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材等が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施すること	県 協定市町村

	が困難であると認めるときは、県に対し必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。	協定業者等
県	・市町村からの要請又要求を待ついとまがないと認められるときは、プッシュ型支援を開始する。 ・災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、国又は指定地方行政機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。 ・緊急の必要が認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、物資又は資材の運送を要請する。 ・運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資等の運送を行うべきことを書面により指示する。	国 指定地方行政機関等 運送事業者
指定地方行政機関等	・県からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材のの供給について必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずる。 ・緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。 ・運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。	運送事業者
運送事業者	・物資等の調達、輸送の代行において、県又は指定地方行政機関等を支援する。	県 指定地方行政機関等

（7）義援物資の配布

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・市受入物資等を配布する。 ・物資等が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する。	ボランティアセンター 自治会長等 報道機関
県	・義援物資の送付先市町村を紹介する。 ・県受入物資等の中から、市町村から要請された品目を送付する。 ・自衛隊等に輸送を依頼する。	自衛隊 (公社)新潟県トラック協会 新潟県倉庫協会

（8）燃料の調達・供給

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・災害対応や住民の生命維持に必要な燃料	県

重要施設（病院等）	の不足が見込まれる場合は、県に対し燃料の緊急供給を要請する。	
県	・市や重要施設から燃料の緊急供給の要請があった場合は、新潟県石油業協同組合に対し､優先的に燃料の供給を要請する。 ・被災状況の程度に応じ、国等へ緊急用燃料の確保を要請する。 ・燃料類の供給見通しについて県民に広報するとともに、節度ある給油等及び省エネを呼び掛ける。 ・市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。	新潟県石油業協同組合 政府災害対策本部

８　食料等の衛生管理体制及び栄養指導

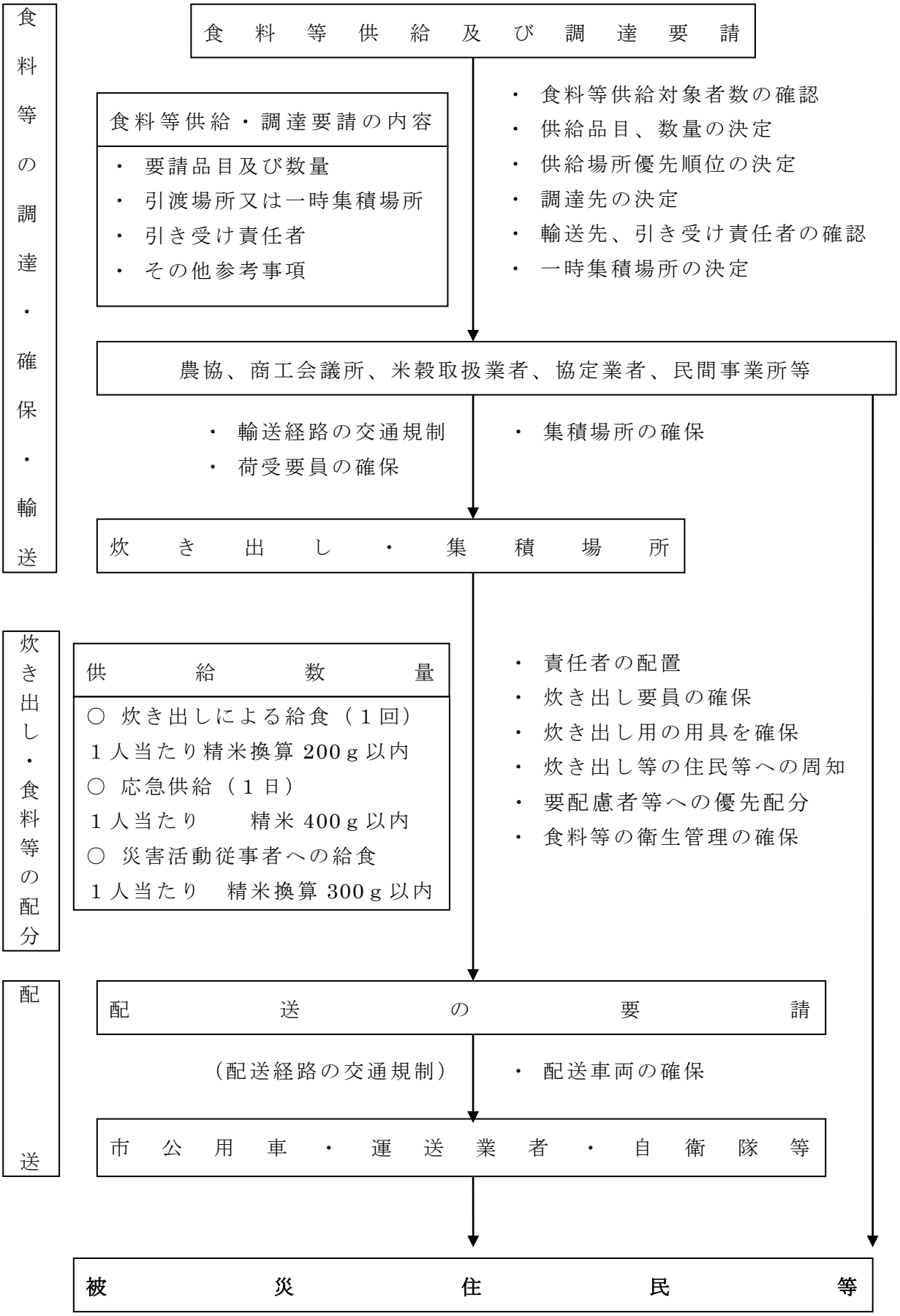
市は、備蓄食料等保管庫の防湿、防虫等について管理を行い、定期的に在庫品を点検し、保存期限が過ぎた食料等は、入替えをするなど食料等の衛生管理を行う。

また、炊き出し等にあっては、第３章第１７節「防疫及び保健衛生計画」による。

９　積雪期の供給計画

市は、供給食料等の輸送を円滑に行うため、輸送経路の早期除雪の体制を整備するとともに、陸路輸送が困難な場合の空路輸送に備え、ヘリポートの除雪体制も整備しておく。

物資等調達・供給フロー図



第２４節　生活必需品等供給計画

削除

第２５節　要配慮者の応急対策

【災害対策本部担当部】　○民生部、教育部

１　計画の方針

○　基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災前の避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。また、日頃、避難行動要支援者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等(以下「社会福祉施設等」という。)との協働のもと支援を行う。

(1) 各主体の責務

ア　市

市は、災害発生直後は地域住民、民生委員・児童委員、自主防災組織、介護保険事業者及び社会福祉施設等の協力を得て、要配慮者の安全を確保し、必要に応じて県、防災関係機関に協力要請や避難行動要支援者情報の共有を行う。

避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。その際、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは､必要な限度において、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供する。

避難後は要配慮者支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。

また、外国人、視聴覚障がい者等に対して、適切な情報提供等の支援を行う。

イ　県

県は、市からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員、災害福祉支援チーム等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。

また、外国人に対して情報提供等の支援を行うほか、市が行う視聴覚障がい者等への情報提供を支援する。

ウ　介護保険事業者及び社会福祉施設等

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、防災関係機関等の協力を得て、施設外の避難行動要支援者の安全確保の協力に努める。

エ　企業

避難行動要支援者を雇用している企業及び関係団体は、避難行動要支援者を優先的に避難誘導を行い、安否確認を迅速に行う。

オ　国際交流関係団体、外国人雇用企業、留学生が所属する学校など外国人と交流のある団体等(以下「外国人関係団体」という。)

外国人関係団体は、市や県の協力を得て外国人の安否確認、災害情報の提供、相談等の支援活動を行う。

(ｱ) 国際交流関係団体

市及び県の要請に基づき、多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の確保及び県内外関係団体への協力要請を行う。

(ｲ) 外国人雇用企業、留学生が所属する学校

所属する外国人の安全確保に努める。また、被災・避難状況を把握し、市に報告する。

カ　地域住民、町内会、自主防災組織等

地域住民、町内会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働して、地域社会全体で要配慮者の安全確保に努める。

キ　避難行動要支援者及び保護責任者

避難行動要支援者及び保護責任者は、情報収集に努めるとともに、早めの避難行動開始に努める。

(2) 達成目標

ア　避難誘導対策

避難行動要支援者をもれなく避難誘導する。

イ　避難所※の設置・運営　※　以下「避難所」には福祉避難所を含む。

避難所において、要配慮者に対して良好な生活環境を確保する。

避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設等への緊急入所・入院により避難させる。

ウ　生活の場の確保

応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等により、要配慮者の生活の場を確保する。

エ　保健・福祉対策

要配慮者の心身の健康確保、福祉サービスの提供の確保等を行う。

オ　外国人支援

・外国人の被災・避難状況を確認する。

・多言語支援窓口を設置し、情報提供、相談の実施等を行う。

(3) 積雪期の対応

必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講じる。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

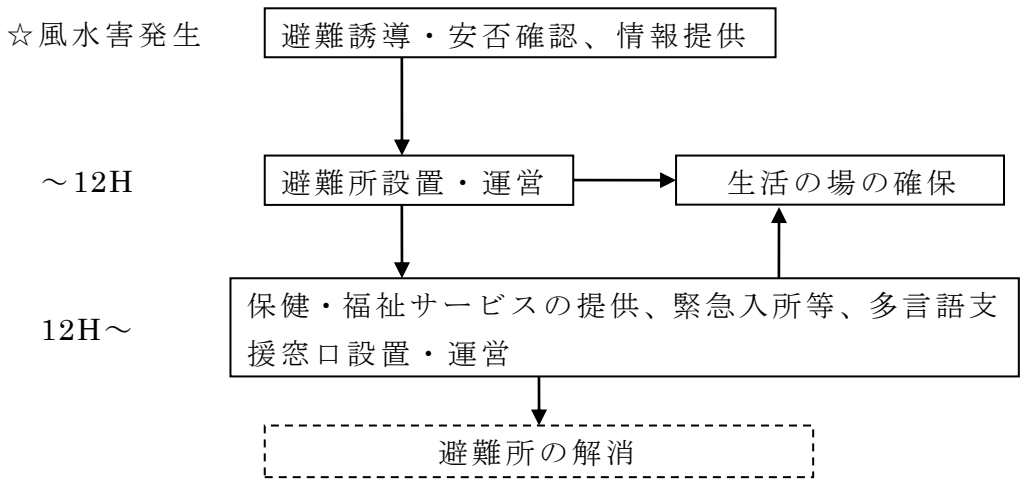
情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者 民生委員・児童委員、町内会、介護保険事業者、福祉関係者等	市	要配慮者の安否や保健・福祉等のニーズ

市	県、他市町村、介護保険事業者、社会福祉施設等	要配慮者の集約された各種ニーズ、職員、災害福祉支援チーム等応援要請
県	国、都道府県、市、介護保険事業者、社会福祉施設、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会等	要配慮者への各種サービス要請、職員派遣要請、災害福祉支援チーム派遣要請

(2) 被災地へ

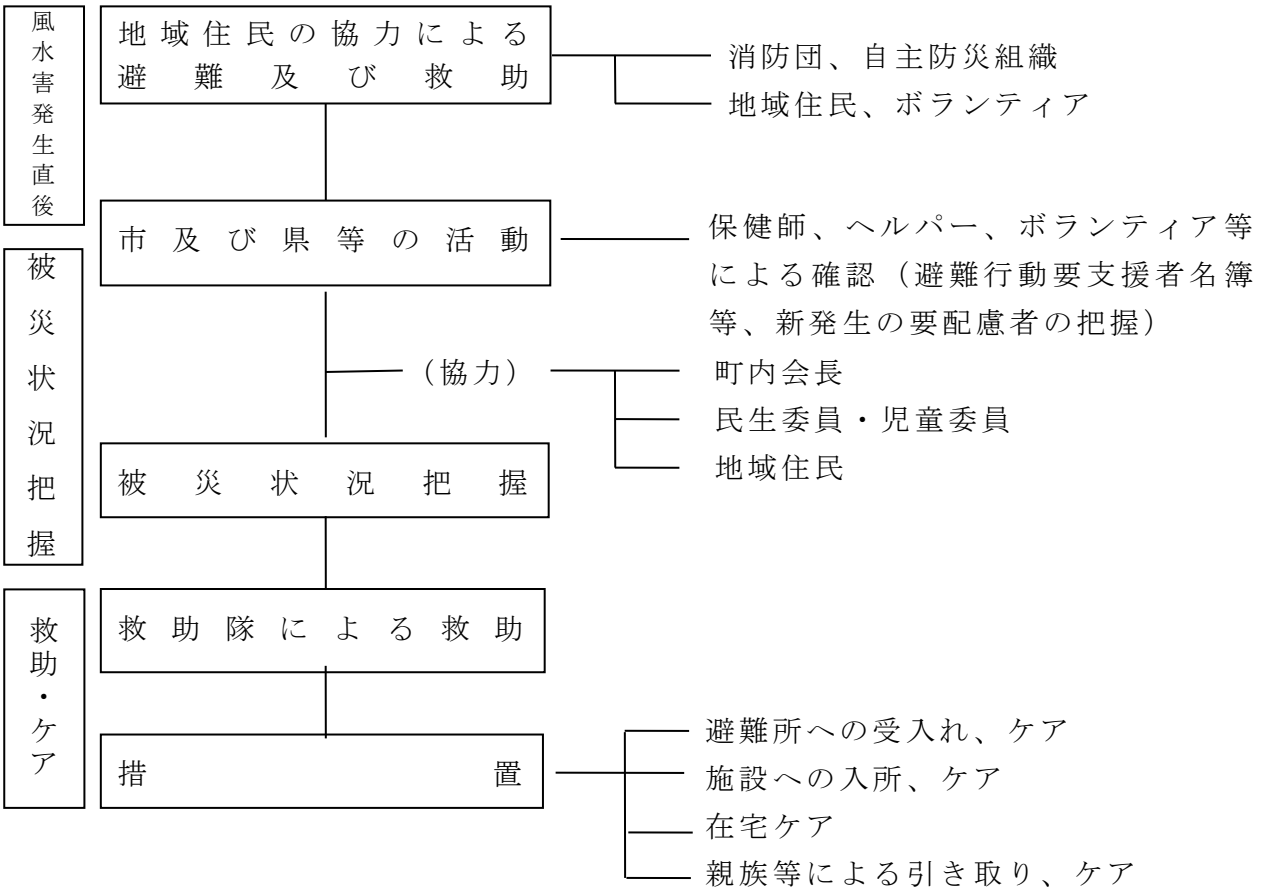
情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	サービス、派遣予定等の情報
市、介護保険事業者、社会福祉施設等	避難所、避難者等	サービス、派遣予定等の情報

３　業務の体系

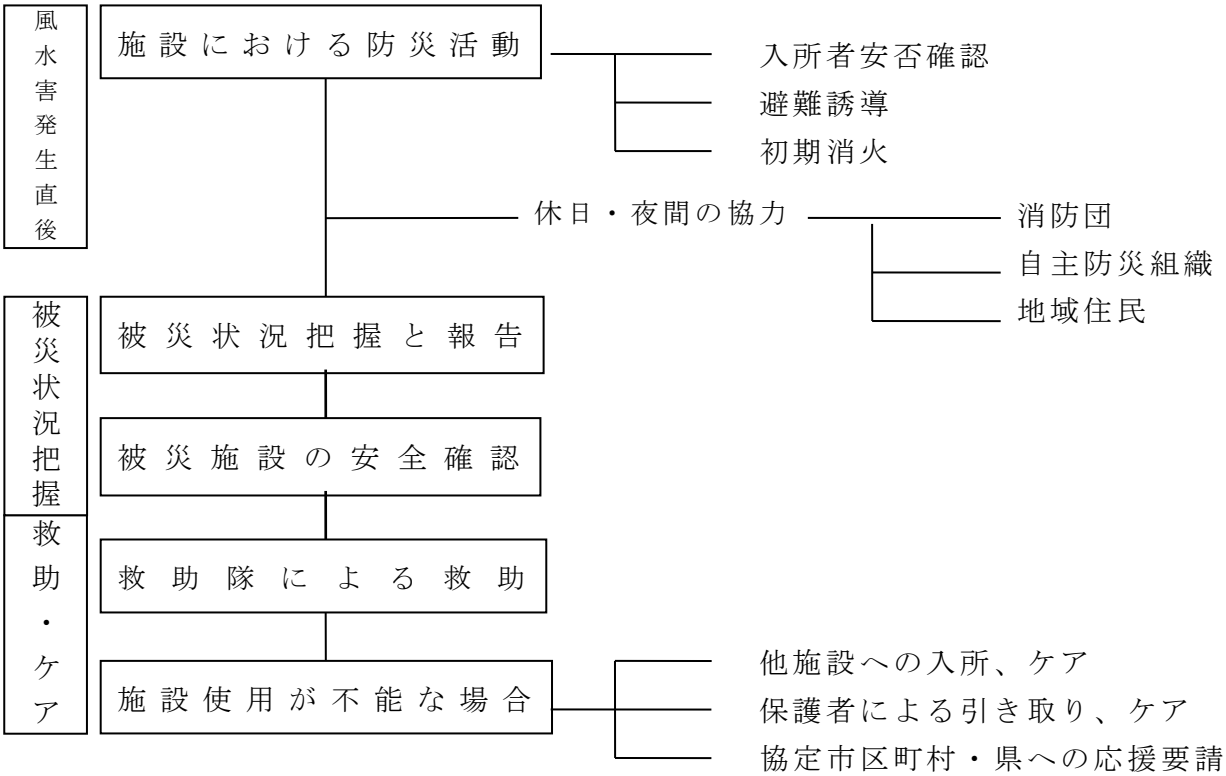


４　要配慮者応急対策フロー図

(1) 在宅要配慮者に対する対策



(2) 福祉施設等における対策



５　業務の内容

(1) 避難誘導対策

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・避難情報に関するガイドラインに基づき避難準備・高齢者等避難を伝達	町内会 自主防災組織 民生委員・児童委員等
市	・避難行動要支援者の避難所への誘導及び移送	県警察 消防本部 介護保険事業者 町内会 自主防災組織等
市	・避難所での避難行動要支援者の安否確認及び生活環境の確保	介護保険事業者 町内会 自主防災組織 ＮＰＯ・ボランティア等
市	・社会福祉施設等への緊急入所	介護保険事業者 社会福祉施設等 消防本部等

(2) 生活の場の確保

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・公的宿泊施設での一時受入れ	公的宿泊施設等
市 県	・公営住宅等の確保	他市町村 都道府県等
県	・旅館及びホテルの確保	県旅館ホテル生活衛生同業組合
市 県	・応急仮設住宅の確保	国 建設業者 (公社)新潟県宅地建物取引業協会

(3) 保健・福祉対策

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・避難所、応急仮設住宅、自宅等への健康相談、こころのケア等により要配慮者の健康を確保	県 保健関係団体 他市町村・都道府県等
市	・避難所、応急仮設住宅、自宅等への福祉サービスの提供により要配慮者の福祉の確保	県 福祉関係団体 他市町村・都道府県等
介護保険事業所 社会福祉施設等	・避難所、応急仮設住宅等での治療、介護の必要な要配慮者の緊急入所	県 市等

(4) 情報提供

実施主体	対　　策	協力依頼先
県、市	・要配慮者への的確な情報提供	報道機関 ＮＰＯ・ボランティア等

(5) 外国人支援

実施主体	対　　策	協力依頼先
県、市	・外国人の被災・避難状況の確認	外国人雇用企業､留学生が所属する学校、国際交流関係団体等
県、市	・多言語支援窓口の設置及び情報提供・相談等の支援	国際交流関係団体、外国人雇用企業、留学生が所属する学校等
国際交流関係団体等	・通訳・翻訳ボランティア等の確保	県内外の国際交流関係団体

第２６節　学校等における応急対策

【災害対策本部担当部】　教育部

１　計画の方針

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　学校

(ｱ) 風水害発生時における児童・生徒、教職員、施設利用者等の安全確保及び施設被害に対する迅速な対応を図るため、必要な事項を定める。

(ｲ) 学校は、あらかじめ定めていた学校の危機管理マニュアルに従い、児童、生徒、園児等（以下「生徒等」という。）の在校時、登下校時間帯、勤務時間外等のそれぞれの場合に応じ、生徒等の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。

(ｳ) 避難所に指定されている学校、又は臨時に指定された学校にあっては、避難所の開設・運営に協力する。避難所に指定されていない学校にあっても、自主的に避難してきた住民等がいる場合には、関係機関に連絡の上保護する。

(ｴ) 被災後は、状況を見ながら、関係機関と協力し、生徒等の心のケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

イ　市

各学校の活動を支援するとともに、状況を関係機関に連絡し、必要に応じて関係機関へ支援を要請する。

ウ　県

各学校や市の活動を支援するとともに、必要に応じ関係機関へ支援を要請する。また、被害状況や臨時休業の予定等の情報を集約し、報道機関へ提供する。

(2) 達成目標

平成１６年の７．１３豪雨災害クラスの風水害に際しても、被災後概ね１週間以内に全学校で教育活動を再開する。

(3) 積雪期の対応

積雪期においては、避難、被災後の建物の点検、生徒等の帰宅の判断等に際し、より一層慎重に行う。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

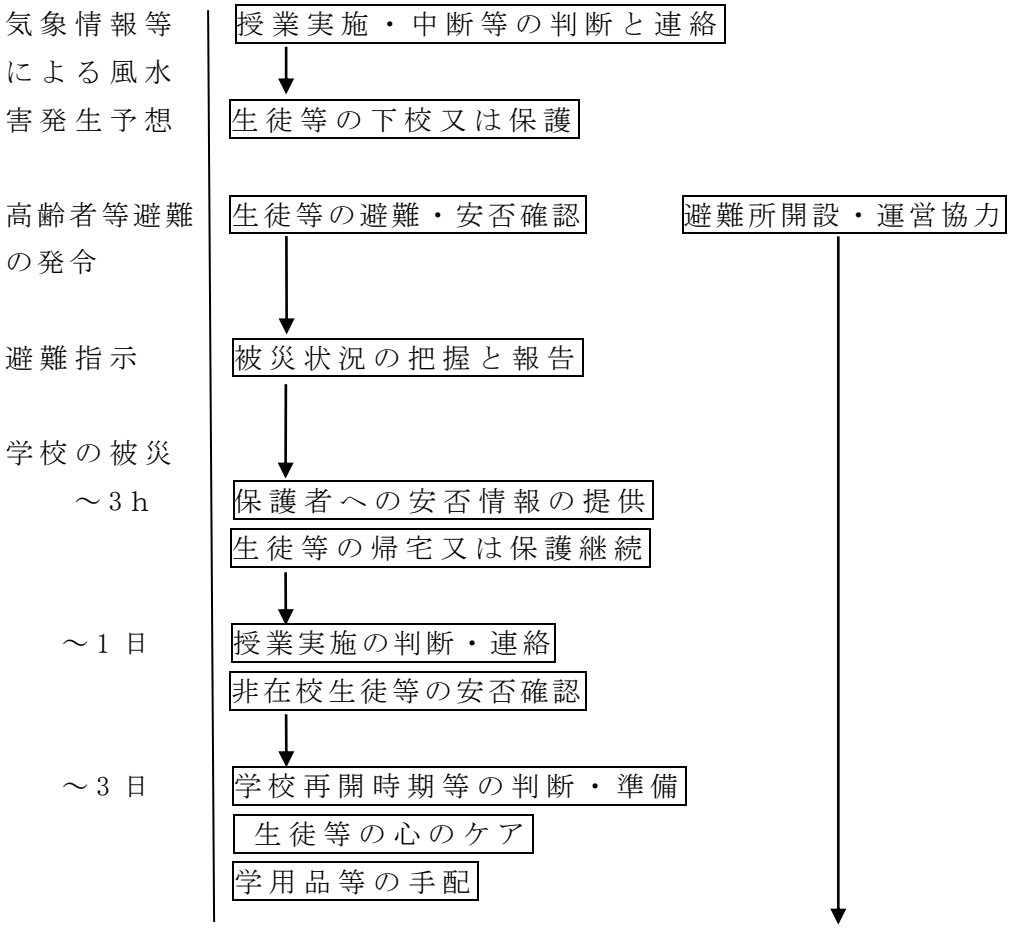
情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
小・中・特別支援学校	市教育委員会	被害状況、臨時休業等
市教育委員会	県教育委員会	集約された被害状況、臨時休業等
県立学校	県教育委員会	被害状況、臨時休業等

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県教育委員会	県立学校	指導、助言等
県教育委員会	市教育委員会	指導、助言等
市教育委員会	小・中・特別支援学校	指導、助言等
市	生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休業等
県	生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休業等

注）緊急を要する場合や、市教育委員会等に何らかの事情で連絡が付かない場合等には、県教育委員会から直接小・中・特別支援学校、又は、小・中・特別支援学校から直接県教育委員会に連絡する。

３　学校における業務の体系



４　学校における業務内容

(1) 気象情報等により風水害等の発生が予測される場合の措置

ア　授業実施・中断等の判断と連絡

校長は、臨時休業や授業短縮による一斉下校、学校での待機等の状況に応じた措置をとるとともに、速やかに保護者に連絡する。

(ｱ) 校外活動中の場合

引率教職員は活動を中止して学校に連絡を取り、生徒等を安全に帰校させる。

交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、生徒等の安全を確保した上で学校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行う。

(ｲ) 臨時休業、一斉下校等を決定した場合

校長は、上記２(1)の経路で県に報告する。県は、報告を受けた内容を報道機関に提供し、報道を要請する。

イ　生徒等の下校又は保護継続

下校措置に当たっては、中学校及び高等学校等については集団下校、小学校及び特別支援学校等については、必要に応じて保護者と連絡をとったうえで、教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。

なお、保護者と連絡が付かない生徒等、又は帰宅しても保護者が家にいない生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで学校で保護する。災害の状況によって全校生徒等を学校で保護する必要がある場合は、保護者に確実に連絡する。

(2) 風水害が発生した場合の措置

ア　生徒等の避難・安否確認

(ｱ) 生徒が在校している場合

a　生徒等の掌握・避難

学校は、避難情報（高齢者等避難・避難指示）の発令、学校の被災等により学校から避難する必要が生じた場合は、直ちに全教職員で生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難する。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持ち出し品を携行する（あらかじめ指定された者が保管場所の近くにいない場合は、保管場所の近くにいた者が適切に対応する）。

b　避難生徒等の安全確保等

生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保した上で負傷者の手当等を行う。また、火災が発生した場合や重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び捜索活動を行う。

(ｲ) 登下校時間帯の場合

a　生徒等の掌握・避難・安全確保

在校している教職員全員で、直ちに在校している生徒等及び学校に避難してきた生徒等を掌握し、安全な場所に避難する。その際、非常持ち出し品の携行、避難生徒等の安全確保については、上記(ｱ)と同様に対応する。

b　生徒等の安否確認

避難してきた生徒等から状況を聴き取り、遭難した生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校の掌握下に入ってこなかった生徒等については、保護者等と連絡をとり、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認するなど、安否確認に全力を尽くす。

(ｳ) 勤務時間外の場合

a　教職員の参集

校長及び学校防災計画であらかじめ指定された職員は、直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

b　生徒等の安否確認

風水害等により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、生徒等に連絡をとり、安否及び所在を確認する。

イ　被災状況の把握と報告

公立学校は、生徒等の避難、生徒等及び教職員の安否確認を行った後、直ちに学校施設の被災状況と合わせ、あらかじめ指定された経路で速やかに県に報告する。

なお、夜間等で調査が危険な場合等には、可能な範囲で速やかに第１報を行い、その後詳細が判明するに従って、第２報以下を行う。

ウ　保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者へ安否情報を提供する。

エ　生徒等の下校又は保護継続

避難させた生徒を帰宅させるときは、帰宅経路等の安全を確認した上で下校させなければならない。

なお､小学校及び特別支援学校等については､下校措置について保護者に連絡し、状況によってはできる限り保護者から迎えに来てもらうこととする。保護者と連絡が付かない生徒等又は帰宅しても家に保護者がいない生徒等は、保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所で学校の保護下におく。

オ　授業実施の判断・連絡

校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、授業を実施するか否かを判断する。

決定した内容は、あらかじめ決めていた連絡手段で生徒等及び保護者に連絡するとともに、指定されていた経路で速やかに市教育委員会に報告する。

カ　非在校生徒等の安否確認

風水害でかなりの被害が発生した場合において、被害発生時に欠席等で在校していなかった生徒等については、連絡を取って安否及び所在等を確認する。

(3) 教育活動の再開に向けた措置

ア　学校再開時期等の判断・準備

校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、再開に向けて準備を進める。

イ　生徒等の心のケア

臨時休業が続く場合は､教職員が分担して生徒等の避難先等を訪ね､状況の把握、安全指導及び生活指導を行うとともに、心のケア対策にも留意する。学校再開後においても、教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行うなど、心のケア対策を継続する。

ウ　学用品等の手配

学校は、生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を喪失又は損失して就学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、市教育委員

会に報告する。

(4) 学校を避難所として開放する場合の措置

校長は、市長から指示又は依頼があったとき、若しくは近隣住民が学校に避難してきたときは、学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

ア　教職員の基本的役割

行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

(ｱ) 校　長

施設管理者として、避難所の責任者や自主防災組織の代表者に対し、避難所運営に必要な支援を行う。

(ｲ) 教　頭

校長の命を受け、避難所や自主防災組織との連絡・調整や教職員への具体的な指示を行う。

(ｳ) 主幹教諭・教務主任・教諭

校長等の指揮の下で避難者との応対等、避難所運営を支援する。

(ｴ) 養護教諭

学校医と連絡を取り、避難所での救援活動を支援する。

(ｵ) 栄養教諭・学校栄養職員等

学校の調理施設等を利用した炊き出しに協力する。

(ｶ) 事務職員等

行政当局との連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。

イ　校舎等を避難所として使用するときの注意

(ｱ) 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力が得られるようにする。

(ｲ) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等には、原則として入室させない。また、特に必要があるときは普通教室も開放する。

(ｳ) 要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。

(ｴ) 障がい者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、市に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。

５　市の業務内容

(1) 情報の集約・伝達

小・中・特別支援学校の被害状況、ニーズ、臨時休業の予定等の情報を速やかに集約し、県に伝達し、また、県からの情報を小・中・特別支援学校に伝達する。

また、学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休業、生徒等の下校措置などの情報について、市の広報媒体や地域ＦＭ放送などにより広報し、保護者等への伝達に努める。

(2) 学校への支援

ア　学校施設の被害状況の把握と学校再開時期等を判断するため、被災直後に学校施

設の応急危険度判定を、県教育委員会を通して文部科学省に専門家の派遣を要請する。

イ　必要に応じて、教職員に生徒等のこころのケアについての指導、こころのケアの専門家を派遣する等により、学校の取組を支援する。

ウ　避難等で通学が困難になった生徒等がいる場合には、スクールバス等の運行等を検討する。

(3) 学用品等の支給

学校から支給を要する教科書及び学用品について報告を受け、速やかにそれらを手配し、支給する。

６　県の業務内容

(1) 情報の集約・広報

小・中・特別支援学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休業、生徒等の下校措置などの情報について集約し、報道機関に提供して報道を依頼し、保護者・住民等への広報に努める。

(2) 小・中・特別支援学校や市への支援

ア　必要に応じて、広報等で保護者に生徒等のこころのケアについての情報を提供して、教職員に生徒等のこころのケアについて指導し、またこころのケアの専門家を各学校に派遣する。

イ　必要に応じて、被災地以外の学校の教職員、教育機関の職員等から、学校再開やこころのケアのノウハウを持つ教職員を中心に支援チームを編成し、被災した学校等に派遣する。

ウ　国や他の都道府県等から応援職員の派遣を受け、必要とされる学校、市町村に斡旋する。

７　学校以外の文教施設の応急対策

各施設の管理者は、人命の安全確保及び施設等の保全を図るとともに応急対策を行い、被害の軽減に努める。主な留意点は、次のとおりとする。

(1) 風水害発生後は、施設への入館者又は利用者等の人命救助を第一として避難誘導に努め、付近の安全な場所へ避難させる。

(2) 施設への入館者又は利用者等について負傷の有無を確認して、必要な措置を講じるとともに、人命救助が必要な場合は、全職員が救出にあたる。

(3) 火災が発生した場合は、自衛消防隊及び地域自主防災組織と協力して、初期消火にあたる。

(4) ラジオ、テレビ等報道機関の地震情報を収集するとともに、市及び関係機関と連絡をとり、最新の情報把握に努める。

(5) 速やかに被害状況等を調査し、直ちに市及び関係機関に報告する。

(6) 施設が避難所となった場合は、市及び地域の自主防災組織と連携して避難所の開設運営に積極的に協力する。

第２７節　文化財応急対策

【災害対策本部担当部】　調達部

１　計画の方針

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　文化財所有者、管理責任者

(ｱ) 文化財所有者は、被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。

(ｲ) 市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないよう必要な措置をとる。

イ　市

文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講じる。

ウ　県

市や文化財保護指導委員等からの報告・連絡等を通じて、文化財の被害状況把握に努めるとともに、必要に応じて県から文化財担当職員を現地に派遣して状況確認を行い、応急措置等への協力及び指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別ごとの対策

ア　建造物

文化財所有者は、二次災害等により被害拡大のおそれのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。県及び市はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ　美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊・浸水又はその危険性がある場合には、県・市及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その原状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

ウ　史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は可能な限り被害状況の把握に努め、二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講じるよう対応する。県及び市はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

２　市民・地域等の役割

(1) 市民の役割

文化財に被害が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。

(3) 文化財所有者及び管理責任者の役割

危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等に当たるとともに、市等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を求める。

３　市の役割

(1) 指定・登録文化財への対策

ア　国及び県指定・登録文化財

市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

イ　市指定文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

４　県の役割

(1) 文化財等への対策

ア　国及び県指定・登録文化財

必要に応じて現地に担当職員を派遣するなどして文化財の被害状況を把握・確認し、国関係機関等と連絡を取り合いながら、被災文化財の応急的措置及び修理についての協力及び指導・助言を行う。

イ　市指定文化財

市等を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財にかかる各種相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に市を通じて被害状況を確認し、必要に応じて各種相談や協力要請に応じる。

第２８節　障害物の処理計画

【災害対策本部担当部】　○建設部、市民衛生部

１　計画の方針

○　基本方針

風水害等により発生した落石、倒壊家屋等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等)、輸送施設（道路、鉄道駅、常設及び臨時ヘリポート等)、物資輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点とを連絡する緊急交通路を確保する。

なお、確保すべき緊急輸送路は、広域的かつ有機的に各拠点施設を接続するとともに、輸送における安全性にも配慮したものとする。

各主体の責務

ア　市

(ｱ) 災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去するものとし、必要に応じて、災害時応援協定に基づき小千谷市建設業協会に協力を依頼する。

(ｲ) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

イ　県

(ｱ) 県災害対策本部は、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物の除去を必要とする道路・河川施設等の公共管理施設について、各関係機関との連携のもとに情報を収集する。

(ｲ) 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努める。

(ｳ) 被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関との連携を図りながら緊急輸送及び交通確保のため、輸送路等の施設管理者に対し速やかな障害物除去の実施を依頼する。この場合、効率的な障害物除去作業を実施するため国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。

ウ　道路管理者（国、県、市、高速道路）

(ｱ) 道路管理者は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県災害対策本部に報告するとともに障害物を除去する。特に、緊急輸送道路ネットワークの指定路線（以下「緊急輸送道路」という。）については、最優先に実施する。

(ｲ) あらかじめ締結してある建設業協会等との災害時の応援協定等により、障害物の除去に必要な人員、資機材等を確保する。

(ｳ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそ

れがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察等の協力を得て排除する。

(ｴ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物又は物件については、市の協力を得て排除する。

2　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市	県（施設管理者）	被災地における障害物の情報
県（施設管理者）	県災害対策本部	被災地における障害物の情報
その他の施設管理者	県災害対策本部	被災地における障害物の情報

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部	市	障害物除去に関する情報
県災害対策本部	施設管理者	障害物除去に関する情報

3　業務の体系

被災地における障害物の情報収集

(1) 障害物除去を担当する専属班を設置
(2) 被災地域全体の状況把握
　ア　災害対策本部の情報収集
　イ　道路・河川パトロール
　ウ　関係機関との連携
(3) 建物関係障害物の状況把握

↓

障害物処理計画の策定

(1) 使用可能機械の把握
(2) 作業員の把握
(3) 実施箇所及びその優先順位
(4) 各施設管理者の配備・処分方法の指定
(5) 廃棄物収集場所・処分方法の指定
(6) 民間団体への協力要請

↓

障害物処理の実施

(1) 道路関係障害物の除去
(2) 河川関係障害物の除去
(3) 建物関係障害物の除去

4　被災地における障害物の情報収集

市は、被災地域全体の状況把握のほか、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物除去を

必要とする道路・河川施設等の公共管理施設及び建物関係の障害物について、災害対策本部に寄せられる情報のほか、パトロールを実施し、また、各関係機関と連携し、早期の情報収集に努める。

なお、被災状況が広範かつ甚大な場合は、国・県等の関係機関との連携を図りながら、効率的に障害物除去を実施するための情報を速やかに収集する。

５　障害物処理計画の策定

被害状況の情報収集の結果、その被災程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、市は国・県等の関係機関と協議を行い、緊急輸送ネットワークの形成を念頭におき、障害物処理計画を策定する。

市は、障害物の仮置場及び最終処分地をあらかじめ定めておくよう努める。

(1) 使用可能機械の把握
(2) 作業人員の把握（監督員・交通整理員・オペレーター等）
(3) 実施箇所及びその優先順位
(4) 実施主体（各施設管理者）の配備・指令
(5) 廃棄物収集場所・処分方法の指定
(6) 小千谷市建設業協会への協力要請（不足する資機材・作業人員等）

６　障害物処理の実施

障害物除去は、原則として各施設管理者が実施する。

(1) 道路関係障害物の除去

ア　道路管理者は、その管理区域の道路の車両及び周辺構築物が、落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、市災害対策本部に報告するとともに、路上障害物を除去する。特に、あらかじめ定められた緊急輸送道路については、最優先に実施する。

イ　緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察本部の協力を得て排除する。

(2) 河川関係障害物の除去

河川管理者は、その所管する河川区域において、漂流物等により二次災害の危険が認められる場合には、市災害対策本部に報告するとともに、障害物を除去する。

(3) 建物関係障害物の除去

災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物は、市の指導を受けながら各施設関係者が除去する。

ア　市は特に必要があるときは、山崩れ、がけ崩れ、浸水等により住家又はその周辺に堆積した障害物の除去を行う。なお、本市のみで障害物の除去が行われたときは、県及び他市町村に応援を要請する。

イ　災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う

ウ　災害救助法が適用された場合の障害物の除去は市が行う。

(4) 建物関係障害物の仮置場

ア　災害によって落下、倒壊で生じた路上等の建物関係障害物を早急に撤去するため、推定発生量を勘案し被災地域に比較的近く、基本的に考えられる次のような場所に一時的（暫定的）仮置場を設置する。

公園、校庭、運動公園、公共機関及び民間所有の未利用地、既存廃棄物処分場周辺、その他一時的仮置場として支障のない場所

ただし、避難場所として利用されている場所及びその近隣は除外する。

イ　前記障害廃棄物の仮置場への搬入に関しては、事後の中間・最終処理、再資源化等を考慮し、十分に分別されたものとする。

(5) 除去した障害物の集積場所

ア　障害物の集積場所は原則として、市の管理に属する被災地付近の遊休地及び空地、その他適当な場所とする。なお、保管に当たっては、障害物により再び人命、財産に被害を与えないよう注意する。

イ　除去した障害物の保管場所は、可能な限り盗難等の被害の少ない場所を選定する。

７　関係機関の役割

被災時における障害物除去の円滑かつ適正な処理を行うため、あらかじめ小千谷市建設業協会と障害物の除去について、協議を行う。

なお、市のみの対応では困難な場合は、隣接市町及び協定市町村等に対し、応援要請するほか、県に応援の要請を依頼する。

８　積雪期の対応

積雪期における災害時の輸送路を確保するため、国・県・市は除雪機械、除雪要員等について、あらかじめ体制の整備を図る。また、積雪及び被災状況に応じて連携を図りながら、障害物除去計画を策定し、実施する。

第２９節　遺体等の捜索・処理・埋葬計画

【災害対策本部担当部】　市民衛生部

１　計画の方針

○　基本方針

風水害等では、建造物の倒壊、火災、土砂崩れ等により、多くの死者を出すことがある。市は関係機関相互の協力により、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の捜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

(1) 各主体の責務

ア　市

市は、遺体等の捜索、処理、埋葬等一連の業務を行うに当たり、関係機関と協力するとともに、公衆衛生上の危害を未然に防止する。

イ　県

県内の被害状況の把握を行うとともに、市と関係機関との連絡・調整を行う。

ウ　警察本部、自衛隊等関係機関

市・県等が迅速に業務が推進できるよう支援する。

(2) 業務内容

遺体等の捜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

遺体等の捜索	防災関係機関と協力した捜索活動
遺体の収容	遺体を車両又はヘリコプター等で搬送、一定場所への遺体の安置
遺体の検案・処理	遺体の検視、医学的検査、身元確認等の業務及び遺体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の各防災機関の業務
遺体の埋葬	遺体を安置場所から搬送し、火葬にするまでの一連の業務

(3) 関係者に対する配慮策

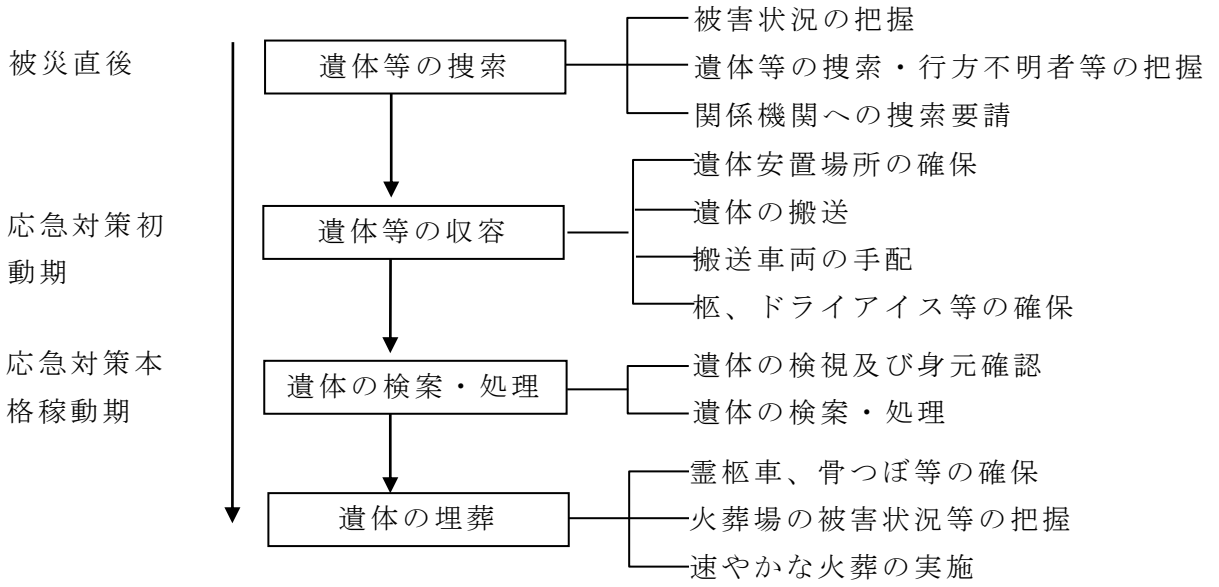
一連の業務に当たっては、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等へ説明を行う。

２　情報の流れ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市	県	・捜索状況の報告 ・自衛隊への応援要請依頼 ・搬送車両不足分の手配依頼

市	県	・柩、ドライアイス等が不足する場合の手配依頼 ・霊柩車が不足する場合の手配依頼 ・骨つぼ等が不足する場合の手配依頼 ・死亡者多数の場合における火葬許可手続の簡略化依頼 ・火葬場の被災状況の報告 ・広域火葬の応援要請 ・近隣市町村への応援要請
県	市町村（火葬場設置者）	・広域火葬の協力要請 ・火葬場の割振りの通知
県	協定先企業・団体	・自衛隊への応援要請(市の要請による) ・(公社)新潟県トラック協会に対する搬送車両不足分の協力要請(市の要請による) ・葬祭関係団体に対する柩、ドライアイス等の協力要請(市の要請による) ・近隣市町村への応援要請(市の要請による) ・市の行う遺体の検案・処理について、協定に基づき日本赤十字社新潟県支部及び(一社)新潟県医師会へ要請

３　業務の体系



４　業務の内容

(1) 遺体等の捜索

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・警察本部、自衛隊等関係機関と協力して遺体等の捜索を行う。	警察本部 自衛隊等関

	・県に捜索状況を報告する。	係機関
県	・県内の被害状況の把握を行うとともに、市からの依頼により自衛隊に応援要請を行う。	自衛隊
警察本部 自衛隊等関係機関	・遺体等の捜索を市と協力して行う。 ・警察本部は行方不明者の届出を受理するとともに、情報の収集を行う。	市

(2) 遺体の収容

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・遺体の身元識別のため及び死亡者が多数のために埋葬に時間を要する場合は、遺体の安置場所(寺院、学校敷地等)を確保し、関係機関に連絡する。 ・搬送車両が不足する場合は、(公社)新潟県トラック協会に車両を手配するよう県に要請する。 ・柩、ドライアイス等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に要請し、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努める。	寺院 学校等
県	・市から搬送車両の手配要請があった場合、(公社)新潟県トラック協会に協定に基づき要請する。 ・市から柩、ドライアイス等の手配要請があった場合、葬祭関係団体に協定に基づき協力を要請する。	新潟県トラック協会 葬祭関係団体
警察本部 自衛隊等関係機関	・遺体の搬送を行う。	
(公社)新潟県トラック協会	・搬送車により協定に基づき遺体の搬送を行う。	
葬祭関係団体	・協定に基づき、柩、ドライアイス等の手配をする。	

(3) 遺体の検案及び処理

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・日本赤十字社新潟県支部及び(一社)新潟県医師会等と協力して、医師による死因、その他の医学的検査を実施するための場所等を確保する。 ・所轄警察署及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行う。	日本赤十字社新潟県支部 (一社)新潟県医師会等 警察署等
県	・市の行う遺体の検案・処理について、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県医師会に協定に基づき要請する。	日本赤十字社新潟県支部 新潟県医師会

警察本部	・収容された遺体について、各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視を行う。 ・身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。	
日本赤十字社新潟県支部及び(一社)新潟県医師会	・死因その他の医学的検査を行う。 ・検視及び医学的検査を終了した遺体について洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。	

(4) 遺体の埋葬

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・搬送車両が不足する場合は、(公社)新潟県トラック協会に手配するよう県に要請する。 ・骨つぼ等が不足する場合は、新潟県葬祭業協同組合に手配するよう県に要請する。 ・死亡者が多数のため通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議する。	県 厚生労働省
火葬場	・災害時の火葬体制を確立しておくものとする。 ・被災状況等を県及び市に報告するとともに、速やかに火葬を行う。	
県	・市から搬送車両の手配要請があった場合は、(公社)新潟県トラック協会に協定に基づき協力を要請する。 ・市から骨つぼ等の手配要請があった場合は、葬祭関係団体に協定に基づき協力を要請する。 ・市又は火葬場設置者から広域火葬の応援要請があった場合は、広域火葬の実施を決定し関係機関に通知する。	(公社)新潟県トラック協会 葬祭関係団体
(公社)新潟県トラック協会	・搬送車により協定に基づき遺体の搬送を行う。	
葬祭関係団体	・協定に基づき骨つぼ等を確保する。	

５　身元不明遺体の取扱い

(1) 身元不明遺体については､市が所轄警察署その他関係機関に連絡し､調査にあたる。

(2) 警察本部は、一連の検視活動を通じ、迅速な身元確認に努める。

(3) 被災地以外に流れ着いた遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人として取り扱う。

６　広域応援体制の整備

(1) 市は、自ら遺体の捜索、処理、埋葬の実施が困難な場合、近隣市町村又は県に応援要請を行うこととし、近隣市と相互応援体制の整備に努める。

(2) 県は、市から応援要請を受けたときは、状況に応じて県内市町村、近隣県及び全国都道府県への応援要請を行うこととし、次の体制を整えておく。

ア　県内の火葬施設及びその処理能力等の把握をしておき、市から応援要請があった場合に、直ちに応援要請ができるような体制

イ　近隣県と広域応援体制の協定を締結し、災害時における広域応援体制を確立しておき、市から応援要請があった場合に、直ちに協定県に応援要請ができるような体制

ウ　厚生労働省を通じ全国都道府県に応援要請ができるような体制

第３０節　愛玩動物の保護対策

【災害対策本部担当部】　市民衛生部

１　計画の方針

災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を同行して避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、飼い主の支援及び被災動物の保護に対しての協力を行う。

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　飼い主

(ｱ) 災害発生時に動物と同行して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。

(ｲ) 一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期に渡り放置することのないよう、適切な対応に努める。

イ　市

(ｱ) ペットを同行して避難できる避難所の情報をあらかじめ住民に提供するよう努めるとともに、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。

(ｲ) 避難所を設置するにあたり、必要に応じ動物を同行した避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。

(ｳ) 県の設置する「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供並びに活動を支援する。

ウ　県

(ｱ) ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。

(ｲ) 危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講じるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。

(ｳ) 動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。

(ｴ) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市への支援を行う。

(ｵ) 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。

(ｶ) 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整を行う。

(ｷ) 必要に応じ、国、都道府県、政令市及びペット災害支援協議会等への連絡調整及び要請を行う。

エ　公益社団法人新潟県獣医師会

(ｱ) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。

(ｲ) 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市町村からの要請に備える。

オ　一般社団法人新潟県動物愛護協会

県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。

カ　動物救済本部

(ｱ) ペットフード等支援物資の提供

避難した動物に対し、ペットフードや飼育用品の提供ができるよう市町村の災害対策本部に物資を提供する。

(ｲ) 動物の保護

県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。

(ｳ) 相談窓口の開設

被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。

(ｴ) 動物の一時預かり

被災のため一時的に飼えなくなった動物、飼い主不明動物の一時預りを行う。

(ｵ) 飼い主捜し

被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主捜しのための情報の収集と提供を行う。

(ｶ) 仮設住宅での動物飼育支援

仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。

(ｷ) 被災動物の健康管理支援

被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。

(ｸ) ボランティア及び募金の受付・調整・運営

ボライティア及び募金の受付と調整、運営を行う。

(2) 達成目標

被災者が安心して安全に避難できるようにするため､ペット同行避難を受け入れる避難所を開設し、飼い主が自らの責任の下、ペットを適切に飼養し続けることができるよう支援する。

被災者が、応急仮設住宅に入居する際にも、ペットを適切に飼養し続けることができるよう支援する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

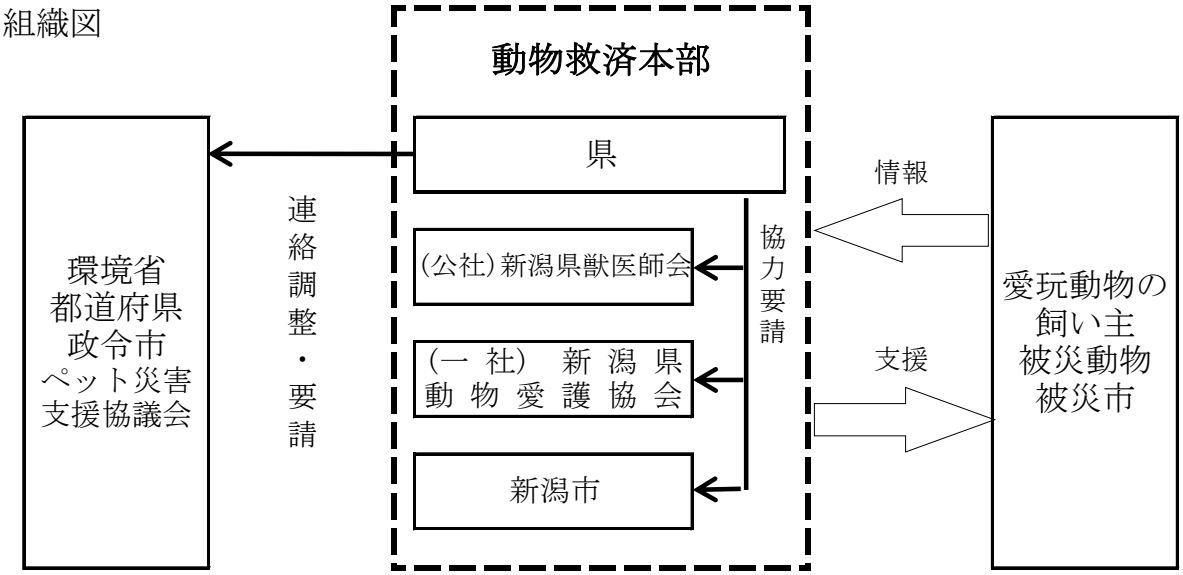
情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	ペット同行避難者の状況 被災者ニーズ
市	県、動物救済本部	集約された被災者ニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県、動物救済本部	市	ペット関連の支援内容
市	避難所、避難者	ペット関連の支援内容

３　業務の体系

組織図



☆風水害発生　市　　県・動物救済本部

～１日	動物同行避難所設置	危険動物の飼育状況確認
		負傷動物等の保護
～３日	避難所ニーズの把握	相談窓口の開設
		動物救済本部の設置
～７日		避難所での動物飼育支援、物資提供
		ペットの一時預かり
～２月	仮設住宅の設置	仮設住宅での動物飼育支援

４　業務の内容

動物同行避難者や被災したペットへの対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
被災者（ペットの飼い主）	・自分の安全を確保し、ペットを同行して避難所へ避難する。 ・避難先において、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養管理する。	市
市	・動物を同行した避難者を受け入れられる避難所を設置するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。	県 動物救済本部

	・避難所でのペットの飼養状況などについて県及び動物救済本部に情報提供する。 ・避難者に動物飼育関連物資を配布する。 ・住民へ動物救護や飼養支援に関する情報を提供する。 ・仮設住宅の設置にあたり、被災者のペット飼育について配慮する。	
県	・危険動物の飼育状況を確認し、安全のための措置を講ずる。 ・負傷動物や飼い主不明のペットを保護する。 ・動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会や県動物愛護協会など関係団対等と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。 ・動物救済本部と協力し、被災者のペット飼育に関する相談窓口を開設する。 ・環境省や他の自治体及びペット災害支援協議会等との連絡調整及び支援要請を行う。	県獣医師会 県動物愛護協会 環境省 ペット災害支援協議会
新潟県獣医師会	・県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 ・避難所等において、被災動物の健康管理支援を行う。	
新潟県動物愛護協会	・県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 ・被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。	
動物救済本部	・被災動物支援に関し、募金の受付や調整を行い、動物救済基金を運用する。 ・被災者のニーズに応じてペット飼育関連物資を調達し、市の災害対策本部に提供する。 ・県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。 ・被災のため、一時的に飼育できなくなった動物や迷子動物の一時預かりを行う。 ・被災のため、飼い主を失った動物の新たな飼い主さがしを行う。 ・被災動物の健康管理支援を行う。 ・仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。 ・ボランティアの受付、調整を行う。	

第３１節　災害時の放送

【災害対策本部担当課】　○防災安全部、情報財政部

１　計画の方針

○基本方針

県内各放送機関は、風水害に関する情報が入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行うものとする。風水害に伴う避難等の視聴者に対する呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアルに従うものとする。

各主体の責務

ア　市民・企業等

風水害に関する情報には留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

(ｱ) 国際交流協会等ボランティアによる外国人への情報伝達活動

(ｲ) アマチュア無線局による情報の伝達

(ｳ) 自主防災組織、地域住民等は、高齢者、障がい者等地域の要配慮者に災害に関する情報を伝達する。

(ｴ) 企業・事業所、学校等は、観光客、遠距離通勤・通学者等に対し適切な対応がとれるよう災害に関する情報を伝達する。

イ　市

市は、災害のため有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第５７条の規定により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者を合わせて「全県波放送局」という）に緊急放送を要請する。市が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、県（防災局危機対策課）を経由して行う。

(ｱ) 緊急放送を要請できる内容

河川の氾濫、火災の延焼、危険物の流出等、住民に差し迫った危険が及ぶことが予想される際の、住民への緊急の避難呼びかけとする。

(ｲ) 全県波放送局の連絡先

局　　名	電　　話	ＦＡＸ
日本放送協会（ＮＨＫ）新潟放送局	025-265-1141	025-265-1145
㈱新潟放送（ＢＳＮ）	025-230-1532 (夜間)025-267-3469	025-267-5810
㈱ＮＳＴ新潟総合テレビ（ＮＳＴ）	025-248-7234 (夜間)025-249-8850	025-248-7233
㈱テレビ新潟放送網（ＴｅＮＹ）	025-283-8152	025-283-8159

局　　名	電　　話	Ｆ　Ａ　Ｘ
㈱新潟テレビ21（ＵＸ）	025-223-8616 (夜間)025-223-7008	025-223-0194
㈱エフエムラジオ新潟	025-246-2311 (夜間)025-246-2314	025-245-3577

(ｳ) その他緊急を要する情報の提供

市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。同ルートにより伝達する情報は、災害対策基本法に基づく避難指示等の発令及び解除、並びにこれに準じて行う高齢者等避難の発令及び解除とする。

ウ　防災関係機関

県内各放送機関は、県・市から緊急放送の要請があった場合には、県と全県波放送局が締結した「災害時の放送に関する協定」により遅滞なく正確に発信する。

また、風水害に関する情報が入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行うものとする。風水害に伴う避難等の視聴者に対する呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアルに従うものとする。

第３２節　公衆通信の確保

【災害対策本部担当部】　○総務部、防災安全部

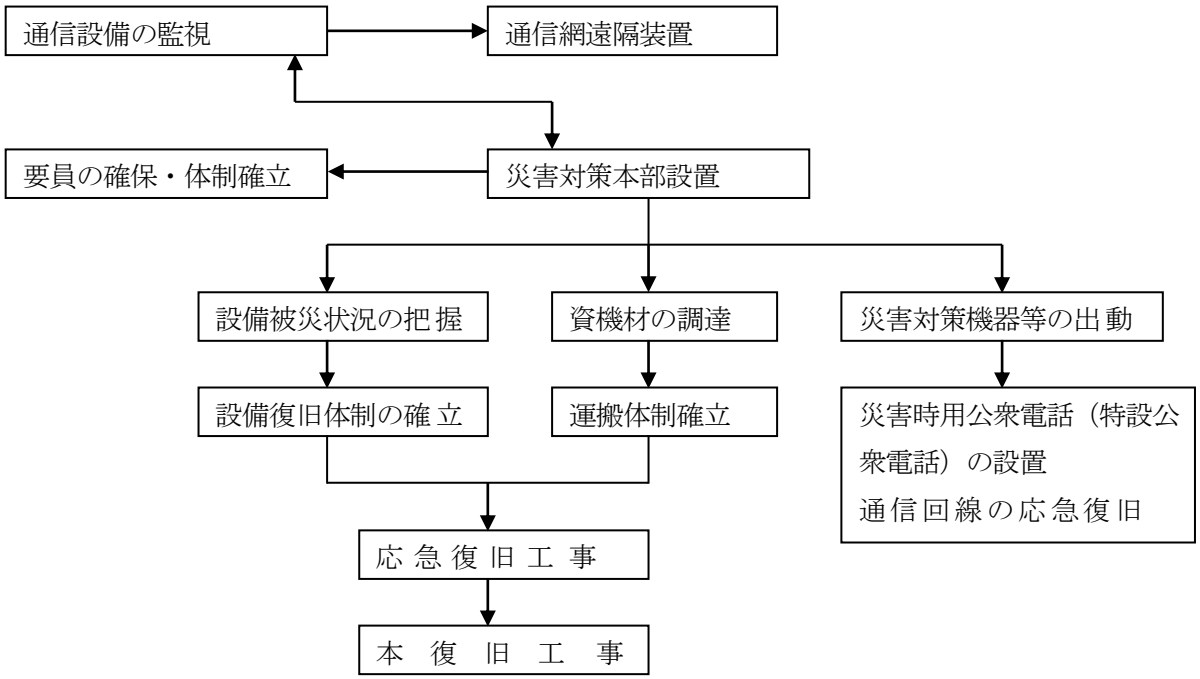
１　計画の方針

○　基本方針

災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

２　公衆通信施設（ＮＴＴ東日本/ＮＴＴドコモ）応急対策フロー図

★　風水害発生



３　応急対策

(1) 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔装置

県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による制御、トーキ挿入措置等を行う。

(2) 災害時の組織体制

災害の発生又は発生するおそれのある場合は、ＮＴＴ東日本新潟支店及びＮＴＴドコモ新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

ア　情報連絡室

イ　支援本部

ウ　災害対策本部

(3) 設備復旧体制の確立

防災業務の運営又は応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

ア　全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
イ　ＮＴＴグループ会社等関連会社による応援
ウ　工事請負会社の応援

(4) 被害状況の把握

ア　被害の概況について、社内外からの被災に関する情報を迅速に収集する。
イ　被害の詳細調査について、車両での通行が困難な場合は、バイク、自転車等を利用し、全貌を把握する。

(5) 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等へリコプターの要請を行い空輸する。

ア　衛星携帯電話
イ　可搬型移動無線機
ウ　移動基地局車
エ　移動電源車及び可搬電源装置
オ　応急復旧ケーブル
カ　ポータブル衛星車
キ　その他応急復旧用諸装置

(6) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、ＮＴＴ東日本及びＮＴＴドコモ保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。

通信用機材等の運搬や道路被害状況等の情報共有が必要な場合は、県に協力を要請するものとする。なお、運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等へリコプターの要請を行い空輸する。

(7) 災害用伝言サービスの提供

災害発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（ふくそう）になった場合、災害用伝言ダイヤル１７１、ｗｅｂ１７１、災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスの利用を可能とする。

４　復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、次の表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

重　要　通　信　を　確　保　す　る　機　関	
第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第２順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯全業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

５　利用者への広報

電気通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲に渡っての広報活動を行う。

(1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
(2) 通信の途絶又は利用制限をした理由、及び状況
(3) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知
(4) 住民に対して協力を要請する事項
(5) 災害用伝言サービス提供に関する事項
(6) その他必要な事項

６　広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、ＮＴＴ東日本及びＮＴＴドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

(1) 応援体制

被災した支店は、電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、ＮＴＴ東日本本社災害対策室及びＮＴＴドコモ本社災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

(2)　全国の応援体制

ＮＴＴ東日本本社災害対策室は、応援要請に基づき、要請事項を取りまとめの上、持株会社災害対策本部及び各支店災害対策室へ要請する。

７　市及び防災関係機関との連携

市及び防災関係機関と密接に連絡調整を行うほか、ＮＴＴ東日本新潟支店は、次の措置を講じる。

・通信設備の被害情報の連絡
・応急対策活動状況及び復旧見込み情報の連絡
・その他市及び防災関係機関の応急対策に資する情報の連絡
・小千谷市防災会議連絡員室が設置された場合の職員派遣

第３３節　電力供給応急対策

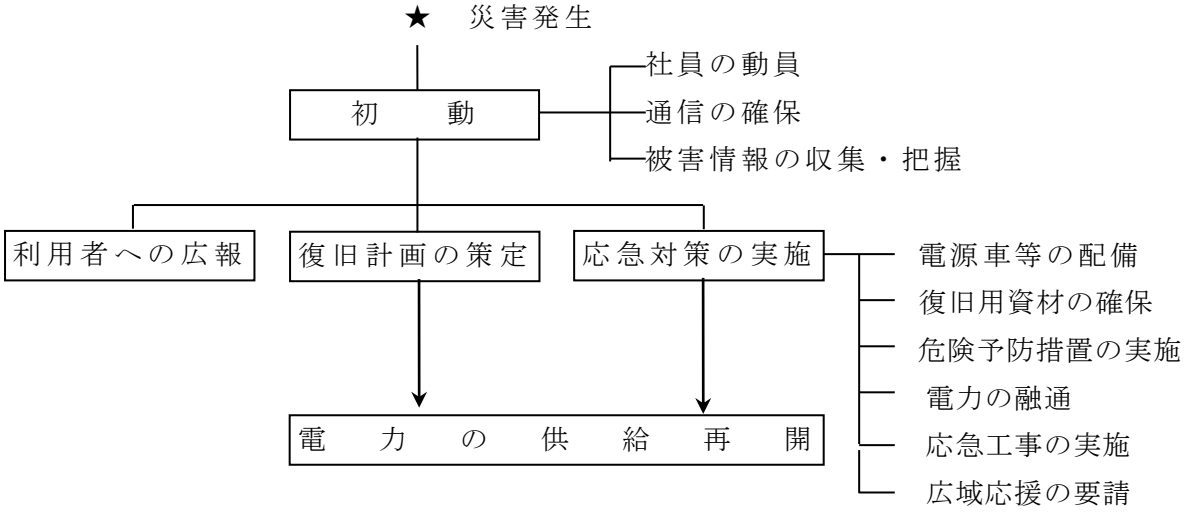
【災害対策本部担当部】　○総務部、防災安全部

１　計画の方針

○　計画の方針

東北電力ネットワーク株式会社長岡電力センターは、災害時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から住民の安全を守るため被災箇所の迅速、適正な復旧を実施する。

２　電力供給施設応急対策フロー図



３　復旧活動体制の組織

(1) 被災時の組織体制

災害発生時、東北電力ネットワーク株式会社長岡電力センターは、防災体制を発令し非常災害対策本部を設置するとともに、その下に設備ごと、業務ごとに編成された班をおいて災害対策業務を遂行する。

防災体制表

区　分	非常事態の情勢
警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第１非常体制	新潟県及び東北６県で非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または非常災害が発生し必要と認めた場合
第２非常体制	新潟県及び東北６県を含む国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸

	念される場合

(2) 動員体制

対策本部及び各班の長は、防災体制の発令後、直ちに必要人員を動員する。

ただし、当該店所管内で震度６弱以上の地震が発生した場合は、各長からの発令を待たず、自動的に第２非常体制に入るものとし、対策要員及び一般社員は呼集を待つことなく出動する。

また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し､要員を確保する｡復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

(3) 通信の確保

対策本部は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

(4) 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、各設備（変電所、送電線、配電線等）ごとに被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部（連絡室）へ報告し、本部はこれを集約して関係機関へも報告する。

県が災害対策本部を設置した場合､必要に応じリエゾンを派遣し､災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、各種調整を図る。

被害状況把握のため、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する場合は、県は可能な範囲で協力する。

(5) 小千谷市防災会議連絡員の派遣

防災会議連絡員室が設置されたときは､通信機器を携行した職員を速やかに派遣し、情報の収集伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。

４　応急対策

(1) 電源車等の配備

ア　県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

イ　県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。

(2) 復旧資材の確保

ア　店所の対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

イ　災害対策用資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

ウ　災害時において復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要な場合並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、市の災害対策本部に依頼して確保する。

(3) 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、市、県、警察、消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(4) 電力の融通

非常災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、本店・本社対策組織は、電力広域的運営推進機関の指示などに基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(5) 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度及び電気火災等の二次災害の防止を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は応急用電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して早期送電を行う。

５　復旧計画

復旧計画の策定に当たっては病院、公共機関、避難場所等を優先することとし、国、県、市と連携し、復旧計画を策定する。

６　利用者への広報

停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて、電力設備の被害状況、公衆感電事故、電気火災の防止等について広報する。

また、市へ積極的に情報を提供し、広報活動の協力を得るものとする。

７　広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、電力会社間で締結している「各社間の協定」等により実施する。

また、関係工事会社についても、「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

第３４節　ガスの安全、供給対策

【災害対策本部担当部】　○防災安全部

１　計画の方針

○　基本方針

北陸ガス株式会社及びＬＰガス事業者等は、災害発生後速やかに、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止する。

また、供給を停止した場合は、復旧計画に沿って、安全で効率的な復旧を進めることを基本とする。

２　情報の流れ

直後情報収集

次の方法により、迅速かつ的確にガス供給設備の被害状況を把握する。

ア　テレメータ監視システム等により、主要施設の被害状況を把握する。

イ　職員が主要施設、管路等を巡回点検し、被害状況を把握する。

ウ　市民からの通報により、被害状況を把握する。

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
被災者 消防　警察	ガス事業者等	供給等支障状況、停止状況、ガス漏れ・事故等発生状況
ガス事業者等	国　県　市 消防　警察	ガス漏れ・事故等発生状況 （軽微なガス漏れを除く。）
ガス事業者等	国　県　市	供給等支障状況及び停止状況、復旧状況及び見込情報
ガス事業者等	報道機関	二次災害防止に関する注意事項、供給状況
ガス事業者等	復旧支援団体等	復旧支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県、市及びガス事業者等	被災者	二次災害発生防止情報、供給停止状況、供給支障状況、復旧状況及び見込情報
県	ガス事業者等	安全確保の指導
復旧支援団体等	ガス事業者等	復旧支援予定情報

３　業務の体系

(1) 都市ガス事業者

	[設備点検、復旧作業]	［二次災害防止措置］	［広報］
風水害発生後	供給設備の緊急点検	導管等の漏えい修理	二次災害防止措置
	供給停止判断	供給停止	供給停止状況等
	県への報告	↓	↓
	需要家の安全確認、供給		復旧状況等
供給停止後	再開		↓
概ね 14 日	供給再開完了　(注)	↓	

（注）　大規模な被害が生じた場合を除く。

(2) ＬＰガス事業者

	[設備点検、復旧作業]	［二次災害防止措置］	［広報］
風水害発生中	充てん所の点検	消費先設備の修理	
	消費先ガス設備の点検	↓	
	県への報告		
避難指示解除後３時間後	消費先の緊急点検完了		二次災害防止措置
			↓
〃２日後	充てん所の復旧完了(注１)		
〃３日後	消費先の安全確認完了(注2)	↓	

注１　大規模な被害が生じた場合を除く。

注２　安全確認は、消費者の利用再開の要望がある場合

４　業務の内容

実施主体	対　策	協力依頼先
市民	(1) 風水害発生時は、安全措置（ガス栓の閉止、ガス漏えい時は換気及び火気に留意する等）を行い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。 (2) 避難時に要配慮者の誘導等を行う地域住民は、要配慮者世帯のガスの閉止等の安全措置の実施状況を確認する。	消防、警察
	(3) ガス漏れ、供給支障等の情報をガス事業者等に通知する。	ガス事業者等
ガス事業者等	(1) 二次災害防止のための広報を行う。	報道機関 県　市

実施主体	対　策	協力依頼先
	(2) ガス事業者は、風水害発生後、速やかに需要家ガス設備の緊急点検を行う。また、必要に応じて、使用再開前に安全点検を行う。 (3) 要配慮者世帯の緊急点検・安全確認点検に当たり、燃焼器具の点検を併せて行う。 (4) 市の要請により避難所、公共施設等への緊急供給を行う。 (5) ガス事業者は、流出・埋没した容器の安全な回収を行う。 (6) 復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。また、必要に応じて復旧支援団体等に救援を要請する。	復旧支援団体等
市	二次災害防止のための広報を行う。	報道機関 県
県	(1) ＬＰガス事業者に対して、安全確保のための指導を行う。 (2) ＬＰガス事業者に対して、被害状況の調査を行う。	ガス事業者団体等
	(1) 二次災害防止のための広報を行う。	報道機関 市

５　市民への広報

二次災害の防止と、円滑な復旧作業を行うための広報活動を実施する。

(1) 広報の内容

ア　ガス供給停止地区

(ｱ) 復旧の見通しとスケジュール

(ｲ) 復旧作業への協力依頼

イ　ガス供給継続地区

(ｱ) ガス臭気、ガス漏れ等異常時の災害対策本部への通報

(ｲ) ガスの安全使用周知

(2) 広報の方法

ア　報道機関への協力要請

イ　広報車による巡回

ウ　個別訪問によるチラシ配布

エ　諸官公署への協力要請

オ　避難所への周知

６　積雪期の対応

積雪期においては、被災状況調査の困難と、道路の寸断等による復旧活動の困難が予想される。そのため二次災害防止に重点をおき、被害調査体制の充実と、道路管理者との緊密な連携を図り、除雪対策等協議を行う。

また、市民はガスメーター周辺の除雪に協力するものとする。

第３５節　給水・上水道施設応急対策

【災害対策本部担当部】　水道部

１　計画の方針

○　基本方針

災害時において、飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図る上でも極めて重要である。

被災地に必要な飲料水等を迅速に供給するため、緊急遮断弁を装備した配水池及び井戸等により飲料水等を確保し、拠点給水、運搬給水、仮設給水等を合理的に計画し、応急給水対策を実施するとともに、二次災害の発生を未然に防止し、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。

(1) 各主体の責務

ア　水道事業者

水道施設による給水機能が、速やかに回復するよう必要な措置を講じる。また、状況により水道工事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

イ　市

市は水道事業者と連絡をとり、市全域の被災状況を的確に把握し、総合的な飲料水等の供給に関して必要な措置を講じる。

ウ　県

県は、情報の連絡調整、総合的な指揮・指導及び関係機関への応援要請を行い、市が実施する応急対策が円滑に進むよう支援する。

エ　市民

被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、概ね３日間に必要な飲料水は、自ら備蓄していたもので賄うよう努める。

(2) 達成目標（応急給水目標水量）

災害発生から３日以内は１人１日３ﾘｯﾄﾙ、１週間以内に 20～30 ﾘｯﾄﾙ、２週間以内に 30～40 ﾘｯﾄﾙの給水量を確保し、概ね１ヶ月以内に各戸１給水栓の設置（応急復旧の完了）を目標とし、それ以降は可能な限り速やかに被災前の水準まで回復させる。

災害発生からの日数	目標水量	用途
災害発生～３日目まで	１人１日３ﾘｯﾄﾙ	生命維持に必要な飲料水
１週間以内	１人１日 20～30 ﾘｯﾄﾙ	炊事、洗面等の最低生活水量
２週間以内	１人１日 30～40 ﾘｯﾄﾙ	生活用水の確保
概ね１ヶ月以内	各戸１給水栓	

(3) 要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者への給水に当たっては、ボランティア活動や市民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市	県 関係機関	県及び関係機関へ逐次、報告することに努め、効果的な応急対策の実施体制を確立する。 ア　被災直後 ・水道施設の被害、断減水の状況 ・市全域の被害状況（水道未普及地区の被害状況、孤立集落の発生状況等） ・応援部隊の要請 イ　応急復旧開始後 ・応急対策の実施状況（応援部隊の過不足、応急復旧の進捗状況等） ・復旧の見通し ・他ライフラインの復旧に関する情報
県	関係機関	・全般的な水道施設等の被災状況 ・応援部隊の派遣要請 ・全般的な復旧状況

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市	・広域的な被害情報 ・応援要請に関する助言 ・応援給水、応援復旧の支援・調整 ・飲料水の衛生確保対策 ・支援制度に関する情報
日本水道協会等	市	・応援要請に関する調整・助言
市	被災者	・断減水の影響範囲 ・応急給水、応急復旧の実施方法 ・飲料水の衛生確保対策 ・応急復旧の見通し

３　業務の体系（業務スケジュール）

☆災害発生

<table>
<tr><th></th><th>（供給水量）</th><th colspan="2">（業務スケジュール）</th></tr>
<tr><td>直後
～3h
～6h

～12h</td><td rowspan="2">３ℓ／日
生命維持</td><td colspan="2">○被害状況の把握
○住民への広報、報道機関への対応
○緊急措置（二次災害の防止）
○応急対策の方針決定（注１）
・被害状況の見積り、応援要請の必要性判断
・応急給水、応急復旧の方針</td></tr>
<tr><td>◆応急給水活動
第１段階
・拠点給水
・運搬給水
・保存水</td><td>◆応急復旧活動
第１段階
・主要施設の復旧
・通水作業
・医療施設等への応急復旧</td></tr>
<tr><td>３日</td><td>20～30 ﾘｯﾄﾙ
最低生活水量</td><td>第２段階
・仮設給水栓の設置（注２）
・拠点給水
・運搬給水</td><td>第２段階
・仮設給水栓の設置（注２）
・主要配水管の応急復旧
・通水作業</td></tr>
<tr><td>１週間

２週間</td><td>30～40 ﾘｯﾄﾙ
生活水量の確保</td><td>第３段階
・仮設給水栓の増設
・代替水源等の使用（注３）
（生活用水）</td><td>第３段階
・仮設給水栓の増設
・配水、給水管の応急復旧
・通水作業</td></tr>
<tr><td>１か月</td><td>各戸１
給水栓の確保</td><td colspan="2">第４段階　各戸１給水栓の設置
応急復旧の完了</td></tr>
</table>

注１　避難指示等の解除後は帰宅者が急増することが予想されるため、速やかな給水機能の回復が必要となる。

注２　大規模な被害が生じた場合を除く。

注３　安全確認は、消費者の利用要望がある場合

４　業務の内容

(1) 被害状況の把握

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	次の方法により迅速かつ的確に水道施設、配水管路、道路等の被害状況を把握する。	水道工事業者

実施主体	対　　策	協力依頼先
	ア　テレメータ監視システム等により取水、浄水、配水施設等の主要施設の被害状況及び配水ポンプ等の運転状況を把握する。 イ　職員等の巡回点検による主要施設、管路等の被害状況確認と日報、写真等による記録 ウ　市民からの配水管、給水管等の破損、断水等の通報により被害状況を把握する。 エ　市災害対策本部から災害規模、範囲及び道路等の被害状況の情報を入手する。	
県	ア　必要に応じて職員を被災地へ派遣し、被害状況の調査を実施 イ　必要に応じて関係機関へ被害状況調査を依頼	日本水道協会新潟県支部 新潟県水道協会等

(2) 住民への広報や報道機関への対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	県との相互連絡体制を確立し、市民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報し、市民の不安の解消に努める。 ア　第１段階の広報 (ｱ) 迅速に断減水の状況、応急給水計画、飲料水の衛生対策等の情報を防災無線、チラシ及び掲示板及び広報車により広報する。 (ｲ) 報道機関、放送局等の協力を得て、多元的に広報するよう努める。 イ　第２段階の広報 長期的、広域的な復旧計画等の情報を、主に広報誌、報道機関、インターネット等を利用し、広報する。 ウ　情報連絡体制 市及び県は、被害状況、応援要請、市民への広報等について密接な連絡調整を図るため、相互連絡体制を確立する。	報道機関
県	全般的な被害状況等の情報や飲料水の衛生確保対策について、広報するとともに報道機関へ対応する。	報道機関

(3) 緊急措置

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	ア　対策本部設置 風水害により上水道施設に甚大な被害が発生した場合、別に定める非常招集系統により職員を招集し、被害状況を把握し応急復旧措置を円滑、適切に行うため、対策本部を設置する。	

	災害対策事務分掌により応急作業を迅速的確に実施する。 イ　公認工事店等への要請 公認工事店及び水道資機材の取扱業者等は、平常時から応急復旧用資機材の在庫状況を管理し、備蓄に努める。 また、協定書に基づき応急復旧活動を要請する。 ウ　緊急措置 二次被害の防止措置及び被害発生地区の分離に努め、被害の拡大を防止する。 (ｱ) 二次被害の防止措置 a　薬品等の漏出防止措置を講じる。 b　緊急遮断弁の作動状況を確認し、配水池で浄水を確保する。 c　消防機関に、地震による水道の断減水の状況及び配水池の緊急遮断弁の作動状況等を連絡し、消火活動が適切に行われるよう配慮する。 (ｲ) 被害発生地区の分離 被害が少なく、継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を切り離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。	
県	二次災害の防止措置 (ｱ) 有害物質等の流出事故情報の収集に努め、影響が及ぶ水道事業者等へ取水停止等を要請 (ｲ) 緊急用井戸等による飲料水の衛生確保について市を通じて市民に周知、指導	市町村 水道事業者 （公社）日本水道協会新潟県支部

(4) 応急対策の方針決定

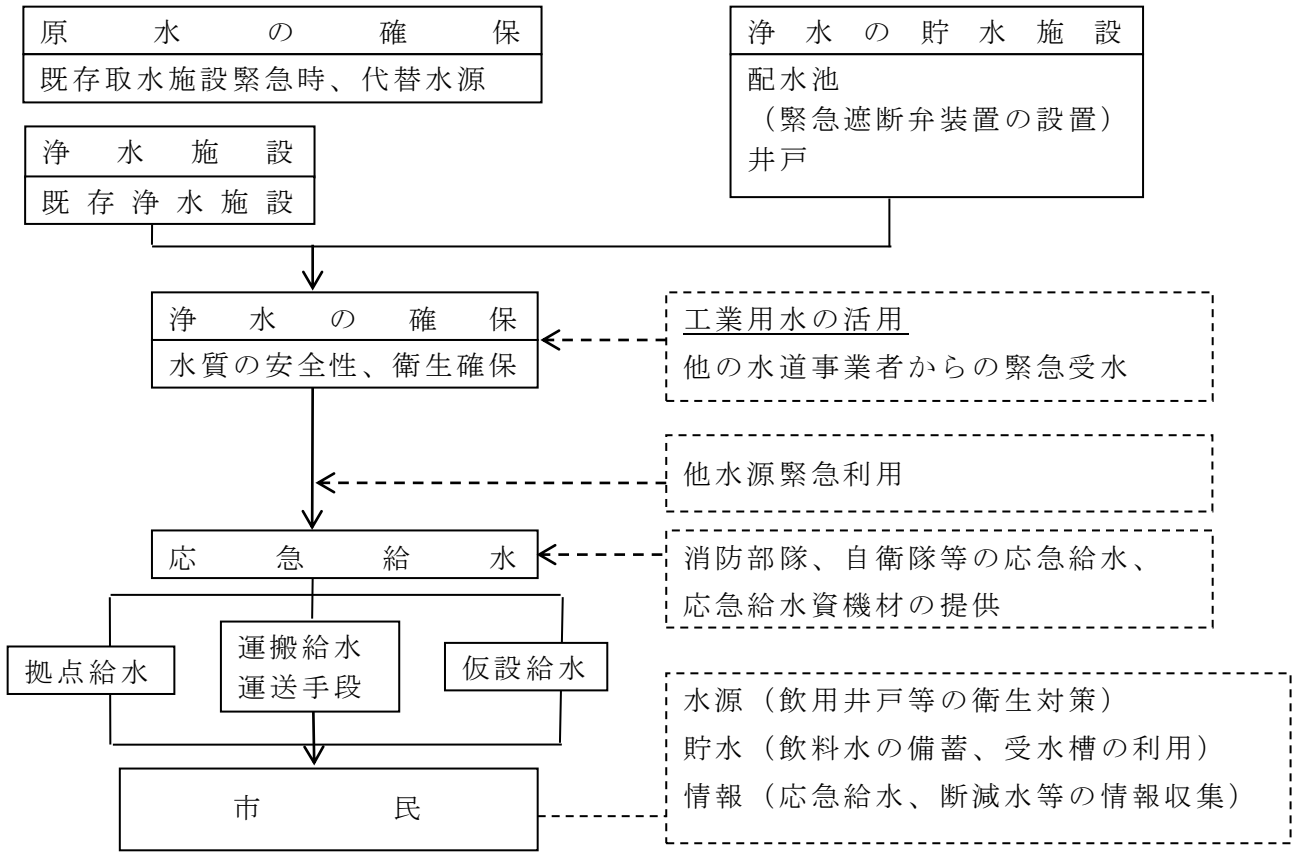
実施主体	対　　策	協力依頼先
市	被災施設、被災者数等を的確に把握し、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定するとともに、動員可能職員数及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。 ア　被害状況の把握 主要水道施設の被害状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数等を迅速かつ的確に把握し、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。 イ　応援要請の必要性の判断	（公社）日本水道協会新潟県支部 水道工事業者

	動員可能職員数、飲料水の確保状況及び災害対策用資機材等の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。	
県	被害が甚大な場合は、応急対策計画の立案、技術支援ができるように応援の要請について配慮する。	（公社）日本水道協会新潟県支部 新潟県水道協会

(5) 応急給水活動

優先順位を明確にし、衛生対策、地域性や積雪期及び要配慮者等に対し十分配慮し、被害状況に応じ、地域別に給水方法を選定し、生活用水にも十分留意した上で、被災者に飲料水等を給水する。

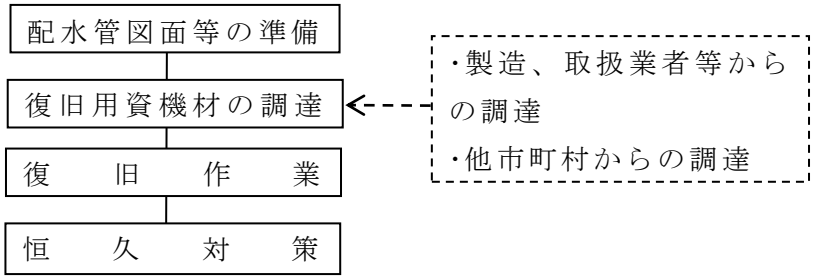
・計画フロー図



<table>
<tr><th>実施主体</th><th>対策</th><th>協力依頼先</th></tr>
<tr><td>市</td><td>
被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。
<table>
<tr><th>給水種類</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>拠点給水</td><td>配水池及び避難場所等に給水施設を設けて給水する。</td></tr>
<tr><td>運搬給水</td><td>給水車、給水タンク搭載車、タンク付消防ポンプ車、散水車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。</td></tr>
<tr><td>仮設給水</td><td>応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。
応急復旧及び他の給水方法の状況に応じ、給水栓数を増減できるよう配慮する。</td></tr>
</table>
ア　給水の順位
被災状況を考慮し、原則として次による。
①医療施設　②避難所　③社会福祉施設、老人施設等　④一般需要家
イ　飲料水及び応急給水資機材の確保
(ｱ) 飲料水の確保
a　緊急遮断弁を装備した配水池で災害発生直後における当面の飲料水を確保する。
b　災害を免れた水道施設を稼動し、飲料水を確保する。
(ｲ) 応急給水用資機材の確保
市が確保している応急給水用資機材が不十分な場合は、速やかに他市町村及び水道資機材取扱業者の支援を受け、配給用容器、非常用水筒等の応急給水用資機材を調達する。
ウ　飲用井戸及び受水槽等による給水
(ｱ) 風水害による水質悪化、汚染が懸念されるため、やむを得ず飲用する場合は煮沸消毒をするか、消毒剤を添加したうえで飲用に供する。
(ｲ) 水質検査の結果、水質基準に適合する場合は仮設給水栓に準じ給水する。
エ　飲料水の衛生確保
(ｱ) 給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し適切に消毒されていることを確認する。また、残留塩素が確保されていない場合は、簡易型消毒設備または塩素消毒剤等により消毒する。
</td><td></td></tr>
</table>

	オ　生活用水の確保 (ｱ) 市が所有する井戸及び市民が所有する井戸の設置状況をあらかじめ把握し、緊急時に生活用水の給水拠点として使用できるよう配慮する。 (ｲ) 水道水源以外の水、雨水等に消毒剤を添加し、水洗トイレの流し水手洗い水等への利用を図る。 (ｳ) 消雪用井戸を使用する場合は、その管理者と協議を行い、かつ飲料水として使用するときは、水質基準に適合することを確認する。 カ　積雪期の給水計画 積雪期の風水害時は、特に雪害が重なり、給水活動に困難を伴うことが予想される。被災地区の飲料水を確保するため、飲用井戸等の代替水源による給水方法及びヘリコプターによる空輸等を検討する。 キ　要配慮者等に対する配慮 高齢者等の要配慮者等への給水に当たっては、ボランティア活動や住民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮を要する。 ク　日報、写真等により活動状況を記録する。	
県	ア　緊急用井戸等の使用について、必要に応じて職員等を派遣し、衛生確保の実施について指導する。 イ　必要に応じて水道法(昭和３２年法律第１７７号)第４０条に基づく水道用水の緊急応援命令を発動する。	

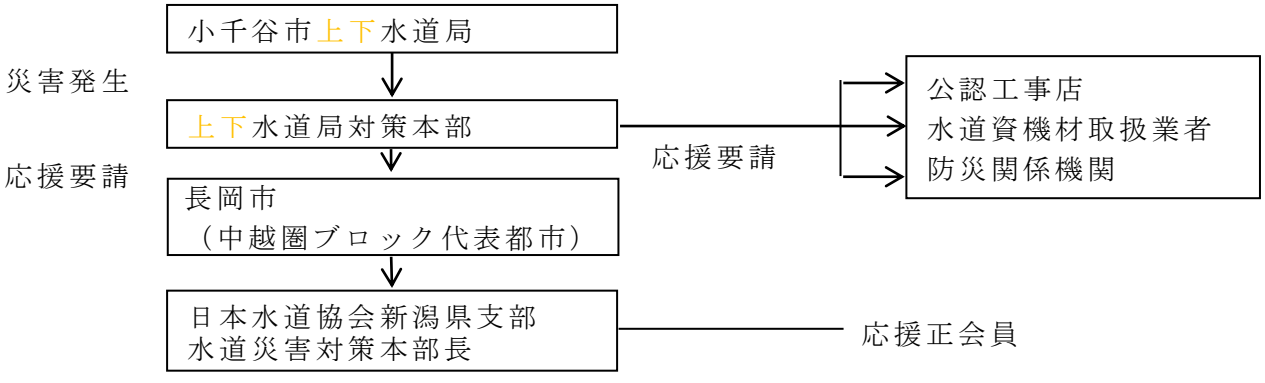
(6) 応急復旧活動

実施主体	対策	協力依頼先
市	優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等を十分に配慮し、関係機関との連絡調整を図り、可能な限り速やかに復旧を行う。 ア　計画フロー図  イ　復旧範囲の設定 市による復旧は、各戸１給水栓の復旧までとし、以降の給水装置の復旧は所有者の責によるものとする。	各ライフライン事業者

	ウ　復旧作業手順 原則として取水施設、導水施設、浄水施設を最優先とし、次いで送水管、配水管、給水装置（各戸１給水栓）の順に作業を行う。 エ　復旧順位 (ｱ) 医療施設、避難所、社会福祉施設、老人施設等の復旧作業を優先的に行う。 (ｲ)応急給水の拠点への復旧作業を優先的に行う。 オ　復旧用資機材の確保 市が確保している復旧用資機材で不十分な場合は、速やかに他市町村及び公認工事店等の支援を受け、削岩機、掘削機等の応急復旧資機材等を調達する。 カ　積雪期への配慮 積雪期の復旧作業には施設や道路等の除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保し、道路管理者等の関係機関と除雪作業について連絡調整する。 キ　配管給水の衛生確保 応急復旧後の通水に当たっては、飲料水の遊離残留塩素濃度を適宜測定し、０．２mg/ℓ以上（結合残留塩素の場合は１．５mg/ℓ以上）となるよう消毒する。 ク　ライフライン関係機関相互の情報交換、復旧対策の推進 電気、ガス、下水道等の施設間で被災状況の情報を交換し、災害対策初動期における被害状況の把握を総合的に行い、復旧対策計画を的確に策定する。 ケ　日報、写真等により活動状況を記録する。	
県	異なるライフライン施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防止するため、各ライフライン担当部局等と協議する。	各ライフライン事業者

５　広域応援体制

(1) 復旧活動が困難な場合は、「水道災害相互応援要綱」（日本水道協会新潟県支部）により応援要請を行う。



(2) 応援部隊を受け入れる場合は、的確に指揮できる体制及び施設を整備しておく。
(3) 事前に、他市町村と費用負担等を定めた応援協力に関する協定の締結、応援活動用マニュアルの作成、応援部隊用宿泊場所の斡旋等、受入体制を確立する。
(4) 公認工事店、水道資機材及び保存水等の取扱業者と事前に応援協定を依頼し、円滑に対策を実施できるよう努める。
(5) 県は主に、情報の連絡調整、総合的な指揮、指導及び関係機関への応援要請を行う。また、必要に応じ、水道法第４０条に基づく、水道用水の緊急応援命令等の適切な措置を講じる。

６　積雪期の対応

積雪期においては、被害状況調査の困難と、道路の寸断等による復旧活動の困難が予想される。そのため二次災害防止に重点をおき、被害調査体制の充実と、道路管理者との緊密な連携を図り、除雪対策等の協議を行う。

７　恒久対策計画

応急的な復旧作業を終了した後に、全般的な漏水調査を実施し、完全復旧を図るとともに、将来計画及び地震後の都市計画等を配慮し、計画的に施設面及び体制面での災害予防対策を充実させ、恒久対策を推進する。

(1) 漏水防止調査

地上に噴出して発見できた漏水箇所のほかに、地下の漏水箇所を詳細に調査し、修理計画を策定し、優先順位を定め、漏水を完全に防止する。

(2) 恒久対策計画

水道システム全体の耐震化、近代化の向上を図る。特に軟弱地盤の改良、老朽管の更新、管路の伸縮、可とう化等による耐震性の向上を図るとともに、配水区域のブロック化、配水本管のループ化、連結管のバイパスルート確保等によりバックアップシステムの構築を図る。

第３６節　下水道施設等応急対策

【災害対策本部担当部】　水道部

１　計画の方針

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　市民（各家庭、企業、学校、事業所等）

下水道等（下水道、農業集落排水）の処理場、ポンプ施設、管渠が被害を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止または機能低下し、下水道管理者から下水道等の使用の自粛を求められた場合は、協力する。

下水道等被災時においては、下水道等に流入する水の量を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできる限り自粛する。

風水害発生から、３日間程度に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ　市

被災時には、直ちに、被災調査及び復旧工事に着手する。

また、自ら管理する下水道施設等の被害状況を把握するとともに、県に報告し、必要な応急措置を講じる。流域下水道管理者である県と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講じる。下水道施設等が被害を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途を立て、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を住民に広報する。（第３章第２１節「トイレ対策計画」参照）

携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

ウ　県

市町村の被害状況を把握するとともに、必要な支援を実施する。また、被災により流域下水道が使用不能になった場合は、速やかに関係市町村へ連絡し、市町村から下水道利用不能地域の情報を住民に周知することができるようにする。

エ　県及び市

被災施設の復旧計画を立て、災害復旧事業を実施し、施設の機能回復及び復旧作業の早期完成を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　市は、避難所に要配慮者用のトイレを設置する。

イ　市及び県は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し被災を受けないよう配慮する。

(3) 積雪期の対応

市及び県は、積雪期における下水道等施設の被害状況の調査及び応急処置を講ずるため、除雪等必要な対応を行う。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	被災者ニーズ
市	県	集約された被災者ニーズ 被災地情報、応援依頼等
県	（協定先）企業・団体、他県、国、市	集約された被災者ニーズ 被災者情報、応援依頼等

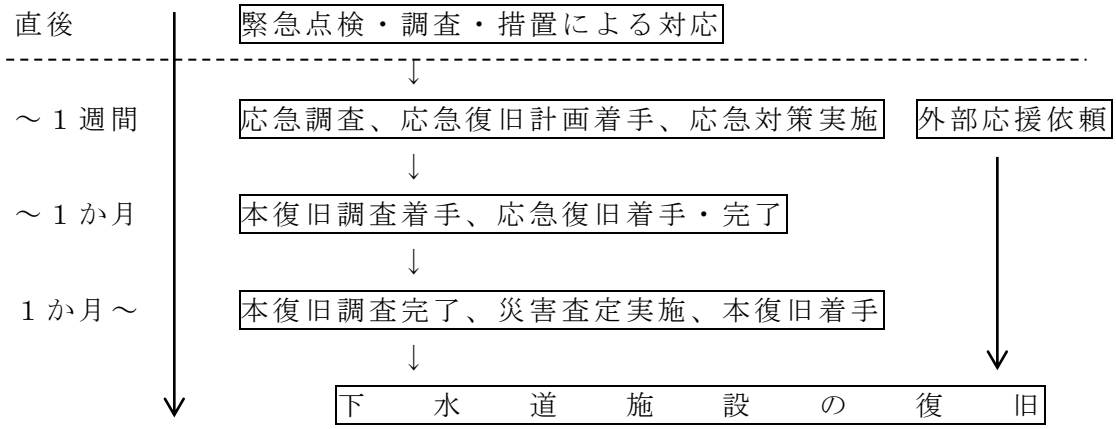
(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	支援情報、流域下水道の被害情報
市	避難所、避難者	復旧予定、使用開始予定情報

３　業務の体系

下水道施設等復旧は概ね次の計画を目安にする。

★風水害発生



４　業務の内容

(1) 緊急点検・緊急調査・緊急措置による対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
被災者	・マンホール、路面状況、処理場の異常、雨水排水不良等が確認できた場合に町内会長・市へ報告する。	市
市	・下水道施設等市管理施設の緊急点検、緊急調査の実施並びに県への報告 ・緊急調査に基づく応急復旧計画の策定 ・流域下水道関連公共下水道の緊急点検、緊急調査の実施、流域下水道施設管理者の県への連絡、調整。	県 ㈱日本下水道事業団 (一社)地域環境資源センター 協定事業者等

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	・流域下水道施設の緊急点検、緊急調査の実施 ・緊急調査に基づく応急復旧計画の策定 ・流域関連公共下水道管理者の市への連絡、調整 ・市の被害状況の把握 ・被災状況の国への報告・連絡調整	国　市町村 (地共)日本下水道事業団 (公社)日本下水道管路管理業協会 (一社)新潟県下水道維持改築協会
(地共)日本下水道事業団	・県、市からの要請に基づき、現地での調査に協力する。	
(一社)地域環境資源センター	・県、市からの要請に基づき、現地での調査に協力する。	
(公社)日本下水道管路管理業協会	・県、市からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達及び調査実施に協力する。	
(一社)新潟県下水道維持改築協会	・県、市からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達及び調査実施に協力する。	
小千谷市指定排水設備組合	・市からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達及び調査実施に協力する。	
処理場・ポンプ施設管理受託業者	・市からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達及び調査実施に協力する。	

(2) 応急復旧による対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施し、下水道施設等利用を再開する。 ・仮設用資材調達に努める。 ・地域住民等に応急復旧状況等を周知する。 ・県に応急復旧状況等を連絡する。 ・避難所等に連絡する下水道を優先的に復旧する。	県　協定市町村 (地共)日本下水道事業団 (一社)地域環境資源センター 協定事業者等
県	・応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施、流域下水道施設利用を再開する。 ・仮設用資材調達に努める。 ・地域住民等に市を通じて応急仮復旧状況等を周知する。	市町村 (地共)日本下水道事業団 (公社)日本下水道管路管理業協会

実施主体	対　　策	協力依頼先
	・市の応急復旧状況等を把握する。 ・避難所等に連絡する下水道を優先的に復旧する。	(一社)新潟県下水道維持改築協会 ㈶全国上下水道コンサルタント協会中部支部、協定事業者等
(地共)日本下水道事業団	・県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
(一社)地域環境資源センター	・県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
(公社)日本下水道管路管理業協会	・県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
(一社)新潟県下水道維持改築協会	・県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
(公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部	・県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
小千谷市指定排水設備組合	・市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
処理場・ポンプ施設管理受託業者	・市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	

(3) 外部応援依頼による対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・県に支援、応援を依頼する。 ・協定市町村、協定事業者等に外部応援を依頼し、災害対応業務を実施する。 ・応援者の受入れ態勢を作る。	県 協定市町村 協定事業者等
県	・協定他県、協定政令市、協定事業者等に外部応	協定他県

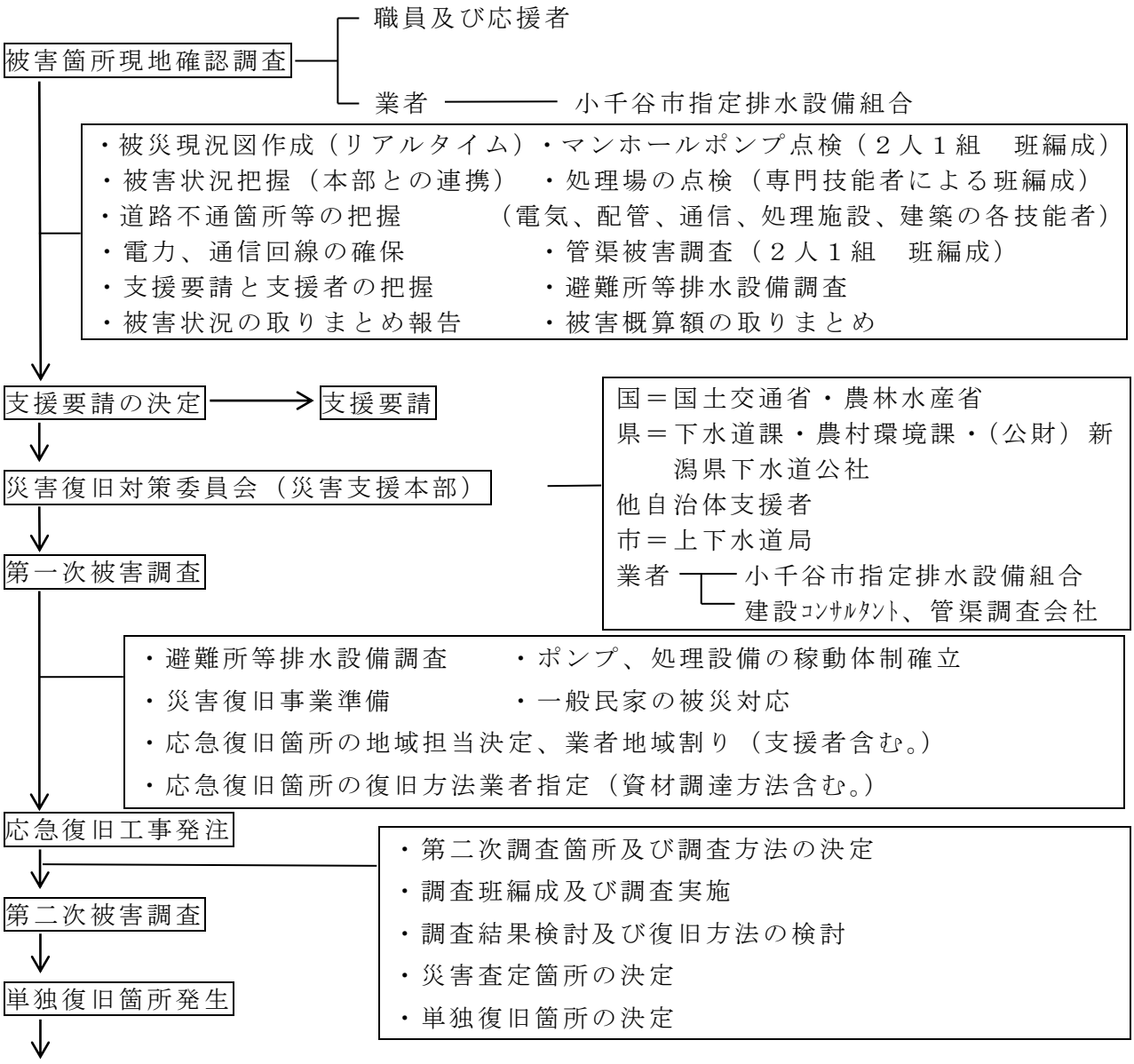
実施主体	対　　策	協力依頼先
	援を依頼し、災害対応業務を実施する。 ・応援者の受入れ態勢を作る。	協定政令市 協定事業者等

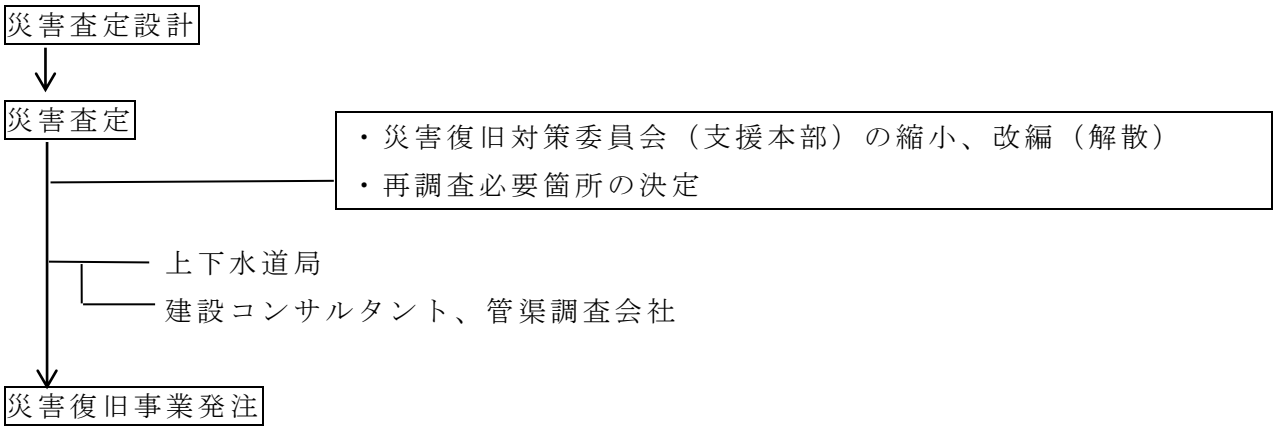
(4) 本復旧による対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・災害復旧が速やかに行えるよう、県と連絡調整を行う。 ・災害査定実施のために調査、準備を行い、災害査定を受ける。 ・本復旧計画に基づき、下水道等施設等の本復旧を実施する。 ・地域住民等に本復旧状況等を周知する。 ・避難所等に連結する下水道を優先的に復旧する。	県　協定市町村 (地共)日本下水道事業団 (一社)地域環境資源センター
県	・災害復旧が速やかに行えるよう、市、国と連絡調整を行う。 ・災害査定実施のために調査、準備を行い、災害査定を受ける。 ・本復旧計画に基づき、流域下水道施設の本復旧を実施する。 ・地域住民等に市町村を通じて本復旧状況等を周知する。 ・避難所等に連結する下水道を優先的に復旧する。	市 (地共)日本下水道事業団 (一社)地域環境資源センター (公社)日本下水道管路管理業協会 (一社)新潟県下水道維持改築協会 (公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部
(地共)日本下水道事業団	・県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
(一社)地域環境資源センター	・県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。 （農業集落排水関係）	
(公社)日本下水道管路管理業協会	・県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
(一社)新潟県下水道維持改築協会	・県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。	

実施主体	対　　策	協力依頼先
㈳全国上下水道コンサルタント協会中部支部	・県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
小千谷市指定排水設備組合	・市からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
処理場・ポンプ施設管理受託業者	・市からの要請に基づき、本復旧に協力する。	

５　応急対策フロー





６　災害時の組織体制

(1) 災害発生初期の体制と執務事務分掌

ア　災害発生初期における執務体制

(ｱ) 速やかな初期対応を図るため、事務室体制の整備と迅速な執務分掌の系統化を図る。

(ｲ) 管内図・下水道竣工図・下水道台帳・住宅明細図等について、電子データを含めて準備を行う。

(ｳ) 即時に現場出動ができるよう無線機、調査器具等の準備を行う。

イ　災害時事務分掌を別に定め、迅速な対応を図る。

(2) 緊急災害時通信体制の確立と初期執務内容

ア　非常招集した職員及び応援者は、被災地及び被災（被害）状況の把握に努める。

(ｱ) 被災場所、道路状況及び被災（被害）状況の把握に努める。

(ｲ) 被害通報及び被害調査資料をもとに、被害箇所の図面作成を行う。ただし、情報の混乱が予想されることから情報源は明記しておくものとする。

(ｳ) 現地出動確認は二次災害防止のため、２人１班体制での出動とする。

イ　被害状況のとりまとめを行い、上部団体、近隣市町、友誼団体等との連絡体制を確立し、必要により支援要請を行う。

(ｱ) 他市町村の状況及び主要道路、橋梁等の被害状況の把握を行う。

(ｲ) 業者及び関連施設への連絡体制の確立と支援要請を行う。

(ｳ) 出動要請時に稼動可能な人員・バキューム車等の把握と必要数量の把握を行う。

(ｴ) 関連施設については受入れの可否、量等の把握を行う。

[関連施設：清流園、長岡浄化センターほか近隣流域浄化センター等]

(ｵ) マンホールポンプは、風水害発生時に停電が予想されることから、発電機（含燃料）の確保と輸送準備を行う。

(ｶ) 使用可能なポンプ及び処理機械設備の代替えの確保と輸送準備を行う。

７　被害調査の方法

(1) 被害調査と運転

ア　被害調査は、電気、配管設備、建築、通信等の専門分野にまたがるので各組合に対し、マンホールポンプ施設、処理場の調査支援を要請し、調査を行う。

イ　ポンプ及び配管系等、処理槽、電気系統、機械設備等の点検を行い、破損時は代替機器の手配を行う。

ウ　試験成績が良好ならば下流状況を確認し運転を行う。

エ　被災による停電時は復旧見込みを確認し、仮設電力による運転を行う。

(2) 使用不能な施設の対処

ア　使用不能な施設にあっては、流入地区に対し、使用停止と仮設トイレを設置し、その利用を拡大する。

イ　流入が著しい場合は、バキュームによる汲取りを行い、受入れ可能施設又はストックヤードへの搬送を行う。

８　下水道施設の応急対策

(1) 被害調査体制の確立と基本方針

被害調査は、被害箇所確認・第一次・第二次被害調査の３次に渡る調査を基本として、関係機関の支援を受けて実施する。

ア　被害直後は、被害箇所の把握を中心に２人１組で調査を行う。
（被害箇所現地確認は３日間を目途に行う。）

イ　第一次被害調査は、支援者を含め４人１組の班編成で調査を行う。

(ｱ) 管渠調査は、処理区、幹線系統別に地域割を行って調査を実施する。

(ｲ) 第一次被害調査は、１０日間を目途とする。

ウ　管渠調査の留意点

(ｱ) 目視、ミラー等により管渠及びマンホール破損箇所等の調査を行う。

(ｲ) 管渠及びマンホール調査

a　専門家、県及び下水道事業団、公社等の技術者の指導により、支援者を加えて、管渠及びマンホールの被害状況調査を実施し、被害状況台帳及び図面を作成する。

b　調査時にはカメラを携行し、写真撮影を行う。

(ｳ) 河川関係の調査

河川からの侵入水を確認した場合は、県と協議の上、必要に応じゲート閉塞を実施する。

(ｴ) 被害調査時の滞留汚水等は処理施設へ搬送することを基本とするが、不可能な場合はストックヤードに貯留するよう務める。

(2) 応急対策

ア　第一次・第二次被害調査（ＴＶカメラ調査等）のため、管渠及び処理施設等の汚水及び汚泥等の汲取汚水の搬入先を確保する。

イ　幹線及び浄化センターが正常の場合は、マンホールより投入するものとするが、長岡浄化センターと綿密な打合せを行い、了解を得るものとする。

ウ　浄化センターが処理不能な場合は、清流園又は農集排処理場への搬送をするものとする。

エ　上記がすべて不可能な場合は、他市町村への搬送を要請する。
（県及び長岡浄化センターと協議の後、他市町村へ要請する。）

この際、道路状況等慎重な把握を要する。

オ　調査結果をもとに応急復旧箇所等を決定する。

カ　応急復旧必要箇所は、支援業者による復旧を行う。

(3) 被災施設の対応

ア　被災管路住民に対し、使用停止の広報を行うとともに、仮設トイレを設置する。

イ　被災箇所での汚水流出がある場合は、バキュームあるいは仮設排水工事を実施する。

ウ　仮設排水工事を行う必要が確認された場合は、汚水ポンプ、非常用発電機、ホース等の必要資材をできるだけ早く手配し、施工業者と連携を密にしながら応急仮復旧工事を実施する。

９　下水道施設の復旧計画

市は必要により上部団体、専門家と「下水道災害復旧対策委員会」を組織し、仮復旧及び本復旧の検討を行い、適切な復旧基本計画、支援計画等を作成する。ただし、上部機関による支援本部が設置された時は、その指示に従う。

(1) 第二次被害調査は、災害査定のため、ＴＶカメラにより被災箇所特定と被災資料作成の撮影を行う。

ア　撮影資料をもとに査定設計書を作成する。

イ　災害査定後、必要箇所は再度ＴＶカメラ調査を実施する。

(ｱ) 冬季間は降雪、交通手段確保等を勘案して作業時間を決定する。

(ｲ) 被害状況により連絡体制、交通手段を検討する。

(ｳ) 無線及びカメラを携帯する。

（保有台数が少ないため、支援団体から借用をする。）

(2) 復旧計画の策定

ア　市及び下水道災害復旧対策委員会は、できるだけ速やかに災害復旧計画を策定する。

イ　第一次及び第二次被害調査に基づき応急復旧箇所を選定し、地震災害復旧計画に基づき復旧体制を確立する。

ウ　応急復旧範囲（箇所）の確認を行い、支援（他市町村工事業者等）要請員数を把握し、支援要請を行う。

エ　応急復旧工事は、支援グループごとに工事区間（箇所）を調整して工事を実施する。

(3) 支援者宿泊所等の手配

市内宿泊所及び近隣市町の宿泊所の割当てを行う。

［宿泊先・宿泊可能人員数・設備利用可能状況等を事前確認する。］

(4) 災害査定と本復旧

ア　準備

下水道災害復旧事業の災害査定に向け、被災状況及び写真の整理を行い、ＴＶカメラ検査必要箇所及び延長を決定する。

イ　災害査定路線にＴＶカメラ導入検査を実施する。

専門家（業者）に管渠のＴＶカメラ検査を委託実施する。

（ＴＶカメラ保有業者の確保・手配）

ウ　災害査定計画

(ｱ) 下水道災害復旧対策委員会の指示のもとに災害査定設計を進める。

(ｲ) 被害状況詳細写真及びＴＶカメラ資料の整理を行い、災害査定準備を進める。

エ　災害査定

災害指定がなされたときは、国県の指導により査定を受ける。

オ　本復旧工事体制の確立

(ｱ) 査定設計及び災害査定と並行しながら、単独復旧路線の工事発注を行う。

(ｲ) 災害認定路線は早期に事業着手できるよう準備を進める。

カ　下水道災害復旧対策委員会の解散

災害査定の完了をもって下水道災害復旧対策委員会を解散する。

10　緊急時の仮設資機材等の確保、備蓄物資の配置計画等

(1) 緊急時の仮設資機材等については、自ら確保に努めるほか、市排水設備等指定工事店、処理場・ポンプ施設管理受託業者、近隣市町・業者等に要請して確保する。

(2) 備蓄物資は自ら管理する農集排処理場等に保管するほか、その他の市施設、市排水設備等指定工事店、処理場・ポンプ施設管理受託業者に要請して配置する。

(3) 仮設資機材、備蓄物資のリストを作成しておく。

第３７節　工業用水道施設応急対策

【災害対策本部担当部】　水道部

１　計画の方針

○　基本方針

市は、風水害が発生した場合の産業に与える影響を考慮し、施設の早期復旧を図る。

復旧に当たっては、被害状況を把握して二次災害の防止を最優先とし、次に生産用水確保に向けて、順次施設を復旧することとする。なお、この節に定めるほかは、前節「給水・上水道施設応急対策」に準じる。

２　業務の内容

(1) 応急対策

風水害発生後直ちに、別に定める非常招集系統により職員を招集し、被害状況を把握する。また、応急復旧措置を円滑、適切に行うために対策本部を設置し、災害対策事務分掌により応急作業を迅速的確に実施する。

ア　被害状況の把握

風水害発生後速やかに、パトロールの実施等により情報収集を行い、施設の運転状況及び被害状況を的確に把握する。

イ　応急措置

被害状況の把握により、応急措置が必要と判断される場合は、直ちに給水停止等の適切な措置を講じ、被害の拡大防止を最優先に図る。

(2) 復旧計画

水源（取水）施設、導水施設、浄水施設等基幹施設の復旧を最優先し、次いで主要需要家に至る送配水管、給水装置を復旧する。

(3) 広域応援体制

ア　協力会社と連絡を密にし、災害時における応急復旧体制を確立し、必要があるときは、市外の水道工事業者等に応援、協力を求める。

イ　協力会社、水道資機材取扱業者及び防災関係機関に、応急復旧活動の協力を求める。

(4) 需要家への連絡等

施設が被災した場合は、速やかに施設の点検を行い、被害状況を把握し、復旧の見通しについて需要家に連絡し、復旧計画について協議する。

なお、上水道施設が被災し、速やかな給水活動等に支障が生じた場合は、工業用水の飲料及び生活用水としての利用について、需要家と協議する。

第３８節　危険物等施設の応急対策

【災害対策本部担当部】　○消防救急部、防災安全部、情報財政部

１　計画の方針

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　事業者等

風水害による被害を最小限にくい止めるとともに、施設の従業員及び周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所の協力を得て被害の拡大防止を図る。

イ　消防本部等

風水害による危険物等施設の被害状況を把握し、関係事業所等の協力を得て被害の拡大防止を図る。

ウ　市

危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等から住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示を行う。

エ　県

風水害による危険物等施設の被害状況を把握するとともに、関係機関と連絡調整を行い、市町村に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等から住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。

(2) 達成目標

風水害による被害を最小限にくい止め、危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス施設、毒物劇物貯蔵施設、有害物質取扱施設、放射性物質取扱施設等の損傷による二次災害を防止する。

(3) 要配慮者に対する配慮

危険物等施設に災害が発生し又はそのおそれがある場合には、あらかじめ要配慮者の避難等を実施する。

(4) 積雪期における対応

積雪期の風水害における危険物施設の災害は、危険物の漏えい等の発見の困難が予想されることから、施設の関係者及び取扱者は、早期に点検を実施するとともに、被害状況を調査し、災害による被害を最小限にくい止め周辺住民に対する危険防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立しておく。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

ア　危険物施設

情報発信者 →	情報受信者	主な情報内容
災害発生事業所	消防本部	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害拡大見込等
消防本部	市 県 県警察等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等
県	防災関係機関	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等

イ　火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

情報発信者 →	情報受信者	主な情報内容
災害発生事業所	市 消防本部 県 県警察等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等
県	防災関係機関 ・関東東北産業保安監督部東北支部 ・北陸地方整備局等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等

(2) 被災地へ

ア　危険物施設

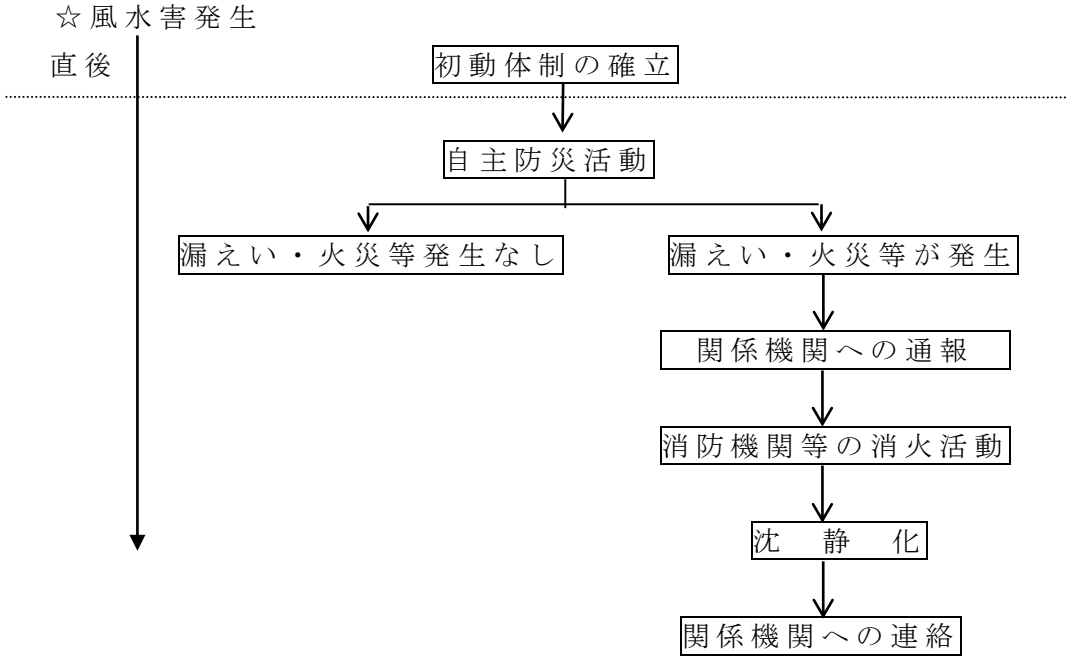
情報発信者 →	情報受信者	主な情報内容
防災関係機関	県	防災資機材の調達可能量等
県	市 消防本部	・関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況、緊急消防援助隊の派遣状況等 ・災害広報及び避難誘導の要請
消防本部	災害発生事業所	関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等

イ　火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

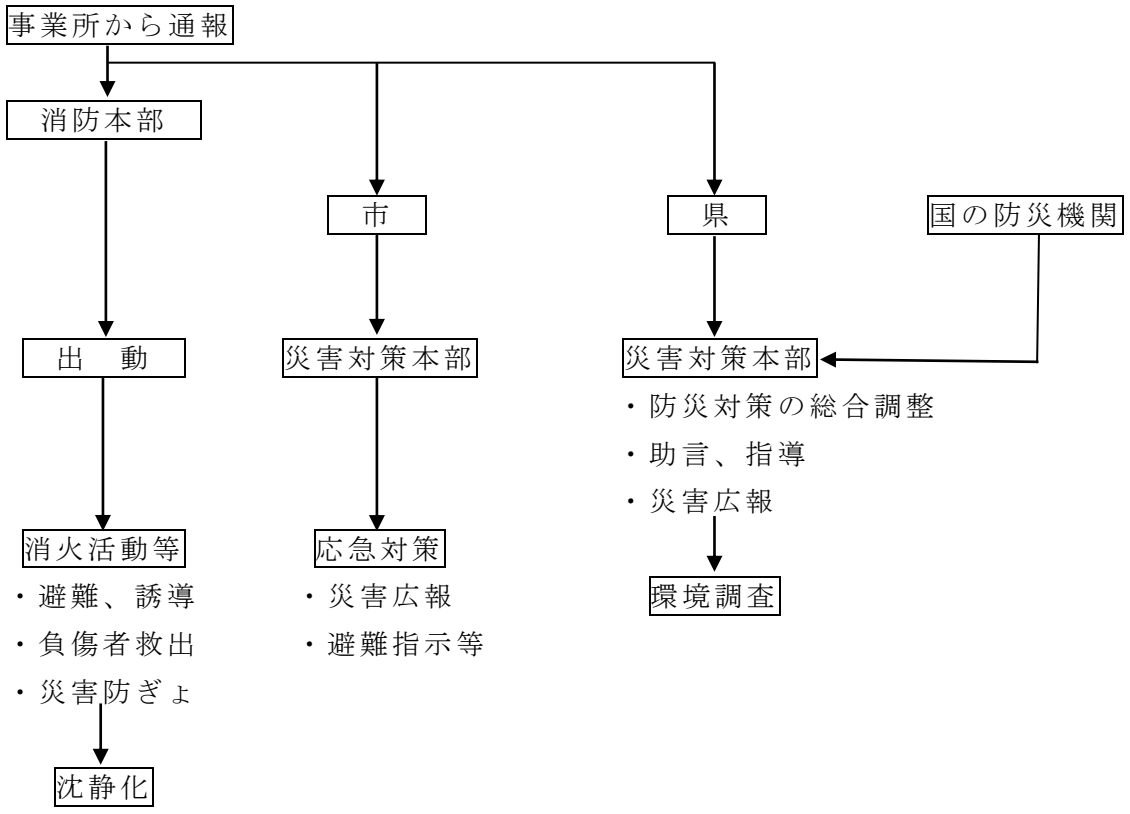
情報発信者 →	情報受信者	主な情報内容
防災関係機関	県	防災資機材の調達可能量等
県	市 災害発生事業所	・災害広報及び避難誘導の要請 ・関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等

３　業務の体系

(1) 事業所における業務の体系



(2) 県・市における業務の体系



４　業務の内容

(1) 風水害発生時の共通の応急対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
事業所	・風水害発生時には直ちに応急点検を実施する。 ・風水害により被害を受けた場合、消防、県警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。 ・風水害により被害を受けた場合、必要に応じて、危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行う。 ・危険物等施設の損傷等異常が発見されたときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講じる。 ・危険物等による災害が発生した場合は、消火剤、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。	消防本部 県警察 隣接事業所
市	・危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示を行う。	
消防本部	・事業所等の被害状況を把握し、県等の関係機関に通報するとともに、小千谷市消防計画に基づき防ぎょ活動を実施する。	
県	・消防本部等から被害状況を把握し、防災関係機関等と連絡調整を行い、市に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。	

(2) 風水害発生時の個別対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
火薬類取扱事業所	・災害により火薬類が危険な状態になり又はそのおそれがある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する等安全な措置を講じる。	消防本部 県警察 隣接事業所 関係団体

実施主体	対　　策	協力依頼先
高圧ガス取扱事業所	・高圧ガス施設、設備、販売施設等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、県等への通報、高圧ガス関係団体へ応援依頼等連絡を行う。また、高圧ガス販売事業所は、この他に販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行う。	
有害物質取扱事業所	・有害物質取扱施設、設備等からの大気への排出、公共用水域への流出、地下への浸透の有無を確認し、流出等の拡大防止を図るとともに、県等への通報、周辺住民への避難指示(緊急)、被害状況調査を行う。	
放射線施設等の管理者	・放射線の漏えいの発生又はそのおそれがある場合は、放射線発生装置の電源を遮断し、周辺を危険区域に設定し、関係者以外の者の立入りを禁止するとともに、放射線被害を受けた者又はそのおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう指示する。	
市	・危険物施設等について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。 ・毒物劇物貯蔵施設について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該毒物劇物貯蔵施設の管理者等に対し、毒物劇物の回収又は毒性の除去等の必要な措置を講じることを命じる。 ・有害物質取扱施設等について、人の健康の保護及び生活環境を保全することに支障が生ずるおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。	
消防本部	・危険物施設について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、消防法の規定に基づき当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。	
高圧ガス関係協会	・高圧ガス取扱事業所等の被害情報収集、整理及び防災機関、高圧ガス取扱事業所等からの応援要請に対応する。	

(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
市民	・危険物等の流出及び火災発生を発見した場合は、速やかに市又は消防本部、県警察等の関係機関に通報連絡する。	
事業所	・関係機関と密接な連絡を保つとともに、防除対策を迅速、的確に実施する。	
市	・付近住民等に対する火気使用の制限、避難指示等の必要な措置を講じる。 ・飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講じる。	
消防本部	・小千谷市消防計画に基づき災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進する。	
国及び県	・飲料水汚染の可能性がある場合は、水道事業者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。 ・有害物質が流出した場合は、人の健康の保護及び生活環境に係る被害防止の観点から環境調査を実施する。	

(4) 住民等に対する広報対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
事業所	・地域住民の安全を確保するため、速やかに災害の発生を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。	県 市 消防本部 事業所
市及び消防本部	・災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などについて、広報車及び緊急告知ラジオ等により広報するとともに、県及び報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。	
県	・関係機関と連絡を密にして、災害の状況、避難の必要性等について広報するとともに、ラジオ・テレビ放送等の報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。	

第３９節　道路・橋梁・トンネル応急対策

【災害対策本部担当部】　○建設部、調達部

１　計画の方針

○　基本方針

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災等の二次災害への対処、水・食料等の緊急物資の輸送等その意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関や団体は、施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ的確に行い、道路機能を確保する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

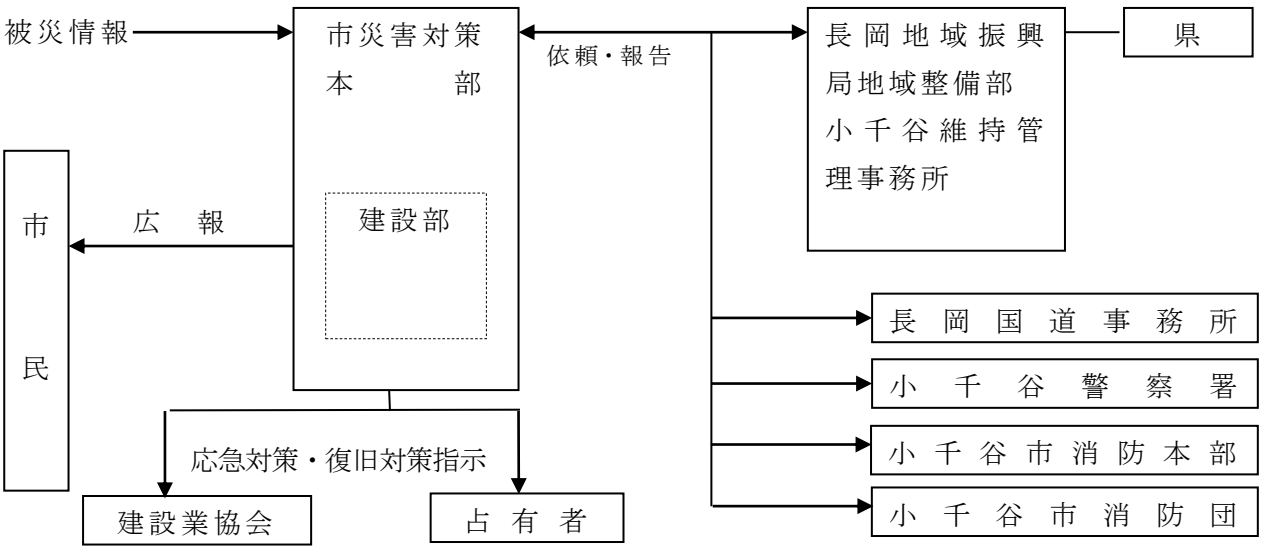
情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
道路パトロール	道路管理者等	被害の場所、状況、集落孤立等の社会的影響等
地域の民間団体等		
道路管理者（地域）	同左（対策本部）	

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
道路管理者等（対策本部）	同左（地域）	道路管理者等間の連絡情報等
	関係機関	被災状況、復旧見込み
	地域住民	道路情報

３　業務の体系

応急対策は、災害発生後の二次災害の発生防止と民生の安定を図ることを目的とし、早期の段階において危険箇所の応急対策及び復旧対策を行うものとする。



４　道路・橋梁・トンネル等応急対策計画

(1) 基本方針

道路管理者は、緊急輸送ネットワーク指定路線の状況を早急に把握するとともに道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、その管理する道路について応急対策等を迅速かつ的確に行う。

(2) 応急対策

ア　被害状況の把握及び施設点検

風水害等が発生した場合は、橋梁・トンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊・落石等の危険箇所等の緊急点検を行う。

また、消防防災ヘリコプター等の活用により被害状況の把握の迅速化を図るとともに、協定業者及び道路情報モニター等からの道路情報を収集する。

イ　緊急措置及び緊急通行機能の確保

緊急点検に基づき、交通規制等の緊急措置を実施するとともに、緊急通行車両等の通行のために道路啓開を実施し、原則として２車線を確保する。

(ｱ) 緊急の措置等

道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において関係機関と連携を図りつつ、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。また、必要に応じて迂回路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、道路の状況について広報に努める。

(ｲ) 道路啓開

a　関係機関との調整を図りつつ路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により道路啓開を行う。

b　道路啓開は、可能な限り迅速に行い、原則として２車線の通行を確保する。被害の状況によりやむを得ない場合は、部分的に１車線とするが、この場合には危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き、徐行誘導等を行う。

c　道路上の障害物の除去について、道路管理者、県警察、消防機関及び自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じ協力して必要な措置をとる。

(ｳ) 防災活動拠点等とのアクセスの確保

上記の緊急の措置及び道路啓開等に当たっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点及びその他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携しつつ、協力・支援等を行う。

ウ　応急復旧

(ｱ) 応急復旧工事は、道路啓開の後に、施設の重要度・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に順次実施する。

(ｲ) 道路管理者は、建設業協会との間の応援協定に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(ｳ) 応援、協力要請

応援対策実施責任者が所管の資機材又は労力をもってしても応急対策が実施できないときは、実施責任者相互において融通、調達、あっせん等の手段を講じる。

なお、相互の応援協力要請を行う場合は、資機材の種類及び数量、職種別人員機関、場所、作業内容及びその他の参考事項を明示して行う。

(ｴ) 防災機関等への連絡

道路管理者は、風水害による道路の被害状況、措置状況の情報を、復旧見込み状況を、各防災関機関へ速やかに連絡する。

(ｵ) 交通規制

風水害発生と同時に小千谷警察署と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路管理者所有パトロールカー等により、通行者に対し道路情報等を提供する。

(ｶ) 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設に被害が生じた場合は、当該施設管理者は道路管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとった後、速やかに道路管理者に連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、道路管理者は、必要に応じて協力、支援等を行う。

５　基幹農道、主要林道及び橋梁施設応急対策

市は、特に集落との連絡農道及び林道についてその交通を確保するため、被災状況、障害物の状況等を調査し、緊急度に応じて応急復旧作業及び障害物の除去等について、各集落等と連携を図り応急復旧、障害物除去を行い交通の確保に努める。

農道及び林道の管理者は、各々の農道・林道の被災状況、障害物等を調査し、その結果を県、市及び関係機関等に通報するとともに、通行が危険な箇所については通行禁止等の措置を講じる。

６　交通安全施設応急対策

交通安全施設は、交通安全対策上特に重要な施設であることから、市は管理者である公安委員会と連携しながら早期に応急復旧対策を実施し、その機能回復を図る。

７　市民に対する広報

道路及び橋梁の被災程度により、市は各道路管理者と連携のもと市民の安全の確保、民生の安定及び迅速かつ円滑な災害応急復旧対策を実施するため、次に掲げる事項に関し適時適切な広報活動を実施する。

(1) 施設の全般的状況（被害及び施設の機能状況）
(2) 施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるのに必要な事項
(3) 緊急交通路の状況、復旧の見通し等に関する事項
(4) その他本部の活動に関して広報を行う必要がある事項

８　積雪期の対応

各防災関係機関の実施する応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、各道路管理者

相互の緊密な連携の下に除雪体制を強化し、次に掲げる応急対策により道路交通を確保する。

(1) 被災状況の把握及び施設点検

施設の被害状況が通常の場合と比較して、雪の下や凍結で十分に点検できないことも想定されるので、事前に調査した危険箇所等を考慮して、効率的な現場点検を行い、速やかに被災状況を報告する。

(2) 緊急措置及び応急復旧

積雪時においては、雪崩の発生及びそれに伴う河川の堰止めとその後の決壊による下流への被害など特有の被害が想定されるため、被災状況、気象情報等を十分把握し的確かつ迅速な緊急措置及び応急復旧活動を実施する。

雪崩災害が発生した場合は、避難所、避難路の確保及び孤立集落を解消するため、優先して除雪を行う。

９　他の道路管理者等との相互協力

(1) 道路管理者は、災害により道路が損壊した場合は、必要な交通の確保のため、県及び北陸地方整備局（長岡国道事務所）と道路復旧についての情報交換及び必要な資機材の確保等で協力し合うよう努める。

(2) 道路管理者は、周辺市町と緊急輸送道路の応急復旧に合わせた道路の応急復旧が行われるよう情報交換等を行う。

(3) 道路管理者は、鉄道事業者等と道路の応急復旧に合わせた施設の応急復旧が行われるよう情報交換等を行う。

第４０節　土砂災害・斜面災害応急対策

【災害対策本部担当部】○建設部、調達部

１　計画の方針

○　基本方針

治山、砂防等の管理者は、風水害時は施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

(1) 各主体の責務

ア　市民

治山・砂防施設の被災、土砂災害やその前兆現象等（以下「土砂災害等」という。）を確認したときは、遅滞なく市、警察署等へ連絡する。

また、身体の危険を感じた場合は、自主的に避難を行う。

イ　市

住民等から土砂災害等の通報を受けたとき又はパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難誘導情報の発令、避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

ウ　県

県は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　市は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、施設管理者、地域の自主防災組織、地区振興会、町内会等と連携し、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し避難支援活動を行う。

イ　県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市民 警察 消防	市	被害情報、危険箇所等の情報
市	県	被害情報、危険箇所等の情報、避難情報
県 市	事業所等	調査・応急対策工事指示
県	国	被害情報危険箇所等の情報

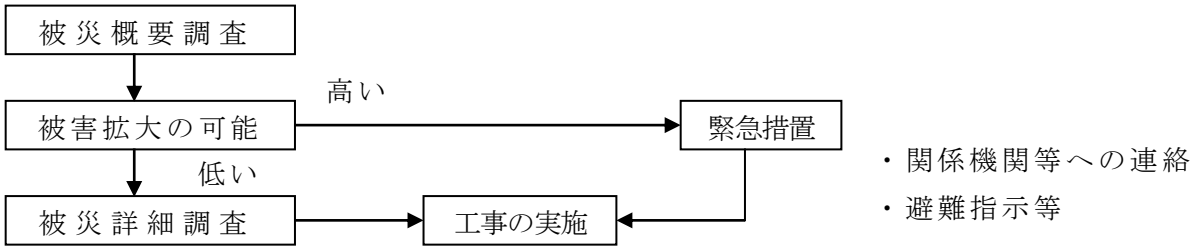
(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県 国	市	防災情報、調査結果 応急対策工事の実施状況 土砂災害緊急情報
市	市民 県警察 消防	防災情報。調査結果 応急対策工事の実施状況、避難指示等

3　業務の体系

◎土砂災害等の発生

（土砂災害等の調査）　（応急対策工事）　（避難等）



4　業務の内容

(1) 土砂災害等の調査

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係市民等に連絡する。	
国 県 市	・土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。 ・被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。 ・被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。 ・重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第 26 条及び第 27 条に基づく緊急調査を実施する。	新潟県治山 ボランティアセンター 新潟県治山 防災ヘルパー 新潟県砂防 ボランティア協会 北陸地方 防災エキスパート (一社)新潟県 建設業協会 (一社)建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ 協会北陸支部 (一社)新潟県 測量設計業協会 (一社)新潟県 地質調査業協会
国、県	・被災概要調査結果及び状況の推移を当該市町村を含めた関係住民等に連絡する。	

実施主体	対　　策	協力依頼先
	・緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第 29 条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として市町村に通知する。	

(2) 応急対策工事の実施

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係市民にその調査概要を報告するとともに避難指示及び避難誘導等を実施する。 ・異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。	
国 県 市	・ 被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。 ・ ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知・観測機器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係市民へ通報するシステムについても検討する。	(一社)新潟県 建設業協会 (一社)建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ 協会北陸支部 (一社)新潟県 地質調査業協会
国 県	・迅速及び円滑な避難誘導等が実施されるように、市町村へ土砂災害緊急情報、概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。	

(3) 高齢者避難・避難指示等の実施

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係市民にその調査概要を報告するとともに高齢者避難、避難指示及び避難誘導等を実施する。	
国、県、市	・迅速及び円滑な避難誘導等が実施されるように、市町村へ概要調査結果の報告や土砂災害に関する防災情報を提供する。	

５　市民に対する広報

砂防施設、地すべり防止施設等は被災の程度により、市民の生命及び財産に重大な影響を及ぼすことが予想されるため、市は各施設管理者と連携のもと住民の安全の確保、民心の安定を図り、迅速かつ円滑な災害応急復旧対策を実施するため、広報車等により広報活動を実施する。また市は、住民に被害が及ぶおそれがある場合は住民に対し、避難のための指示等及び避難誘導等を実施する。

６　積雪期の対応

(1) 市は、避難時の移動の困難を考慮し地域の消防団、自主防災組織、地区振興会、町内会等と連携し、避難支援活動を行うとともに、除雪委託業者、小千谷市建設業協会と連携し、除雪や障害物の除去を実施する。

(2) 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制等の整備に関し支援する。

第４１節　河川の応急対策

【災害対策本部担当部】　建設部

１　計画の方針

○　基本方針

河川管理者は、風水害時は施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

(1) 各主体の責務

ア　市民

河川の被災を確認したときは、遅滞なく市、県、消防機関、警察署へ連絡する。

イ　市

住民等から河川の被災の通報を受けたとき又はパトロール等により河川の被災を確認したときは、県へ連絡する。

また、河川の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民の安全を確保するため、避難指示及び避難誘導等を実施する。

ウ　県・国

県・国は、風水害による河川の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の利用が想定される施設の応急対策に当たっては、利用に配慮した対応を行う。

要配慮者が利用する施設等に係る施設、地域にあっては、避難、救助その他被害を防止するための警戒避難体制が的確に図られるよう、情報の収集・伝達に特に配慮するものとする。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

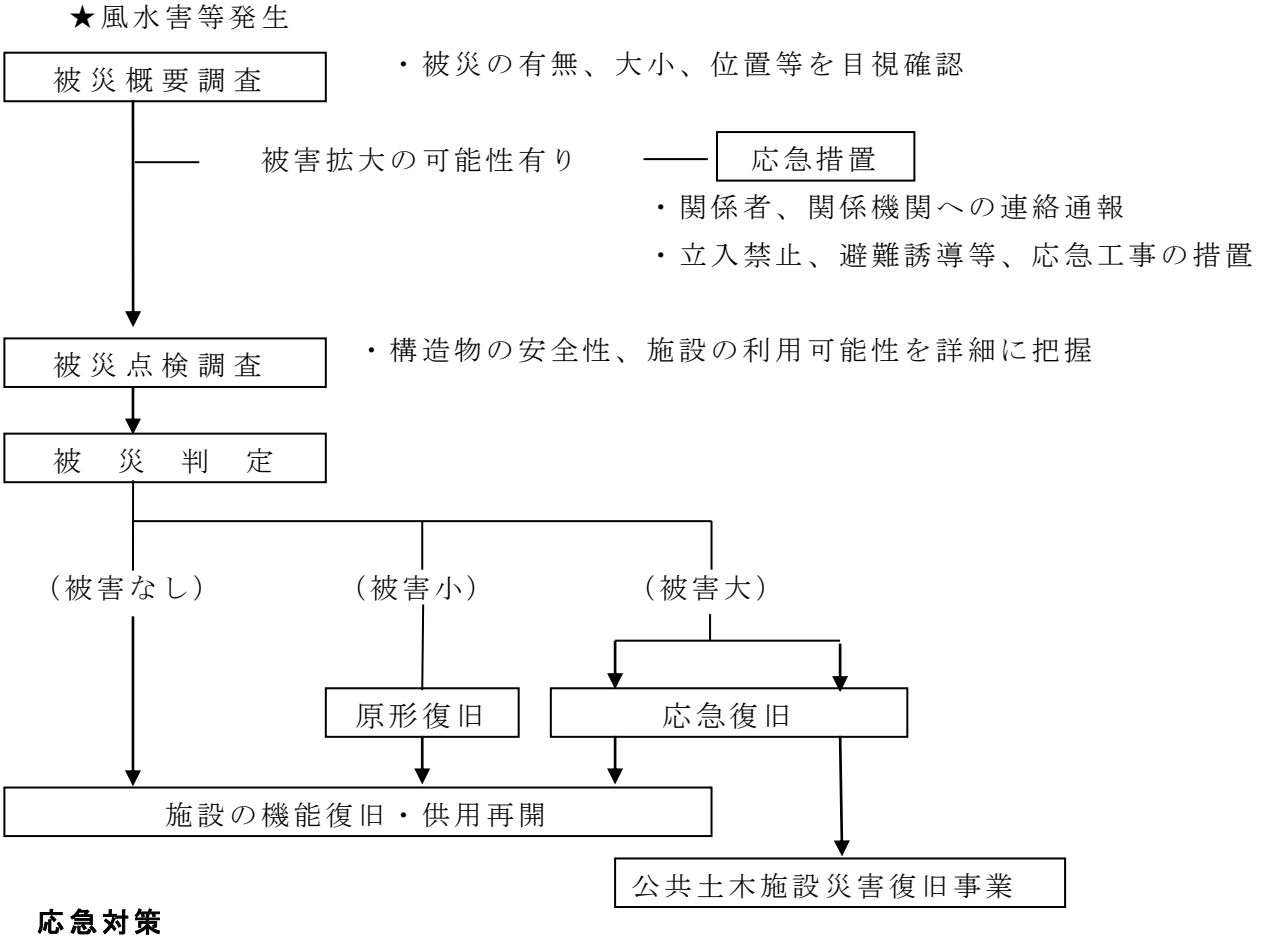
情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市民、県警察、消防	市	施設被災の通報
市	県	詳細な施設被災情報
県	協定先機関	被災点検、応急対策調査及び応急工事指示

	国	被害情報、洪水予報・水防警報、水防活動状況、緊急復旧情報 水位観測所の水位と堤防高等の関係、代表地点雨量、破堤した場合の被害想定、破堤箇所、水位標高等

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市、県警察、消防	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告
市	市民、県警察、消防	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告 避難指示等の発令

３　業務の体系



４　応急対策

応急対策は、風水害直後の対策として各所管施設の必要とする機能の確保を目的とし、二次災害防止等の観点から次の応急対策を実施する。

（○河川関係重要水防箇所、水防上危険な構造物 ……資料編参照）

(1) 災害の未然防止

ア　市

・施設当の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難指示及び避難誘導等を実施する。

イ　国・県

・点検及び巡視により異常を発見した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急措置を実施する。

・危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。

・施設等の被災により住民に被害が及ぶ長それがある場合は、直ちに市、消防機関、警察へ通報する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

施設管理者は、点検において異常や被災が確認された施設について、二次災害防止等の観点からその危険の程度を調査して、関係機関等及び小千谷市建設業協会と密接な連絡のもとに人的な被害を拡大させないよう、次のとおり適切な措置を講じる。

ア　堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置の実施

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、大量降雨による出水で破堤等重大な災害につながるおそれがあるため、点検や調査で異常が確認された場所については、資材や施工規模を考えて応急措置を実施する。

イ　低標高地域の浸水対策の実施

低標高地域では浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼動可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ　浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策の実施

民生安定の観点から、浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所は、人的な事故の発生を防止するため立入り禁止等の必要な措置を実施する。

エ　許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

許可工作物の損傷の復旧等については、風水害を受けた地域の早急な復旧・復興を期するため、施設占用者に道切な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、風水害により被災した施設のある施設管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行って二次的な災害の発生につながらないよう努める。

オ　危険物、油流出等事故対策の実施

風水害により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次的な被害を防止するため下流域住民への情報提供や、汚染の拡大を防止するための対策を実施する。

カ　その他河川管理に関する事項の調整

風水害直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策にかかる調整が錯綜することが予想される。そのため、河川管理に関する事項の調整にあたってはできる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する

事項の調整を優先して行う。

(3) 応急復旧工事

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無を考慮して、応急復旧工事として適切な工法により実施する。

５　市民に対する広報

河川は、被災の程度により、市民の生命及び財産に重大な影響を及ぼすことが予想されるため、市は各施設管理者と連携のもと市民の安全の確保、民心の安定を図り、迅速かつ円滑な災害応急復旧対策を実施するため、広報車等により広報活動を実施する。また市は、住民に被害が及ぶおそれがある場合は住民に対し、避難指示及び避難誘導等を実施する。

６　積雪期の対応

積雪期では、雪が障害となり、河川の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において、通常と比較して多くの困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と事前協議しておく。

第４２節　鉄道事業者の応急対策

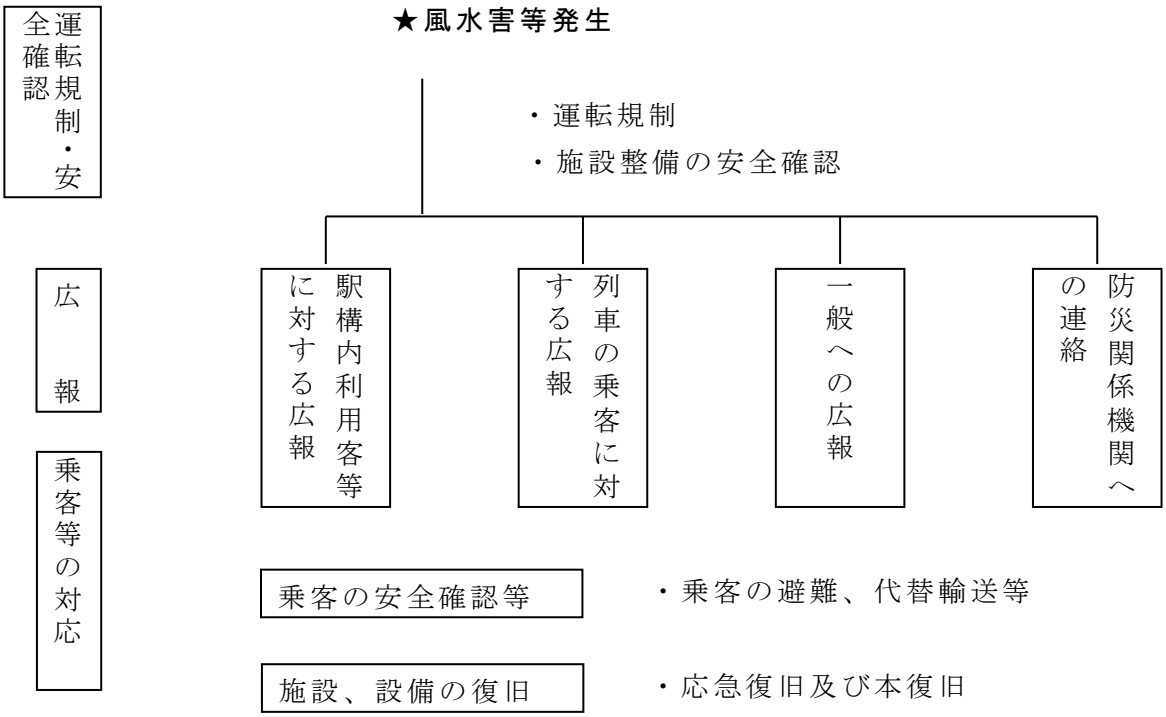
【災害対策本部担当部】　総務部

１　計画の方針

○　基本方針

ＪＲ東日本及びＪＲ貨物は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努める。また、信濃川発電所の山本山調整池等に影響が予想される場合は事態に応じた対応に努める。

２　鉄道施設応急対策フロー図



３　業務の内容

(1) 運転規制

風水害発生時には、あらかじめ定めた運転基準、運転規制区間に基づき、その強度により次のとおり運転規制等を実施し、安全確認を行う。

ア　強風の取扱い

風速 20m/s 以上	早目運転規制区間注意運転	一般運転規制区間通常運転
風速 25m/s 以上	早目運転規制区間運転中止	一般運転規制区間注意運転
風速 30m/s 以上	早目運転規制区間運転中止	一般運転規制区間運転中止

イ　豪雨の取扱い

雨量（時間雨量、連続雨量)、河川水位により、運転規制区間ごとの運転基準を定める。

防災情報システムの速度規制警報表示	注意運転

防災情報システムの速度規制警報表示	注意運転

ウ　なだれ発生時の取扱い

電鈴及びなだれ用信号炎管の信号表示	運転中止

(2) 旅客等に対する広報

ア　駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

(ｱ) 災害の規模

(ｲ) 被害範囲

(ｳ) 被害の状況

(ｴ) 不通線区

(ｵ) 開通の見込み等

イ　列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握した上で、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

(ｱ) 停車地点と理由

(ｲ) 災害の規模

(ｳ) 被害の状況

(ｴ) 運転再開の見込み

(ｵ) 避難の有無・方法等

ウ　駅、列車等に避難に必要な器具等を整備する。

(3) 救護、救出及び避難

ア　駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備する。

イ　災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講じる。

ウ　災害による列車の脱線転覆､衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出、救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は、県、市、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア　折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送

イ　迂回線区に対する臨時列車の増強

(5) 応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたてて実施する。

ア　建設機材の現状把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法、運用方法について定めておく。

イ　技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し、技術者等の派遣を要請する。

ウ　災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

エ　道路や河川等の災害復旧工事との連携

被災鉄軌道の早期復旧のため、鉄軌道事業者が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努める。

(6) 住民に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。また、有線放送設備により積極的に情報を提供し、広報活動の協力を得るものとする。

(7) 市・県等への報告

各鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに市・県・関係機関へ報告する。

（○鉄道事業者連絡先 ……資料編参照）

第４３節　農地・農業用施設等の応急対策

【災害対策本部担当部】　調達部

１　計画の方針

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　市

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡に当たるとともに、土地改良区等施設管理者と協力して農業用ダム・防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

イ　県

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡にあたるとともに、県管理施設等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。また、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する

ウ　土地改良区・施設管理者等

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡にあたるとともに、市と協力して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

(2) 達成目標

ア　緊急的な被災状況の把握を随時行う。

イ　避難指示等解除後３日以内に被害概要調査及び点検調査を行うとともに、必要に応じて二次災害防止措置を講じる。

ウ　緊急的に機能回復を行う必要がある施設等については、災害発生後速やかに応急復旧を行う。

エ　防災重点農業用ため池の点検及び報告については、以下のとおりとする。

対象災害	大雨特別警報に係る大雨
緊急点検	目視による外観点検（大雨特別警報が解除され次第、速やかに実施。ただし、緊急点検を行うことが危険と判断される場合には、安全が確保され次第、実施）
報告方法	市は原則としてため池防災支援システムにより報告

(3) 災害発生の未然防止活動

ア　施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合に実施する緊急点検において、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検、監視を行う。

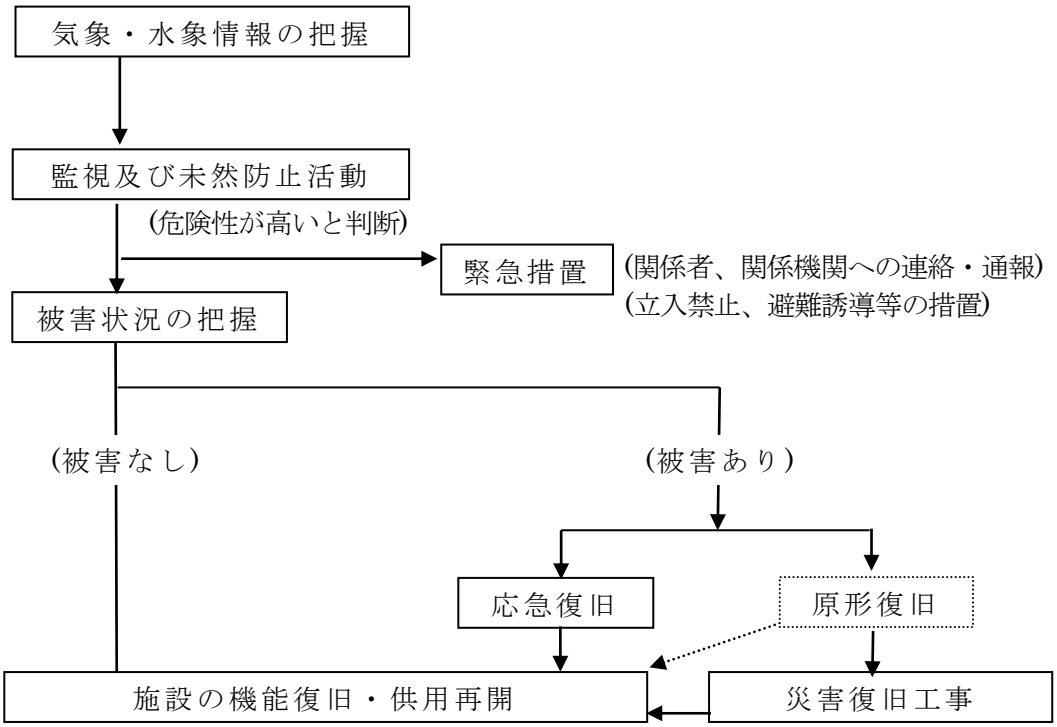
イ　用排水施設管理者は、洪水の発生が予想される場合には、ダム・ため池、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行う。また、その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときには、あらかじめ、必要な事項を市及び警察署に通知

するとともに住民に周知させる。

(4) 危険箇所についての住民避難

緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、住民に対する避難のための指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

２　業務の体系



３　業務の内容

(1) 土砂災害等危険箇所の応急対策の実施

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。 ・危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。 ・二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を行う。	土地改良区 県 関係機関 建設業協会 専門技術者等
土地改良区 施設管理者	・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。 ・危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。	市 県 他関係機関 建設業協会 専門技術者等

(2) 主要構造物や建築物（揚排水機場等）の応急対策の実施

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。 ・災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。	土地改良区 県 他関係機関 建設業協会 専門技術者等
県	・専門技術者等を活用して、県管理施設の被災構造物に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・二次災害のおそれのある場合には速や かに適切な避難誘導等を実施する。	北陸農政局 市町村 他関係機関 建設業協会 専門技術者等
土地改良区 施設管理者	・専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。	市 県 他関係機関 建設業協会 専門技術者等

(3) 浸水区域における応急排水対策の実施

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・締切工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 ・不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受けるなど、支援可能な関係機関に依頼し、必要台数を確保する。	土地改良区 県 他関係機関 建設業協会等
県	・締め切り工事を行うとともに、県所有の排水ポンプ等により排水対策を行う。 ・不足する場合は、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	北陸農政局 市 他関係機関 建設業協会
土地改良区 施設管理者	・締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 ・不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受けるなど、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	市 県 他関係機関 建設業協会等

(4) 集落間の連絡農道及び基幹農道の応急対策の実施

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。	土地改良区 県

実施主体	対　　策	協力依頼先
	・通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講じる。	他関係機関 建設業協会等
土地改良区 施設管理者	・避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 ・通行が危険な道路については市、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講じる。	市 県 他関係機関 建設業協会等

第４４節　農林水産業施設等応急対策

【災害対策本部担当部】　調達部

１　計画の方針

○　基本方針

風水害により農林水産業施設に被害を受けた場合は、各施設管理者間で相互連絡をとりながら、速やかな復旧を図り、二次災害の防止に努めるとともに、施設の機能回復を図る。

(1) 各主体の責務

ア　農林水産業生産者、農林水産業用施設の所有者・管理者

(ｱ) 風水害等に対する備えとして、施設の耐久性の向上、火災・自然災害保険への加入等、自助の対応に努める。風水害・雪害が懸念されるときには、気象情報や緊急情報等を十分に収集するとともに、事前に被害防止対策を講じる。

(ｲ) 施設の管理について一貫した管理体制がとれるよう体制の整備を図るとともに災害発生時に応急措置を施すことができるよう平常時から危険箇所等の定期的な点検を実施する。

(ｳ) 被害が発生した場合は、当該災害の収束状況を見極めつつ、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策を実施するとともに、被害状況を市、関係団体等へ速やかに連絡する。

イ　関係団体の責務

(ｱ) 農業協同組合

組合員の農業被害状況の把握を行うとともに、市が行う農業被害の取りまとめに協力し、農業被害の応急対策のための栽培技術指導、経営指導を行う。

(ｲ) 新潟県農業共済組合

農業共済関連被害の状況について、速やかに取りまとめ、市と県に情報提供するとともに、二次災害の発生防止等について必要な応急措置を講ずる。

(ｳ) 森林組合

a　市、県地域振興局等と相互に連携して、林産物、製材品及び林業・木材産業関係施設（以下「林業等関係施設」という。）の被害状況を把握し、市、県地域振興局へ報告する。

b　市、県地域振興局等と相互に連携し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害に応じ応急対策を講じ、生産者等の指導を行う。

(ｴ) 漁業協同組合

水産物及び水産施設の被害状況を市と相互に連携し、把握する。

ウ　市

(ｱ) 関係団体と連携を図りながら農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況を把握し、県地域振興局等に報告する。

(ｲ) 被害状況により、二次災害を防止するため、関係団体・農林水産業者に対し、必要な指導・指示を行う。

(ｳ) 県、関係団体等と相互に連携し、農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況に応じ、応急対策を講じるとともに関係者等への指導を行う。

エ　県

(ｱ) 県地域振興局等は、市からの報告及び自らの調査により被害状況・緊急措置等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。

(ｲ) 県地域振興局等は、必要に応じ市、関係団体へ連絡要員を派遣及び二次災害防止等の助言を行う。

(ｳ) 県農林水産部は、農林水産物（地域・面積も含め）及び農林水産業用施設等の被害を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。

(ｴ) 被害状況に応じて復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

(2) 積雪期の対応

市は、積雪による二次被害のおそれがある場合は、関係団体・生産者等に対し緊急措置等の指導等を行う。農林水産業施設等については、冬期間は概ね雪下にあり確認が困難であるが、必要に応じ除雪等を実施し、被害の確認に努める。

２　情報の流れ

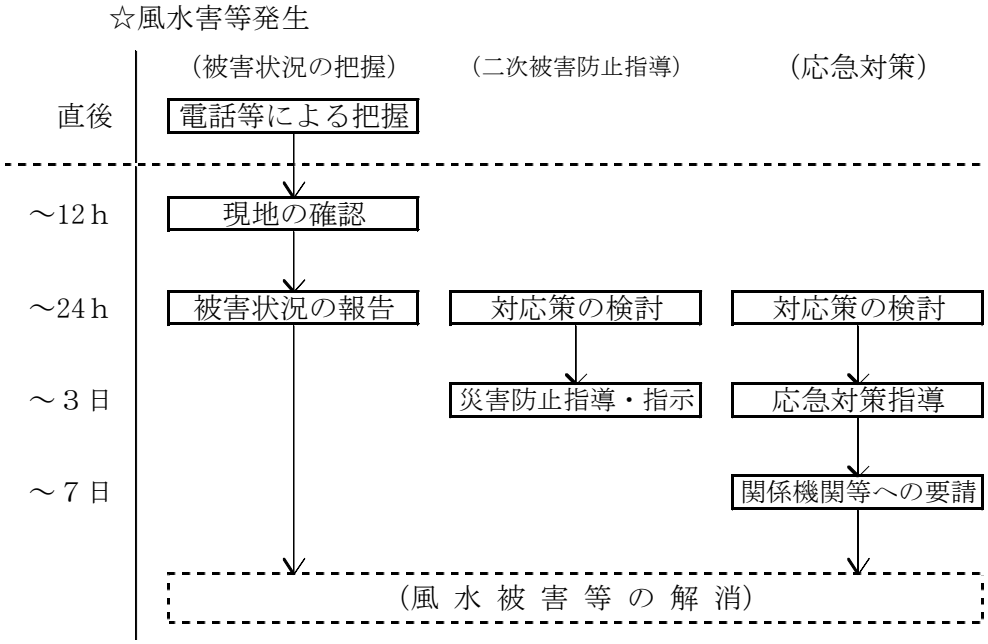
(1) 被災地から

情報発信者 →	情報受信者	主な情報内容
生産者・関係団体	市	被害状況、被災者ニーズ
市	県地域振興局	被害状況、被災者ニーズ
県地域振興局	県災害対策本部	集約された被害状況

(2) 被災地へ

情報発信者 →	情報受信者	主な情報内容
県災害対策本部	県地域振興局	応急対策等の内容
県地域振興局	市	具体的な指導

３　業務の体系



４　業務の内容

(1) 農作物及び農業用施設

ア　被害状況の把握

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	農業協同組合等と相互に連携し、農作物及び農業用施設の被害状況を把握(雪害時にあっては併せて降雪、積雪の状況も把握)し、長岡地域振興局農林振興部(以下「地域振興局」という。)に報告する。	農業協同組合、農業共済組合等
県（地域振興局）	市からの報告及び自らの調査に基づいて被害状況等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。	市
県	県農林水産部は、農業用施設の被害状況及び農作物被害地域・面積等を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。	

イ　二次災害防止指導

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	農業用施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行う。 ・浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の保全措置及び流出防止措置 ・農業用燃料の漏出防止措置 ・土砂崩れ、雪崩等による農舎、育苗ハウス等の倒壊防止措置	農業協同組合、農業共済組合等

	・農舎、農業施設等の火災防止措置	

ウ　応急対策

実施主体	対　　策	協力依頼先
市 県(地域振興局)	農業協同組合等と相互に連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。 ・農作物の病害虫発生予防のための措置 ・病害虫発生予防等のための薬剤の円滑な供給 ・応急対策用農業用資機材の円滑な供給 ・農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導 ・種苗の供給体制の確保 ・消雪促進のための措置 ・農業用施設の応急工事等の措置	農業協同組合、農業共済組合等
県	農業用施設の被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。	全農県本部等

(2) 家畜及び家畜飼養施設

ア　被害状況の把握

実施主体	対　　策	協力依頼先
農業協同組合 農業共済組合	市と連絡をとりながら､家畜飼養者の被害状況調査等に協力する。	
市	家畜飼養者の被害状況を調査し、県に報告する。	農業協同組合、農業共済組合
県	市の協力を得ながら、被災地域の振興局、家畜保健衛生所が家畜飼養者の被害状況を現地調査する。(困難な場合は、他地域から支援)	市　全農県本部 県酪農業協同組合連合会 農業共済組合 ㈶新潟県畜産協会 ㈶新潟県獣医師会

イ　二次災害防止対策

実施主体	対　　策	協力依頼先
農業協同組合､農業共済組合	市からの指示、依頼を受け、二次災害防止対策に協力する。	
市	家畜飼養者、農業協同組合等に次の二次災害防止対策を指示する。 ・畜舎の二次倒壊防止措置 ・停電発生農場への電源供給	農業協同組合、農業共済組合

	・生存家畜の救出 ・家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民への危害防止措置	
県	二次災害防止、応急対策の調整を行う。 ・二次災害防止対策への協力 ・関係機関、団体への協力要請	市　全農県本部県酪農業協同組合連合会 農業共済組合 ㈱新潟県畜産協会 ㈱新潟県獣医師会

ウ　応急対策

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	県と連絡をとりながら、下記の応急対策を実施及び協力する。	
県	市の協力を得ながら、次の応急対策を講じる。 ○死亡・廃用家畜の処理 ・死亡家畜の受入体制確保 ・死亡家畜の埋却許可 ・傷害による廃用家畜の緊急と畜に対する検査 ・家畜廃用認定 ・家畜緊急輸送 ○家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置 ・家畜飼養者に対する衛生指導 ・被災家畜の健康診断及び畜舎消毒 ・家畜伝染病予防接種体制の確保 ○動物用医薬品及び飼料等の供給 ・動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給を要請 ・家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給を要請	新潟県化製興業(株) 福祉保健部 県食肉衛生検査センター　新潟市 農業共済組合 県家畜商協同組合 農業協同組合 農業共済組合 ㈱新潟県畜産協会 ㈱新潟県獣医師会 県動物薬品器材協会 ㈱新潟県獣医師会 全農県本部 県酪 農業協同組合連合会 飼料卸商組合 ㈱新潟県獣医師会

(3) 林産物及び林産施設

ア　被害状況の把握

実施主体	対策	協力依頼先
生産者等	市、関係団体へ被害状況及び緊急措置を報告する。また、近隣の生産者等は、県が協力依頼した関係団体と連携し、被害状況と必要な緊急措置等の情報を交換する。	関係団体
関係団体	市、県地域振興局等へ被害状況と必要な緊急措置等を報告するとともに、市、県地域振興局等と連携しながら、情報を収集する。	市、県地域振興局
市	県地域振興局等へ被害状況と必要な緊急措置等を報告するとともに、関係団体と連携しながら、被害状況を収集する。	関係団体、県地域振興局
県地域振興局	県災害対策本部へ管内の被害状況と必要な緊急措置等を取りまとめ報告するとともに、市、関係団体と連携しながら、被害情報を収集する。また、必要に応じて連絡要員を派遣する。	市、関係団体
県農林水産部	地域振興局から報告のあった被害状況及び必要な緊急措置を取りまとめるとともに、必要に応じ、さらに被害情報を収集する。また、必要に応じて連絡要員を派遣する。	市、関係団体

イ　二次災害防止

実施主体	対策	協力依頼先
生産者等	市からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。	市、関係団体
関係団体	市からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。	市、県地域振興局
市	緊急に必要があるときは、二次災害防止のため、生産者や関係団体等に対し、次の指導又は指示を行う。 ・倒木等の除去 ・林業等関係施設の倒壊防止措置 ・燃料、ガス等漏出防止措置	県地域振興局等
県地域振興局	市に対し二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給等を行う。	
県農林水産部	県地域振興局等へ二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給を行う。	

ウ　応急対策

実施主体	対策	協力依頼先
生産者 関係団体	林産物、製材品及び林業等関係施設の生産・利用の再開に向けた応急対策を講じる。	県地域振興局 関係機関
関係団体 市 県地域振興局	相互に連携し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害状況に応じ、次の応急対策を講じるとともに、生産者等への指導を行う。 ・林地に亀裂又は地すべりが生じている場合は、シートで覆う等の拡大防止措置 ・苗木・立木等及び林産物の病害虫発生予防措置 ・病害虫発生予防等のための薬剤の円滑な供給 ・応急対策用資機材の円滑な供給 ・林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導	
県農林水産部	林産施設の被害状況により必要に応じ、応急対策用資機材の供給・確保について関係機関に協力を要請する。	関係機関

(4) 水産物及び水産施設

ア　被害状況の把握

実施主体	対策	協力依頼先
市	漁業協同組合等と相互に連携して水産物及び水産施設の被害状況を把握し、被害状況を県農林水産部に報告する。	漁業協同組合等
県農林水産部	市からの報告で水産物及び水産施設の被害状況を把握し、応急対策の総合的調整を行う。また、被害状況の把握等に調査等が必要な場合は、積極的な支援を行う。	

イ　二次災害防止

実施主体	対策	協力依頼先
市	水産物及び水産施設の被害状況により必要に応じ、二次災害を防止するために自ら実施又は漁業協同組合に対し、次の指導又は指示を行う。 ・流失した養殖施設等の早期回収措置又は関係機関へ協力要請 ・養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置	漁業協同組合
県	水産施設等に対して協力要請を受けたときは、関係機関と連絡をとりながら、必要な措置を講じる。	漁業協同組合連合会

ウ　応急対策

実施主体	対策	協力依頼先
市、県	漁業協同組合等と相互に連携し、水産物及び水産施	漁業協同組合

	設の被害状況に応じ、次の緊急措置を講じ、又は関係者への指導、関係機関への協力要請を行う。 ・応急対策用水産資材の円滑な供給 ・生育に悪影響を与えると考えられる養殖物等に付着した泥を可能な限り除去する。 ・土砂又は流木等により機能低下した河川工作物に設置された魚道の機能回復を図る。	
県	施設被害の復旧に関して、急を要する場合は、市又は漁業協同組合に対し災害査定前着工の指示を行う。	

第４５節　商工業応急対策

【災害対策本部担当部】　調達部

１　計画の方針

○　基本方針

災害による企業・事業所の被害状況調査を実施し、被害件数、被害額等を把握するとともに、県へ被害状況を報告する。

また、現地相談窓口を設置し、被災中小企業の詳細な被害状況の把握と被災中小企業者の事業再開等に関する各種相談の受付や行政等の支援策を周知し、被災企業の早期復旧を図る。

各主体の責務

ア　企業・事業所

災害による事業中断を最小限にとどめるため、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するなど危機管理体制を構築し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講じる。

イ　商工団体

(ｱ) 会員・組合員等の被災状況を把握する。

(ｲ) 商工会議所は被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

(ｳ) 行政等の支援策に関する情報を会員・組合員等へ周知する。

ウ　市

(ｱ) 企業・事業所の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努め、被害状況を把握する。

(ｲ) 被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

(ｳ) 行政等の支援策について被災中小企業者等に周知する。

エ　県

(ｱ) 中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(ｲ) 商工団体、主要企業等からの聴取及び技術支援センターの現地調査等により被害状況を把握する。

(ｳ) 市を通じ中小企業の直接被害件数、被害額を把握する。

(ｴ) 被害状況、被害件数及び被害額を国に報告する。

(ｵ) 必要な関係機関に対し被災中小企業の復旧等への協力・支援を要請する。

(ｶ) 被災中小企業者のための現地相談窓口を設置する。

(ｷ) 報道機関等に対し被災地の企業・事業所の稼働状況等の適切な情報提供を行い、風評被害を防止する。

※ (ｵ)～(ｷ)は被災状況により対応

２　情報の流れ

(1) 被災地から

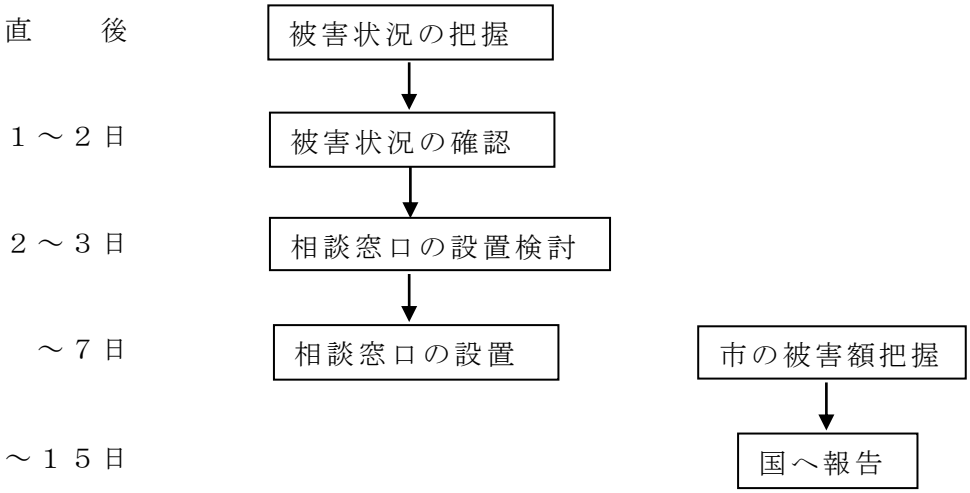
情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
商工会議所・商工団体	市	被害状況
大規模小売店舗	市	被害状況
工業団地等進出企業	市	被害状況
観光関連施設	市	被害状況
市	県	被害状況

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市・商工会議所	相談窓口の設置、支援策
市	企業・事業所	相談窓口の設置、支援策
商工会議所	企業・事業所	相談窓口の設置、支援策

３　業務の体系

☆風水害発生



４　業務の内容

(1) 被災状況の把握

実施主体	対　策	協力依頼先
市	市内の商工業の被害状況を調査し、県へ報告する。	事業所 商工会議所、商工団体
県	・県産業労働部及び観光局各課は所管する商工団体、主要企業、観光施設等から被災状況を聴取する。 ・技術支援センターは支援企業等の被災状況を確認する。 ・被災地市町村に管内商工観光業の被害状況の調査を依頼し、取りまとめる。 ・国に被害状況を報告する。	事業所 商工団体 市

(2)関係機関への協力・支援要請

実施主体	対　　策	協力依頼先
県 市	被災地の状況に応じ、関係機関に対し必要な支援、協力を依頼する。	商工団体 金融機関 機械メーカー 輸送業者

(3) 相談窓口の設置

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	被災中小企業者等の相談に応じるための現地相談窓口を設置する。	（財）にいがた産業創造機構、市、商工会議所、新潟県信用保証協会、政府系金融機関

(4) 風評被害対策

実施主体	対　　策	協力依頼先
県 市	被災地域及び被災状況について適切な情報を提供する。	報道機関 旅行代理店等

第４６節　応急住宅対策

【災害対策本部担当部】　建設部

１　計画の方針

○　基本方針

災害により住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保できない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む）を設置し被災者を受入れする。また、災害により住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者等について、住宅の応急修理を実施してその援護を推進する。この場合、市は原則として県知事の委任を受けてこれを行う。

また、住宅が滅失した被災者に公営住宅等の空家を仮住宅として提供するとともに、民間賃貸住宅への入居を希望する場合は物件情報を提供し、被災者の居住の安定を図る。

(1) 各主体の責務

ア　市の責務

(ｱ) 応急仮設住宅の建設地を選定し、県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。

(ｲ) 県から委任を受けて応急修理事務を実施する。

(ｳ) 市営住宅の空家を仮住宅として提供する。

(ｴ) 住宅の被害認定調査を実施し、早急な災害救助に努める。

イ 県の責務

(ｱ) 応急仮設住宅を設置し避難者に供与する。

(ｲ) 県から委任を受け市が実施する応急修理の事務を補助する。

(ｳ) 県営住宅の空家を仮住宅として提供する。

(ｴ) 民間賃貸住宅の物件情報等を提供する。

(2) 要配慮者に対する配慮

応急仮設住宅の建設に当たっては、グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）やサポート施設の建設など、高齢者・障がい者向けの応急仮設住宅の設置に努め、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

(3) 積雪期の対応

応急仮設住宅の設置にあたっては、冬期間の積雪や寒さ対策、結露の抑制などに努める。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

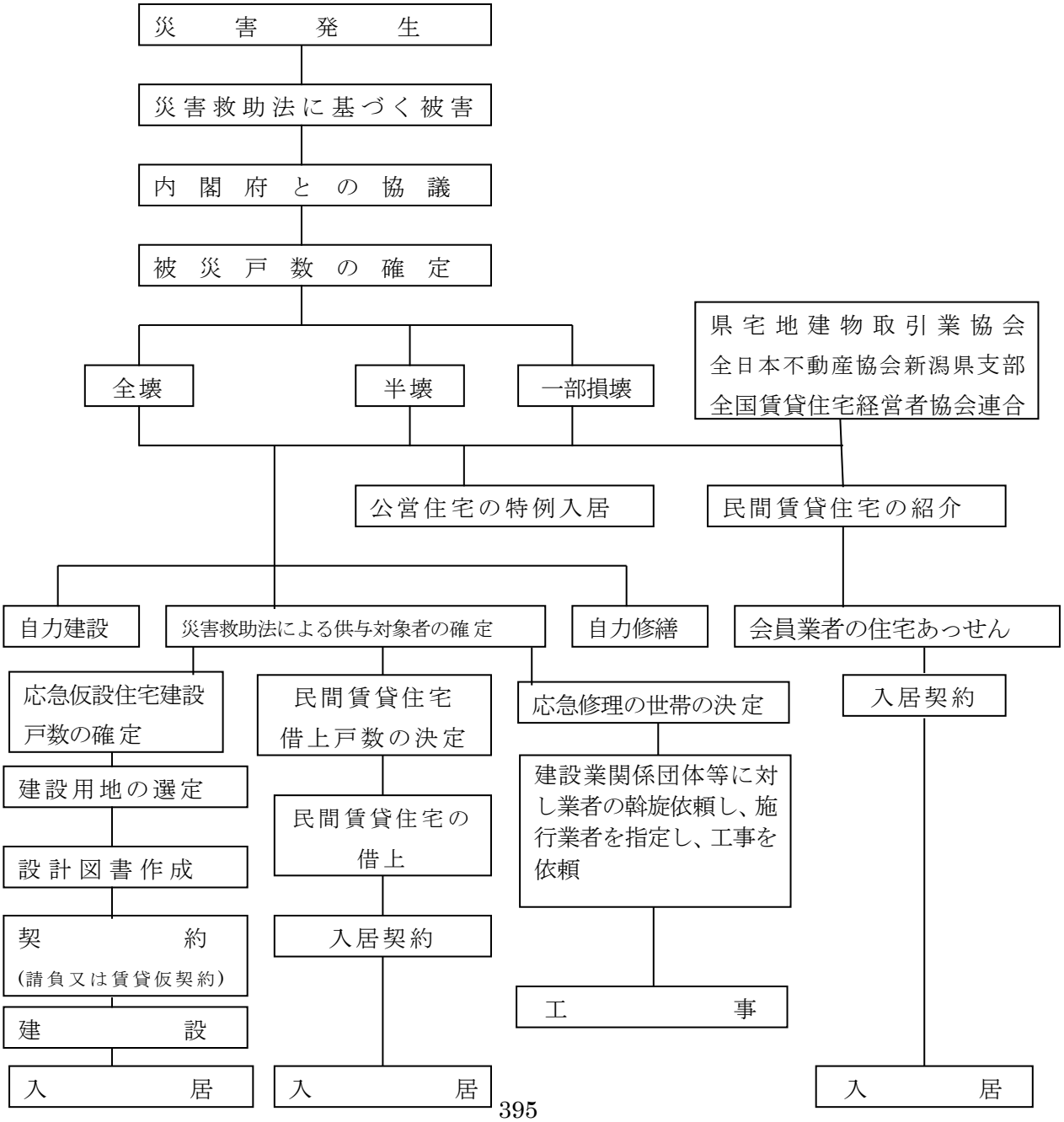
情報発信者→情報受信者		主な情報内容
被災者	市	住宅の被害状況 応急仮設住宅の入居希望 応急修理の希望

		公営住宅等の入居希望
市	県	住宅の被災戸数 応急仮設住宅の必要戸数・建設予定地 応急修理希望世帯数等

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市	応急仮設住宅の供与決定 応急修理事務の委任
市	被災者	応急仮設住宅の入居申込み手続き 応急修理の申込み手続き
県	被災者	応急仮設住宅の設置状況、応急修理制度の概要 公営住宅等の空き家情報

３　応急対策フロー図



４　被災住宅の調査

実施主体	対　　応	協力依頼先
県	災害のため家屋が被災した場合は、応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理に必要な調査を実施する。 ・市調査に基づく被災戸数（災害発生から１週間以内を目途に確定） ・被災地における住民の動向及び市の住宅に関する要望事項 ・市の住宅に関する緊急措置の状況及び予定 ・応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項 ・その他住宅の応急対策実施上の必要な事項	市
市	・災害のため被災した住宅及び宅地の調査を行うとともに応急住宅対策に関する被災者の希望を把握し、応急住宅対策の供給対象者を確定する。（災害発生から１週間以内を目途） ・住宅、宅地の被災状況 ・被災地における住民の動向 ・応急住宅対策（応急仮設住宅、応急住宅修理、公営住宅の特例入居等）に関する被災者の希望	県

５　応急仮設住宅の供与

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	１　建設による供与 (1) 建設の方針 ア　建設用地の選定 建設場所については、市があらかじめ選定しておいた建設候補地の中から生活利便施設、保健衛生、交通、教育等について考慮し、原則として公有地を優先して選定する。ただし、止むを得ない場合は、私有地を利用する。 イ　建物の規模及び費用 (ｱ) １戸当たりの建物面積及び費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。 ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、事前に内閣総理大臣に協議し、規模及び費用の調整を行う。 (ｲ) 建設資材の県外調達又は離島等で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣に協議の上、当該輸送費を別枠とする。 ウ　建設の時期 災害が発生した日から、原則として 20 日以内に着工す	市 （一社）プレハブ建築協会 （一社）新潟県建設業協会

	る。 　ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣に協議して延長する。 応急仮設住宅の供与は、災害発生から２か月以内を目途とする。 エ　二次災害への配慮 　応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 (2) 応急仮設住宅の建設方法 ア　知事は協定に基づき建設業関係団体の斡旋を受けた業者と賃貸借契約を締結し、業者に応急仮設住宅を設置させる。 　ただし、状況に応じ知事は、市長に建設を委任することができる。 イ　市長に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件を定めて行う。 (3) 協力要請 　県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、協定を締結した建設業関係団体等の協力を得て行う。 (4) 入居者の選定及び管理の委任 　応急仮設住宅の設置完了後、知事は速やかに市長と委託協定を結び、入居者の募集、選定及び管理を委任する。	
市	(1) 建設候補地の選定 ア　市は、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地として公有地を選定しておく。 　建設用地の適地としての公有地がない場合は、あらかじめその他の適地を選定し、所有者等と協議をしておく。 イ　建設時に支障が出ないよう、可能な限り、ライフラインを考慮して選定する。 (2) 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 ア　入居要件 　応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。 (ｱ) 住家が全壊、全焼又は流失した者 (ｲ) 居住する住家がない者 (ｳ) 自らの資力では、住宅を確保することができない者	

	イ　入居者の選定 　応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 ウ　管理 　県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努めるものとする。 エ　供与の期間 　入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から原則２年以内とする。	
県	２　民間賃貸住宅借上げによる供与 　被災状況を考慮し、建設型に併せて民間賃貸住宅を借上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。 　ただし、状況に応じ知事は、市長に借上げを委任することができる。 　入居要件・供与期間は、建設型に準じる。	市 （公社）新潟県宅地建物取引業協会 （公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会

６　被災住宅の応急修理

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	(1) 応急修理の対象者 ア　以下の全ての要件を満たす世帯 (ｱ) 新潟県が災害救助法による救助を実施する区域内に住家を有すること。 (ｲ) 半壊、大規模半壊又は一部損壊（準半壊）の被害を受けたこと。 (ｳ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。 (ｴ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。 ※ 応急修理を行う被災者のうち、応急修理の期間が１か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急修理中に応急仮設住宅を利用することが可能。（災害の発生の日から原則６か月）	

	イ　所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし） 災害のため住家が半壊（焼）若しくは半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、県又は市町村において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。 (2) 応急修理の範囲 屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。 (3) 応急修理の費用 応急修理に要する費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。 (4) 応急修理の期間 災害が発生した日から、原則として３か月以内に完了するものとする。（国の災害対策本部が設置された災害においては６ヶ月以内） ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣と協議の上、必要最小限度の期間を延長するものとする。 (5) 応急修理の手続 別紙「応急修理事務手続き」を参照。 (6) 制度の広報 市広報誌、市ホームページ等を通じ、分かりやすい広報を行う。	

7　公営住宅の特例使用

実施主体	対　　策	協力依頼先
県 市	ア　県及び市町村は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する（行政財産の目的外使用許可による。）。 イ　対象公営住宅は、被災地近隣の県営及び市営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、他の都道府県に提供を要請する。 ウ　県は、災害発生から３日以内を目途に、提供可能な住宅を県ホームページやマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。	県 近隣市町村

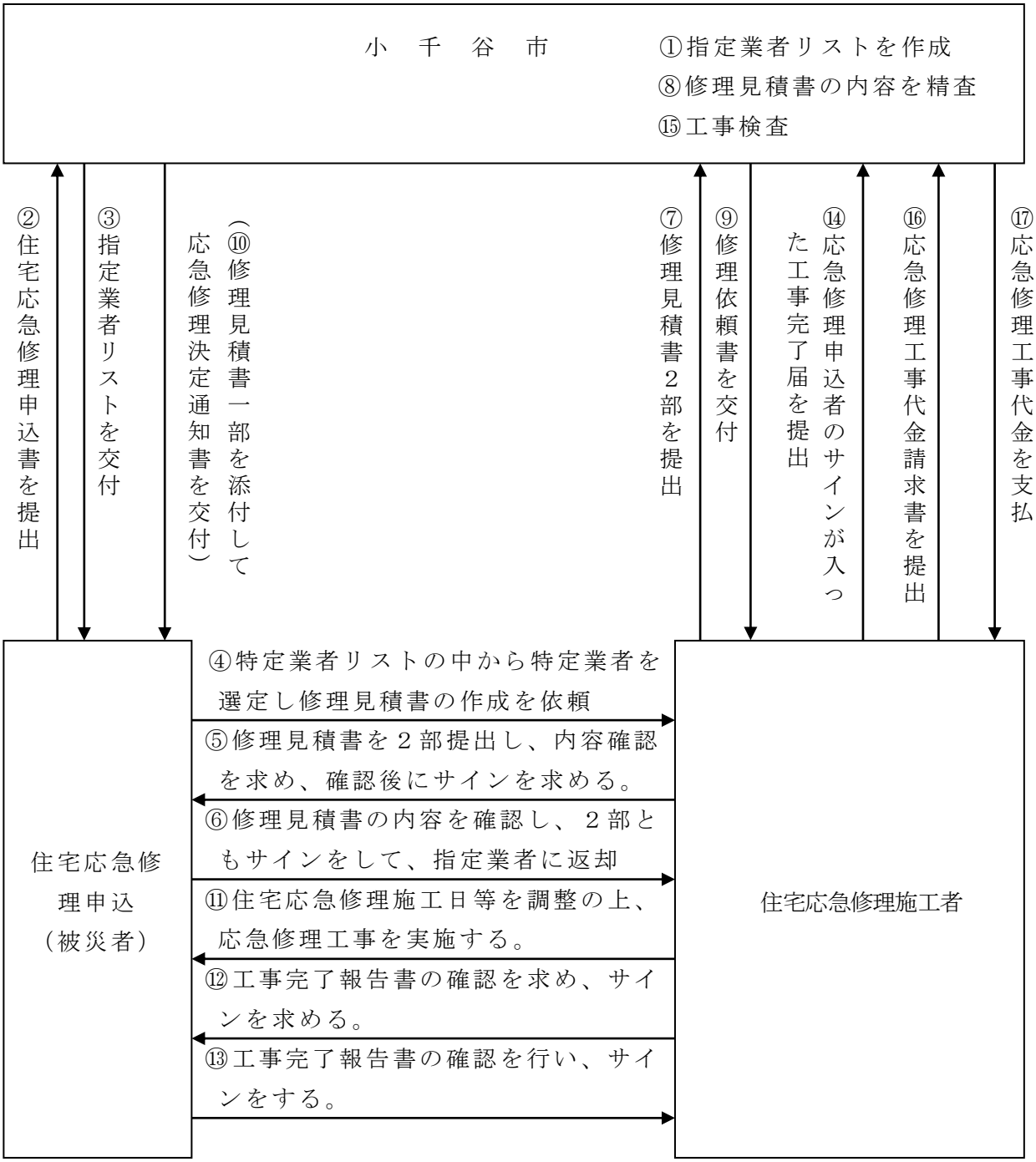
８　民間賃貸住宅の紹介・斡旋

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定及び災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定に基づき協力要請を行う。	(公社)新潟県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会新潟県本部 (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会
(公社)新潟県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会新潟県本部	県の要請を受け、会員の宅地建物取引業者に対し、被災者への媒介を行うよう協力を求める。	(公社)新潟県宅地建物取引業協会会員 （公社）全日本不動産協会新潟県本部
(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	県の要請を受け、被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供を行う。	

９　住宅建設資機材の斡旋

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	新潟木材組合連合会と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行う。 また、原木の在庫備蓄量の把握を行うとともに、新潟県森林組合連合会及び木材輸入商社・卸に対して木材の供給要請を行うほか、必要により隣接県に対して木材及び製材品の供給あっせん要請を行う。	新潟木材組合連合会 新潟県森林組合連合会 木材輸入商社・卸 隣接県

○住宅の応急修理の手続き及び流れ



※１　⑤、⑥、⑦の修理見積書には、屋根・壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。

※２　⑪、⑫、⑬の工事完了報告書には、施工中及び施工後の工事写真を添付すること。

※３　⑯応急修理工事代金請求書は、国制度、県制度ごとに別葉とすること。

第４７節　ボランティアの受入れ計画

【災害対策本部担当部】　民生部

１　計画の方針

○　基本方針

災害発生時の災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、市及び関係機関の協力により、災害ボランティアセンターの設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。

各主体の責務

ア　市社会福祉協議会

(ｱ) 災害が発生し、災害ボランティア活動の必要があるとき、市災害対策本部と協議して災害ボランティアセンターを小千谷市総合福祉センターサンラックおぢや内に設置する。

(ｲ) 災害ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、同センターを運営する。

(ｳ) 災害ボランティア活動に係る情報の受発信を行うため職員を配置し、県社会福祉協議会、市内外の支援団体などと、災害ボランティアセンター等の支援体制について調整を図る。

イ　市

(ｱ) 災害ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、同センターの運営を支援する。

(ｲ) 市災害対策本部は、ボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会をはじめ、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等の様々なボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

ウ　災害ボランティアセンター

(ｱ) 災害ボランティアセンターの運営や避難所などの施設運営にかかるボランティアニーズの把握を行う。

(ｲ) 上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関などへボランティアニーズに基づいた情報の発信を行う。

(ｳ) 駆けつけたボランティアの受入れ、登録を行う。

(ｴ) ボランティア活動を支援する救援物資の確保、仕分けを行う。

(ｵ) その他、ボランティア需要に基づいた活動を行う。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

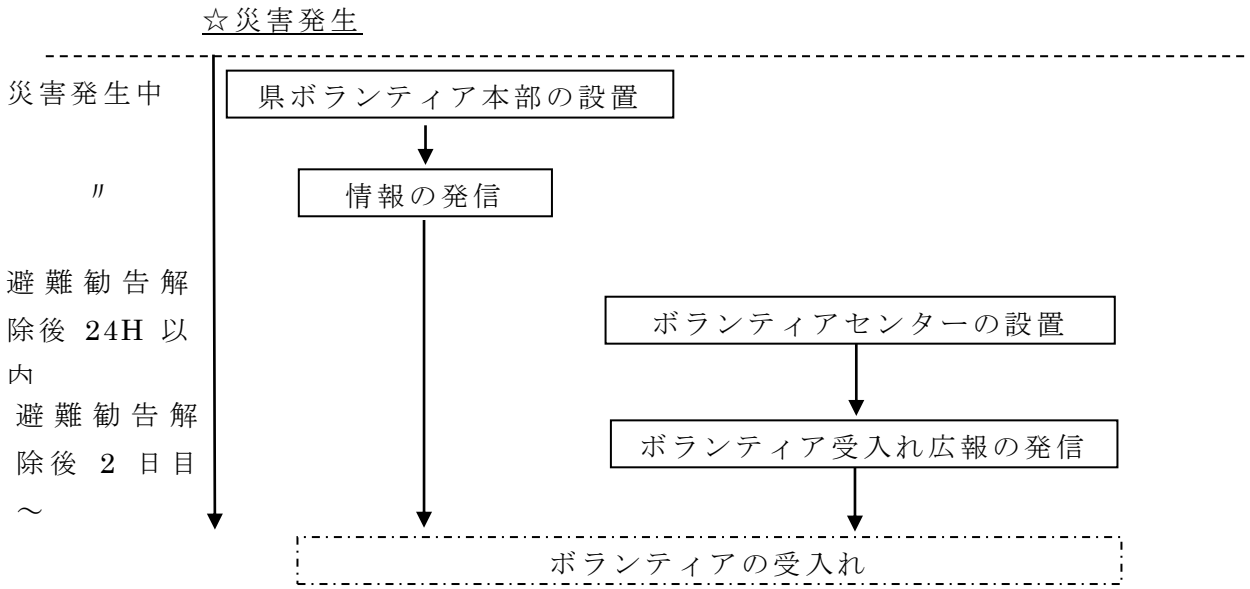
情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	災害ボランティアセンター	避難所などにおけるボランティアニーズ

災害ボランティアセンター	市	集約された被災地におけるボランティアのニーズやボランティア活動に必要な人員、資機材等のニーズ
市	他の行政機関、関係団体	〃
県	協定先企業・団体	ボランティア活動に必要な人員、資機材等のニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
協定先企業・団体	県	支援・協力予定情報
県、他の行政機関、関係団体	市	支援・協力予定情報
市	災害ボランティアセンター	支援・協力予定情報
災害ボランティアセンター	避難所、避難者	支援・協力予定情報

３　業務の体系



４　業務の内容

(1) 災害ボランティアセンターの運営

実施主体	対　　策	協力依頼先
市社会福祉協議会	・災害ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援 ・災害ボランティアセンター運営に係る資機材の提供 ・運営に係る統括及び資金管理	県社会福祉協議会 被災地以外の市町村社会福祉協議会

市	・災害ボランティアセンター運営に係る資機材の提供 ・災害ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援	市外の行政機関
新潟県災害ボランティア支援センター	・災害ボランティアセンターに本部員を派遣し運営を支援	全国 他県社会福祉協議会
県内ＮＰＯ 日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会	・災害ボランティアセンターに会員等を派遣し運営を支援	県内外のＮＰＯ等

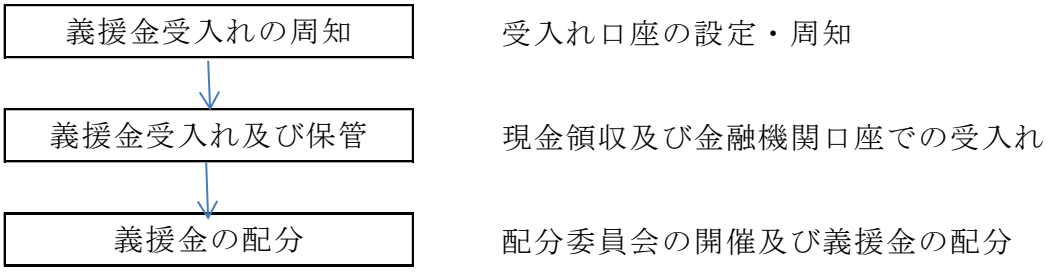
第４８節　義援金の受入れ・配分計画

【災害対策本部担当部】　○民生部、総務部

１　計画の方針

大規模な災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金について、その受入れ体制並びに配分方法等を定め、確実、迅速に被災者に配分する。

２　義援金品の受け入れ、配分フロー図



３　義援金受入れの周知

市は、義援金の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、県等に連絡するとともに、ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表する。

(1) 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

(2) 受入窓口

４　義援金の受入れ及び保管

市は、次により義援金を受け入れる。

(1) 受入窓口

ア　一般からの義援金の受入窓口は、民生部（福祉課）とする。

イ　国又は地方公共団体等から市長あての見舞金の受入窓口は、総務部（総務課）とする。

(2) 現金の受入れ

ア　一般から現金領収した義援金は、寄託者等へ現金領収書を発行し、民生部受付用の口座に入金する。

イ　国又は地方公共団体等から市長あての見舞金は、総務部受付用の口座に入金する。

(3) 義援金の管理

ア　一般からの義援金は、総務部（総務課）が管理する。

イ　国又は地方公共団体等から市長あての見舞金は、総務部（総務課）が歳入として管理する。

５　義援金の配分

(1) 義援金配分委員会の設置

市は、県、義援金受入団体及び寄託者等に寄託された義援金について、「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。

(2) 義援金配分委員会の選任

配分委員会の委員は、市議会関係者、地域関係者、福祉関係者、学識経験者及び行政関係者等の中から選任する。

(3) 配分計画

義援金配分委員会は、義援金受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

第４９節　義援物資対策

【災害対策本部担当部】　調達部

１　計画の方針

全国から寄せられる大量の義援物資について､その受入れ体制及び保管方法等を定め、被災者ニーズに沿った物資を確実、迅速に現地へ配送する。

ただし、不特定多数からの小口の義援物資については、仕分け、保管等に多大な労力及び時間が必要となるため、被災地が支援を求めた真に必要なもの以外は原則として受け入れず、可能な限り義援金での支援を呼びかける。

また、義援物資が被災地に与える影響について、被災地以外の人々に実情を正しく理解してもらうことの情報発信を行う。

(1) 各主体の責務

ア 市の責務

(ｱ) 避難所の配置職員により、必要な物資・数量を把握し、現地への直接輸送（搬送）を促す。

(ｲ) 早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配付を行う。

(ｳ) ＮＰＯ等と協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

イ 県の責務

(ｱ) 避難人数、避難場所等の情報提供を行い現地に物資が直接届くよう要請する。

(ｲ) インターネット、報道機関等を通じて、「必要なもの」「充足しているもの」の情報を、発災６時間後を目安に全国へ発信する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
被災者、避難所、町内会 NPO、ボランティア等	市	被災者ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ
市	協定先企業・団体	調達要請
市	国民	物資取扱方針
県	協定先企業・団体	調達要請
県	国民	物資取扱方針

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市	被災者、避難所、町内会、NPO、ﾎﾞﾗﾝﾃｲｱ等	供給情報（品目・数量等）
県	市	供給予定情報

３　業務の体系

☆風水害発生

	(提供申出対応)	(情報発信)	(情報収集)	
直後 ～6時間後	物資受入方針に基づく電話、ﾒｰﾙ、FAX対応	物資取扱方針情報	被災地状況 被災地ﾆｰｽﾞ	交通情報
1日目～	物資受入方針に基づく電話、ﾒｰﾙ、FAX対応	被災地ﾆｰｽﾞ、要求、調達情報、交通情報	被災地ﾆｰｽﾞ 物資受入状況	交通情報
災害対策本部縮小時期	電話対応（申出のお礼、受入停止の説明）	義援物資受入の停止宣言	被災地ﾆｰｽﾞ	

４　業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	対　策	協力依頼先
市災害対策本部	・最新の被災地ニーズ、物資在庫量及び提供申出者からの提供可能量の把握 ・配送等に係る道路、交通情報の把握	市、 提供申出者、 県災害対策本部（生活基盤対策部）、 NPO、 ボランティア

(2) 情報発信

実施主体	対　策	協力依頼先
市災害対策本部	物資取扱いに係る基本方針 ・被災地ニーズ ・被災地状況 ・市の受け入れ方針等をいち早く、市ホームページやマスコミを通じて情報発信する。	報道機関

(3) 義援物資提供の受付対応

実施主体	対　策	協力依頼先
市災害対策本部	・被災地が必要としているもの、必要量、送付場所及び送付方法を的確に知らせる。	提供申出者

(4) 義援物資の配布

実施主体	対　　策	協力依頼先
市	・市へ送付された救援物資を受入れ、保管する。 ・避難者の物資需要を把握する。 ・避難者に物資を配布する。	
県	・県へ送付された救援物資を受入れ、保管する。 ・市からの調達要請物資を集約する。 ・保管中の救援物資で供給可能なものを選別する。 ・トラック協会へ輸送を依頼する。	
トラック協会	・県からの要請に基づき物資を輸送する。	

第５０節　災害救助法による救助

【災害対策本部担当部】　防災安全部

１　計画の方針

○　基本方針

災害救助法（以下「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きいことから、法適用の必要が認められた場合は速やかに所定の手続きを行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

(1) 各主体の責務

ア　市の責務

市は、県が救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、県が実施する救助の補助を行う。

イ　県の責務

県は政令で定める程度の災害が発生した市の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。また、必要に応じて職員を被災市へ派遣する。

ウ　日本赤十字社

日本赤十字社は、市及び県が実施する救助に協力する。

(2) 達成目標

法を適用すべき災害が発生した場合は迅速に法を適用し、被害の拡大防止に努め、被災者の保護と社会秩序の保全に全力を尽くす。

(3) 積雪期の対応

ア　法の適用

県の運用基準に基づき、迅速に法を適用する。

イ　要配慮者への配慮

屋根の雪下ろし作業について、別記豪雪対応における要配慮者の広域支援体制により支援を行う。

(4) 広域避難への配慮

県は被災状況により、県内他市町村や県外へ避難者が生じる場合、避難先において必要な応急救助が行われるよう配慮する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
被災者	市	被害情報、被災者のニーズ
市	県	被害情報、法適用の要請
県	国	被害情報、法適用相談等

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
国	県	法適用に際しての技術的助言
県	市	法適用決定、救助事務の委任
市	被災者	法適用決定

３　業務の体系

	内閣府	県	市
災害発生			
被害状況把握	照会 →	照会 →	情報収集
		← 報告	← 報告
法適用検討		打診 →	
	助言 ←	相談	← 要請
法適用決定	←	**決定・報告**	
法適用後	関係機関周知	適用通知 →	
		事務委任通知 →	
		県報公示	
		救助実施	救助実施

４　災害救助法の適用

(1) 知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法第２条第９項第１号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。(法第１条)

(2) 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。(法第１３条第１項､県法施行細則第１７条)

(3) 市長は、上記(2)により市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。(法第１３条第２項、県法施行細則第１７条)

(4) 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議する。(県法施行細則第３条)

５　災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

法による救助は次により行う。

ア　適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ　同一災害によることを原則とする。

例外として

(ｱ) 同時点又は相接近して異なる原因による災害

(ｲ) 時間的に接近して、市内の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

ウ　市又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

次のア～オのいずれかに該当する場合は、法を適用する。

ア　市内の住家滅失世帯数が６０世帯以上であるとき。

イ　県下の住家滅失世帯数が２，０００世帯以上であって、市内の住家滅失世帯数が３０世帯以上であるとき。

ウ　県下の住家滅失世帯数が９，０００世帯以上であって、市内の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ　災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令に定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ　多数の者が生命又は身体に危害を受け､又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

６　災害救助法が適用されない場合の救助

市長は、法が適用されない災害に際して、小千谷市災害救助条例の定めるところにより、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護を図る。この場合、市長は、被害の程度が新潟県災害救助条例に定める適用基準に該当し、その適用を受けようとするときは、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議する。

（○適用協議書様式・・・・・資料編２９３Ｐ）

(1) 市災害救助条例

ア　適用基準

(ｱ) 住家が滅失した世帯数が１５世帯以上に達した場合

(ｲ) 上記(ｱ)の基準に達しないが多数の世帯の住家が滅失し、市長が特に必要と認めた場合

(ｳ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合

イ　救助の種類等

(ｱ) 避難所の設置

(ｲ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(ｳ) 被服、寝具その他生活必需品の給与

(ｴ) 被災者の救出

(ｵ) 応急仮設住宅の供与
(ｶ) 被災した住宅の応急修理
(ｷ) 障害物の除去
※　上記のうち(ｵ)、(ｶ)及び(ｷ)の救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。

ウ　救助の程度、方法及び期間は、本節第４項の範囲内において行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合には、救助の期間を延長して行うことができる。

(2) 県災害救助条例

ア　適用基準
(ｱ) 本市の住家の滅失した世帯数が３０世帯以上である場合
(ｲ) 知事が特に必要と認めた場合

イ　救助の種類等
(ｱ) 炊き出しその他による食品の給与
(ｲ) 被服、寝具その他生活必需品の給与
(ｳ) 応急仮設住宅の供与
(ｴ) 被災した住宅の応急修理
(ｵ) 被災者の救出
(ｶ) 知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者に対する金銭の支給
(ｷ) (ｳ)及び(ｴ)の救助は、生活困窮者を対象として行うものとする。

ウ　救助の程度、方法及び期間は、県災害救助条例施行規則第５条に定めるとおりとする。